

登録有形文化財

# 勝 沼 堤 堤

勝沼堰堤公園整備事業に伴う発掘調査報告書

2006.3

山梨県教育委員会  
山梨県土木部



1. 調査前 全景（ラジコンヘリコプターにより2004.8.2撮影）



2. 調査前 北から（2004.7.15撮影）

図絵2



1. 調査後 全景（ラジコンヘリコプターにより2004.10.16撮影）



2. 調査後 北から（2004.10.15撮影）



1. 調査後 上流から（ラジコンヘリコプターにより2004.10.16撮影）



2. 川裏石垣下部溝  
(ラジコンヘリコプター  
により2004.10.16撮影)

図絵4

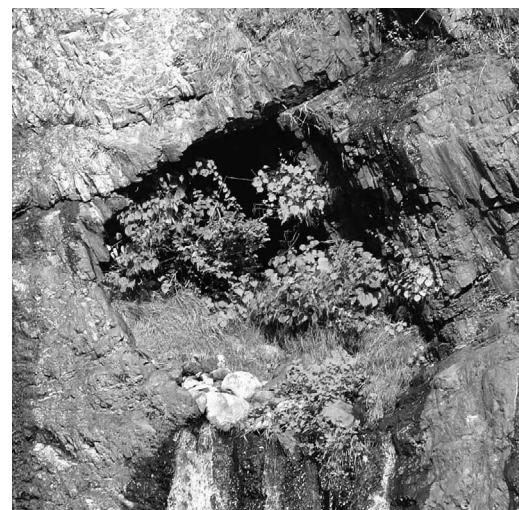


1. 下流から俯瞰（ラジコンヘリコプターにより2004.10.16撮影）※左下柏尾発電所



2. 祇園の滝  
(ラジコンヘリコプターにより  
2004.10.16撮影)

3. 隧道出口  
(2004.7.13撮影)





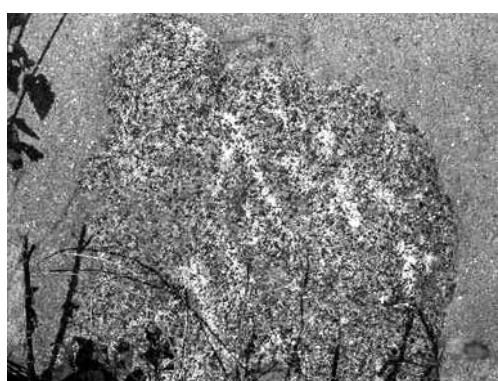
## 1. 勝沼堰堤銘板



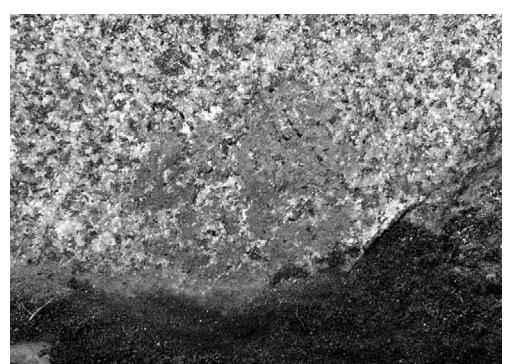
## 2. マーク1



### 3. 建設時レヴェル標識 – XXXV



#### 4. マーク2



## 5. マーク3

## 口絵6



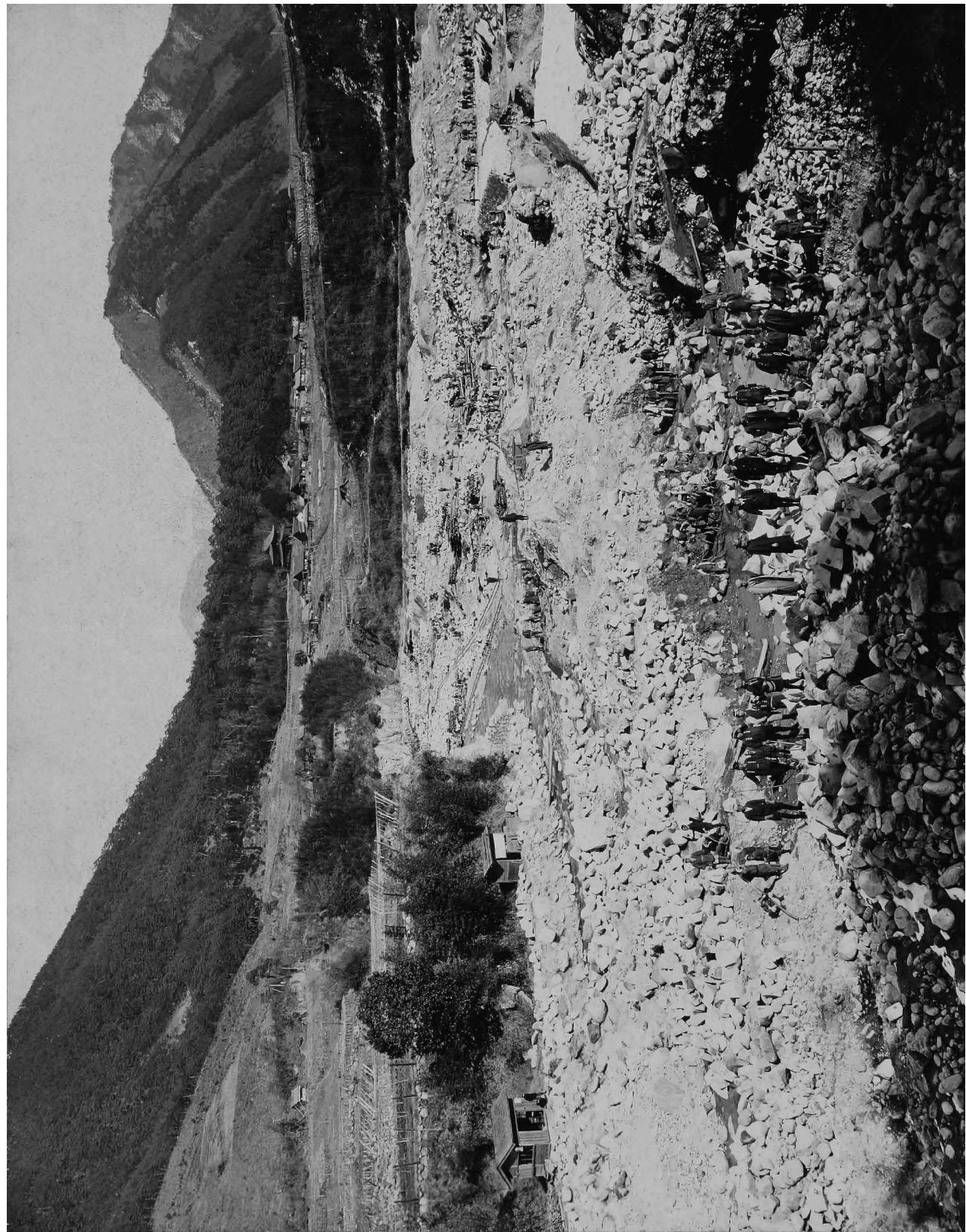
### 出土遺物

溝出土 (1・2)

川裏石垣下部溝出土

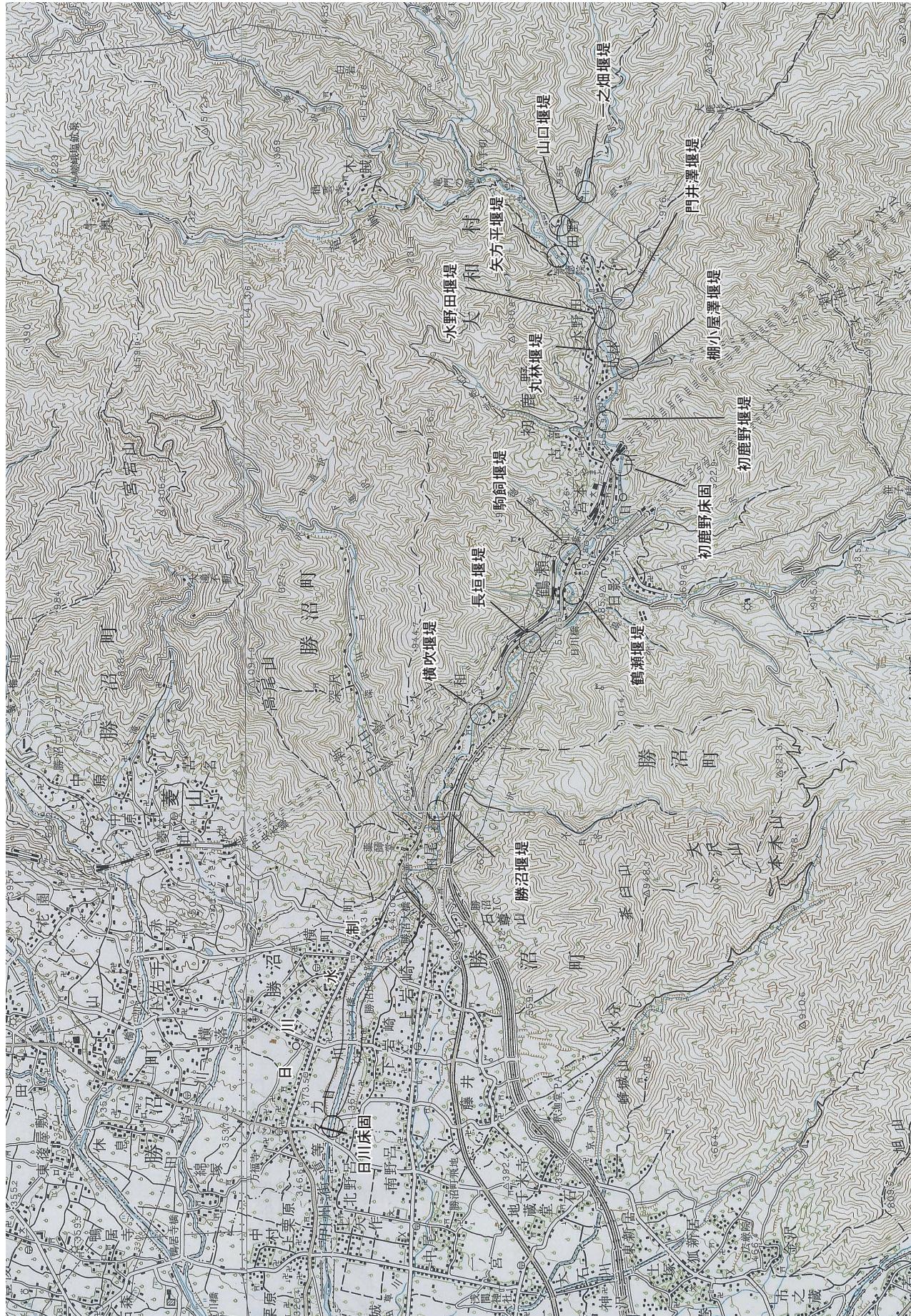
(3~7)

石張上出土 (8~39)



日川水制工事写真（甲州市教育委員会所蔵）

## 口経8



位置図 (1/25,000)

## 序

本書は、山梨県土木部による砂防環境整備事業における砂防学習ゾーンとしての公園整備に伴い、平成16年度に山梨県埋蔵文化財センターが発掘調査を実施した登録有形文化財勝沼堰堤の調査報告書です。

勝沼堰堤は、大正時代に内務省が日川の中流域に建設した砂防堰堤です。明治43（1909）年の大水害を機に策定された第一次治水計画により、翌年から富士川流域砂防工事が日川流域を対象に開始されました。日川流域における直轄砂防工事は、まず山間部から盆地の平坦部へ流れ出た日川両岸の74カ所に水制を建設し、大正4（1915）年より山間部の出口にあたる現在の甲州市勝沼町勝沼地先に勝沼堰堤を築きました。また、この工事の効果を維持するため上流に堰堤を4基建設しました。さらに、大正12（1923）年の関東大震災による山地崩壊の影響に伴い、上流に堰堤を8基築いたほか、床固を4基設置し、昭和9（1934）年に日川流域における直轄砂防工事が終了しました。

今回の発掘調査は、調査前に堰堤の上に営まれていた葡萄畠の砂を除去し、堰堤の残存状況や構造の把握など、整備に向けての資料を得るためのものです。調査の結果、旧河道を締め切った川表石垣や川裏石垣、あるいは両石垣の間にある石張や溝などが検出されました。両石垣の基礎として施工されたコンクリート壁に関しては、堤体の安定を損なうという理由により露出させるための掘削を行いませんでしたが、建設当初の堰堤の姿や補修工事の様子を確認することができました。直轄砂防工事の概要は『土木學會誌』や『富士川流域工事報告書』にも記載されており、堰堤に刻まれている銘板やレベル標識からも当時の様子をうかがい知ることができます。

今回の発掘調査の成果が、急勾配の河川においてコンクリートを使用した近代的な砂防工事の歴史を紐解く契機となり、また、砂防環境整備事業における公園の整備が勝沼堰堤のもつ歴史的価値を伝える場として活用されることを大いに期待するところです。

末筆ではありますが、今回の調査に際しまして様々なご協力をいただきました関係機関並びに関係者の皆様に厚く御礼を申し上げます。

平成18年 3月

山梨県埋蔵文化財センター  
所長 渡辺 誠

## 例 言

- 1 本書は、山梨県甲州市勝沼町勝沼3466-2外・大和町初鹿野2804-3外の登録有形文化財勝沼堰堤の公園整備事業に伴う発掘調査報告書である。なお、甲州市は平成17年11月1日に塩山市・勝沼町・大和村が市町村合併して誕生した。
- 2 本調査は、勝沼堰堤公園整備事業に伴うもので、山梨県土木部より委託を受け、山梨県埋蔵文化財センターが実施した。
- 3 本書の執筆・編集は、田口明子・鶴田博（調査研究課第一担当）が担当した。
- 4 発掘調査に係る図面・写真等の諸記録および出土遺物は山梨県埋蔵文化財センター・山梨県立考古博物館が保管している。
- 5 発掘調査及び整理作業に係る調査組織は以下のとおりである。

発掘作業員 相澤淑美、雨宮久美子、今津武男、遠藤実雄、加賀美昌友、功刀慎也、黒瀬信子、小菅春江、千野富子、戸田ひろ、根津育美、早川泰央、原田みゆき、宮久保あさの

整理作業員 小菅春江

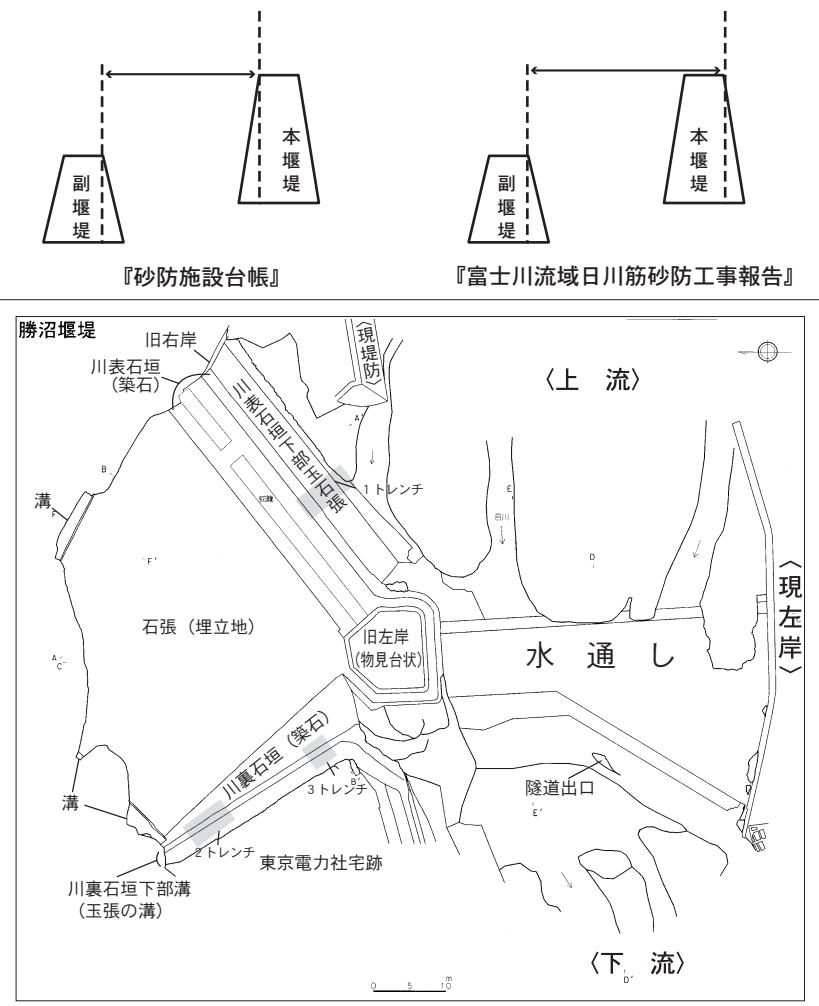
- 6 下記の業務は委託して実施した。

表土除去：有限会社手塚建材興業、基準点設置測量：昭和測量株式会社、空中写真撮影と3次元データ取得のためのレーザー測量及び図化：株式会社フジテクノ

- 7 発掘調査および報告書作成にあたり多くの方々からご教示をいただいた。ここに記して感謝の意を表する。

室伏 徹（甲州市（旧勝沼町）教育委員会）、北河大次郎（文化庁）、大和村（現甲州市）、国土交通省関東地方整備局富士川砂防事務所、（社）土木学会附属土木図書館、佐藤 正、長田義己（順不同 敬称略）

- 8 附図24～35の表は、『砂防施設台帳』（富士川砂防事務所所蔵）を基本資料とし、保存状況・補修状況・破損状況は『塩山建設部03-0092』によるものを基にした。着工・竣工期日は『富士川流域日川筋砂防工事報告』による。着工・竣工期日と工事費には、本堰堤のみではなく、副堰堤、捨石工などの付属工事も含む。銘板の位置は現地で実見した。本副間距離が『富士川流域日川筋砂防工事報告』と異なるのは、測点の違いによる。
- 9 本文中の勝沼堰堤の各部の名称は右図のとおりとする。
- 10 図版26～31の写真12枚は（社）土木学会附属土木図書館所蔵の『内務省東京土木出張所直轄河川工事記念帖』「勝沼工場部内」からの転載である。
- 11 引用・参考文献は、重複するものが多いために巻末にまとめて掲載した。



## 目 次

口絵

序

例言

第1章 調査の経緯と経過 ..... 1

  第1節 調査に至る経緯

  第2節 調査の経過

第2章 位置と環境 ..... 2

  第1節 地理的環境

  第2節 歴史的環境～近代日本の河川行政と富士川流域日川筋の砂防事業～

第3章 勝沼堰堤 ..... 4

  第1節 発掘調査

  第2節 工事概要

第4章 日川水制 ..... 9

  第1節 工事概要

  第2節 現況

第5章 上流堰堤群（12基）および床固（4基） ..... 11

  第1節 上流堰堤群（12基）

  第2節 床固（4基）

第6章 資料 ..... 15

  第1節 「富士川流域日川及御勅使川筋砂防工事概況報告（自明治四十四年度至昭和八年度）」

  第2節 「富士川流域日川筋砂防工事報告（自明治四十四年度至昭和六年度）」

  第3節 新聞記事よりみた日川の治水について

第7章 まとめ ..... 49

  第1節 日川水制について

  第2節 勝沼堰堤と上流堰堤群について

表1 日川水制

表2 日川・初鹿野床固諸元値

第1図 山梨県内富士川流域河川図

第2図 大日本帝国陸地測量部明治21年測図43年改訂版「勝沼」2万分の1地形図復刻版より

第3図 日川水制現況図（甲州市教育委員会）

第4図 日川平面図・縦断面図（蒲孚 大正11年「論説報告日川砂防工事」『土木學會誌』第八卷第五號より）

第5図 勝沼堰堤平面図・断面図（蒲孚 大正11年「論説報告日川砂防工事」『土木學會誌』第八卷第五號より）

第6図 1～3 トレンチ土層図（S = 1 / 4 0）

第7図 勝沼堰堤平面図（S = 1 / 5 0 0）

図版1 登録有形文化財プレート・登録証

図版5 川裏石垣・溝

図版2 下流から全景（ラジコンヘリコプターにより  
2004. 10. 16撮影）

図版6 溝・川裏石垣下部溝

図版3 銘板と水位計

図版8 左岸護岸・旧川右岸（川表石垣の東端）

図版4 建設時レヴェル標識・竜神

図版9 川表石垣と下部玉石張

図版10	横水位計・×・ドリル痕・矢穴	図版21	一之畠堰堤
図版11	日川水制 (1)	図版22	山口堰堤
図版12	日川水制 (2)	図版23	門井澤堰堤
図版13	横吹堰堤	図版24	棚小屋澤堰堤
図版14	長垣堰堤	図版25	初鹿野床固
図版15	鶴瀬堰堤	図版26	(社) 土木学会附属土木図書館所蔵写真 (1)
図版16	駒飼堰堤	図版27	(社) 土木学会附属土木図書館所蔵写真 (2)
図版17	初鹿野堰堤	図版28	(社) 土木学会附属土木図書館所蔵写真 (3)
図版18	丸林堰堤	図版29	(社) 土木学会附属土木図書館所蔵写真 (4)
図版19	水野田堰堤	図版30	(社) 土木学会附属土木図書館所蔵写真 (5)
図版20	矢方平堰堤	図版31	(社) 土木学会附属土木図書館所蔵写真 (6)

- 附図 1 勝沼堰堤平面図・断面図C-C' (S = 1/200)  
 附図 2 勝沼堰堤土層図A-A'、断面図B-B'・F-F' (S = 1/100・1/200)  
 附図 3 勝沼堰堤断面図D-D'・E-E' (S = 1/200)  
 附図 4 勝沼堰堤川裏石垣立面図・水通し立面図 (S = 1/100・1/200)  
 附図 5 勝沼堰堤銘板と水位計・建設時レヴェル標識 (S = 1/20)  
 附図 6 富士川流域砂防工事平面図其一

- (内務省東京土木出張所 昭和9年『富士川流域日川筋砂防工事報告（自明治四十四年度至昭和六年度）』より)
- 附図 7 日川水制（『砂防施設台帳 御勅使川、日川、大柳川、小柳川』富士川砂防工事事務所より）  
 附図 8 勝沼堰堤（『砂防施設台帳 御勅使川、日川、大柳川、小柳川』富士川砂防工事事務所より）  
 附図 9 長垣堰堤（『砂防施設台帳 御勅使川、日川、大柳川、小柳川』富士川砂防工事事務所より）  
 附図10 鶴瀬堰堤（『砂防施設台帳 御勅使川、日川、大柳川、小柳川』富士川砂防工事事務所より）  
 附図11 丸林堰堤（『砂防施設台帳 御勅使川、日川、大柳川、小柳川』富士川砂防工事事務所より）  
 附図12 山口堰堤（『砂防施設台帳 御勅使川、日川、大柳川、小柳川』富士川砂防工事事務所より）  
 附図13 棚小屋澤堰堤（『砂防施設台帳 御勅使川、日川、大柳川、小柳川』富士川砂防工事事務所より）  
 附図14 門井澤堰堤（『砂防施設台帳 御勅使川、日川、大柳川、小柳川』富士川砂防工事事務所より）  
 附図15 横吹堰堤（『砂防施設台帳 御勅使川、日川、大柳川、小柳川』富士川砂防工事事務所より）  
 附図16 矢方平堰堤（『砂防施設台帳 御勅使川、日川、大柳川、小柳川』富士川砂防工事事務所より）  
 附図17 日川第2床固（『砂防施設台帳 御勅使川、日川、大柳川、小柳川』富士川砂防工事事務所より）  
 附図18 初鹿野第一・第二床固（『砂防施設台帳 御勅使川、日川、大柳川、小柳川』富士川砂防工事事務所より）  
 附図19 日川床固（『砂防施設台帳 御勅使川、日川、大柳川、小柳川』富士川砂防工事事務所より）  
 附図20 初鹿野堰堤（『砂防施設台帳 御勅使川、日川、大柳川、小柳川』富士川砂防工事事務所より）  
 附図21 駒飼堰堤（『砂防施設台帳 御勅使川、日川、大柳川、小柳川』富士川砂防工事事務所より）  
 附図22 水野田堰堤（『砂防施設台帳 御勅使川、日川、大柳川、小柳川』富士川砂防工事事務所より）  
 附図23 一之畠堰堤（『砂防施設台帳 御勅使川、日川、大柳川、小柳川』富士川砂防工事事務所より）  
 附図24 長垣堰堤現況図  
 附図25 鶴瀬堰堤現況図  
 附図26 丸林堰堤現況図  
 附図27 山口堰堤現況図  
 附図28 棚小屋澤堰堤現況図  
 附図29 門井澤堰堤現況図  
 附図30 横吹堰堤現況図  
 附図31 矢方平堰堤現況図  
 附図32 初鹿野堰堤現況図  
 附図33 駒飼堰堤現況図  
 附図34 水野田堰堤現況図  
 附図35 一之畠堰堤現況図

# 第1章 調査の経緯と経過

## 第1節 調査に至る経緯

山梨県教育委員会が国庫補助を受けて平成7・8（1995・1996）年度に実施した近代化遺産（建造物等）総合調査は、平成9（1997）年3月に『山梨県の近代化遺産～山梨県近代化遺産総合調査報告書～』という形でまとめられた。その中に勝沼堰堤も含まれており、上記報告書には「山梨県と水害との関係は切っても切れないものであり、その歴史を認識する上でも貴重な物件である」と記されている。また、勝沼堰堤は建設当初の状態がみられ、人工の建造物でありながら自然との調和がなされていることが評価され、平成9年5月に「国土の歴史的景観に寄与しているもの」として文化財登録原簿に登録された（登録番号第19-0005号）（図版1）。

一方、山梨県土木部砂防課では、勝沼堰堤を含む日川流域の砂防の技術を学習することができる環境整備計画を立案し、砂防学習ゾーンとしての公園整備事業に関する協議が開始された。平成12（2000）年度には日川砂防環境整備事業検討会が開催され、歴史的景観を生かした砂防学習ゾーンの整備方法について討議された。その後、2カ年にわたって実施設計や地質調査が行われ、それらを基に平成15（2003）年度に協議が複数回重ねられた。その結果、堰堤の上にあった葡萄畠の砂や北側の崖際に堆積している砂礫を除去し、堰堤の残存状況や構造の把握など、整備に向けての資料を得るために発掘調査を平成16（2004）年度に実施することとなった。

平成16年度に入り、調査範囲の確定と搬出する土量を計算するための試掘調査を6月に実施し、発掘調査を8月2日から開始した。約4ヶ月間の調査期間を経て、平成16年11月30日をもって現地における調査を終了した。その後、関連した図面の作成や原稿執筆などの本格的な整理・報告書作成作業を行った。

なお、勝沼堰堤公園整備事業は平成17年度以降も引き続き行われ、平成18年度に砂防学習ゾーンとしての公園整備が完了する予定となっている。

最後に、今回の発掘調査に関わる法的な手続きを記しておく。

平成16年8月2日 文化財保護法第58条の2に基づく発掘通知を山梨県教育委員会教育長に提出。

## 第2節 調査の経過

発掘調査の諸準備を平成16年4月上旬より行い、8月2日から調査に着手した。重機で堆積した砂や礫を取り除いた後、石が敷かれた堰堤の姿を人力にて露出させる作業を中心に行った。東京電力株式会社柏尾発電所が調査地点に隣接しており、砂塵の飛散が想定されたので、散水等で対応した。また、調査期間中に台風による雨や風の影響を受け、当初予定した期間を1ヶ月延長し、11月30日に発掘調査を終了した。

発掘調査の経過について抄録をあげる。

- 平成16年 4月13日 峡東地域振興局塩山建設部河川砂防担当・県教育委員会学術文化財課・県埋蔵文化財センターによる現地協議を実施する。
- 6月 9日 調査範囲の確定と搬出する土量を計算するための試掘調査を実施する（9・10・15日）。
- 8月 2日 発掘調査に着手する。調査前の空中写真撮影を行う（委託事業）。
- 3日 発掘調査用の基準点測量を行う（委託事業）。
- 10月16日 空中写真撮影を行う（委託事業）。2004年度上半期遺跡調査発表会において調査経過を発表する。
- 11月10日 空中写真撮影・レーザースキャン方式による三次元測量を開始する（委託事業）。
- 30日 発掘調査を終了する。

## 第2章 位置と環境

### 第1節 地理的環境（口絵8、第1・2図、附図6）

登録有形文化財勝沼堰堤は、国の直轄砂防工事として内務省東京土木出張所が大正年間に日川の中流域に築いた砂防堰堤で、甲府盆地の東縁に位置する甲州市勝沼町と大和町の境にある。標高は堰堤の最も高い箇所で約460mである。堰堤の北側には一般国道20号と中央線が東西方向に走り、同様に南側には中央自動車道が通っている。国道20号は江戸時代に五街道のひとつとして整備された甲州道中とほぼ同じルートを辿っており、荷物の輸送路としても栄えた街道である。笛子峠を西へ下ると駒飼、鶴瀬、勝沼の各宿を通過するが、鶴瀬宿の手前より日川に沿うように進んでいく。また、中央線は明治36（1903）年に八王子甲府間で開通した。明治29（1896）年から6年かけて開通した笛子トンネルを抜けるとすぐに日川鉄道橋を渡り、深沢隧道までの約2kmは日川に沿うように敷設された。このことにより東京方面への大量輸送が可能となり、周辺地域の経済に大きな影響を与えた。堰堤の西側には大正12（1923）年5月から運転が開始された東京電力株式会社柏尾発電所がある。さらに、西側約1kmの距離には本堂が国宝に指定されている真言宗智山派の柏尾山大善寺がある。大善寺より西側は甲府盆地が広がり、東側は大菩薩嶺（2,057m）、砥山（1,604m）、源次郎岳（1,477m）、黒岳（1,988m）、滝子山（1,590m）といった急峻な山地を形成している。

勝沼堰堤が築かれた日川は流路延長約28kmの一級河川である。大菩薩嶺に源を発し、源次郎岳と黒岳の間にある断層線に沿って南流し、曹洞宗の天童山景德院（甲州市大和町田野）付近より西流する。焼山沢、大蔵沢、曲り沢、雨沢、門井沢、棚小屋沢、深沢川などの支川や小さな沢を合わせながら山間部を流れ、堰堤から1kmほど下ったあたりより甲府盆地へと入る。さらに1kmほど下ると祝橋（昭和6（1931）年建設のコンクリートアーチ橋で、平成9（1997）年5月に登録有形文化財登録）があり、右岸には国指定史跡勝沼氏館跡がみえる。さらに西流し、山梨市一町田中地先で甲府盆地を南西方向に流れる笛吹川に合流する。

日川流域の地質をみると、上流部では新第三紀の花崗岩類や閃緑岩類が分布し、堰堤付近では白亜紀～古第三紀の瀬戸川層群に属する粘板岩が分布している。また、下流域をみると、日川の流れによる礫、砂、泥などの堆積物が分布している。

### 第2節 歴史的環境～近代日本の河川行政と富士川流域日川筋の砂防事業～

日川は富士川水系に属する。富士川は日本三大急流のひとつとして知られており、標高2,000m以上の高山から急勾配で流れ下る川が多く、そのために河川の浸食や運搬作用が大きい。また、周辺流域には糸魚川静岡構造線が縦断しており、これに伴う断層破碎帯が分布し、土砂が生産されやすい環境ができている。これらが中下流河川の河床を上昇させ、洪水氾濫の原因となっている。

以上のことから、山梨県は古来より水害が繰り返し発生していた。しかし、水害に対して手をこまねいていたのではなく、様々な工夫がなされた。特に中世から近世にかけて築堤や水制工などの治水技術が大きく進展した。明治維新を経た新政府は中央集権体制の確立を目指す中で明治6（1873）年に内務省を設置し、土木行政を管轄して国土の保全・開発に努めた。土木事業の進展は当時の政治や経済等の状況によって進み方が異なるが、まず力を入れたのは国土の特質から治水事業であった。明治初期の段階でファン・ドールンやヨハネス・デレーケといったオランダ人技術者が招聘され、多くの河川で計画の策定と事業の実施が行われた。新政府は殖産興業政策を掲げたが、当時の内陸の大量物資輸送の担い手は舟運であったために舟運のための河川航路維持が求められた。その結果、平常時の河川の流路をまとめて舟運を保護するための低水工事を国の直轄工事とし、洪水対策としての高水工事は府県単独事業に委ねられた。

富士川流域については、明治16（1883）年5月にオランダ人技術者のローウェン・ホルスト・ムルドルが山梨・静岡両県の流域を巡回した。富士川改修のための予算が明治16年度に計上され、「本川並其至重ナル支流ノ実況ヲ検シテ後巧ニ此金ヲ費スベキ方法及場所ニ就キテ意見ヲ開申」（『山梨県史』資料編14 近現代1 政治行政

I) するための巡回であった。この中で、「富士川ノ通船ヲ改良センニハ、始ノ間ハ是ニ充ツルノ全額ヲ就中幹河及支流ノ岸ヲ保護シ山腹許夥多ノ禿点ヲ植樹」する必要があるとし、航路を保護するために砂防工事や護岸堤防の建設を行い、植樹することを求めた。その結果、同年から内務省による直轄砂防工事が大柳川、小武川、春木川（早川支川）、御勅使川の各箇所で行われた。また、明治17（1884）年には内務省の沖野忠雄が富士川流域の調査をおこない、明治19（1886）年に「富士川大井川天竜川改修工計画意見書」を提出するに至った。

しかし、明治10（1877）年代後半から20（1887）年代にはいると全国的に水害が頻発し、統一的な治水政策の必要性が高まった。オランダの河川とは異なり、日本のような勾配の急な河川では低水工事の効果があがりにくく、鉄道の開通により内陸の大量物資輸送機関としての舟運が衰退したことで低水工事を行う必要性が低下したこともあり、洪水防御に重点を置く高水工事へと次第に転換した。また、河川行政を効果的に実施するために法整備が必要となり、明治29（1896）年には河川法が、翌30（1897）年には砂防法、森林法が成立し、治山・治水に関する法整備がなされた。

このような中、明治40（1907）年8月下旬に関東甲信越地方を中心に大水害が発生した。山梨県内においても河川は増水し、未曾有の大水害を引き起こした。特に甲府盆地の東に位置する峡東一帯の被害が大きく、日川、重川、金川、笛吹川など多くの河川で堤防が寸断され、合流する石和付近では一面濁流と化した。さらに、明治43（1910）年8月上旬にも同様の水害が発生し、全国的に深刻な打撃を与えた。県内ではこれらの水害に対し、河川の改修工事を国庫支弁として実施することを求めた。一方、政府は同年10月に臨時治水調査会を設置し、これから治水政策を諮詢した。臨時治水調査会では全国における河川改修の計画を確立することを目的としており、「河川改修計画ニ関スル件」及び「砂防計画ニ関スル件」を決議し、国が直轄で改修する河川を決定した。これは第一次治水計画と呼ばれ、直轄で改修すべき65河川を第一期河川と第二期河川とに区分し、第一期河川として選定された20河川は明治44（1911）年度より18カ年の継続事業とし、第二期河川として選定された45河川は第一期河川の改修終了後に着工することとした。富士川は第一期河川となり、臨時治水調査会の委員であった沖野忠雄をはじめとする内務省の調査団が現地を視察した。決議がなされた当初は改修工事の具体的な場所は未定であったが、明治44（1911）年5月上旬には「水源の涵養」と「土砂流出防失」のために富士川上流を対象とすることが内定した（『山梨日日新聞』明治44年5月8日付）。さらに、同月中旬には内務省技師の南部常次郎らが富士川上流を視察し、直轄砂防工事として日川上流と重川上流を対象とすることが明らかになった（『山梨日日新聞』明治44年5月19日付）。そして、同年10月より日川流域において内務省による直轄砂防工事がはじまった。

富士川流域砂防工事は内務省東京土木出張所による直轄砂防工事で、笛吹川の支川である日川と釜無川の支川である御勅使川が対象となった。事業は明治44（1911）年度より19年間にわたる継続事業として開始され、総工費1,425,000円（毎年年度工費予算として75,000円）が盛り込まれ、国費として3分の2、県費として3分の1を分担することになった。しかし、予算の削減や工期の延長が発生し、最終的な予算は1,384,237円となり、工期は昭和8（1933）年度までの23年間となった。昭和9（1934）年2月15日に御勅使川工場を閉鎖し、23年に及ぶ富士川流域砂防工事は終了した。工費として1,387,435円76銭6厘（日川筋の本工事費用は658,707円41銭7厘、御勅使川筋の本工事費用は500,954円47銭、両川筋の機械・測量・營繕などの諸費は227,773円87銭9厘）かかり、予算に対する不足分は時局匡救事業としての予算（昭和7・8（1932・33）年度で150,000円あり、日川・御勅使川・釜無川上流・早川の各流域で施工）から支出した。

（鶴田博）

## 第3章 勝沼堰堤（口絵1～6、第5図、図版2～10・30～31、附図1～5）

### 第1節 発掘調査

深さを確認するために、重機での掘削前にトレーナーを3箇所設定した（例言の図）。1トレーナーは、川表石垣にほぼ垂直になるように、建設時レヴェル標識がある地点に東西約9.5m、南北約1.7mの範囲に設定した。覆土は1～1.8mの深さで、15層の砂層で構成される。トレーナーの西側から0.7mまで、川表石垣が続き、そこから約3.2mまでが約1割法勾配で、それより約1.8mは約2割3分法勾配で東に傾斜する。それより東側は川の水面と同じくらいの高さになり、巨礫が多く人力での掘削が困難なために、標高約458mの高さで止めた。川表石垣と下部玉石張の接する地点の標高は、約459mである。下部玉石張の傾斜が変わる地点から南側の下層には径0.45m以内の石が多く含まれている。また傾斜が変化する地点には、約0.7mの高さに石が積まれていた。

2・3トレーナーは川裏石垣下部に設定した。2トレーナーは、南北約4m、東西約2mの範囲を掘り下げ、東側は川裏石垣が標高約453.08mまで確認され、それ以下にも川裏石垣が続く。西側は約1割4分法勾配の石垣が約1mの高さで存在することが明らかになった。底は西側からの石垣がほぼ水平に石畳状に続き、約1.7mで川裏石垣にぶつかる。2トレーナーの南側約4.8mに、石垣と底の石畳がどこまで続くのかを確認するための、3トレーナーを設定した。南北約1.4m、東西約1.7mの範囲を掘り下げたところ、標高約453.56mで底の石畳状の面になり、西側の石垣と石畳状のものは続いていることが確認できた。また、川裏石垣も2トレーナー同様、下に続いている。どちらの覆土も砂層からなり、2トレーナーでは、約0.9m、3トレーナーでは約0.7m堆積していた。2・3トレーナーからは、ガラス瓶や陶磁器片、土製墓石などが出土した。

調査の結果、石張上の約1645m<sup>2</sup>の石を露出し、川表石垣下部玉石張の範囲と旧右岸にある石張、本堰堤の北側に巡る溝の一部、また川裏石垣下部の溝などを発見した。以下に詳細を記す。

川表石垣は天端幅約6.4m、長さは、東側約39m、西側約39.7mである。東側は、旧左岸の物見台状から曲線をもって続き、旧右岸の護岸まである。西側は曲線をもって旧左岸の物見台状から直線的につながり、調査区外に伸びる。天端標高は約460.6mで、ほぼ水平であるが、東側にやや傾いている。法勾配は約1割である。川表石垣の肩は、丸みを帯びている。石は割り石が使われているが、面は凸凹している。これに反して天端の面は比較的平らになって、石と石の間もほぼ隙間がない。天端が石張部と接する所は、角を作り出している。石の大きさは、長径約0.65～0.85m、短径約0.4～0.7mである。川表石垣と天端の東端から約1.5mまでは、断面がカマボコ形をした目地（図中網掛け）が施されている。目地の厚さは約0.03m以内で、幅は約0.03～0.2mである。

川表石垣の東側、一段下がったところには、川表石垣下部玉石張が発見された。上面の標高約459.0m、幅約4m、長さは約39m、約3割法勾配である。北側は、旧右岸の石張まであり、東側と南側は1割法勾配となり、川の中に続く。下部玉石張の上面の石は自然石を使用し、東側と南側の斜面の石は割り石を使用している。目地はない。上面の石の大きさは、0.9×0.5mが最も大きく、小さいものは0.1×0.1mである。斜面の石の大きさは0.5×0.5m～0.15×0.15mである。

川裏石垣は、上面の水平距離が約34.5m、上面の南端は、標高約460.6m、北端は約455.2m、約6割4分法勾配で北に向かって傾斜する。石垣面は約1割法勾配で、石の大きさは約0.5×0.4mが最大である。川裏石垣の南端部は、旧左岸の物見台状がのる岩盤まであり、岩盤と石垣の間は幅0.1～0.3mの目地が入っている。北端部は、一段下がって溝になり、岩盤で止まっている。溝になる手前は、天端標高約455.2mで、その石の大きさは1.0m×0.6m、厚さ約0.35mの方形のであり、その下にも方形の長さ約0.7m、厚さ約0.35mの石を配している。溝は深さ約0.7m、幅約1.1mで、溝の底部は幅約0.55m、厚さ約0.2mの平らな石が2個敷かれている。底部の石の周囲には、目地が施されている。石垣と岩盤の間にも目地が施されている。川裏石垣の下部には、玉石張の溝があり、実際は、さらに下まで続いているが、現在は、南端部で標高約453.6m、北端部で、標高約453.9mまでが確認された。また、川裏石垣の一部には、目地と同様の素材で充填された箇所が2箇所確認された。どちらも充填された面に石の形を示すように溝が掘り込まれている。これらが、石の変わりに充填されたものかは不明である。

蒲字 大正11（1922）年「論説報告 日川砂防工事」に掲載されている図では、土砂埋立石張の北側、岩盤と接するところに溝が巡っているが、今回の調査でその一部が確認された。川裏石垣から約7mまでは、幅約1～3mで、石張側は2段の石垣が積まれている。底面は最大0.8m×0.5mの割石がほぼ平らな面を上に敷かれたような状態であり、石と石の間には目地がなされている。また、石張の北西辺の川裏石垣から約17mの地点では、溝に落ち込むところが確認された。幅約2m、奥行き約0.8mで、石張面から深さ約0.5mで底になり、底石の間に目地が施されている。石張北東辺では、約10mの範囲の溝が確認された。石張面からの深さ約1m、幅は約3mまで、底面の石は0.8m×0.4m以下の丸石と割り石があり、石の間には目地はない。

川表石垣と川裏石垣の間にある石張は、北西方向に約7割法勾配で傾斜する。約1326m<sup>2</sup>の範囲が確認された。長径0.8m以下の割石が多い。川表石垣の裏法と接する場所では、物見台状の旧左岸から約18mまでは、長径0.2m～0.7mまでと大きさが不揃いで、形もまちまちな石が使われているが、それより北側の石は、長径0.5m内外の方形に近い石が面を川表石垣に向けて並んでいる。旧左岸に近い部分には、コンクリートで覆われている箇所があるが、ブドウ棚の支柱を支えていたコンクリートと同様のものであるため、後世のものである可能性がある。石張の石のうち、川裏石垣寄りの中央よりやや北寄りの1個が抜かれ、塩ビ管が縦に埋設されている。これは、ボーリング調査（塩山建設部 第02-0068号）による。

川裏石垣の下部の玉石張溝は、北端が岩盤に接し、約32.3mほぼ直線に南にむかい、旧左岸の岩盤まで伸びる。南に向かってやや傾斜をもつが、緩やかである。そこから旧左岸に沿って、直角に近く西に曲がり、約4分法勾配をもち、約5mで東西に続く石垣にぶつかる。北端の岩盤から約30mまでは、底が、幅約1.3mの平らな面があり、西側は、半径約1.7mの曲線で立ち上がる。東側は川裏石垣が壁となる。この溝を構成する石は、約0.7m×0.6m以下の丸石が使われており、目地はない。

川表石垣と川表石垣下部玉石張の北端は、旧右岸に沿ってほぼ垂直に石張が施されている。この石張の西端は川表石垣天端の一段上まで石が積まれ、川表石垣の傾斜に沿う。東端は調査区外に伸びる。確認された長さは、上部で約8mである。西端から約1mで、やや北に角度を変える。その角から約3.3mのところから斜め下に傾斜する。下端は川表石垣下部玉石張の面より下まで続く。全面にカマボコ目地が施され、川表石垣との境も目地止めされているが、下部玉石張との境にはない。

旧左岸の岩盤上にある不整六角形の物見台状については、石積みの状態を確認するために石の周囲を精査した。水通しと川表石垣・川裏石垣・石張の間にあり、上段と下段からなる。上段は約0.3mの高さの石が一重に二段積まれている。石の大きさは約0.7m×0.45m以下で面は短軸に沿い、ほぼ方形である。北辺は約11m、東辺は約5m、北東辺は約6.5m、北辺は約4.5m、北西辺は約5m、西辺は約7mである。南辺と東辺がつくる角は曲線を描いている。石で囲まれた中には、土が露出し、松と桜などの木が植えられている。また南西の角近くには、大正十年銘の「祇園渕大龍神」の石碑（図版4）が祇園の滝に向かって建てられている。下段の規模は、南辺は約13.5m、東辺は約7.5m、北西辺は約7.5m、西辺は約9mで、平面形は上段と同じである。南辺は8段、東辺は砂の堆積により8段まで確認されたが、それ以下は不明である。北西辺は7段から8段、西辺は3から7段で、いずれも約0.6m×0.45m以下の方形の石が布積みされている。目地はあるが、カマボコ状ではない。東辺の北端は、滑らかな曲線で川表石垣へと続く。北西辺の北端は川裏石垣と接する。下段の北東辺1段目の石の一つには、横約30cm、縦約8cm、深さ約1cmの長方形の彫り込みが発見され、下端の標高は、457.53mで、銘板にある新川河床の標高にあたる。これは、水位計の「I」の目盛りの下端の標高と一致する。これを横水位計（図版10）と呼ぶこととする。下段と上段の間には、幅約1.2mの平らな面があり、目地止めされている。

水通しは、部分的に土砂などで覆われていたため、現左岸際を中心に精査した。幅約45.5m、全面張石がされているが、一部土砂の堆積が厚く確認できなかった。旧左岸北辺の水位計の位置が、ほぼ上流端で、幅約0.8mの帶状のコンクリート部分があり、その下流4.5mまでは約8割法勾配でそれより下流は2割法勾配となる。法勾配の変化点には、水通しの他の部分の石より大きめの約5m×5mの石が横1列に並ぶ。旧左岸から約15mで8割法勾配の面は南側に行くに従い広がり、約30mで現左岸にぶつかる。2割法勾配の部分は、幅約1～4mあり、それより

下流では、剥き出しの岩盤となり滝状に落ち込む。水通しの中央付近、下流側岩盤には、高さ約3.5m、幅約3.3mの不整形の穴が開いている。水通しに張られている石には、ドリル痕が残るもののがみられるが、矢穴は認められない。また、垂直に穴があいている石があるが、これは、最近の工事によるものである。

現左岸には、約58.4mの長さで護岸のための石垣が存在する。8段の布積みで、高さは約3mである。約0.4m×0.35mの方形の石で、目地があるがカマボコ状ではない。

本堰堤の表面に使用されている石の大部分は、花崗岩で、一部に甲州鞍馬石と呼ばれる鋸色をした花崗岩が使われている。川表石垣と石張で、使用されている割石について、工具痕（図版10）が見えるものがある。矢穴とドリル痕の2種類で、現地での観察の結果、矢穴126箇所、ドリル痕3箇所であった。ドリル痕の径はいずれも約2cmである。

今回の発掘調査で、新たに上流部石垣の馬踏部と上面の石張部の石に「×」と刻まれている石が2カ所から発見された（図版10、附図1）。×はどちらも約12cm四方の大きさで刻まれている。×1は、川表石垣の天端の肩部、ほぼ全幅の中央に位置し、偶然か、旧大和村と旧勝沼町との境に一致する。×2は、上面石張部の北東隅に近いところに位置するが地境との関係はない。×1と×2の距離は約20mである。川表石垣と旧右岸の石垣に、赤色塗料で付けられたマークが3カ所発見された（口絵5）。マーク1は旧右岸岸壁の護岸のための石垣に記され、川表石垣下部玉石張の落ち込む肩部に位置し、直径約21cmの輪が幅約1.5cmの線で書かれ、その中央に直径約3.6cmの円があり、その円から川表石垣に向かって、幅約1.2cmの線が引かれている。この線の傾きはほぼ川表石垣下部玉石張面の傾きに一致する。マーク2は、マーク1と同じく旧右岸の石垣にあり、高さ約3cm、幅約8cmのほぼ水平な線のように記され、これは川表石垣下部玉石張面にほぼ一致する。マーク1と2の距離は約55cm離れている。マーク3は、川表石垣の南西際、川表石垣下部玉石張面にほぼ同じ高さに約8cm×約8cmの不整形をしており、点状に記されている。マーク1～3は、その位置から大正6～7（1917～1918）年に行われた補修工事において同玉石張を施工するときの目印であることが考えられる。

調査前から、銘板（口絵5、図版3、附図5）、水位計（図版3、附図5）、建設時レヴェル標識（口絵5、図版4、附図5）の存在は確認されていた。銘板と水位計は不整六角形をした旧左岸物見台状の南辺、現右岸側の壁面に刻まれている。銘板には「本工事ハ砂防設備トシテ大正四年九月起工シ同六年三月竣功ス 旧川締切川表石垣 頂面陸地測量部基點以上千五百二十尺 同基礎混凝土壁 河底以下約二十二尺ニ存セル岩盤以上直高二十七尺 頂面基點以上千四百八十尺 新川河床 敷幅二十五間 最高部基點以上千五百十尺 総工費四萬一千二百圓 内務省東京土木出張所」と縦書きで14行に刻まれている。刻字の中の一部は赤彩されている。

水位計は、銘板に向かって左側に刻まれ、河床より1尺毎の目盛りが彫られ、その目盛りの中にI～Xまでのローマ数字が刻まれている。但し、下から4目盛り目の字は「I I I I」となっている。建設時レヴェル標識は川表石垣にあり、水位計と同じように1尺毎の目盛りが刻まれ、石垣下端を0とした五尺ごとのローマ数字が目盛り内に刻まれているとおもわれるが、現状では、一番上の40尺を示す「XL」とその下の35尺を示す「XXXV」をみることができる。「XXXV」の目盛りは赤彩されている（口絵5）。「XL」の目盛りの上端は、銘板にある1520尺（標高460.56m）を示している。これ以下は玉石張の下に隠されている。

〈出土遺物について〉（口絵6）

陶磁器・ガラス瓶・玩具類などであり、石張・溝・川裏石垣下部の玉石張溝の覆土からの出土である。溝からは、右から「日露」と金字で書かれた碗片（2）が出土し、日露戦争（明治37～38（1904～1905）年）に関連したものと考えられる。また、茶碗の底面に「勝沼 平塚」（1）と書かれたものがあるが、これは、勝沼町に現存する商店が、記念に配ったものであろう。石張の上からも茶碗の底面に「勝沼 平塚商店」（20）と縦書きされたものが出土している。川裏石垣下部溝からは、薬瓶（3・4）やニッキ水の瓶（5・6）また茶碗（7）が出土している。石張上からの出土遺物は、第2次世界大戦（昭和16～20年）中に使用された国防食器のどんぶり（8）や防衛食器（缶詰の代用品）の蓋（9）、のらくろの絵が描かれた子供用の茶碗（18）、様々な形の瓶（6～33）・蓋（34～36）、玩具類（21～25・37・39）などである。年代的な差はあまり無いが、石張上から出土のものに比較

的新しい時期のものが含まれている。「ジベレリン50mg」の容器（38）は、現在も同形で売られている。

## 第2節 工事概要

明治44（1911）年度から行われた内務省直轄富士川流域砂防工事の日川流域での工事は、まず、下流域に河状の整理のための水制74基、護岸1カ所、新水路の掘削が施工された。水制工事が施工されている大正3（1914）年8月に大出水があり、上流から大量の崩壊土砂が流下して新河道が埋まり、水制の一部が破壊された。この対策として上流からの土砂を防止するために、上流に勝沼堰堤が築かれた。資料は、内務省東京土木出張所 昭和9（1934）年『富士川流域日川筋砂防工事報告（自明治四十四年度至昭和六年度）』（以下「砂防工事報告」とする）と蒲孚 大正11（1922）年「論説報告 日川砂防工事」『土木學會誌』第八卷第五號（以下「論説報告 日川砂防工事」とする）を基本とした。

### （1）本工事

本堰堤が築かれた場所は、右岸第1号水制の上流約900mの川が右に屈曲している部分である。川を締め切り、堰堤を築造し川の流れを左岸に新築された水通しに移すことを目的とする。

本堰堤の工事は、川表築石、川裏築石とこの間の埋立てという3つから成る。川表築石は、川床の岩盤上に敷幅3.6m、最大高8.4mのコンクリート基礎の上に馬踏み幅6.4m、直高12.1m（40尺）、延長49.1m（24間）の空積石張石垣を前法1割、後法3分として築き、川裏築石は同じく、川床岩盤上に敷幅5.2m、最大高6.7mのコンクリート基礎の上に勾配1割、直高12.7m（平均39尺）の空積石張を施工した。この両者間を埋め立て、厚さ約30cm毎に搗き固めて上面を6割の勾配にして、表面に石張をして埋め立て工事とした。以上が締め切り堰堤の工事である。川表築石、川裏築石、表面の石張に使用した石材は、上流約1kmまでの区間で採取し、軽便軌條によって運搬し、埋め立て土砂は、水通し箇所の掘削土を利用した。

水通しの工事は旧川左岸山腹の岩盤を削り、幅45m、深さ3mの水通しを造るもので、中央に幅1.8m、深さ0.6m、その下流7mに幅1.8m、深さ0.6m、及び左岸の一部（下流10分の1勾配より2割勾配に変化する箇所）に幅3m（12尺）、深さ0.9mの帯状の表面石張（コンクリート築石工）を施工しその他脆弱な箇所にも同様に石張を行った。その結果、水通しの石張は3分に達した。

工事は、大正4（1915）年9月7日に着手し、まず水通しの下部河床高に幅2.1m、高さ2.4m（側壁で4尺、その上に拱矢2尺）、延長42.7m（29間）の隧道を掘削し、これを排水路として床掘りを行い、冬季渴水期を利用して川表と川裏の基礎コンクリート工事を完成させ、川表・川裏石垣の築石と水通し部の補強を進め、川表築石と川裏築石間の埋め立て及び石張を行い大正6（1917）年3月31日に竣工した。竣工後に隧道入口を閉塞するために、中央に長さ約2.4m（8尺）の約45cm（1尺5寸）角の松角材を立て、その左右に長さ1.35m（4尺5寸）の約39cm（1尺2寸）角の石材を7本ずつ合わせて、3トン釣りのチェーンブロック2個を使って密閉した。隧道の中央長さ約2.7m（9尺）の区間にはコンクリートを充填し、その前後は石材を充填した。隧道の出口には、コンクリート築石工を施工した。図版31-1の写真には、隧道入口が写っているが、アーチ形の頂上部に逆台形の切れ込みを見ることができる。ここに長さ8尺の松角材を立てたものと思われる。

### （2）応急工事と補修工事

大正6（1917）年7月上旬の大水で、堰堤上流部から水が浸透したために、埋め立て工事の一部（左岸に接している約20坪）と川裏石垣の一部（約15坪）が陥落した。このため、同年7月13日に応急工事に着手した。まず、埋め立て工事箇所には、捨石を施し、川表石垣の前面に捨て土をし、本工事で塞いであった隧道を開鑿し、上流の貯水を放流した。捨て土が流出しないように、その外側に長さ約43.6m、上幅約1.8m、平均高約1.8m、表裏法3分の空石積を主体とする土圍を設置し、浸透水を軽減し夏期の洪水に備え、併せて補修工事の準備とした。同年11月5日に竣工。11月6日より補修工事を起工し、応急工事で設けた土圍と既設の川表石垣との間に土砂を盛り上部表面に玉石張を行い、川表石垣には小砂利で目潰しをした後に、コンクリート及びモルタルで目地を塗り、埋め立て部の陥落している部分は、陥落箇所を中心に90坪を深さ約8m掘り起こして、玉石砂礫を入念に充填し直

し、川裏石垣も一部取り崩して、充分に裏込石礫を入替えした後に張り直した。隧道は、石材と松角材で閉塞したが、次第に漏水が増したために、予定していた粗石コンクリート工事を行うことが出来なかつたが、そのまま工事を打ち切つて、大正7（1918）年5月20日に竣工した。

### （3）水通し工修繕

本工事の時には、水通し部の一部と下流法面の大部分は露出している岩盤である黒色粘板岩を切り均すだけにしていたが、岩質は堅硬だが亀裂が存在するために不斷の流水の力により甚だしく浸食されてきた。下流側法面の浸食は特に甚だしいがこれを補修することは容易でなく、また本堰堤に対する影響が無いので、浸食させるまゝとし、水通し部においても今のところ何の支障も無い見込みではあるが今後漸次拡大し、水通し工により石張を施工した部分にも及ぶとおもわれるので、修繕を行つた。大正11（1922）年8月1日に着手し、石張（容積約 $0.35m^3$ ）を使用できる程度に岩盤を切り均し深掘りした部分にはコンクリートを埋め、その上に練積玉石張を施工し、本工事時の水通し工と併せて水通し部分が全面石張で覆われた。同年9月29日に竣工。

注) 文中の（ ）内の記述は「論説報告　日川砂防工事」による

（田口明子）

## 第4章 日川水制（図絵7、第3～4図、図版11～12・26～30、附図7、表1）

明治43（1910）年に策定された第一次治水計画により、富士川流域で内務省東京土木出張所による直轄砂防工事が行われることとなり、翌年10月より日川流域で工事が開始された。本章では、蒲孚「日川砂防工事」（『土木學會誌』第八卷第五號 大正11年10月）と「富士川流域日川筋砂防工事報告」（自明治四十四年度 至昭和六年度）並びに「富士川流域日川及御勅使川筋砂防工事概況報告」（自明治四十四年度 至昭和八年度）を基にして、新設工事から昭和6（1931）年までの日川水制の工事概要（第1節）と現況（第2節）について記していく。

### 第1節 工事概要

水制、護岸及び浚渫工事が行われた箇所は東山梨郡勝沼町（現甲州市勝沼町）地先で、祝橋の上下流1,637間を対象にして行われた。水制は「濫流ヲ強制シ水流ヲ一定シ河岸山脚ノ崩壊ヲ防禦シ併セテ流出砂礫ノ一部ヲ抑留スル」（内務省土木局「富士川流域砂防工事」『明治四十四年度直轄工事状況』大正2年2月）ためにつくられたもので、何れも石で積まれており、川の両岸に74カ所（左岸に43カ所、右岸に31カ所）建設した。両岸の上流よりそれぞれ1から番号を付してあり、左岸第1号水制と右岸第3号水制は廃工と記されている。水制は川に並行して建設した頭部と頭部から垂直にのばした幹部から構成され、上空より見ると「T」の形を呈している。頭部の馬踏長は9間と7間がほとんどであり、水制の位置と間隔によって異なる。高さは9尺5寸と8尺の2種類あり、馬踏幅は2間である。石積は練積で、内部には裏込コンクリートを2尺5寸の厚さで使用したほか、犬走りを3尺とした。水路に面する法先には幅18尺高さ4尺の木工沈床（木を井桁に組み合わせ、内部に石を入れる／図版26参照）を主体とする根固を設置した。初年度施工の水制のみ法先下部に基礎として高さ6尺の石枠を設置したが、それ以後は自然の砂礫層を基礎とした。幹部は砂礫を盛り立て、表面には空石張を施工し、120分の1の上り勾配とした。馬踏幅は2間で、法勾配は上流側を1割勾配、下流側を1割5分勾配とし、犬走りを設置した。幹部は両岸の高台に達するまで設置する計画であったために長さが50間を超えるものもあり、50間を超すものについては簡易な石積みで不足分を補った。護岸工事は1カ所で、左岸第21号水制と同22号水制の間に大正元（1912）年に施工した。浚渫工事は両岸にある水制の頭部を結ぶ法線（幅25間）の内側を対象に行った。3～20尺の深さで掘鑿し、掘鑿した砂礫は法線の外側に運び出し、幹部の間に搬入した。工事は明治44（1911）年10月から上流より順次開始され、大正4（1915）年10月末には新設の水制工事が終了し、11月上旬に浚渫工事が完了した。なお、水制、護岸、浚渫の新設工事にかかった工費は255,837円7銭1厘であった。

しかし、新設工事が進む最中に大雨等の影響により水制が被害を受け、補修の必要性が生じた箇所もあった。大正3（1914）年8月に起きた出水により祝橋上流の16カ所の水制で被害があり、頭部や幹部、あるいは根固として使用した木工沈床等が破損し流失した（被害を受けた水制は左岸で第10・11・12・13・18・19・20・21号水制、右岸で第1・2・4・5・6・8・9・10号水制）。左岸第21号水制と右岸の第1・2・4・5・6・8・9・10号水制の9カ所は高台が迫って耕作地が狭く、また、沿岸崩壊の虞のないところに水制を新設したことで却って法線内に激流を強制することとなつたために補修工事を行わぬ、残りの7カ所についてのみ補修工事を行った。頭部については犬走りを廃止して根固としてコンクリートを添加し、除石工あるいは轉石引寄工と呼ばれる川の上表部の巨石を両岸に引き寄せる工事を行った。さらに、左岸第12・13・20号水制の頭部はその前面に木工沈床を設置したが、左岸第10・11・18・19号水制の頭部は基礎として岩盤を露出させたことにより木工沈床は設置しなかった。幹部については、馬踏の幅や法は今まで通りの設計であったが、高さを14尺と12尺にし、犬走りを廃してその基礎に末口6寸以上の松材を使用した梯子状の土台を入れた（大正3（1914）年度の水制補修工事の工費は9,602円59銭4厘）。また、祝橋上流の迂曲部に砂礫が堆積しており、掘鑿の費用に1,014円2銭を要した。

一方、勝沼堰堤竣工（大正6（1917）年3月）前の出水による砂礫の堆積によって水が水制頭部に沿って流れた結果、頭部の前面にあった河床が次第に浸食をうけ、木工沈床を流失する事態となつた。そこで、大正7（1918）年5月から左岸第7・33・34・39号水制と右岸第25・29号水制について深さ9尺の石枠を増設する工事を行った

(工費9, 211円22銭)。

右岸第8・9・10号水制の周辺については、大正3（1914）年の出水以後に法線の外側に川の流れが湾入するばかりでなく、出水時には下流に悪影響を及ぼす状況となった。そのため、大正10（1921）年に第9号水制の幹部に裏込コンクリートを使用（工費2, 378円29銭）する工事を施工したほか、第10号水制の幹部には空積の築石を施す工事を行った（工費481円93銭）。また、同年12月には第9号水制の上流約50間の位置に鉄筋コンクリート製の中聖牛を4組設置し、第9・10号水制を保護する役割を担った。鉄筋コンクリート製の聖牛は大正9（1920）年から国の直轄工事として開始した富士川改修工事において使用しており、中流域の日川では聖牛の背後に岩盤がある箇所を選択して設置した（工費1,201円88銭）。しかし、大正11（1922）年夏の出水によってコンクリート聖牛の側部から第10号水制の頭部にかけて洗掘された結果、大正12（1923）年1月に第10号水制頭部法先の補修工事（玉石コンクリートによる根固）を行った（工費1, 257円36銭）。

左岸第7号水制は大正7（1918）年度に石枠を設置した箇所であるが、その後も洗掘が甚だしかったために大正12（1923）年2月に根固に玉石を入れる捨石工事を行った（工費954円92銭5厘）。

左岸第23号水制は河床の低下による根固木工沈床前部の洗掘が著しいために根固を追加する必要性が生じ、大正14（1925）年4月から工事が開始され、頭部根固として玉石コンクリートを入れた（工費1,343円80銭5厘）。

左岸第14・35号水制はいずれも頭部法先の洗掘の進行が著しい箇所として選ばれ、鉄筋コンクリート方格枠を施工する工事を行った。方格枠は水を流して砂礫を止める目的で設置したもので、木工沈床の代わりに鉄筋コンクリートの枠を施した。第14号水制には昭和元（1926）年12月に5層のコンクリート方格枠を設置した（幅4m・長さ10m／工費1,038円32銭7厘）。第35号水制については、昭和2（1927）年3月に頭部根固の前面の洗掘された箇所に3層のコンクリート方格枠を設置（幅2m・長さ10m／工費433円98銭7厘）した。しかし、対岸が相対的に高かったために川の流れが集まり、洗掘は更に著しいものとなった。そこで、昭和4（1929）年、水制頭部については捨石工事とその保護を行い、対岸については掘鑿を行うことによって川の流れを安定させることとなった。

以上のように、一連の新設並びに補修工事により川の流れが安定した箇所もあった。しかし、対岸に砂礫が堆積することによって川幅が狭くなり、流れが急勾配となるだけでなく、頭部法先が洗掘され、木工沈床の流失や腐朽が生じることとなった。そこで、除石工を行い、洗掘した箇所を埋め、川幅を広くし、勾配を緩やかにするために捨石工事を行った。昭和4（1929）年6月から左岸第28号水制より下流へ実施し、昭和5（1930）年初めから左岸24号水制より上流へ施工した。工事が行われた箇所は、左岸が第7・11・12・14・17・18・19・23・24・25・28・29・34・35・36・39・41号水制の17カ所、右岸が第9・10・28・30号水制の4カ所の計21カ所で、工費は6, 235円75銭5厘となった。また、左岸第27号水制と右岸第39号水制の間の川幅を広げ、砂礫の掘鑿する工事を昭和5（1930）年9月より翌年3月まで行った（工費3,497円90銭）。

## 第2節 現況

水制の頭部についてはコンクリートで連結する工事が行われた結果、現在ではコンクリートの護岸に水制の頭部が突出している格好で残されている。幹部については、掘鑿した際の砂礫を幹部の間に搬入したことにより、次第に川の両岸に果樹園が広がった。果樹園の中に入り込んだ幹部は形をそのまま露出させている箇所もあれば、畑の中に埋まっている所もあり、石が抜かれた箇所もある。また、工事竣工後に新設の道路や橋を建設したことにより、全く検出することができない水制もある。したがって、全ての水制が建設当初の姿を残しているわけではない。

各水制の現況については、「勝沼町道路台帳空中写真」（図版11～12）で、果樹園の中にT型の水制が写し出されている様子と甲州市教育委員会の室伏徹氏が水制の残存状況を調査した成果（表1）を掲載しておく。

（鶴田博）

## 第5章 上流堰堤群（12基）および床固（4基）

### 第1節 上流堰堤群（12基）（図版13～25、附図9～16・20～35）

詳細は「砂防工事報告」に掲載されている。また第24～35図の表には、各堰堤の詳細を記述した。

「論説報告 日川砂防工事」によると大正9（1920）年度になって、これまでに造られた日川水制と勝沼堰堤の効果を将来まで維持するための急務として、勝沼堰堤上流の笛子沢川合流地点までの間に4堰堤を築いて土石が流れれるのを防ぐこととした。造る順番は、上流から下流に向かう方針とするが、国道20号に架かる立会橋の橋脚保護の関係から最初に鶴瀬堰堤、次に駒飼堰堤、横吹堰堤、長垣堰堤とする。最後に将来の計画として中央線日川鉄橋より奥にも堰堤工事を続行する予定であると結ばれている。この報告は大正11（1922）年10月発行のものであるためにまだ、長垣堰堤は着工前である。着工はこれらの順番に行われたが、竣工時期をみると駒飼堰堤が、大正10（1921）年11月で、鶴瀬堰堤は大正10年4月から一時中止し、駒飼堰堤の竣工を待って工事を再開し、大正11年5月下旬に竣工した。4堰堤より上流にもさらに堰堤が造られるのであるが、「砂防工事報告」によると大正12（1923）年9月1日に起きた関東大震災による山地崩壊による土砂の流出の為に堰堤が増設されたとある。

#### （1）横吹堰堤

大正11（1922）年6月1日に着手し、同年12月中旬に床掘が終了した。そしてコンクリートを河床まで施工して一時中止し、大正12（1923）年2月に入って寒気が緩んだ頃に工事を再開し、順調に進捗していたところ、同年6月9日の出水により頓挫し、その後は農繁期になったので、工事を中止した。更に同年9月1日関東大震災に会い再び中止となって、続いて同月14日の豪雨で、震災による崩壊土砂の流出で、被害に遭ったが堰堤は無事であった。これらの始末をして、11月15日に完成了。大正13（1924）年冬期に水叩き部の調査をしたところ、最大で堰堤敷以下30cmの深掘が認められたため、大正14（1925）年1月中頃に水叩き部に1m<sup>3</sup>以上の大工石50個を捨石とした。その後、本堤の基礎に岩盤がないので、万全を期すために、昭和3（1928）年10月1日から副堤の工事に着手し、昭和4（1929）年4月中に終了した。本堤の水通しの形状は、大正12（1923）年11月15日の竣工時には、弧形であったが、昭和8（1933）年11月1日から昭和9（1944）年1月27日までの水叩き保護工事のときに水流の集注を避けるために水通しの切り下げを行い、現在の逆台形となった。この工事では水叩きの保護のために砂礫を水面以上に入れ、その上に2×2×1.5mのコンクリート塊15個を場所打ちし、捨石をした。銘板は左岸の袖上にある石碑で、正面を川に向け、「横吹堰堤 内務省東京土木出張所」と縦2行に彫られている。

#### （2）長垣堰堤

着工は、大正12（1923）年1月6日であるが、同年5月6日に工事を中断し、大正13（1924）年2月16日に再開した。本堤は大正13年8月11日に完成。副堤は、本堤の基礎に岩盤がないために、昭和4（1929）年1月16日に工事を着手し、同年8月15日に竣工した。水通しは現在、コンクリートで覆われているが、左右の袖上面は石張のままで、曲線的な当時の形態を残している。銘板の石碑は左岸袖の上流側にあり、横吹堰堤と同様に縦書きで「長垣堰堤 内務省東京土木出張所」と刻まれている。現在は副堤も表法面がコンクリートである。

#### （3）鶴瀬堰堤

大正9（1920）年10月1日に着工したが、大正10（1921）年4月3日に洪水によって締切堤が破壊されたために工事を中止し、同年11月下旬に再開する。「論説報告 日川砂防工事」によると、その間は駒飼堰堤工事に全力を注いでいたとある。大正11（1922）年5月31日の竣工時には、水通しの形状が放物線で、両岸取り付け部は中央より3尺高めたとなっている。現在は、表法面に2mの厚さでコンクリートが覆っているが、水通しの形状は竣工時のままである。大正14（1925）年12月20日から水叩保護のために大転石を引き寄せる捨石工事を行った。更に昭和3（1928）年の冬期、他の工事のコンクリート施工が出来ない時期を利用して、追加の捨石工事を行い、昭和4（1929）年1月31日に竣工した。水抜き穴は、コンクリートによって現在は見ることができない。コンクリートの被覆は『山梨県砂防誌』（平成9（1997）年）によると、昭和57（1982）年台風10号による砂防施設被害箇所の中に鶴瀬堰堤があり、本堤根継工と垂直壁工を行っているので、そのときのものと考えられる。大正14

(1925) 年12月20日からと、昭和3（1928）年冬期から昭和4（1929）年1月31日までの2回、水叩き保護のために捨石工事が行われた。銘板の石碑は右岸上にあり、縦書きで、「鶴瀬堰堤 大正九年十月一起工 大正十一年五月三十一日竣工 工賃金二萬三千三百圓 水通高 海拔五百五十五米突 内務省東京第二土木出張所」と7行に刻まれており、部分的に赤色の塗料が残っている。

(注) 内務省東京第二土木出張所は大正7年5月22日～大正12年5月31日に存在した。

#### (4) 駒飼堰堤

大正10（1921）年2月1日に着工し、同年11月下旬に竣工した。「論説報告 日川砂防工事」によると当初は、副堤を設計していたが、本堤竣工後の状態が良かったために副堤の竣工時期はまだであるとしている。その後も副堤は造られていない。昭和6（1931）年、副堤の代わりに捨石工事を行い、同年6月30日に竣工した。本堤で、特徴的なことは、右岸に硬石が露出していたために、水通しを右岸寄りにし、水流をこの岩盤に落下させて、水叩きの浸食を防ぐこととしたところにある。しかし、現在は、水通し部がコンクリートで覆われて、緩やかな弧線形になっている。昭和40（1965）年の『砂防施設台帳』に添付されている写真では、竣工当時の水通しの形が写っている。銘板は、現在のところ発見されていない。

#### (5) 初鹿野堰堤

昭和2（1927）年10月18日から本堤が着工されたが、昭和3（1928）年7月下旬に工事が一時中止となった。昭和4（1929）年3月から、副堤と本堤残部の工事を再開し、同年6月中旬に全ての築立が終了した。その後、同年夏期の洪水の結果、副堤法先が洗掘されたために、コンクリート塊を設置し、昭和5（1930）年6月12日に竣工した。本堤は、水通しの一部の石が欠落しているが、左右袖は、曲線形で、全体には当時の姿を良く残している。銘板は右岸袖の下流面にはめ込まれ、右からの横書きで、「初鹿野堰堤 起工昭和二年十月十八日 竣功昭和四年六月十二日 内務省東京土木出張所」と4行に刻まれている。銘板の記載から、本・副堤の竣工は昭和4年6月12日であったことがわかる。副堤の一部がコンクリートで覆われているが、昭和40（1965）年3月30日作成の『砂防施設台帳』の写真には、覆われる前の写真が掲載されている。

#### (6) 丸林堰堤

大正15（1926）年9月10日に本堤を着工し、昭和2（1927）年8月20日に本堤が完成した後、昭和4（1929）年10月18日から副堤を着工し、昭和5（1930）年5月31日に完成した。銘板は右岸袖の下流面にあり、右からの横書きで、「丸林堰堤 起工大正十五年九月十日 竣功昭和二年八月二十日 内務省東京土木出張所」と4行に刻まれている。副堤の一部がコンクリートで覆われ、右岸側に「昭和29年災害第226号 丸林堰堤先固工 竣工昭和廿年三月 施工者株式會社[不明]工 山梨懸」という銘板がある。

#### (7) 水野田堰堤

大正14（1925）年10月1日に着工したが、厳寒時に一時中断し、大正15（1926）年2月22日に再開した。同年5月3日に副堤の工事を開始し、同年9月末に本・副堤がほぼ完成した。昭和5（1930）年に「堰堤水通し（「砂防工事報告」には水道となっているが、誤記とおもわれる）の可及的増大方策に従い」左岸約5mの拡大を行い、左岸山腹にコンクリート張りを施工し、同年11月15日に竣工した。銘板は、左岸の袖際にある自然石に縦書きで「水堅田堰堤 内務省東京土木出張所」と2行に刻まれている。現在、副堤は埋没してしまったのか見えない。

#### (8) 矢方平堰堤

大正13（1924）年5月13日に着工、同年9月16日に大洪水のために、これまでに造られた床掘排水路導水堤全部が埋没または流失したことにより一時中止した。同年10月になって工事を再開し、同年12月に気温の低下が著しいため中止し、水叩き部に捨石を行った。大正15（1926）年3月下旬に気温が緩んだので、工事を再開し昭和2（1927）年に入って前庭の捨石を追加し、同年3月31日に本堤が竣工した。昭和4（1929）年12月16日から副堤の工事を始め、昭和5（1930）年6月15日に終了した。銘板は左岸袖上にあり、自然石に左からの横書きで「矢方平堰堤 内務省東京土木出張所」と2行に刻まれている。現在、副堤の天端幅は約4mあり、コンクリートで覆われている。また、副堤の下流側約17mの所にコンクリートの小堰堤がある。

#### (9) 一之畠堰堤

昭和2（1927）年7月1日に着工し、同年9月21日にコンクリート工が終了した。昭和3（1928）年3月に1m<sup>3</sup>以上の玉石を50個、捨石とし、更に昭和4（1929）年3月16日から3月31日までに大転石40個を追加した。銘板は右岸袖下流面にあり、右からの横書きで「一畠堰堤 起工昭和二年七月一日 竣工昭和二年九月二十日 内務省東京土木出張所」と4行に刻まれている。

#### (10) 山口堰堤

昭和2（1927）年8月1日に着工し、同年12月3日から捨石として1m<sup>3</sup>以上の玉石70個と小転石をその間に配置した。同月4日に堰堤工事が完了し、10日に捨石工事が終了した。昭和3（1928）年の洪水後に更に捨石の追加が必要であることを認めて、昭和4（1929）年3月16日から捨石、大転石60個を前庭に搬入し、同月31日に竣工した。銘板は左岸袖下流面に右からの横書きで「山口堰堤 起工昭和二年八月一日 竣工昭和二年十二月十日 内務省東京土木出張所」と4行に刻まれている。

#### (11) 門井澤堰堤

昭和4（1929）年5月1日に本堤の着工、同年10月下旬より副堤の工事に着手し、11月26日に本堤が完成した。副堤は12月13日に工事を終了した。その後、「水通し幅を可及的増大の方針に従い」昭和5（1930）年6月6日から、袖壁の除却を行い、この部分の水流を受けるために山腹に石張を施工した。昭和5年10月10日に竣工。銘板は、左岸袖下流面にあり、右からの横書きで「門井澤堰堤 海抜七百三十一メートル 竣功昭和四年十二月十三日 内務省東京土木出張所」と4行に刻まれている。現在、副堤は埋没しているのか見えない。

#### (12) 棚小屋澤堰堤

昭和3（1928）年6月1日着手し、同年12月半に本堤が完成、副堤の工事を開始して、昭和4（1929）年5月15日に終了した。その後、水通し幅を「出来得る限り拡大して落下水勢を減殺するの方針に従い」昭和6（1931）年5月16日から着手し、左右の袖壁28.6m<sup>3</sup>を取り崩し水通し部の手入れを8.8m<sup>3</sup>施工して、昭和6年6月15日に竣工した。銘板は、左岸袖の下流面にあり、右からの横書きで「棚小屋澤堰堤 起工昭和三年六月一日 竣功昭和四年五月十五日 内務省東京土木出張所」と4行に刻まれている。

### 第2節 床固（4基）(図版25、附図17~19、表2)

勝沼町日川水制の最下流部と大和町初鹿野の二箇所、計4つの床固が施工された。日川床固は日川水制左岸第23号より下流の河床が低下してきたことを防ぐこと、水制より下流の当時の砂防指定地外で、県が行っている護岸工事の維持を目的に、また初鹿野床固は、駒飼堰堤より上流で地元民が土石の採集をした為に河床低下が著しく、初鹿野堰堤との距離が長いので、初鹿野堰堤下流の河床低下を防ぐために施工された。

#### (1) 日川床固

水制頭部より1.8m下に根固木工沈床の上面がくるように水路の計画敷高としたが、水制設置後からその上流に堰堤を築いてきたことにより、また大洪水も起こらないことから、河床の低下が著しくて、場所によっては計画敷高よりも3m下に深掘されている。そのために、捨石工事や浚渫除石工事を何回か行っているが、将来のことを考えて、試みに前後の河床高を通観して、中央では計画敷高より0.7m下、両側は水制頭部を維持するために木工沈床の高さと同じにした床固を施工した。構造は、流水による洗掘移動の可能性があるために除却或いは改造の必要があるので、一体の構造とせず、コンクリート塊に分けて設置することにした。更に水勢を減殺するために下流より2列目のものは、20~30cmの凸凹をつけた。日川水制の右岸第31号、左岸第43号の頭部間38.5mに施工された。昭和5（1930）年4月16日に着手し、同年6月初旬に軟質の自然盤（『砂防施設台帳』によると硬赤土層）に達したので大小玉石を敷き均し、18日よりコンクリート塊の制作を開始し、7月下旬右半部を完工したが、時季の関係で一時中止し、10月1日から左岸部の工事を再開し、12月14日に主要工事を終了した。その後河状の整理をして昭和6（1931）年1月15日竣工した。製作したコンクリート塊は222個、容積は389m<sup>3</sup>である。現在は、埋まっているのか見えない。

## (2) 日川第二床固

日川床固の下流、日川水制の最下流に位置する右岸第32号と左岸第44号の頭部間に設置された。水制の最下流であるために、特に入念に施工され、根固木床2格宛用いられたのみならず、詰石も完全で、木材も何等損傷していないので、そのまま用い、その内側29mの間にコンクリート床固を行った。昭和5（1930）年12月16日に着手し、床掘をして土質の悪い部分には玉石を敷き均し、昭和6（1931）年4月9日からコンクリート工にかかり、同年6月17日に完成了。当初はコンクリート塊を用いる予定だったが、河床の移動が今後大きくなるのではないかということと、床固高を充分深くしたので、一体のコンクリートとし、水勢を減殺するために凹凸は充分つけた。その後、詰石、埋め戻しなどの残工事を行い、昭和6年6月30日に竣工した。コンクリートは約512m<sup>3</sup>使用した。現在は埋まっているのか見えない。

## (3) 初鹿野第一・二床固

第一床固は、駒飼堰堤の上流、第二床固の上流にある。第二床固の左岸は土石層なので、主流がこの方に移ることを防ぐために護岸を施工した。昭和5（1930）年12月15日に両床固の工事を着手し、昭和6（1931）年3月下旬に床掘りの一部が終わり築立を開始した。同年4月30日から護岸の為の床掘りに着手、6月20日から築立を開始した。同月30日に両床固の工事は終了した。7月13日迄に延長約60m、法面積393m<sup>2</sup>、築立立積65.8m<sup>3</sup>を完工し同月15日に工事が竣工した。両床固に使用したコンクリートは約1044m<sup>3</sup>である。両床固共に、現在も存在するが、第一床固は、右岸側袖部の上部が最近の石張コンクリートで再築され、水通し部は古いコンクリート補修で蔽われている。第二床固は水通し部の石が一部欠損（階段状に抜けている、人為的か）し、また、右岸側は護岸コンクリートで覆われて、一部畠となっている。左岸の袖部は一部が土砂で埋没しており、護岸は確認できない。

## 第6章 資料

第1・2節の資料は、原本が縦書きである。また資料中の表は重複するものが多いために、第2節のみ掲載した。漢字も出来る限り原本のままとした。第2節は巻頭に目次が付されているが割愛した。

### 第1節 「富士川流域日川及御勅使川筋砂防工事概況報告（自明治四十四年度至昭和八年度）」

#### 一、總 説

富士川流域砂防工事ハ明治四十四年度ノ創業ニシテ當初ハ昭和四年度二至ル十九箇年度繼續事業トシテ毎年度工費七万五千円總工費百四十二万五千円ヲ以テ施工セシガ其後數次ノ変更ニ依リ工費ヲ百三十九万八百十五円、年度ヲ二十一箇年度ト改メ更ニ節約削減繰延ノ厄ニ會ヒ工費百三十八万四千二百三十七円工期昭和八年度迄ノ二十三箇年度ノ繼續事業ニ変更シ別ニ時局匡救ノ名目ヲ以テ昭和七年度二六万円昭和九年度二九万円ヲ追加シ本川流域中幹川釜無川上流及支川早川流域ニ於テモ工事ヲ施工スル事トナレリ

明治四十四年度本砂防工事ヲ創メ全年十月十八日勝沼工場ヲ日川筋東山梨郡勝沼町ニ開設シ續イテ大正五年十二月一日御勅使川筋中巨摩郡蘆安村ニ蘆安工場ヲ設置シ其后勝沼町地先ノ工事完成スルヤ大正六年三月三十一日ヲ以テ勝沼工場ヲ閉鎖セシモ全年七月十三日再開シ両工場ニ於テ工費ノ増減ト工事ノ緩急ニ順ヒ各盛衰アリシト雖モ夫々工事ヲ續行スルコト十七年昭和三年五月三十日ニ至リ先ツ御勅使川筋ノ工事ヲ中止シテ日川筋ニ主力ヲ注ギ昭和五年十一月一日再び御勅使川工場ヲ開設シ両工場ノ工事ヲ併進シタリ

幾干モナクシテ日川筋ノ工事完成セシヲ以テ昭和六年七月十五日日川工場ヲ閉鎖シテヨリ后ハ御勅使川筋ノ殘工事ノミヲ施工シ昭和九年二月十五日兩川筋ノ全工事ヲ終了シ工場ヲ閉鎖スルニ至レリ

此期間二十三年度ニ跨リ總工費百三十八万七千五百円（概算額）ニシテ其明細左表ノ如シ（表一、表二）

備考 總支費額百三十八万七千余円ニシテ前掲ノ工費百三十八万四千二百三十七円ヲ超過セシハ昭和八年度ニ於テ時局匡救工事ノ爲ノ増額九万円ノモノ一部融通ヲ受ケタルニ據ル

此間ニ於ケル從業員三十八名ニシテ移動左ノ如シ

#### 二、日川筋砂防工事

日川筋砂防工事ハ先ツ明治四十年ノ大洪水ニ被害ノ最モ甚シカリシ東山梨郡勝沼町地先ノ荒廢セル河状ノ整理ヲ行ハンガ爲明治四十四年十月十八日勝沼工場ヲ勝沼町ニ開キ祝橋上下流二千九百七十六米間ニ於テ上流ヨリ水制ノ新設及新水路ノ掘鑿ヲ行ヒ漸次下流ニ進ミ此間大正三年ノ大洪水ノ爲歟カラヌ被害ヲ受ケシモ夫等ノ善后策ト新設工事トヲ併セ進メ予定ノ工事終リニ近クヤ更ニ上流起点ヨリ上八千七十米ノ箇所ニ勝沼堰堤ヲ起エシ迂曲セル本川ヲ空積堰堤ニテ締切り左岸ノ岩盤ヲ切り下ゲテ水通トナシ上流ヨリノ流下土砂ヲ扞止スルコトシ大正六年三月三十一日予定ノ工事完成スルニ至リ工場ヲ閉鎖シ全員御勅使川工場ヘ移レリ

此期間ニ水制七十三ヶ所（工費二十万五千九百五十一円九十九錢一厘）護岸一箇所（工費三百三十七円十四錢）浚渫二十四万六千百三十八立方米（工費四万九千五百四十七円九十四錢）堰堤一箇所（堰堤工費二万四千五百二十六円六十錢五厘、水通工費一万六千六百九十六円十九錢）ヲ施工シ外ニ大正三年ノ洪水后ノ修理工事トシテ水制手入七ヶ所（九千六百二円五十九錢四厘）再浚渫五千百八十四立方米（一千十四円二錢）ヲ完成シ總工費三十万七千六百七十六円四十八錢ヲ支費セリ

之ガ爲數年ナラズシテ水流ハ一定ノ法線内ニ集リ河床ハ漸次低下シ水制幹部ニ抱カレシ三十二「ヘクタール」ノ河原地ハ豊饒ナル葡萄園ト化シ水害ハ其跡ヲ絶ツニ至レリ

然ルニ全年七月上旬ノ水二際シ勝沼堰堤ノ空積締切堰堤上流部ヨリノ滲透水ノ爲陷没シ危險ニ瀕セシヲ以テ七月十三日ヨリ應急工事ヲ引續キ十一月六日ヨリ復旧工事ヲ始メ尚全年八月ノ大洪水ニ際シ下流水制ノ被害モ多大ナリシヲ以テ十月十八日勝沼工場ヲ再開シ引續キ既設工事ノ補修ヲ行ヒ大正八年度迄ニ一万五千二百五十七円七十九錢ヲ費セリ

大正九年度ニ至リ勝沼町地先既設工事ノ好果ヲ維持センガ爲ニハ更ニ上流要所ニ堰堤ヲ増設スルノ必要ヲ認メ工場ヲ日川工場ト更メ東山梨郡日影村駒飼ニ移設シ勝沼堰堤ヨリ中央線日川鉄道橋間四千六百三十余米ノ區域ニ鶴瀬堰堤（大正九年十月一起工）駒飼堰堤（大正十年二月一日着手）横吹堰堤（大正十一年六月一日着手）長垣堰堤（大正十二年一月六日着手）ヲ築設シ大正十三年末迄ニ工費十万八千五百十三円十五錢一厘ヲ支費シ（其后捨石、副堰堤工事其他ヲ加算スル時ハ四堰堤ノ工費十二万四千六十九

九円トナル) 尚下流勝沼堰堤水通補修 (一千九百五十八円二十七錢) 水制新設 (コンクリート中聖牛四組一千二百一円八十八錢) 及水制補強及修繕 (五千七十二円五十錢五厘) ヲ施工シ工費八千二百三十二円六十五錢五厘ヲ支出セリ

然ルニ大正十二年九月一日ノ関東大震災ノ爲又々上流山地ニ多大ノ新崩潰ヲ生ジ將來土砂ノ流送甚大ナル可キヲ認メ前記日川橋ヨリ上流大倉沢合流点ニ至ル三千五百四十米間ノ本支川要所ニ堰堤ヲ築設スルコトトシテ全年十一月三十日工場ヲ東山梨郡初鹿野村水野田ニ移シ矢方平堰堤 (大正十三年五月十三日着手) 水野田堰堤 (大正十四年十月一日着手) 丸林堰堤 (大正十五年九月十日着手) 一ノ畠堰堤 (昭和二年七月一日着手) 山口堰堤 (昭和二年八月一日着手) 初鹿野堰堤 (昭和二年十月十八日着手) 棚小屋沢 (昭和三年六月一日着手) 門井沢堰堤 (昭和四年五月一日着手) ヲ施工シテ工費十六万八千百三十六円五錢一厘ヲ支峩シ下流四堰堤ノ殘工事二一万四千三百五十五円四十九錢一厘ヲ支峩シ且日川鉄道橋下流ニ初鹿野床固二條 (工費八千五百二十円八十一錢五厘) ヲ完成シ勝沼地先ノ既設水制ノ補修ニ九千五十一円八十七錢四厘ヲ費シ尚水制間ニ發達シテ河状ヲ乱シ水制ヲ破損スルノ原因ヲナセル寄洲中ノ巨石ヲ取除キ (工費三千四百九十七円九十錢) 且最下流ノ水制二箇所ノ頭部ヲ結ビテ二條ノ床固ヲ築設シテ工費一万四千百六十五円二十一錢ヲ費シ略予定ノ工事ヲ完了シ昭和五年七月十五日ニ至リ本工場ヲ閉鎖セリ

其后昭和八年二至リ全川ノ既設工作物ヲ精査シ横吹堰堤水叩保護ノ必要ヲ認メ全年十一月一日御勅使川工場工事ノ傍ラ水叩保護工事ヲ着工シ翌九年一月二十七日之ヲ完成シ工費一千三百円ヲ支峩セリ

以上工費ノ多少ニヨリ工事ニ盛衰断續アリシト雖モ期間二十三年ニ跨リ浚渫二十五万七千五百三十七立方米護岸水制七十六箇所堰堤十三箇所床固四箇所ヲ完工シ工費六十五万八千七百七円四十一錢七厘ヲ支峩シ其工事内訳左ノ如シ (表三)

### 三、御勅使川筋砂防工事

御勅使川筋砂防工事ハ日川筋砂防工事トシテ勝沼町地先ノ浚渫水制及勝沼堰堤工事ノ完成近ツクヤ大正五年十二月一日中巨摩郡蘆安村ニ蘆安工場ヲ開キ蘆安堰堤ヲ起工シ (大正五年十二月一日着手) 翌年度其主要工事完成スルニ及ビ大正七年一月一日下流源村ニ工場ヲ移シテ源工場ト改稱シ源堰堤ヲ始メ (大正七年一月一日着手) 更ニ上流左支御庵沢ニ御庵沢堰堤ノ築設ヲ行ヒ (大正九年七月十一日着手) 翌大正十年四月十八日再ビ工場ヲ蘆安村ニ移シ御勅使川工場ト改メ本流ニ遡リ桃木堰堤 (大正十年四月十一日着手) 桃木上流堰堤 (大正十一年八月一日着手) ヲ施工シ其基礎工事ノ定マルヤ更ニ上流標高一千十五米ノ地点ニ藤尾堰堤 (大正十一年四月六日着手) ヲ施工セリ 本地点ハ蘆安堰堤ノ上流約四糠ニシテ道ト稱スペキモノナキ山峠ノ深山ナレバ工事ヲ急ギ日足長キ夏期中ニ主要工事ヲ完工シ再ビ下ツテ先ニ施工中ノ桃木上流及桃木堰堤ヲ完工シ更ニ左支金山沢ニ入り沓沢堰堤 (大正十二年五月五日着手) 番沢上流堰堤 (大正十二年十一月十六日着手) ヲ施工セリ 之等ノ工事順次完成スルヤ當所最初ノ蘆安堰堤ハ基礎並ニ両岸硬岩ナルニ加ヘ堰堤断面毛水通幅六米余上流法六分勾配ト云フ過強ノ構造ナレバ之ガ増嵩ヲ計ランガ爲之ニ重ネテ拱形堰堤ヲ築設スルコトシテ蘆安堰堤増設工事ト稱シ (大正十二年九月九日着手) 引續キ施工シ尚上記工事ノ期間中必要ニ應ジ源堰堤床固全増設工事全床固捨石工事等ヲモ併セ施工シ昭和年代ニ入りテ御庵沢堰堤ノ右側唐沢ニ唐沢護岸藤尾堰堤ノ左岸ニ藤尾護岸ヲ築設シテ堰堤上流ヨリノ滲透水ヲ斜断導流シテ其安全ヲ期シ尚源堰堤第二床固捨石工事ヲ施工シ工費四十四万三千八百十九円六十八錢七厘ヲ支峩シ主要工事略盡クルニ及ビ昭和三年五月三十一日一先ヅ工場ヲ閉鎖セリ

然ルニ昭和四年全五年ノ洪水ノ結果源堰堤下流河床ノ低下著シクシテニ米ヲ超ユルニ至リ其放任ヲ赦サマル状況トナリシヲ以テ昭和五年十一月一日再ビ工場ヲ源村ニ開キ御勅使川工場ト稱シ先ツ源堰堤第二床固 (昭和五年十二月十六日着手) ヲ起工シ續イテ沓沢上流堰堤ニ於テ右小支辰ノ澤ノ主流右岸ノ翼壁ヲ溢流シ下流ノ山林ヲ流掃スルヲ知リ其増補工事ヲ行ヒ (昭和六年十月一日着手) 更ニ沓沢堰堤下流水叩ノ硬岩ノ浸蝕著シキニ鑑ミ水叩保護工事ヲ施工シ (昭和七年五月十六日着手) 稍小康ヲ得シガ日川筋工事ノ完成ニ伴ヒ工費ニナホ相当殘額存スルヲ以テ再ビ遡リテ左支井出ノ沢ニ入り標高一千八十二米ノ地点ニ井峩沢堰堤 (昭和七年十月二十五日着手) ヲ起工シ此下流ニ低堰堤二箇所ヲ築設シ (昭和七年十一月十六日着手) 尚旧設護岸ニ習ヘテ下流左岸ニ井出沢護岸ヲ施工セリ

又本流域ノ堰堤ハ源堰堤ヲ除ク外總テ基岩上ニ築設セラレ沓沢上流堰堤ヲ除ク外總テ副堰堤ヲ備フルヲ以テ堤体ハ何等ノ危惧無カルベキモ築設以來十余年ニ及ビ下流河床漸次低下固定スルヤ不斷ノ流水ニ依リ基岩中ノ比較的軟質ノ部分次第剥脱セラレ副堰堤ノ其礎ノ顯ルモノ一、二ニ止マラザルヲ認メ工場ノ閉鎖ニ先ダチ之ガ補修ヲ行ヒ万全ヲ期センガ爲堰堤補修工事ヲ起工シ (昭和八年八月十六日着手) 藤尾・桃木・上流・桃木・沓沢上流ノ四堰堤ノ水叩及副堰堤其他ヲ補修シ或ハ捨石或ハコンクリート塊ヲ布設シ尚蘆安堰堤副堰堤下流ノ岩盤ヲ利用シテ第二副堰堤工事ヲ行ヒ (昭和八年十一月一日着手) 昭和九年一月三十一日全部ノ工事ヲ完成

シ後殘務ノ整理ヲ行ヒ全年二月十五日本工場ヲ閉鎖スルニ至レリ

大正五年工場開設以來十九ヶ年（昭和四年一ヶ年ハ全ク休止）ニシテ十二箇所ノ堰堤（増設工事中芦安堰堤増設工事ノミハ独立セシメラレ一ヶ所ト計上ス）ヲ築設シ其他護岸床固其他ヲ施工シ本工事費五十万九百五十四円四十七錢ニ達シ其内訳ヲ詳記セバ左表ノ如シ（表四）(注1)

## 第2節 「富士川流域日川筋砂防工事報告（自明治四十四年度至昭和六年度）」

### 第一節 緒言

富士川流域砂防工事ハ明治四十四年度ヨリ昭和四年度二至ル十九箇年度繼續事業トシ毎年度工費七万五千円總工費百四十二万五千円ヲ以テ支線笛吹川小支日川筋及幹川釜無川支流御勅使川筋ニ砂防工事ヲ施行豫定ナリシガ其后數次ノ変更ニ依リ既定工費ヲ百参十九万八百拾五円施行年限ヲ二十一箇年度ト改メ更ニ節約削減繰延ノ危ニ会ヒ工費百三十八万四千二百三十七円工期昭和八年度迄ノ二十三箇年度ノ繼續事業ニ変更シ別ニ時局匡救ノ名目ヲ以テ昭和七年度ニ六万円昭和八年度ニ九万円ヲ追加シ本流域中幹川釜無川上流支川早川流域ニ於テモ工事ヲ施行スルコトナレリ右ノ内日川筋ニ於ケル河状並ニ計画ノ大要ヲ述ブレバ左ノ如シ（第一圖富士川流域日川砂防工事平面圖参照）

日川ハ源ヲ山梨縣東山梨郡ト北都留郡トノ境界ナル大菩薩嶺（標高二千五十九米）ニ發シ南西ニ流レ中間焼山沢大倉沢曲沢門井沢棚小屋沢<sup>(注2)</sup>笛子川深沢等ノ各支川及幾十ノ小沢ヲ合セテ勝沼町ノ下流四糸ノ箇所ニテ笛吹川ニ合流スル急勾配ノ河川ニシテ流域面積百八平方糸流路延長二十八糸ナリ水源ヨリ勝沼町地先祝橋迄二十一糸ノ間ハ山間部ニ属シ兩岸概ネ岩盤ハ水源ヨリ笛子川合流附近迄ハ石英閃綠岩以下（粘板岩）ヲ露出シ河幅狭ク河床勾配ハ上流十數分ノ一ヨリ下流三十分ノ一内外ニ推移ス祝橋以下笛吹川合流点ニ至ル六糸ノ間ハ平地部ニ属シ河幅廣ク河床勾配モ四十分ノ一以下ナルヲ以テ上流ヨリ流下スル土砂石礫ハ此部分ニ堆積シ水流ハ乱レテ輕鬆ナル兩岸ヲ衝キ漸次河幅ヲ拡大セントスル傾向アリ

明治四十年八月ニ於ケル縣下未曾有ノ大水害ノ際ハ本川流域山地ニ數百ヶ所ノ崩潰ヲ生ジ多量ノ土砂ヲ流下シ強烈ナル土石流ヲ起シ勝沼町地先平地部ニ於テモ尚重量十數噸ノ大轉石移動シ乱流ハ兩岸ヲ崩潰シ沿岸ノ田畠ヲ河原地ト化シ家屋ヲ流亡スル等甚大ノ損害ヲ與ヘタリ依テ先ツ祝橋上流一・九糸計三糸ノ區間左右兩岸ニ水制並ニ護岸ヲ施設スル外法線内ノ浚渫ヲ行ヒ流路ヲ一定シ河岸ノ崩潰ヲ防止シ尚上流二十數ヶ所ノ堰堤ヲ築造シ土石ノ流下ヲ抑止セントス

### 第二節 工事概要

日川砂防工事ハ明治四十四年度ノ起工ニシテ同年度ヨリ大正五年度ニ至ル六ヶ年度間ハ被害最モ甚シカリシ祝橋上下流二千九百七十六米ノ區間ニ水制七十四ヶ所護岸壠箇所低水路浚渫二十四万六千立方米及水制最上流部ヨリ八百七十米ヲ上リテ勝沼堰堤ヲ施行セリ其結果數年ナラズシテ水流ハ一定ノ法線内ニ集リ河床ハ漸次低下シ水制幹部内ニ抱カレシ三十二「ヘクタール」ノ河原地ハ豊饒ナル果樹園ト化シ水害ハ其ノ跡ヲ絶ツニ至ルヲ以テ一先ツ日川筋ニ於ケル本工事ヲ打切り主力ヲ御勅使川筋ニ移シ爾來大正八年度迄ハ僅カニ修繕及補修工事ニ止メタリ其ノ間工場ヲ勝沼工場ト稱シ東八代郡勝沼町大字夏秋富士町柏尾等工事上便利ノ場所ニ數回移轉セリ

大正九年度ニ至リ曩ニ施行セル前期工事ノ好果ヲ維持スル必要ニ勝沼堰堤ヨリ中央線日川鉄橋ニ至ル四千六百一米ノ區間ニ横吹長垣鶴瀬駒飼ノ四堰堤ヲ築設スル計画ヲ樹テ同年度ヨリ一部ニ着手シ十月一日工場ヲ東八代郡日影村駒飼ニ移シ名ヲ日川工場ト改ム以上ノ計画ニ基ツキ工事ヲ進メ來リシガ偶々大正十二年九月一日関東地方ヲ襲ヘル大震災ノ結果流域山地ニ幾多ノ新崩潰ヲ生ジ同年九月十五日（日雨量三百十六糸ヲ算ス）ノ出水ニハ多量ノ土砂ヲ流出シ尚將來此等山地ヨリ流送シ來ル土石ハ極メテ巨額ニ達スペキヲ以テ十三年度以降更ニ中央線日川鉄橋ヨリ上流大倉沢合流点ニ至ル本流三千五百四十米ノ區間ニ初鹿野丸林水野田矢方平ノ各堰堤及ビ支流曲沢門井沢棚小屋沢ニモ夫々堰堤ヲ築設シ土石ノ流峩ヲ抑止スルノ方針ヲ立テ大正十三年十一月三十日工場ヲ東山梨郡初鹿野村水野田ニ移セリ

尚此区間ニ於テ日川筋砂防工事將來ノ安全ヲ期スル爲全川ニ亘ツテ床固ノ新設水制ノ修繕並ニ捨石追設河身ノ除石等各種ノ工事ヲ施行シ昭和六年七月十五日ヲ以テ竣巧ヲ告ゲ全日ヲ以テ本工場ヲ閉鎖スルニ至レリ。后昭和八年度ニ至リ全川ノ既設工作物精査ノ結果横吹堰堤水叩保護ノ必要ヲ認メ全年十一月御勅使川工場工事ノ傍ラ水叩保護工事ヲナシ翌昭和九年一月二十七日完成ヲ告ゲ期間二十三年ニ跨ル本川筋ノ砂防工事ヲ終了スルヲ得タリ

此間施工セシ主ナル工事ハ浚渫二十五万七千五百三十七立方米護岸水制七十六箇所堰堤十三箇所床固四箇所ニシテ本工事六十五万八千七百七円四十一錢七厘ニ達シ尚工事ノ大要ヲ一覽センガ爲左二年度別工費ヲ表示ス

表一

表二

### 第三節 施行ニ関スル組織及設備

#### 一、工場事務所

明治四十四年十月十八日本工事ヲ創ムルヤ先ツ事務所ヲ東山梨郡勝沼町大字柏尾地内大善寺ノ一部ニ假寓シ工場ヲ開設シ勝沼工場ト稱セシガ翌四十五年七月全町水上口敷ニ見張小屋（間口十.八米梁間四.五米）ヲ新設シテ工場事務所ニ充テ其后工事ノ進展ニ從ヒ大正二年五月全町富士塚ヘ大正四年十月全町道下ヘ移リシガ勝沼町地先ノ浚渫及水制工事完成シ大正五年度末ヲ以テ一先ヅ閉鎖スルコトハナリ全員御勅使川ニ移レリ然ルニ翌年度ニ至リ既設工事ニ補修強ノ必要ナルヲ認メ再ビ大正六年八月一日ヨリ工場ヲ開キ全年十一月見張小屋（桁間三.六四米梁間二.七米）ヲ新設シテ工場事務所ニ充テ勝沼堰堤ノ修繕ヲ施工シ引續キ下流水制ノ補修ニ努メテ大正八年度ニ至レリ大正九年ニ至リ更ニ上流ニ堰堤築設ノ方針定マリ十月一日工場ヲ東八代郡日影村大字駒飼ニ移シ名稱ヲ日川工場ト更メ全地民家ヲ借リテ工場事務所トナセシガ大正十三年ニ至リ更ニ主要工事日川鉄道橋上流ニ移ラントスルニ及ビ工場ヲ東山梨郡初鹿野村水野田ニ移シ見張小屋（桁行七.二七米梁間五.六四米）ヲ新設シテ工場事務室ニ充テ昭和六年七月十五日工場閉鎖迄工事ノ監督事務ノ整理ヲ行ヘリ（昭和八年度ノ横吹堰堤水叩保護工事ハ別ニ工場ヲ開カズ御勅使川工場ニテ監督施行セリ）

#### 二、工場從務員ノ移動

工場設置以來年ヲ閱スルコト二十年其間ノ從務員ノ異動少ナカラズ通計二十五名ニ達シ其ノ異動ヲ尋ヌレバ左ノ如シ  
從務員調（大正八、十、一工費雇ヲ工手或ハ雇ニ名稱変更 昭和四、五、一雇ヲ書記ニ臨時雇ヲ雇ニ名稱変更）  
尚此ノ外工事ノ設計實施ノ監督ニ當ラレシ内務技師南部常次郎全安達辰次郎全蒲孚ノ三氏アリ

### 第四節 施工状況

#### 第一勝沼工場時代

本砂防工事ノ初期ニ於テハ明治四十年八月ニ於ケル山地大崩潰ニ起因スル土石流ニ依リテ全ノ旧態ヲ失ヘル勝沼町地先ノ日川ヲ新ニ設定セル新河道内ニ収メンガ爲ニ水制ヲ築設シ浚渫ヲ行ヒ且其后ノ出水ノ状況ニ鑑ミテ上流ニ勝沼堰堤ヲ築造シテ尚上流ニ殘留セル崩潰土砂ノ一時ニ流下スルヲ防止シ併セテ既設水制ノ補修ヲ行ヒシモノニシテ工場ハ転々移動セシモ一貫シテ勝沼工場ヲ稱セリ

此間施工ノ時期ハ相重複スルモ工事ノ種類ニ依リ水制及浚渫工事堰堤工事及補修工事ニ分チテ以下概要ヲ述ベシ

#### 一、水制（護岸）及浚渫工事（第二図日川水制平面図参照）

着手ノ当初ニ於テハ河道ハ堆マリ田園ハ荒廃シ両岸ノ台地ハ口壞シ全ク旧態ノ據ルベキモノ無キニ至レルヲ以テ本工事ノ施行ニ際シテハ河岸ノ現状ト旧河筋ノ迂曲ヲ參酌シテ全ク新タニ河身ヲ設定シ旧河床ニ効ヘテ河床勾配ヲ定メ之ニ應ジテ兩岸適當ノ所ヨリ水制ヲ築シ其水制頭部間ヲ計画河床高ニ掘鑿シテ新水路ヲ形成シ其掘鑿土砂ハ夫々兩岸水制幹部間ニ搬入シテ荒廃セル葡萄園ノ再興ヲ助成セリ

水制ハ何レモ頭部及幹部ヨリ成リ頭部ハ馬踏幅三.六米ニシテ其長サハ水制ノ位置及間隔ニ依リ一六.四米及一二.六米ヲ採用シ高サハ二.九米及二.四米トシ何レモ練積粗石張ニシテ内部ニ裏込コンクリート約七十粍ヲ用フ水路ニ面スル法先ニハ幅五.五米高一.二米ノ木工沈床ヲ主体トセル根固ヲ設置シテ法先ノ洗掘ニ備フ幹部ハ砂礫ヲ盛立テ表面ニ空石張ヲ施工シ馬踏幅三.六米法勾配ハ上手一割下手一割五分ニシテ三尺ノ犬走リヲ置キ百二十分之一ノ上リ勾配ニテ兩岸ニ取付ケ其延長ハ施工箇所ニ依リ一.五米乃至九九米ナリ（九十九米ノ幹部長ニテ尚高台ニ達セザルモノニアリテハ簡易ナル段石積ニテ延長シ不足ヲ補フ）尚頭部幹部共施工ノ前期后期ニ依リ位置ノ上流下流ニ依リ可ナリノ変更行ハレタルモノ一詳記スルノ繁ヲ避ク（第三図水制構造図参照）

浚渫ハ前記水制ノ頭部ヲ結ブ左右両岸法線間幅四十五米深サ最大六.一米最小〇.九米延長二千九百七十六米ニ亘リテ施工シ新河道ヲ形成セシムルモノニシテ累積セル巨石ハ破碎シ玉石砂礫ハ掘鑿シ法線外民地ニ搬入セリ

明治四十四年十月十八日着手全年度中ハ工事ノ不慣材料蒐集ノ不便等ニテ工程擧ラズ水制ノ竣工セルモノ一箇所モナク床掘ノ深

キハ地盤以下六米ニモ及ビ施行ノ困難尠カラザリシガ翌大正元年度ヨリ工程略予期ニ副ツニ至リ銳意工事ヲ勵ミ水制ノ築設ト新水路ノ掘鑿トヲ併セ行ヘリ 然ルニ大正三年夏期ニ至リ明治四十年ニ次グ大洪水ニ会シ竣巧水制ノ破損新水路ノ埋没等多大ノ被害ヲ受ケシヲ以テ全年秋直チニ被害箇所ノ復旧ト引續キ下流殘工事ノ完成ヲ急ギ全年度末大半ノ工事ヲ終リ翌大正四年度ハ殘部ノ完成ヲ努メ十月末全水制工事ヲ終了シ十一月上旬浚渫工事ヲ完了スルヲ得タリ 水制トシテハ右岸三十一箇所左岸四十三箇所計七十箇所ニシテ其外護岸一箇所浚渫土量二十四万六千百三十八立方米ヲ施工シ工費二十五万五千八百三十七円七錢一厘ヲ費セリ

以上ノ工事進捗ノ模様ヲ窺知センガ爲二年度別ニ工程ヲ示セバ左ノ如シ

#### 水制護岸浚渫工事工程表

#### 備考

- 一、此期間中水制及浚渫ノ補修工事アレドモ後項ノ補修工事ニ譲ル
- 二、勝沼堰堤水通部ノ掘鑿一三、七二五立方米工費一六、六九六円一九〇ヲ土木局年報ニテハ浚渫工事中ニ加算シアリタレドモ實際ハ勝沼堰堤ノ一部ト見做スベキニ依リ次項ニ譲ルコトト更ム

#### 二、堰堤工事（勝沼堰堤）

大正三年八月ノ大出水ニ際シテ下流ノ水制及浚渫工事ナホ施工中ニシテ新河道未ダ完成セザルニ加ヘ上流ノ殘留崩潰土砂著シク流下シ新河道ヲ埋メ水制ヲ破壊シ意外ノ被害ヲ與ヘシヲ以テ之レガ対策トシテ勝沼町柏尾地先本川迂曲部ニ本川ヲ締切り堰堤ヲ築造シ河流ヲ左岸新設ノ水通ニ遷シ堰堤ノ作用ヲ奏セシメ上流土砂ノ流下ヲ防止セシメントシ本工事ヲ初ム（第四圖勝沼堰堤竣工圖参照）

堰堤ハ川表築石川裏築石及此間ノ埋立工事ヨリ成ル川表築石ハ川床ノ岩盤上ニ築造セルコンクリート根固（敷巾三.六米高最大八.四米）ヲ前固トシ其上ニ馬踏幅六.四米直高一二.一米延長四九.一米ノ空積石張石垣（前法一割裏法三分）ヲ築設セルモノニシテ川裏築石ハ全ジク川床岩盤上ニ築造セルコンクリート根固（敷巾五.二米高最大六.七米）ヲ後固トシテ其上ニ勾配一割直高一二.七米ノ空積石張ヲ施工ス 尚此兩者間ノ旧川敷ヲ埋立テ六割下リニ搔均シ表面ニ張石ヲ施工シテ埋立工事トナシ之等三者一体ヲナシテ締切堰堤ヲ形成ス

水通工ハ左岸山腹ノ岩盤ヲ切り開キテ幅四十五米深三米ノ水通ヲ作ルモノニシテ自然ノ岩盤ハ無數ノ亀裂ヲ有スルガ故ニ其摩損ニ備ヘンガ爲ニ中央二幅一.八米深〇.九米 下流約七米ニ全ジク巾一.八米深〇.六米及左岸ノ一部二幅三米深〇.九米ノ帶状ノ表面張石工ヲ施工シ其他脆弱ナル個所ニハ張石ヲ行フモノトス

大正四年九月七日着手先ヅ水通ノ下部河床高ニ延長四二.七米ノ隧道（巾二.一米高二.四米）ヲ穿チテ排水路ニ充テ床掘ヲ行ヒ冬期渴水期ヲ利用シテ川表及川裏ノ根固コンクリート工事ヲ完成シ引續キ川表川裏ノ築石水通部ノ補強ヲ進メ埋立ヲ行ヒ張石ヲ完成シ大正六年三月三十一日全部ノ竣工ヲ告ゲ工費四万一千二百二十二円七十九錢五厘ヲ費ヤセリ其内訳左ノ如シ

#### 勝沼堰堤工程表

#### 備考

- 一、本工事完成后ノ補修工事其他ハ此所ニ加ヘズシテ次項ニ譲ル
- 二、水通工中岩盤及砂礫ノ掘鑿一三、七二五立方米工費一六、六九六円一九〇ハ土木局年報ニハ浚渫工事中ニ加ヘタレドモ工事ノ性質ヨリ見テ堰堤工事ノ一部トスルヲ妥當ナリト考ヘ本表ニ加算ス（前項工程表中備考ニ参照）

#### 三、補修工事

##### （一）大正三年度ノ水制及浚渫補修工事

前記工事施工半ニシテ新河道未ダ完成セザルニ先ヅ大正三年八月ノ大洪水ニ会シ祝橋上流ニ於テ水制左岸第二十一号右岸第一号第二号第四号第五号第六号第八号第九号第十号或ハ全ク流失シ或ハ頭部根固破壊シ或ハ幹部流失シ殆ンド補修ノ方法無キニ近ク其他數多ノ被害アリ。右ノ内右岸ノ第一号第二号第四号（第三号ハ廃工）ハ頭部破壊セルモ略其位置ヲ保チ殘存ノ幹部ト相俟ツテ略當初ノ作用ヲ持続シ得ルモ第五号第六号ハ殆ンド其用ヲナサズ第八号ハ其ノ跡ヲメザルモ（後ニ此上流ニコンクリート中聖牛四組ヲ布設シ又第九号第十号ヲ補修ス）右岸ハ硬岩ヨリ成ル高台近ク迫リテ耕地狹ク且河状ノ上ヨリモ複旧ノ必要ヲ認メザレバ其儘ニ放置シテ補修ヲ行ハズ又右岸第二十一号ハ前后ノ水制ト附近ノ高地盤トノ爲ニ河状ノ維持充分ニシテ之レ又複旧ノ要ナキヲ以テ補修ヲ行ハズ

然ルニ左岸第一〇号第一一号第一二号第一三号第一八号第一九号第二〇号ハ其位置甚ダ樞要ナリシヲ以テ流失セル根固木床ヲ補

修シコンクリート根固ヲ添加シ巨石ヲ引寄セテ法先ヲ補強スル等ノ補修工事ヲ行ヒ大正三年度中ニ既定工事費ノ外ニ水制費九千六百二円五十九錢四厘ヲ費シ且祝橋上流ノ迂曲部ニ堆積セシ石礫五千百八十四立方米ヲ掘鑿シテ浚渫費一千十四円二錢ヲ費シ合計一萬九百十六円六十一錢四厘ヲ支峩セリ

## (二) 大正六七年度勝沼堰堤補修工事

其后勝沼堰堤工事完成シ大正五年度末ヲ以テ工場ヲ引キ上ゲ御勅使川工場ニ転ズルニ及ビ大正六年七月上旬ノ峩水ニ際シ全堰堤上流部ヨリノ滲透水甚シク爲ニ埋立地ノ一部及川裏石張ノ一部陥落シ之ガ應急及複旧工事ノ必要ヲ生ジ大正六年七月十三日再ビ工場ヲ開キ引續キ諸般ノ工事ヲ施行スルニ至レリ

應急工事ハ大正六年七月十三日着手シ堰堤上流築石ノ外側ニ空石積ヲ主体トセル土團ヲ築設シテ滲透水ヲ輕減シ夏期ノ洪水ニ備ヘ併セテ補修工事ノ前衛タラシムルモノニシテ工費一千六十九円七十五錢ヲ費シ全年十一月五日竣工ヲ告ゲタリ續イテ翌十一月六日ヨリ修補工事ヲ起工シ前記土團ト既設川表築石トノ間ニ土砂ヲ盛リ上部表面ニ玉石張ヲ行ヒ目地モルタルヲ施工シ埋立部ノ陥落セル部分ハ掘り起コシテ更ニ玉石砂礫ヲ入念ニ填充シ直シ、川裏石張モ充分ニ裏込石礫ヲ入替ヘシ後張直シヲ行ヒ今後ノ患ナカラシメントシ工費四千九百七十六円八十五錢ヲ費シ大正七年五月二十日竣工ヲ告ゲタリ

## (三) 大正七八年度水制補修工事

然ルニ又水制ニアリテハ既ニ完成シテヨリ數年ヲ経過シ漸次流路一定シ河床ノ低下顯著ナルニ際シ大正六年十月一日ノ大洪水ニ遭遇シ水制頭部ノ根固木床洗掘沈下ノ爲破損スルモノ尠ナカラザルニ至リシヲ以テ其内甚シキモノ右岸第七号第三十三号第三十四号第三十九号及右岸第二十五号第二十九号ノ六水制ニ石枠ノ増設ヲ行ハント欲シ堰堤補修工事ノ完成スルヤ大正七年五月二十一日ヨリ是等水制修補工事ニ着手シ工費九千二百十一円二十二錢ヲ費シ翌大正八年五月三十一日略其目的ヲ達シ竣巧ヲ告ゲタリ以上ノ補修工事ノ工種ヲ掲グルト共ニ当初ノ工費ヲ通算シテ勝沼工場時代ノ總工費ノ一覽ニ便ス

補修工事工程表並總工費表（勝沼工場時代）

## 第二日川工場時代

勝沼堰堤完成ノ后ハ暫ク既設工事ノ補修ヲ行ヒツヽ河状ノ動靜ヲ考察スルニ下流工事ノ好果ヲ維持センガ爲ニハ更ニ上流要所ニ堰堤ヲ増設シ土砂ノ流下ヲ防止スルト共ニ河床ノ整正ヲ努ムルノ必要ヲ認メ大正九年度以降更ニ勝沼堰堤ヨリ中央線日川鉄道橋間四千六百余米間ノ要所ニ數箇所ノ堰堤ヲ増設スルノ計画ヲ樹テ全年九月一日工場ヲ東八代郡日影村駒飼ニ移シ日川工場ト改稱シ鶴瀬、駒飼、横吹、長垣堰堤ノ築設工事ヲ進メシガ偶マ大正十二年九月一日関東大震災ノ爲又々上流山地ニ夥シキ新崩潰生ジ將來土砂ノ流送更ニ甚シキモノアルヲ察シ中央線日川鉄道橋ヨリ支川大倉沢合流点ニ至ル三千五百四十米間ノ本支川要所ニ堰堤ヲ追設スル事トシ大正十三年十一月三十日工場ヲ東山梨郡初鹿野水野田ニ移シ初鹿野丸林水野田矢方平山口一ノ畑門井沢棚小屋沢ノ諸堰堤ノ築造ヲ努ムル傍既設水制ノ補修河床ノ整理日川初鹿野ノ床固ノ築設等ヲ行ヘリ以下堰堤床固及水制浚渫ニ項ヲ分チテ工事ノ模様ヲ略説セントス

### 一、堰堤工事

堰堤工事ノ施工ハ樞要ノモノヨリ順次着手セシモ中止再興相交錯セルヲ以テ便宜上本川下流ヨリ上流ニ及ビ更ニ支川ヲ上流ヨリ下流ニ進ミ説ク事トス（工程ノ状況ハ末尾工程明細表参照）

#### (イ) 横吹堰堤

本堰堤ハ勝沼堰堤上流一千五十七米ノ位置ニアリ本副兩堰堤ヨリ成ル本堰堤ハ高十二米長三〇米天端幅二米前法二分後法五分トシ副堰堤ハ高四.五米長一九.六米前法五分後法直トス本堰堤ト副堰堤トノ間隔ハ二十七米重合ハ一.五米ナリ（第五圖横吹堰堤竣巧圖参照）大正十一年六月一日着手先ヅ水流ヲ左岸ニ廻シ床掘及排水路ノ開鑿ヲ進メシガ排水路ノ深サ大ニ河床幅狭キガ爲甚ダ進工遅ニシテ右岸ノ床掘ヲ終リシハ十二月中旬ナルヲ以テ是ヨリ寒期ヲ向ヘシモ止ムナク充分ノ注意ノ下ニコンクリートヲ施工シ河床高マデ築立テハ先ツ中止セリ

翌年二月ニ入り寒氣弛ムヤ再ビコンクリート工ヲ初メ年度未迄ニ高サ五米ニ達シテ築立ヲ中止シ水路ノ右岸築立箇所ニ導キ左岸ノ排水及掘鑿ヲ進メ四月十五日ヨリ右岸殘部ノ築立ヲ行ヒ六月上旬迄順調ニ進捗シ過半ノ築立ヲ行ヒシニ一度ハ六月九日ノ峩水ニ頓座シ其后農繁期ニテ中止シ更ニ九月一日ノ関東大震災ニ会ヒ再ビ工事ノ中止トナリ續イテ九月十四日ノ豪雨（日雨量三一六粍）ノ爲震災ニ依ル夥シキ崩潰土砂ノ流峩ニ会ヒ少ナカラヌ被害ヲ見タリシモ幸ニ堰堤ハ無事ナリ是等ノ始末ヲ付ケ十月二十七日ヨリ辛ウジテ築立ニカヽリ十一月十五日ニ至リ漸ク本堰堤ヲ完成スルコトヲ得タリ此築立立積一千六百八十五立方米工費二万七千九百

五十三円二十八錢八厘ニシテ築立一立方米ニ付十六円五十八錢九厘ニ當レリ

大正十三年冬期ニ入り水叩部ノ調査ヲ行ヒシニ甚シキハ堰堤敷以下三十粍ノ深掘ヲサヘ認メタルヲ以テ大正十四年一月中此水叩部ニ捨石トシテ一個ノ立積一立方米以上ノ大玉石五十個ヲ搬入シ工費八百二十円八十九錢二厘ヲ費セリ

其后數年水叩部ノ模様ニ注意セシガ甚シキ異状ヲ認メザリシモ次第二工期終ニ近ク基礎ニ岩盤ヲ有セザリシヲ以テ万全ヲ期スル意味ニ於テ副堰堤ヲ作ルコトヽシ昭和三年十月一日再ビ工事ニ懸カリ二百米以上ノ排水路ヲ狹隘ナル河床上ニ拓キ床掘ヲ行ヒ昭和四年二月中旬ヨリ蔽席ノ内ニ焚火シツヽ築立ヲ行ヒ全月中左岸ヲ終リ右岸ニ移リ四月ニ入り殘部ノ築立ニ移リ全月中全築立ヲ終レリ副堰堤築立々積二百六十立方米四分ニシテ此工費四千二百二十四円三十二錢四厘トナレリ

以上本堰堤水叩捨石及副堰堤ノ工費總計ハ三万二千九百九十八円五十錢四厘ニシテ其築立々積ハ一千九百四十五立方米七分ナルヲ以テ一立方米当十六円九十六錢ヲ算ス

昭和八年ニ至リ更ニ水叩部ヲ精査スルニ先ニ引寄セシ捨石沈下シテ輕細ナル砂ノミニシテ最深部又堰堤敷以下二十粍トナリ稍不安ナルヲ以テ全年十一月一日水叩保護工事ヲ起エシ先ヅ上流ヨリ砂礫ヲ搬入シテ水面以上トナシ其上ニコンクリート塊（長二.〇米巾二.〇米厚一.五米）ヲ第一列八箇第二列七箇計一五箇ヲ場所打トシテ施工シ其側部並ニ下流部ニ捨石ヲ行ヒ更ニ流下水流ノ集注ヲ避ケンガ爲水通ノ切下ゲヲ行ヒシガ時宛モ稀有ノ巖寒ニ会シ多大ノ困難ヲ嘗メ翌昭和九年一月二十七日ニ至リ工費一千三百円ヲ費シ完工スルコトヲ得タリ而シテ前記ノ堰堤工費ト合算スル時ハ三万四千二百九十八円五十錢四厘トナレリ

#### (口) 長垣堰堤

長垣堰堤ハ勝沼堰堤ヨリ二千六十六米横吹堰堤ノ上流一千九米ノ位置ニ在リ本副兩堰堤ヨリ成ル

本堰堤ハ高一二米長三十七.七米天端幅三米前法二分後法五分トシ副堰堤ハ高四米長二〇.八米天端幅二米前法五分後法直トシ本堰堤トノ間隔二十二米重合一米ナリ

大正十二年一月六日着手シ先ツ右岸添ニ導水堤ヲ築造シテ水流ヲ之ニ放流シ排水路ヲ立テツヽ左岸ノ床掘ヲ行ヒシガ計畫基面ニ達スルモ岩盤ノ形跡少シモ見エザルヲ以テ止ムナク砂礫上ニ築立スルコトヽシ二月下旬コンクリートノ施工ヲ開始シ約三米築立テヽ水流ヲ左岸ニ移シ右岸殘部ノ床掘ヲ行ヒ築立テ進ミ順調ニ進工シ五月一日迄直高約一〇米迄達セシガ他工事トノ関係上工事ヲ縮小シ僅カニ水叩部ノ捨石ヲ行ヒシモ五月六日ニ至リ一時中止スルノヤムナキニ至レリ

翌大正十三年二月十六日ヨリ工事ヲ再開シ全年八月十一日迄ニ本堰堤ノ工事ヲ完成シ築立々積一千九百九十七立方米四工費二万九千六百九十四円二十一錢一厘ニ達セシガ副堰堤工事ヲ殘シテ再ビ休工セリ副堰堤ハ爾後ノ峠水ニ依リ水叩部ノ変化ヲ見必要ニ應ジテ施工スル事トシ一時其経過ヲ眺メシガ上流ノ貯砂ハ大正十四年ヲ以テ略充分トナリ水叩部ノ洗掘ハ未ダ恐ルヽニ足ラザレドモ基礎ニ岩盤ナキニ鑑ミ予定ノ如ク施工スル事トシ昭和四年一月十六日再着手シ本堰堤施工當時ノ導水堤ノナホ存在セルモノヲ利用シツヽ略全様ノ工法ニ依リ床掘ヲ行ヒ全年六月二十七日ヨリ築立ニカヽリ八月十五日之ガ完工ノ運ニ進ミ全日ヲ以テ本工事ノ竣功ヲ見タリ副堰堤ノ積二百二十六立方米工費七千三百四円八十二錢四厘ニシテ本副兩堰堤ヲ合算スル時ハ總築立々積二千二百二十四立方米工費三万六千九百九十九円三錢五厘ニシテ一立方米当十六円六十一錢六厘ヲ算ス

#### (八) 鶴瀬堰堤

本堰堤ハ勝沼堰堤ヨリ二千八百九米長垣堰堤上流七四三米ノ位置ニアリ本堰堤ノミニシテ副堰堤ヲ築造セズ 高九.一米長三一.八米天端幅二.七米ニシテ法ハ前後共三分ナリ

大正九年十月一日着手シ先ツ水流ヲ左岸沿ニ廻シ排水路ヲ設ケツヽ右半部ノ床掘ヲ進メ予定敷高ニ達スルモ岩盤出現セズ止ムナリ 其儘コンクリートヲ施工スル事トシ大正十年三月築立ヲ開始シ右岸高五.五米マデ進工セシガ全年四月三日ノ春期洪水ニ襲ハレ締切堤破壊ノ厄ニ会シ止ムナク中止シ晚秋十一月下旬再ビ締切ヲ放行シ左岸殘部ノ床掘ヲ行ヒシモ滲透水夥シク排水容易ナラズ予定ノ敷高迄ノ掘鑿甚ダ困難ナルニ依リ右岸半部ヨリ約一.〇米上リノ高ヨリ築立ツル事トシ著々進工シ翌大正十一年五月三十一日完成スルヲ得タリ 此立積一千二百六十一立方米七分工費二万三千二百七十二円五十一錢九厘ニシテ一立方米当十八円九十五錢五厘ヲ算ス

而シテ完成后全年八月二十四日ノ洪水ニテ充分ナル貯砂ヲ見タルノミナラズ下流川床モ稍高クシテ副堰堤ノ必要ハ認メラレザルモ水叩部ノ湛水深クシテ多少ノ不安アルヲ以テ大正十四年十二月二十日水叩保護ノ捨石工事ヲ起エシ下流々路外ヨリ大転石ヲ「ハンドワインチ」及石橇ヲ用ヒテ水叩ニ引寄セ約八十二.五平方米ノ捨石ヲ行ヒ一時之ガ沈下ノ模様ヲ見更ニ大正三年ニ至リ冬期他工事ノコンクリート施工不能ノ期ヲ利用シ八十平方米ノ追加ヲ行ヒ合計百六十二平方米ノ捨石ヲ施工シ工費二千七百四十七円五十三(注7)

錢三厘ヲ費シ昭和四年一月三十一日竣巧ヲ告ゲタリ

以上堰堤工事及捨石工事ハ施工上別設計ニ依リタレドモ共ニ本堰堤一体ノ工事ト見做スペキモノニシテ兩者工費合計二万六千二十円五錢二厘ニ達シ堰堤ノ築立々積一立方米ニ割リ當テル時ハ二十円六十二錢三厘ヲ算ス

## (二) 駒飼堰堤

本堰堤ハ勝沼堰堤ヨリ三、三一四米鶴瀬堰堤ノ上流五〇五米ノ位置ニ築設セラルヽモノニシテ本堰堤ノミナリ高サハ一〇.九米長三七.八米天端幅二.七米ニシテ前法二分後法四分八厘トス

大正九年十月一日着手先ヅ水流ヲ左岸ニ導キ右岸ノ掘鑿ヲ進メシニ右岸側ニ約十四米硬岩盤露<sup>(注8)</sup>シタルニ依リ爾餘ノ部分ヲ基面以下迄掘鑿シテ更ニ岩盤ヲ尋ネシモ發見スルニ至ラズ止ムナリ予定高ヨリ築立ヲ開始シ進工セシニ四月初旬ノ<sup>水</sup>ニ會シ締切堤危険ニ頻セシモ極力防禦奏効シテ幸事ナキヲ得タルヲ以テ引續キ右岸ノ築立ヲ進メ四月下旬水路ヲ右岸ニ移シ左岸ノ掘鑿ニ移リ五月月中旬基礎面マデ達シタレバ直チニ築立ニ取懸リ爾來順調ニ進捗シ十一月下旬本堰堤ノ築立ヲ完成スルニ至レリ 而シテ前述ノ如ク右岸ニ硬石露<sup>水</sup>セルヲ以テ水通シ右岸ニ偏セシメ水流ヲ此岩盤上ニ落下セシメ水叩部ノ浸蝕ノ防禦ヲ圖レリ

副堰堤ハ基礎ノ一部ニ岩盤存シ平水ハ之ニ落下スルト下流鶴瀬堰堤トノ巨離僅カニ五〇五米ニスギザルトニ依リ必要ノ有無ヲ直チニ決シ兼ネ數年其経過ヲ見シモ昭和六年ニ至リ副堰堤ヲ省略シ捨石ヲ補足スルニ止ムル事トシ全年六月三十日竣巧スルヲ得タリ

堰堤築立々積千八百八十六立方米工費二万六千八百五十一円五錢一厘ニシテ一立方米ニ付十四円二十三錢七厘ニ当レリ

## (木) 初鹿野堰堤

本堰堤ハ駒飼堰堤ノ上流一千六百六十一米（駒飼堰堤ト本堰堤トノ間ニ初鹿野床固第一号第二号アリ）勝沼堰堤ヨリ四千九百七十五米ノ所ニ在リテ本副兩堰堤及コンクリート塊根固ヨリ成ル

本堰堤ハ高八.八米（最低溝形掘下部迄ノ高サ九.六米）長四十六.二米天端幅二米前法二分後法直トシ兩者ノ間隔十五米重合ハ一.五米ナリ 尚本堰堤ハ当初高サ十米ノ予定ヲ以テ起工セシガ敷高上ニ二米余ニシテ風化セル閃綠岩露<sup>水</sup>シタルモ堰堤基礎トシテ不充分ナルヲ以テ尚掘鑿ヲ進メシガ一方排水路中ニ基岩現ハレ之ガ掘下ゲ困難ナリシヲ以テ止ムナク敷高ヲ一.二米上ゲタゞ前垂壁ヲ施工シ得ル限り深ク入ルヽニ留メタリ又副堰堤下流ニハ左岸諸所ニ基礎露<sup>水</sup>シ安全ナルガ如キモ此下流ヨリ石材玉石ノ採集夥シク現今ノ方法ヲ以テシテハ到底將來ノ充分ナル取締観束ナキガ故ニ本堰堤ノ万全ヲ期スル爲副堰堤ノ下流ニ捨石用コンクリート塊ヲ使用スルコトヽセリ

昭和二年十月十八日着手先ヅ右岸ノ杉大ナル砂礫（堰堤高ニ達スル）ノ掘鑿並ニ大転石ノ取片付ニカヽリ翌昭和三年四月末漸ク計画敷高上一.五米ニ達シ風化セル軟弱ナル岩盤顯ハレタルモ排水ヲ行ヒツヽ掘リ下ゲニ努メシガ不幸ニシテ排水路中ニ硬岩連續シテ排水路ノ低下不能トナリタレバ、基面上一.二米ニ止メ只上流堰堤踵部ヲ幅一米ノ溝形ニ掘リ排水シツヽコンクリートヲ施工シ左右交互ニ工事ヲ進メシガ七月下旬他工事ノ都合上一時中止セリ 其后材料ノ集蒐其他ヲ行ヒ翌昭和四年三月ヨリ副堰堤ノ築立ニ移リ續イテ本堰堤殘部ノ築立ヲ進メ六月中旬全築立ヲ終ルヲ得タリ

其后全年夏期ノ洪水ノ結果副堰堤法先ヲモ洗ハレン許ニ洗掘セシヲ以テ其甚シキ部分ニコンクリート塊ヲ捨石代用ニ設置スルコトヽシ（巨石ヲ引寄スルモ長年ノ間ニハ割ツテ運ビ去ラルヽノ恐アリ）河狀ニ應シテ甲種（長二.〇米 巾一.五米 厚一.五米）九個乙種（長二.〇 巾一.〇米 厚一.五米）十個ヲ塑造シ昭和五年六月十二日竣巧スルヲ得タリ

本副兩堰堤築立々積一千九百九.四立方米ニシテ總工費二万六千四百七十二円七十六錢ナルヲ以テ一立方米当十三円八十六錢四厘ヲ示ス

## (ヘ) 丸林堰堤

本堰堤ハ初鹿野堰堤ノ上流八百十八米勝沼堰堤ヨリ五千七百九十三米ノ所ニ在リ本副兩堰堤ヨリナル

本堰堤ハ高一一.二米長五〇.九米天端幅二.〇米前法二分後法四分五厘トシ副堰堤ハ高三.五米長四三.一米天端幅二米前法五分後法直トシ本副兩堰堤ノ距離ハ十米重合ニニナリ

大正十五年九月十日着手シ此工事箇所右岸下流二十米ノ所ニ水車アルヲ以テ一時之ヲ運転中止ノ承諾ヲ得流水ヲ左岸ニ廻シ右岸側ノ排水床掘ヲ進メタルニ右岸ニ約六米ノ基岩計画敷上〇.七米ノ所ニ露出セシモ夫ヨリ先ハ風化セル軟岩ノミナルヲ以テ一先ツ此右岸岩盤上ノミヲ築立テ之ニ水流ヲ導キテ水車ノ用ニ供シ左岸ノ床掘ニ移レリ 而シテ硬岩ニ達スル見込ヲ以テ排水路並ニ掘鑿敷共出來得ル限り下ゲツヽ掘進メ基面下一.二米ニ達セシモ遂ニ軟岩ノミ續キ基岩ノ顯ハレシハ川底ノ三分ノ一ニスギザルモ排水路ノ關係上之以上ノ掘リ下ゲ難トナリシヲ以テ昭和二年二月初メヨリ温暖ノ日ヲ撰ビテ築立ヲ開始セリ

其后全年四月五日ノ洪水ニ工事ノ小頓挫ヲ見タリシ外順調ニ進工シ昭和二年八月二十日迄ニ本堰堤二二三七二立方米ノ築立ヲ終リ工費二万七千九十二円二十七錢ヲ費シ一時中止セリ

昭和四年二至リ未ダ何等ノ危険ヲ感セザルモ基岩ノ存在充分ナラザル關係上將來副堰堤ヲ設置スルノ必要アルベキヲ察シ之ヲ築造スルニ決シ十月十八日ヨリ旧排水路ヲ利用シ左岸ノ床掘ヲ行ヒ十二月十八日ヨリ築立ニカヽリ翌昭和五年二月下旬ヨリ右岸ニ移リ全年五月三十一日副堰堤ヲ完成シ本工事ノ竣巧ヲ見タリ

兩者ノ合計築立々積二千五百六十四立方米八分ニシテ其工費三万四千七百九十円十二錢ニシテ一立方米当十三円五十六錢四厘ヲ  
(注9)  
算ス

#### (ト) 水野田堰堤

本堰堤ハ丸林堰堤ノ上流三百四十九米勝沼堰堤ヨリ六千百四十二米ニ在リ本副兩堰堤ヨリ成ル

本堰堤ハ高十米長四五米天端幅二.〇米前法二分後法五分トシ副堰堤ハ高一.八米長二六.〇米前法五分後法直トシ兩者ノ間隔一六米重サナリ一.六五米ナリ

大正十四年十月一日着手先ツ主流ヲ締切り導水堤ニ依リ右岸ニ廻シ左岸ノ掘鑿ヲ進メシニ河床ヨリ約二.〇米ニシテ一部ニ軟岩露レ基面上一.〇一一.五米附近ニ硬岩ノ露峩ヲ見其間ニ旧滝壺ノ如キ深穴堤趾ニ生ジ基岩ノ下部ニ削リ込メルヲ以テ之ヲ充分ニ探ラントセシモ排水路中ニ岩盤表ハレ之以上排水路ノ低下困難ニシテ手ヲ盡シテ排水ニ努メシモ及バズ止ムナリ計画敷高ヨリ築立ツル事トシ嚴寒ノ候一時休工ノ上翌年二月二十二日ヨリコンクリート工ヲ開始セリ

三月末ヲ以テ左岸ノ築立約五米ニ達シタレバ四月一日ヨリ右岸ノ床掘ニカヽリシガ下部ハ軟岩ノミ深クシテ遂ニ硬岩ニ達スルニ至ラザリシモ排水ノ關係上計画基面マデ掘鑿進ムヤ五月三日ヨリ築立ニ移リ且排水路掘鑿中尋ネ当テシ岩盤ヲ利用シテ副堰堤ノ工事ヲモ同時ニ施工シ大正十五年九月末本副兩堰堤ヲ略完工スルヲ得タリ 其築立々積一千三百八十一立方米四分工費一万六千七百八十八円一錢六厘ニシテ築立一立方米ニ付十二円十五錢三厘ニ当レリ

本工事施工中他ト稍異ナリシハ床掘ニ巨石累積シ甚シキハ十八立方米ニ及ブモノアリシヲ以テ充分洗滌ノ上其儘築立中ニ包ミ込ミタリ 又堰堤ノ堤趾ニハ深キ滝壺様ノモノアリテ稍不安アリシモ堤踵ニハ早クヨリ軟岩露出シ之ヲ除キツヽ掘進ニ次第二硬変シ遂ニハ多少ノ層状ヲナセル軟岩ヲ除ク外硬岩ヲ見ルニ至リテ築立ヲ開始セリ 本堰堤ノ基礎ハ充分トハ言ヒ得ザルモ日川筋ノ堰堤中最モ多ク約三分ノ二位ノ基岩上ニ立ツニ至リシモ不幸堤趾反ツテ岩盤ヲ缺クノ不利アルニ依リ本堰堤下流十六米ノ所ニ連續セル淺キ岩盤顕ハレタルヲ幸本副兩堰堤ノ重サナリヲ充分ナラシメ一.六五米トナセリ

是等諸注意ヲ拂ヘルニ拘ラズ昭和二年一月中旬ノ寒氣ノ際右岸水通敷ヨリ約〇.五米中央ニ向ヘル處ニ表裏兩面ニ通セル最大四粄ノ毛状亀裂ヲ生ゼルヲ認ムルニ至レリ 沈下ニ基因スルカ コンクリートノ収縮ニ依ルカ不明ナレドモ富士川筋ニ於ケル二十余箇所ノ堰堤ニ於テ初メテノ現象ナレバ不審尠ナカラザルナリ 然レドモ温度上昇ニ從ヒ殆ンド認ムルヲ得ザルニ至ルト數年後ノ今日ニ於テハ水ノ潤浸ノ跡サヘ認メ得ラレザレバ實質上別ニ不安ナカルベシ

昭和五年二至リ堰堤水道ノ可及的增大ノ方策ニ從ヒ左岸約五米ノ拡大ヲ行ヒ此部分ヨリ落下スル流水ヲ受クベキ左岸山腹ニコンクリート張ヲ施工シ左岸袖壁ノ除却ニ二十二立方米七分其補修五.三立方米山腹ノ保護二十九平方米八（立積ハ約一九.三立方米）ノ工程ヲ擧ゲ工費六百八十三円七十八錢ヲ費シ全年十一月十五日ヲ以テ竣巧ヲ告ゲタリ 以上ノ工費ノ合計一万七千四百七十一円七十九錢六厘トナレリ

#### (チ) 矢方平堰堤

本堰堤ハ水野田堰堤ノ上流八百五十八米勝沼堰堤ヨリ七千米ノ所ニ在リ本副兩堰堤ヨリ成ル

本堰堤ハ高一.三米長四十二米三分天端幅二米前法二分後法五分五厘ニシテ副堰堤ハ高四米長三十一米四分前法五分後法直ニシテ本堰堤ト副堰堤トノ間隔二十米両者ノ重サナリ一.五米ナリ

大正十三年五月十三日着手先ツ材料ノ運搬道ヲ河敷内ニ築造シ全月末ヨリ締切り濬廻シヲ行ヒ導水堤ヲ施工シツヽ六月上旬ヨリ排水路ノ開鑿堰堤敷ノ床掘ヲ開始シ七月十一日左岸ノ側ノ築立ニ移リ九月上旬迄ニ高四米ニ達シタルヲ以テ水路ヲ之ニ移シ右岸殘部ノ床掘ヲ初メ全月十五日略之ヲ完了セシガ翌日ノ大洪水ノ爲床掘排水路導水堤全部跡方ナキ迄ニ埋没又ハ流失セシヲ以テ一時中止シ十月ニ入り更ニ新排水路ヲ拓キ床掘ヲ進メ十一月上旬略之ヲ完成シ直チニ築立ヲ初メ十二月ニ入り右岸殘部モ高五米ニ達シ気温ノ低下モ著シキヲ以テ築立ヲ中止シ水叩部ノ捨石ヲ行ヘリ

大正十五年三月下旬漸ク気温弛ミシヲ以テ築立ヲ再開シ順調ニ進行シ全年八月二十日築立ヲ終了セリ 翌昭和二年ニ入り前庭ノ

捨石ヲ追加シ三月三十一日本堰堤ノ竣工ヲ告ゲタリ築立々積二千五百三立方米八分其工費二万九千四百十二円五十四錢八厘ニシテ一立方米当十一円七十四錢七厘ヲ算セリ

其後本堰堤ノ基礎一帯ニ亘リ毫モ岩盤ヲ見ザリシト日川砂防工事ノ最上流堰堤ナルトニ鑑ミ副堰堤ヲ施工シ安全ヲ期スルヲ良策ナリト信ジ昭和四年十二月十六日再び工ヲ起シ濬廻締切等ノ準備ヲ終リ左半部ノ排水床掘ヲ進メ翌昭和五年四月二十日ヨリ築立ヲ初メ五月中旬迄ニ左側ヲ終リ右側ノ床掘ニ移リ全月下旬ヨリ築立ヲ施工シ六月十五日全部ノ築立ヲ終ルヲ得タリ此築立々積三百三十五立方米一分工費六千九百九十六円五十二錢二厘ヲ算セリ

本副兩堰堤ノ合計築立々積二千八百三十八立方米九工費三万六千四百十一円七錢三厘ニシテ一立方米ニ付十二円八十二錢六厘ニ当レリ

本堰堤ノ右岸山腹ノ岩盤ハ大ナル亀裂數條存シ是等ニ対シテハ岁來ウル限リモルタルノ注入ヲ行ヒシモ尚下流ヘノ滲透水アリ大正十五年冬期ニハ其一部ノ崩潰セシモノアル状態ナルモ現在ニテハ何等危険ハナキモ一言附加ス

之ヨリ上流ハ大体ニ岩盤諸所ニ露峩シ勾配モ反ツテ緩トナリ現在ニテハ山相林相共良好ニシテ（支川ハ相当悪シク懸營ノ山腹工事少カラズ）本堰堤ノ如キモ大正十四年以后四ヶ年昭和三年ノ夏期ニ至リテ初メテ充分ナル貯砂ヲ見タル程ナリキ

#### (リ) 一ノ畠堰堤及山口堰堤

曲澤ハ矢方平堰堤ノ下流約百五十米ノ所ニ注グ支流ニシ流域ノ四分之一ハ崩潰地ヲ成シ流砂夥シキ全川中其比ヲ見ザルナリ口カルガ故ニ合流点ヨリ上流三百四十二米ニ山口堰堤六百六十二米ニ一ノ畠堰堤ヲ築造シテ土砂ノ流下ヲ輕減スルト共ニ河床ノ勾配ヲ緩和セントス

一之畠堰堤ハ高六米長二十四米天端幅二米前法二分後法三分トシ下流諸所ニ岩盤露出スルガ故ニ副堰堤ヲ置カズ

昭和二年七月一日着手右岸ヨリ掘鑿ヲ開始セシガ河床ノ全部ニ岩盤露出セシヲ以テ排水其他ノ準備少ナク全月二十八日築立ヲ開始スルニ至リ八月中高三米ニ達シテ中止シ左岸ニ移リシガ左岸ハ岩質稍劣リシモ鶴嘴ニテ出來得ル限り掘リ下げ築立ヲ行ヒ其后左右交互ニ進ミ九月二十一日コンクリート工ヲ終レリ

翌年二入り三月下旬水叩部ノ安全ヲ期スル爲一箇ノ立積一立方米以上ノ玉石五十箇ヲ捨石トセシガ昭和三年ノ洪水后捨石追加ノ必要ヲ認メ更ニ昭和四年三月十六日ヨリ大転石四十箇ヲ搬入シ昭和三年三月三十一日竣工ヲ告ゲタリ

之ノ築立々積三百三十五立方米二分工費四千二百六十円三錢五厘ニシテ一立方米ニ付十二円七十錢九厘ニ当レリ

山口堰堤ハ高九.五米長二九米九天端幅二米前法二分 後法四分ニシテ基礎ニ岩盤ノ多キト下流諸所ニ岩盤ノ露出ヲ見ルガ故ニ副堰堤ヲ置カズ

昭和二年八月一日着手左岸岩盤ニ沿ツテ掘リ下げ中央部ニ於テ計画基面上〇.五米ニシテ硬盤ニ達シタリ 上流ハ軟岩ニ変ジ充分ナラザルモ堤趾ノ硬岩ニ頼ル事トシ八月二十六日ヨリ築立ヲ開始セリ 次イデ左岸殘部モ容易ニ掘鑿ヲ進ムルヲ得ルモ岩質良好ナラズ軟岩ノミナルモ掘進 次第二困難トナルヲ以テ止ムナク築立ニ移リ 其后左右兩岸交互ニ築立ヲ行ヒ十二月四日堰堤ヲ完了スルヲ得タリ

尚基礎岩盤ノ不備ヲ補ハンガ爲十二月三日ヨリ捨石ニ着手シ一個容積一立方米以上ノ玉石七十箇ヲ壘積シテ此間ニ小転石ヲ配置シ十二月十日略完了スルヲ得タリ 昭和三年ノ洪水ノ后更ニ捨石追加ノ必要ヲ認メ 昭和四年三月十六日ヨリ捨石ヲ初メ大転石六十箇ヲ前庭ニ搬入シ全月三十一日工事ノ竣工ヲ見タリ 以上ノ工費總計八千九百十一円十八錢三厘ニシテ之レヲ築立々積七百七十七立方米三ニ割リ当ツレバ一立方米ニ付十一円四十六錢四厘ニ当レリ

#### (ヌ) 門井沢堰堤

門井沢ハ左岸支流ニシテ水野田堰堤ノ上流四十米ノ所ニテ本流ニ合流ス 本堰堤ハ合流点ヨリノ上流百八十六米ノ所ニアリ本副兩堰堤ヨリ成ル 本堰堤ハ高十四米九長三十六米 天端幅二米前法二分後法五分トシ 副堰堤ハ高二.七米長十二米前法五分後法直トシ兩者ノ間隔ハ十五米重合〇.九ナリ尚本堰堤ガ充分ナル基岩上ニ立テルニ拘ラズ副堰堤ヲ築造セシ所以ハ之レヨリ下流河床ニ大転石累積シ六分ノ一ノ勾配ヲ保テルヲ以テ堰堤築造後之ヨリ流下スル激流ノ爲此河床ノ安定破ルハ時ハ此急勾配ナル河床ノ維持ハ困難トナルベク爲ニ兩岸ノ山林、道路、山腹ニ影響スル所大ナルベキヲ推知シ落下セル水勢ヲ水溝ニヨリ減殺セント欲セシヲ以テナリ

昭和四年五月一日着手平時水量ノ少量ナルヲ利用シ之ヲ木樋ニ依リテ左岸山脚ニ沿ヘテ下流ニ導キ一気ニ全幅ノ床掘ヲ開始シ河床以下〇.六乃至三.九米ニシテ硬岩盤ニ達シタルヲ以テ六月十一日ヨリ築立ヲ初メ引續順調ニ進捗シ夏期ノ洪水モ工事ニサシタル影

響ヲ與ヘス十一月二十六日本堰堤ヲ完成セリ

又副堰堤ハ十月下旬ヨリ床掘ヲ初メシニ河床ヨリ二米ニシテ軟岩ニ達シ尚掘リ下ゲ充分ナル硬岩ニ達シテ十一月二十九日ヨリ築立ヲ開始シ十二月十三日終了スルヲ得タリ

以上本副兩堰堤ノ築立々積一千六百九十四立方米五ニシテ其工費一万八千四百五十四円十四錢七厘ナルヲ以テ 一立方米当十円八十八錢一厘ヲ示セリ

其后水通幅ヲ可及的増大ノ方針ニ從ヒ昭和五年六月六日再工シ袖壁除却三七.八立方米全築立七.七立方米ヲ施工シ尚此部分ヨリノ流水ヲ受容スルガ爲ニ山腹ニ張石ヲ五〇.四平方米（約四八立方米）ヲ行ヒ工費一千三十円三十三錢ヲ費シ昭和五年十月十日竣工ヲ告ゲタリ 以上ノ合計一万九千四百八十四円四十七錢四厘ニ達セリ

#### （ル） 棚小屋沢堰堤

棚小屋沢ハ丸林堰堤ノ下流三百米ノ所ニテ本川ニ合流スル左支川ナリ

本堰堤ハ合流点ヨリ二〇三米上流ニ築造セラレシモノニシテ本副兩堰堤ヨリナリ外ニ左岸ノ岩質良好ナラザルニ加ヘ厚サモ充分ナラザルノ懸念アルヲ以テ滲透水ヲ遮断セシガ爲ニ堰堤上流左岸ニ山腹護岸ヲ行フ

本堰堤ハ高八.九米（外ニ溝形掘下ゲ一米）長三十四.四米天端幅二.〇米前法二分後法四分五厘ニシテ副堰堤ハ高三.〇米長十七.八米前法五分後法直ニシテ兩堰堤ノ間隔十五米重サナリ一.〇米ナリ

昭和三年六月一日着手先ツ水路ヲ左岸ニ廻ハシ右岸ノ排水及床掘ヲ進メシガ河床下約一.五米ニシテ全般ニ軟質ナル風化閃綠岩現ハレタレバ基岩深カラズト掘リ下ゲシガ數條ノ亀裂多キ岩層ノ介在セルノミニテ充分ナル基礎ト稍スルヲ得ザリシモ排水路中ノ硬盤ニ妨ゲラレテ排水路ノ掘下ゲ困難トナリシヲ以テ止ムナリ人力排水ニ依リ上流ニ深サ一米ノ溝形ノ掘鑿ヲ行ヒ九月一日築立ヲ開始シ全月末ニ高六米ニ達シタレバ左岸ノ掘鑿ニ移リ十月下旬掘鑿敷マデ下リシモ岩質右岸ト全様ナルヲ以テ其儘築立ヲ進メ十二月半ニ本堰堤ノ築立ヲ完成セリ 引續キ副堰堤ノ床掘ヲ行ヒ築立ヲ進メ山腹護岸モ合セ施工シ翌昭和四年五月十五日全部ノ工事ヲ終ルヲ得タリ

以上ニ要セシ工費二百万四十五円十八錢七厘ニシテ内護岸費八百二十七円六錢ヲ減ズル時ハ一万九千三百七円十二錢七厘トナリ<sup>(注13)</sup>之ヲ本副兩堰堤ノ築立々積一千三百三十五立方米一分二割リ当テル時ハ一立方米当十四円五十三錢六厘ヲ算ス

其后水通幅出來得ル限り拡大シテ落下水勢ヲ減殺スルノ方針ニ從ヒ昭和六年五月十六日再ビ工事ニ着手シ左右ノ袖壁二十八.六立方米ヲ取崩シ水通部ノ手入八.八立方米ヲ施工シ工費百九十一円四十一錢ヲ費セリ

之等ノ總工費二万三百三十六円五十九錢七厘ニ達シ昭和六年六月十五日竣工ヲ告ゲタリ

#### （ヲ） 勝沼堰堤水通工修繕

本工事ハ大正六年三月竣工セル勝沼堰堤水通工ノ一部及下流法ノ大部分ハ露岩セル黑色粘板岩ヲ切り均ラスニ止メシガ岩質ハ堅硬ナルガ如キモ亀裂ノ存スルガ爲不斷ノ流水ノ力ニ依リ甚ダシク浸蝕セラルニ至レリ

水通シ下流部ニ於テハ此浸蝕ノ程度ハ特ニ甚シキモ之レガ補修容易ナラザルノミナラズ本堰堤ニハ何等ノ影響ナキヲ以テ其進ムニ任カセ何等支障ナキ見込ナルモ水通部ニアリテハ之ヨリ漸次拡大シ水通工ニ依リテ張石ヲ施工セル部分ニモ及ブガ故ニ之ガ修繕ヲ行ハントス

大正十一年八月一日着手シ張石（容積約〇.三五立方米）ヲ使用シ得ル程度ニ岩盤ヲ切り均ラシ深掘セル部分ニハコンクリートヲ埋メ其上ニ練積玉石張ヲ施工シ当初ノ水通工ト相俟ツテ水通部分張石ヲ以テ覆フニ至レリ

築立々積七七.四立方米工費一千九百五十八円二十七錢ニシテ全年九月二十九日ヲ以テ竣工ヲ告ゲタリ

## 二、床固

本砂防工事区域ニ於テ施工セシ床固ハ二箇所ニシテ一つハ初鹿野堰堤ト駒飼堰堤トノ間ニシテ初鹿野床固ト稱シ一つハ勝沼水制列ノ最下流端ニアリテ日川床固ト稱ス

前者ハ初鹿野堰堤ノ下流及駒飼堰堤ノ上流ヨリ地元民ノ土石ノ採集著シク爲ニ河床低下甚シキニ加ヘ兩堰堤間ノ距離一千六百六十一米ノ長大ナルニ鑑ミ此間ニ本床固工事ヲ施工シテ河床ノ整正ヲ計ルト共ニ初鹿野堰堤下流河床ノ維持ニ当ラシメントス 後者ハ日川水制列ノ内左岸第二十三号辻（祝橋附近）ハ諸所ニ岩盤露岩シテ局部的ノ深掘箇所ハ存スレドモ甚シキ一般的河床ノ低下ハ生ゼザルニ反シ之ヨリ以下ハ全ク巨石ヲ含メル砂礫ノミニシテ加フルニ左岸第四十四号以下砂防指定区域外縣施行ノ兩岸石張ノ根入深カラザル關係上河床ノ著シキ低下ハ下流全川ニ亘ル護岸ノ維持ヲ甚ダ困難ナラシムベキヲ以テ本工事ニ依リ之ガ安全ヲ計ルモ

ノトス

#### (A) 日川床固及日川第二床固

日川床固ハ右岸第三十一号左岸第四十三号頭部間敷幅三八.五米ニ施行スルモノトス

元來水制頭部高ヨリ一.八米下ガリニ根固木工沈床ヲ布設シ其上面ヲ以テ水路ノ計画敷高ト定メシニ拘ラズ水制築設以來十五年其間順次二砂防堰堤完成シ殊ニ近年大洪水一回モ起ラザルガ爲河床ノ低下著シク甚シキモノニ至リテハ計画敷高以下三.〇米ニ及ブ深掘箇所サヘ一、二箇所ニ止マラザルニ至リ數度ノ捨石工事並ニ浚渫除石工事ニ依リ河状大ニ改マリシト雖モ將來ノ懸念尚存スルヲ以テ先づ試ミニ前後ノ河床高ヲ通觀シテ中央ニ於テ計画敷高ヨリ〇.七米ニ下ラシメ兩側ハ水制頭部ノ維持上從來ノ木床高トセル本床固ヲ施工セリ

尚流水ニ依ル洗掘移動モアルベク場合ニ依リテハ除却改造ノ要ナキニアラザルヲ以テ一体ノ構造ヲ避ケコンクリート塊ニ分設スルコトヽシ更ニ水勢ヲ減殺センガ爲下流ヨリ第二列目ノモノニ三十粍凸凹ヲ附スル等ノ注意ヲ拂ヘリ

昭和五年四月十六日着手濁廻シ排水路掘鑿床掘等ヲ相次イデ施工シ六月初旬軟質ノ自然盤ニ達シタレバ 之ニ大小玉石ヲ敷均シ六月十八日ヨリコンクリート塊ノ製作ヲ初メ七月下旬右半部ヲ完工セシモ時季ノ関係上一時中止シ十月一日ヨリ左岸ニ掛リ床掘床均コンクリート塊ノ製作ヲ順調ニ施工シ十二月十四日主要工事ヲ終リ其后河状ノ整理ヲナシ昭和六年一月二十五日竣工スルニ至レリ

製作コンクリート塊二百二十二個其容積三百八十九立方米其工費七千四百九十二円八十一錢五厘ナレバコンクリート一立方米当十九円二十七錢一厘ヲ示シ又床固延長一米ニ付百九十二円六十一錢八厘ニ当レリ(注14)

日川第二床固ハ日川床固ノ下流最終水制（右岸第三十二号左岸第四十四号）頭部間ニ設置スルモノナルガ既設水制モ最終端ナルニ依リ特ニ入念ニ施工セラレ根固木床モ二格宛用ヒラレシノミナラズ詰石モ完全ニシテ木材モ何等損傷ノ跡ヲ見ザルガ故ニスペテ此儘利用スルコトヽシ其内方二十九米間ニコンクリート床固ヲ行フコトヽセリ

昭和五年十二月十六日着手濁廻シヲ行ヒ排水路ヲ立テ主流ハ右岸木床上ニ導キテ全幅ニ亘リテ床掘ヲ行ヒ一部土質ノ惡シキ部分ニヨミ玉石ヲ敷均シ翌昭和六年四月九日ヨリコンクリート工ニカヽリ六月十七日完了セリ

本床固ニ於ケルコンクリートハ当初ハコンクリート塊ヲ用フル预定ナリシモ河床ノ移動モ今后ハ大ナラザルベキト床固高モ充分深クシテ只河床ノ深掘ヲ防グニ止ムルガ故ニ一体ノコンクリートトナシ水勢ヲ減殺スル爲ノ凹凸ノミハ充分ニ附スル事トセリ

其后詰石及埋戻其他ノ殘工事ヲ行ヒ昭和六年六月三十日工費六千六百七十二円三十九錢五厘ヲ費シ竣巧ヲ告ゲタリ

以上ノコンクリート立積五百十二立方米三分床固延長二十九米ナルニヨリ一立方米当十三円二錢四厘床固延長一米当二百三十円八十二錢六厘ヲ算ス

#### (B) 初鹿野床固

本床固ハ駒飼堰堤ノ上流一千百十四米ノ所ニ第二号床固其ノ上八十米ニ第一号床固アリ而シテ此上流四百六十七米ニシテ初鹿野堰堤ニ達ス

第一号床固ハ高三.五米長四三.二米前法五分後法直ニシテ第二号床固ハ高三米長七六米前法五分後法直トス而シテ第二号床固ノ左岸ハ土石層ナルヲ以テ主流ノ之ニ移ルヲ防ガング爲ニ護岸ヲ施工ス(注15)

昭和五年十二月十五日着手先ツ水路ヲ左岸ニ廻シ第一号第二号共床掘ヲ行ヒ三月下旬床掘ノ一部終了セシ分ヨリ築立ヲ開始シ四月中旬右半部ヲ終リ五月初メ迄ニ右岸床掘ヲ終了シ築立ニ移リ六月三十日兩床固ノコンクリート一千四十四立方米六分ヲ完成セリ

護岸ハ四月三十日ヨリ床掘ニ着手シ床固ノ工事ト併進シ六月二十日ヨリ築立ニ移リ七月十三日迄ニ延長約六十米法面積三百九十三平方米ニシテ其築立々積百六十五.八立方米ヲ完工シ全月十五日本工事ノ竣巧トナセリ

以上床固及石張ノ築立々積合計一千二百十立方米四分ニシテ工費合計八千五百二十円八十一錢五厘一立方米当七円三錢九厘ニ当レリ

### 三、 水制及浚渫工事

大正九年以降ノ水制工事ハ殆ド補修工事ノミニシテ僅カニ大正三年ニ洪水ニ流失セシ右岸第八号水制附近ニコンクリート中聖牛四組ヲ新設セルニ止マレリ

補修ノ方法ハ幹部頭部ノ修繕モ一、二存スレドモ多クハ流路水制ノ頭部ニ集中シテ洗掘甚シク加フルニ既設ノ木床漸次腐朽セシヲ以テ之ガ補強ヲ必要トスルモノ多カリキ

尚終リニ河床整理ノ爲ニ祝橋以下二人力掘鑿ヲ施工シ其掘鑿砂礫及大石ヲ水制ノ頭部又ハ水制間ニ搬入シテ水制維持ノ用ニ供シ流路ノ整備深掘ノ緩和水制ノ保護上多大ノ好果ヲ齎セリ其ノ施工内訳左ノ如シ

大正九年以降水制及浚渫工事一覽表

以下少シ施工ノ概要ヲ記ス

#### (A) 右岸第八号第九号第十号水制補修

大正三年ノ洪水ニ際シ右岸第八号ヲ流失セシメシ主流ハ第九号及第十号ノ幹部ヲ破壊セシメシガ其后引續キ右岸ニ沿ヒ法線外ニ湾入セシヲ以テ之レガ矯正ヲ行ハント欲シ大正十年十二月水制新設工事ヲ以テ右岸第八号上流適宜ノ位置ニコンクリート中聖牛四組ヲ布設シ水制修繕工事ヲ以テ第九号及第十号水制ノ幹部ノ復旧ヲ行ヒ掘鑿土砂ヲ以テ旧水路ヲ埋立テ流路ヲ法線内ニ導流スルコトヲ得タリコンクリート中聖牛ハ富士川ノ下流ニ使用セラレタルモノヲ試設セシモノニシテ本川ニ対シテハ稍脆弱ノ嫌ナキニアラザレドモ屹立セル岩盤ヲ背景ニ有スルヲ以テ湊効充分ナルベク四組ヲ布設シ工費一千二百一円八十八錢ヲ費セリ 第九水制幹部ハ主流ヲ遮断スルモノナルヲ以テ築石ノ内部ニ裏込コンクリートヲ使用シ築立々積百四十六立方米ニシテ工費二千三百七十八円二十九錢ヲ算シ第十号水制幹部ハ前二者ノ背景ニアルヲ以テ空積ノ築石ヲ用ヒ九九平方米ニ対シ工費四百八十一円九十三錢ヲ要シタリ

以上ノ諸工事ハ大正十一年夏期洪水前ニ相次イデ竣巧セシガ全年夏季洪水後法線内ニ集マリシ主流ハコンクリート中聖牛ノ側部ヨリ第十号水制頭部ニ向ヒ其法先ヲ洗掘シ來リ之ガ根固補強ノ必要ヲ生ジタルヲ以テ大正十二年一月根固工事ヲ起エシ玉石コンクリートヲ以テ略岩盤マデニ三米ノ根固ヲ施工シ水制頭部ノ安全ヲ期シ全年二月中旬竣巧スルヲ得タリ其築立々積七六立方米ニシテ工費一千二百五十七円三十六錢ニ達セリ

#### (B) 左岸第七号水制根固

本水制ハ施工当初ヨリ特ニ流水ノ衝ニ当リ根固木床ハ年々ノ洪水ノ爲ニ漸次流失シ大正六年度石枠ヲ以テ之レガ補修ヲ施工シタルモノホ一部ノ洗掘甚シキヲ以テ大正十二年二月捨石工事ヲ起エシ一個ノ立積四〇一〇.五立方米ノ玉石百三十七個ヲ引寄セ根固トナシ全年三月下旬工費九百五十四円九十二錢五厘ヲ費シテ竣巧セリ

#### (C) 左岸第二十三号頭部根固

本水制ハ大正二年竣巧セシガ其后十二年ヲ経過十數回ノ洪水ニ遭遇シ川床ノ低下又著シキヲ以テ根固木床前部ノ洗掘著シク下流半部ノ損傷甚シキヲ以テ此部分ニ根固ヲ追設セント欲シ大正十四年四月起工ス

掘鑿ヲ進エシ深ニ九米ニ達セシモ予期ノ岩盤露峠セザリシガ下流ニ高キ基岩河中ニ盤居スルヲ以テ築立ヲ行フ事トシ玉石コンクリート七二立方米ヲ施工シ工費一千三百四十三円八十錢五厘ヲ費ヤシ全年九月下旬竣巧スルニ至レリ

#### (D) 左岸第十四号及第三十五号水制頭部根固

既設水制ノ内頭部法先ヲ洗掘セルモノ過半ニ達スレドモ其内甚シキモノニ箇所ヲ選ビコンクリート方格枠ヲ施工シテ其保護ヲ計ラントセリ

左岸第十四号ノ前后ノ水制ハ多クハ既ニ大正三年或ハ大正七八年度中ニ其頭部ノ補修ヲ行ヒシモ本水制ハ幸ニ久シク安全ヲ保チシガ近年ニ至リ河床ノ低下更ニ著シク木床ノ大部分ハ漸次流失セシヲ以テ昭和元年十二月中旬木床ノ代リニコンクリート方格枠五層建ノモノヲ幅四米長十米布設スルコトハシテ起工シ幸ニ基礎ニハ岩盤ナキモ巨石盤居セシヲ以テ此上ニ組立テ工費一千三十八円三十二錢七厘ヲ費シ全年度内ニ完成セリ

左岸第三十五号ニハナホ頭部根固木工嚴存スレドモ前部ノ洗掘甚シケレバ其深掘部ニコンクリート方格枠三層建幅ニ米長十米ノモノヲ布設セントシ昭和二年三月上旬着手セリ 第十四号ノ方法ニ倣ヒテ施工シ昭和二年度末工費四百三十三円九十八錢七厘ヲ費ヤシテ竣巧セシガ完成後ノ模様ハ対岸ニ堅高ノ中洲存シ流路狹キニ拘ラズ其儘本工事ヲ施工セシヲ以テ方格枠ノ前部ノ洗掘ハ更ニ甚シク又洪水時ノ移動砂礫ニ依ル方格枠材ノ損傷摩滅又著シク急流河川ニ於ケル本工事ノ適否ニ付教ヘラルハ事尠ナカラザリキ

幸ニ其后ニ施工セル水制頭部捨石工事ニ依リ深掘部ノ捨石枠面ノ保護ヲ行フノミナラズ人力掘鑿工事ニヨリ対岸ノ河床ヲ低クメ内在セル巨石ヲ除却セルヲ以テ河状大ニ改マリ本水制モ安全有力ナルモノトナルヲ得タリ

#### (E) 水制根固捨石工事

勝沼町地先水制工事ハ明治四十四年ヨリ大正四年ノ間ニ水制七十四箇所ヲ施工シ工費二十万五千九百五十一円九十九錢一厘ヲ費シ大正三年洪水ニ依リ右岸八ヶ所左岸一ヶ所ヲ破壊セラレ大正三年大正七年其他隨時ニ之レガ補修ヲ行ヒ二万七千九百四円三十一錢八厘（聖牛新設ヲモ含ム）ヲ費ヤシ來リシモ施工以來スデニ十五年ヲ経過シ上流堰堤ノ完成ニ伴ヒ土砂ノ流下著シク減シタル爲河

床ノ低下亦著シク從ツテ水位モ予定高ヨリ甚シキハ二〇米モ低マリ爲ニ根固用木床ハ土砂ニ埋モル所ハ幸安固ナレドモ水流ニ接スル所ハ破損セザルモノト雖モ腐朽セルヲ以テ水制ノ維持上其放任ヲ赦サマルニ至レリ

然ルニ本水制附近ノ河状ヲ通觀スルニ水制頭部ノ著シク洗掘セル所ハ何レモ対岸ニ水制ニモ劣ラザル巨石ヲ含メル高洲蹲居シテ甚シキハ主流僅カニ河幅ノ十分ノ一二モ達セザル狹隘ノ間ヲ疾走スルガ故ニ水面勾配急峻トナリ河床ノ洗掘八年毎ニ深ク木床ノ損傷年ト共ニ增大スルヲ認メ一見幼稚ナルガ如キ工法ナルモ前記対岸ノ巨石ヲ引寄セテ洗掘セル頭部ノ河床ヲ埋メ狹隘ナル流路ヲ拡大シテ勾配ヲ整正スル時ハ河床ノ洗掘ハ頓ニ止ミ主流ハ穩カニ水制頭部ヲ流下スルニ至リ尠クトモ斯カル急流河川ニ於テ最モ低廉ニシテ而モ最モ有効ナル工法ノ一ナルベキヲ信ジ本工事ヲ起工スルニ至レリ

昭和四年六月二十五日着手シ所要機械ノ搬入最モ便ナル左岸二十八号ヨリ漸次下流ニ移ル事トシ十二月末略下流ノ工事ヲ終リ昭和五年初メヨリ左岸第二十四号ヨリ漸次上流ニ進ミ昭和五年八月三十一日迄ニ水制二十一箇所捨石面積一千四百九十一平方米ヲ施工エシ工費六千二百三十五円七拾五錢五厘ヲ費シ竣巧スルニ至レリ

使用玉石ハ一箇容積五.五立方米乃至〇.二五立方米位ノモノニシテスペチ「ワインチ」ヲ用ヒテ所要箇所ニ引寄セシガ施工中スデニ昭和四年昭和五年ノ洪水ニ遭遇シ河床ノ整正水制ノ安固見ルベキモノアリ深掘ノ箇所殆ンド跡ヲ絶ツニ至レリ

施工箇所ハ右岸四ヶ所第九、第十、第二八、第三〇号水制左岸十七箇所第七、第一一、第一二、第一四、第一七、第一八、第一九、第二三、第二四、第二五、第二八、第二九、第三四、第三五、第三六、第三九、第四一号水制計二十一箇所ニシテ其箇所別内訳ハ煩ハシケレバ省略ス

#### (F) 勝沼人力掘鑿

勝沼町地先ノ新河道掘鑿ハ明治四十四年度ヨリ大正四年度迄ノ間ニスデニ二十四万六千百三十八立方米ヲ施工シ大正三年度ノ補修工事ニ依リ五千百八十四立方米ヲ再掘シ合計土量三十四万一千三百二十二立方米工費五万五百六十一円九十六錢ニ達セリ

然ルニ其後上流ヨリノ流下土砂著シク減ジ爲ニ河床ノ低下モ甚ダシク予期以上ノ効果ヲ示セシト雖モ河床内ニ巨石ノ蟠居シテ中洲ヲ作り流路ヲ狭メ爲ニ反ツテ局部的深掘ヲ誘起シ水制頭部ノ維持ニ不安ヲ生ゼシヲ以テ曩ニ水制根固捨石工事ニ依リ深掘箇所ノ埋没ヲ行フト共ニ前方ノ中洲中ノ巨石ヲ除却シテ河道ヲ擴ゲ一舉ニシテ河床ノ整理ヲ完備セントセシモ掘鑿スペキ土量巨大ニシテ到底水制頭部ノミノ処理ニテハ幾千ニモ達セザルベキヲ察シ昭和五年九月一日日本工事ヲ起工シ河床ノ整理ヲ行ヘリ

施工箇所ハ左岸第二十七号—右岸第三十九号間ニシテ必ズシモ一定幅ノ河道ヲ作ルヲ求メズ河水ノ流下ヲ助ケ水制頭部ノ洗掘ヲ防ガング爲略々一定セル現在流路ニ沿ヘ狹キヲ拡ゲ高キヲ削リ巨石ハ必ズ除クニ努メ昭和六年三月二十二日迄ニ土量六千二百十四立方米七（内玉石二千二百七十四立方米ニヲ含ム）ヲ掘鑿シ工費三千四百九十七円九十錢ヲ費シテ竣巧ヲ告ゲタリ

参考

護岸水制及浚渫工事總括表

以上ノ本工事ヲ年度別ニ表示スレバ左ノ如シ

表一 富士川流域砂防工事工費一覧表

諸費ハ大正十一年以前ニ於ケル内訳不明ニシテ僅力ニ土木局年報（円以下四捨五入）存スドモ細節ノ分類現行ト異レヲ以テ頼ムニ足ラズ塩澤書記ノ努力ニ依リ（自明治四十四年度至大正十一年度）ノ細目別工費ヲ内訳セルモノ下記ノ如クナレドモ其出所、根據不明ナリ 從ツテ日川筋御勅使川筋ノ内訳八到底求ムルヲ得ズ止ムナリ 本工事費ノミヲ兩川別トシ其他ハ合算スルコトハシテ本表ヲ作製ス

内訳 年 度	本工事費		諸 費				合計	摘要	
	日川筋	御勅使川筋	計	用地費	船舶機械費	測量費	雜費		
自 明治44 至 大正11	398,324,965	326,085,820	724,410,785	2,182,820	33,871,383	7,148,460	8,105,894	78,847,917	130,215,474
大 正 12	36,268,062	30,558,425	66,826,487		1,777,891	649,880	580,260	10,979,281	238,360
13	23,032,262	32,407,890	55,440,152		1,044,972	40,190	2,569,977	9,976,577	351,390
14	20,018,440	22,352,764	42,371,204		897,243	169,680	306,440	7,990,759	344,320
昭 和 元 年	23,427,243	20,160,916	43,588,159		343,259	99,860	143,200	8,238,135	357,360
2	31,203,910	10,394,582	41,598,492		261,357	69,580	582,070	8,857,830	342,270
3	41,939,216	1,859,290	43,798,506		900,959	55,430	306,330	7,047,040	325,230
4	46,683,669		46,683,669		369,876	93,750	214,540	7,310,698	417,690
5	26,546,094	6,123,340	32,669,434	250,240	887,374	158,800	495,030	7,665,622	397,560
6	9,963,556	19,104,068	29,067,624		367,135	144,640	0	5,119,740	195,850
7		19,012,773	19,012,773		235,050	90,230	38,480	3,566,060	150,500
8	1,300,000	12,893,602	14,193,602		43,800	30,250	3,351,080	117,280	3,542,410
計	658,707,417	500,953,470	1,159,660,887	2,433,060	41,000,299	8,750,750	13,342,221	159,009,739	3,237,810
									227,773,879
									1,387,434,766

※「概況報告」では昭和8年の雜費・共済組合給興金の積算が未済の為、参考額が掲載されている

	雜費	共済組合給興金	計	合計
昭和 8	3,374,960	160,000	3,609,010	17,802,612
計	159,033,619	3,280,530	227,840,479	1,387,501,366

表二 富士川流域砂防工事一覧表

機況報告」で昭和8年の経費・其濱組合が未済の為、参考書籍が掲載されている。

從務員調  
(大正八、十、一工費雇ヲ工手或ハ雇ニ名稱變更)  
昭和四、五、二雇ヲ書記ニ臨時雇ヲ雇ニ名稱變更

# 補修工事工程表並總工費表（勝沼工場時代）

年度	員數	金額	水制(護岸)						
				大正五年度	大正六年度	大正七年度	大正八年度	既設本工事	計
至大正八年 自明治四年 計	七五	水制七四 護岸一	(二三)	六				七	九、六〇二
三三五、一〇二	二〇六、二八九	一八、八一三	二、〇八五	七、一二五			一	五九四	五、一八四
九四五	一三一	八一四	八二〇	四〇〇					一、〇一四
二五一、三三三	二四六、一三八	五、一八四			一		一	〇二一〇	一〇、六一六
五〇、五六一	四九、五四七	一、〇一四							六一四
九六〇	九四〇	〇二二〇							左岸第十、第十一、第十二、第十三 第十八、第十九、第二十号
一	一	(二)			修補	一	應急		堰堤費內訛 應急工一、〇六九七五〇(完) (勝沼堰堤)修補工三、八七五・三三〇
四七、二六九	四一、二二二	六、〇四六			一、一〇一	四、九四五			計
三六五	七九五	五七〇			五〇〇	〇七〇			
三三三、九三四	二九七、〇五九	二五、八七四	二、〇八五		八二三六	四、九四五			
二七〇	八六六	四〇四	八二〇		九〇〇	〇七〇			
		員數(中一)印八一部ノ修補ナレバ 岁來口三八加算セズ	右岸第二五第二九 左岸第七、第三三、第三四、第三九号						摘要

計	全 五年度	全 四年度	全 三年度	全 二年度	全 元年度	大正 四年度	明治 四年度	年度	水制	
									個所	金額
左岸 四三	右岸 三一		左岸 一四	右岸 一二	左岸 七	右岸 一〇	左岸 一三	右岸 七	左岸 九	右岸 二
一〇五、 九五一		一九、 九二一		五〇、 九〇七		五〇、 三三九		五二、 七一七		三三一、 〇六六
九九一			三一〇	九四六	四二〇		〇〇四	三二一		
一	一	一	一	一	一	一	一	一	個所	護岸
三三七	一	一	一	一	一	一	三三七	一	金額	
一四〇							一四〇		土量	浚渫（水制間）
二四六、 一三八			一二、 六六〇		八四、 九九〇		八〇、 三一六	四一、 八四四	二六、 三二八	
四九、 五四七		二、 九七八		一六、 二九一		一五、 二七一		八、 四六四	六、 五四一	金額
九四〇			四七五	三九五	八五〇		三八〇	八四〇	三八、 六〇八	
二五五、 八三七			二三、 八九九	六七、 一九九		六五、 六一一		六一、 五一八	三八、 六〇八	計
〇七一			七八五	三四一	二七〇		五四四	一五一		
			ミナリ	本年度以後ハ補修工事ノ						摘要

勝沼堰堤工程表

		工程		大正四年度	名稱
計	假設工	堰堤工	水通工		
		八、一六〇	三、五一四	○二〇	金額
		一六、〇八七	三八〇	五、五六五	員數
三一、四二三	一二〇	一一、八二一	七二〇	一三、一八二	大正五年度
一		一	一	一七〇	
一八、七九九	四三三	五、一八三	七五五	二三、七二五	
六七五	七五〇	七五五	一	一六、六九六	計
一			一	一九〇	
四一、二三三	七九五	三、二五五	四七〇	二一、二七一	金額
				一三五	
					摘要
					排水用隧道工事ナリ

大正九年以降水制及浚渫工事一覽表

護岸水制及浚渫工事總括表 (注19)

表三ノ一 (一) 1 日川筋砂防工事工程明細表

括

總

工種 年度	凌 土 量	漂 工 費	護岸水制 箇 所	工 費	堰 堤			床 面 (箇 立 所) 積	工 費	金 額	計 額	摘要
					箇 立 所 積	箇 立 所 積	箇 立 所 積					
明治 44	26,328	6,541,840	0	32,066,311						38,608,151		
大正 元	41,844	8,464,380	護 11	337,140						61,518,524	日川筋ニテハ護岸ハ此一ヶ所ノミナリ	
2	80,316	15,271,850	20	50,339,420						65,611,270		
3	90,174	17,305,415	17	60,510,540						77,815,955		
4	12,660	2,978,475	26	19,921,310						45,322,905	勝沼堰堤ニテハ築立々積トシテ掲グラベキモノ不明ナレバ計上セズ	
5			—	(1)	18,799,675					18,799,675		
6			—		4,945,070					4,945,070	堰堤ノ立積トシテハ本堰堤副堰堤ノ築立々積ノミヲ計上ス	
7			—		1,101,500					8,226,900		
8			2,085,820		—					2,085,820		
9			—	m <sup>3</sup> 627.7	15,456,100					15,456,100		
10			2,626,110	— 2,281,3	31,057,450					33,683,560		
11			1	3,648,275	1005.1 (1)	22,602,760				26,251,035	コンクリート中聖牛四組新設ヲ水制一箇所ト計上ス	
12			—	— 2,636.8	36,268,062					36,268,062		
13			—	— 1,557.7	23,032,262					23,032,262		
14			1,343,805	1,612.3 (1)	18,674,635					20,018,440		
昭和 元			1,335,424	1,694.6 (1)	22,091,819					23,427,243		
2			136,890	— 2,648.9	31,067,020					31,203,910		
3			—	(2) 2,705.1	41,939,216					41,939,216	門井沢、棚小屋沢、水野田、横吹堰堤ノ水通切拵ノ爲取除キシ立積ハ 出来高ヨリ削除セズ尚其仕上ゲノ爲ニ要セシ立積ハ加算ス	
4			4,967,905	(2) 2,899.1	41,715,764					46,683,669	初鹿野堰堤横吹堰堤ニ於テハコンクリート塊ノ立積ハ計上セズ又棚小 屋沢堰堤ノ護立積モ計上セズ	
5	6,214.7	3,497,900	1,267,850	(4) 497.5	8,787,655	596.1	12,992,689			26,546,094		
6				(2) 8.8	270,220	2,1288.9	—			0		
7				—	—	—	—			0		
8				— 4.7	1,300,000	9,693,336	—			1,300,000		
計	M 257,536.7	54,059,860	76	240,429,20	20,179.6 13箇所 3ヶ所	1,885.0 2,2686,025	22,686,025	円 円 円	円 円 円	658,707,417		

表三ノ(一)2 日川筋砂防工事工程明細表

年度	浚渫				補修又ハ再掘				日川床固				日川第二床固				初鹿野床固				床工費				摘要		
	SEC.1-SEC.10	SEC.10-SEC.23	下198	SEC.23-下198	SEC.31-SEC.31	SEC.31-SEC.44	土量	工費	土量	工費	土量	工費	計†	日川床固	工費	ヶ所	日川第二床固	工費	ヶ所	初鹿野床固	工費	ヶ所	床工費	計†	摘要		
明治 44	26,328	6,541,840											26,328	6,541,840													
大正 1	2,298	682,440	39,546	7,781,940									41,844	8,464,380													
2		17,592	2,217,660	62,724	13,054,190								80,316	15,271,85													
3			11,352	2,269,970	73,638	14,021,425	5,184	1,014,020	90,174	17,305,415																	
4					12,660	2,978,475			12,660	2,978,475			12,660	2,978,475													
昭和 5							6,214,7	3,497,900	6,214,7	3,497,900	1	7,492,815		2,403,260		1	3,096,614	1	12,992,689								
6																	1	4,269,135	2	5,424,201	2	9,693,336					
計	28,626	7,224,280	57,138	9,999,600	m <sup>3</sup>	74,076	15,324,160	86,298	m <sup>3</sup>	16,999,900	m <sup>3</sup>	11,398,7	4,511,920	m <sup>3</sup>	257,536,7	54,059,860	1	7,492,815	1	6,672,395	2	8,520,815	3	22,686,025			
堤長 來 高	323.0				m	延長	m	延長	m	大正三年度分ハ全年夏洪水 ノ跡占附			玉石コンクリート 328.1 m <sup>3</sup>		玉石コンクリート 512.3 m <sup>3</sup>		玉石コンクリート 1044.6 m <sup>3</sup>										
										昭和五年度分ハ主トシテ除 石工事							延長	m	延長	m	延長	(a) 43.2					
													41.0		29.0												

考

1. 勝沼堰堤水通掘鑿ハ設計書ニハ浚渫工事セラレタレドモ性質上堰堤工事ノ一部ナルト其后ノ水通補修工事ガ堰堤工事ニテ整理セラレタルトニ依リ本表ニハ算入セズ堰堤ノ部ニ計上セリ  
m<sup>3</sup> m<sup>3</sup> m<sup>3</sup> m<sup>3</sup>
- 其金額ヲ参考ニ掲グレバ大正四年度 8,160—3,514,020 大正五年度 5,565—13,182,170計13,725—16,696,190
2. 大正五年度ヨリ昭和四年度迄ノ十四年間ハ浚渫工事ナシ

表三ノ(二) 日川砂防工事工程表









全 No.30	全 No.31	全 No.32	水制 小計	コンクリート 聖牛	護岸	計
			32,066.311			32,066.311
			52,717.004		337.140	53,054.144
			50,339.420			50,339.420
2,050,824	1,946,310	3,185,195	50,907.946			50,907.946
			19,921.310			19,921.310
			90,900			90,900
2,050,824	1,946,310	3,185,195	205,951.991	1,110,980		1,110,980
			1,201,880	337.140	207,491.011	9,602.594
			9,602.594			
			7,125,400			7,125,400
			2,085,820			2,085,820
			2,535,210			2,535,210
			2,537,295			2,537,295
			1,343,805			1,343,805
			1,335,424			1,335,424
			136,890			136,890
92.00			4,967.905			4,967.905
92,000	0	0	1,267.850			1,267.850
2,142,824	1,946,310	3,185,195	32,938.193	0	0	32,938.193
			238,890.184	1,201,880	337.140	240,429.204
			以上ノ水制 左43	右岸No.10 ノ所	左岸No.21 ノ所	以上ノ護岸水 制76ヶ所
捨石			右31		No.22ノ間 施工ノス	
			計74			
7.0	7.0	7.0				
全	全	全				
8.5	8.5	6.0	5.5			

表三) (三) 日川砂防工事工程明細表

堰堤其三

## 第6章 資料 注一覧

- (注1) 本文は500,954円47銭とあるが、500,953円47銭が正しいと思われる
- (注2) 本文は笛子川とあるが、笛子沢川が正しいと思われる
- (注3) 本文は右岸とあるが、左岸が正しいと思われる
- (注4) 本文は10,916円61銭4厘とあるが、10,616円61銭4厘が正しいと思われる
- (注5) 本文は4,976円85銭とあるが、4,976円82銭が正しいと思われる
- (注6) 本文は右岸とあるが、左岸が正しいと思われる
- (注7) 本文は大正3年とあるが、昭和3年が正しいと思われる
- (注8) 本文は大正9年10月1日とあるが、大正10年2月1日が正しいと思われる
- (注9) 本文は34,790円12銭とあるが、34,790円13銭が正しいと思われる
- (注10) 本文は6,996円52銭2厘とあるが、6,996円52銭5厘が正しいと思われる
- (注11) 本文は36,411円7銭3厘とあるが、36,409円7銭3厘が正しいと思われる
- (注12) 昭和3年とあるが、昭和4年が正しいと思われる
- (注13) 本文は19,307円12銭7厘とあるが、19,318円12銭7厘が正しいと思われる
- (注14) 本文は389立方米とあるが、表三ノ(一)2では328.1m<sup>3</sup>となっている
- (注15) 本文は76米とあるが、表三ノ(一)2では26.0となっている。76米が正しい
- (注16) 本文は341,322立方米とあるが、表三ノ(一)2から計算すると251,322m<sup>3</sup>となる
- (注17) 表では空欄になっているが、「1」が入り、計が5ではなく6になると思われる
- (注18) 表は右岸とあるが、左岸が正しいと思われる
- (注19) 日川工場における護岸水制補修工事の金額が14,124円36銭9厘とあるが、14,124円37銭9厘が正しいと思われる。したがって、補修工事の合計金額が32,938円19銭3厘となり、護岸水制の合計金額が240,429円20銭4厘となり、表の総計が294,489円6銭4厘となる。
- (注20) 表は29,774.180とあるが、28,774.180が正しいと思われる
- (注21) 表は29,694.221とあるが、29,694,211が正しいと思われる
- (注22) 表は2,595.792とあるが、2,595.732が正しいと思われる
- (注23) 表は6,998.525とあるが、6,996.525が正しいと思われる
- (注24) 表は大正14年に1とあるが、昭和元年が正しいと思われる

### 第3節 新聞記事よりみた日川の治水について

『山梨日日新聞』の記事の関係箇所を以下に抜粋する。但し、一部『峡中日報』の記事もあるが、それについては、各記事に明記する。

明治40（1907）年5月9日付、「日川河水使用出願 東八代郡南八代村工学士加賀美授一氏其の他より電力起業の為日川河水使用の件を先頃其の筋へ出願したるが右は同河水を上流に於いて引き入れ東山梨郡初鹿野村地内へ切り落とし同停車場付近外一ヶ所へ発電所を設置せんとするもの由」とあり、これは治水とは関係ないが、勝沼堰堤の脇にある柏尾発電所を設置するための出願と思われる。

明治40年8月14日付、「東山梨郡民大会の状況」と題し、「笛吹川重川日川の大改修を遂行し併せ根本的治水策を講ずること」などを決議し、他の被害地に交渉して県民大会を開き極力本会の決議を実行することに努めることとした。

明治40年8月15日付、「日川村役場流失情報」という記事があり、7月24日に日川堤防決壊の為に日川村役場が流失したことが記されている。

明治40年8月24日付、「暴風雨の警報」とあり、前日の午前10時に中央気象台から甲府測候所に向けて発せられた。

明治40年8月28日付、「県下水害彙報」の中で、日川沿岸の村や町で、日川堤防の決壊、人家流出などの被害状況を伝えている。

明治40年8月30日付、「勝沼付近水害特報」として「去る23日より引き続きての大降雨の為当地附近より日川、重川、諸川の出水夥しく實に未曾有の惨事を現出致し候に」とあり、橋の流失や日川村からの避難者の増加により、食料や用水が欠乏しているとある。

明治40年8月31日付、「出水と筈子山脈」とあり、「県下今回の出水に付きて説を為すものあり、曰く今回の被害は筈子を中心として各地に及ぼしたものらし、筈子峠に於ける彼が如き延長を有する県道が殆ど其影を止めぬまでに同山の澤々が崩壊し筈子の山は斯かる崩壊のために赤裸々となり更に昔日の観なきに至れり（後略）」。

明治40年10月30日付、「内務省の意図 先頃武田知事に隨行上京し水害善後策につき内務省当局との間に諸般の打ち合わせをなして帰庁せる木村技師の談によれば内務省は本県今回の水害並び例年の水害に顧み相当の方法を講ずる筈にて近々技師数名を派遣し実地調査の上善後策を決することに内定したるが実地調査の結果笛吹釜無富士川の三大河川丈は直轄河川として特別の經營をなすに至るやも知れずと」。

明治40年11月20日付、「犬塚土木局長の巡視 一昨日内務属田中遷森辰三の両氏を随えて入市せる内務省土木局長犬塚勝太郎氏は昨日武田知事木村技師望月警部同行午前八時半甲府發列車にて日川方面視察の途につきたり尚本日は石和町方面より舟にて笛吹川を下り三川落合の視察を為し一先帰府更に（後略）」

明治43（1910）年5月1日付、「砂防調査着手 本県にては從来尤も其急要を認むる河川に就き年々相当の設計を立て砂防工事を施しつつありしも尚本年度よりは更に大計画を以て之が完成を期すべく特に六千五百余円の調査費を計上したるが右はいよいよ両三日中より調査に着手することとなり調査員は三名を以て一組とし三方面に岐れて同時に着手する筈因みに第一組を富士川方面、第二釜無川方面、第三笛吹川、日川、重川、金川方面なり」という

明治43年7月18日付、「県税支弁の河川 （前略）県税支弁に属するべきものは左の十六河川にして他は皆県税補助河川に属するものなり（後略）」とあり、この中に日川が含まれている。

明治43年8月6日付、「出水彙報 本月一日以来殆ど毎日の驟雨は各川共出水あり為に被害のヶ所少なからず（後略）」

明治43年8月13日付、「過去の大水害」の題で、明治31・39・40年の三大水害の被害を耕地流亡、浸水面積、氾濫面積などとその被害額を比較しており、この中では40年の災害が一番大きく、被害額は約1300万円だが、今回の水量は「四十年の大水害當時よりも多く富士川の如き前年の増水三十尺なりしもの今回は三十二尺に達し其他各河川共何れも前年に比し増水の度甚だしかりし」とあり、被害額が40年の時よりも大きいのではないかと危

惧している。同日の記事に「水害と其前後」として、熊谷知事の談が載っているが、その中では、まだ被害を把握しきれていないので、損害も今のところ不明であるが、河川道路復旧費は、40年の5分の1ではないかと言っている。また、この日の「各郡出水彙報」には、「日川堤塘の破壊 日川村第一堤塘の破壊 日川村第一堤防全部決壊第二堤防亦決壊せんとす日川村二分の一は浸水せり（十日午後八時四十分日下部発）」と「日川村 第2号堤防も遂に決壊し是にて新堤は全部決壊したり」とある。

明治43年11月26日から28日の3日間に渡り「日川治水の陳情」という記事があり、その内容は、「東山梨郡勝沼町外四ヶ村有志は日川治水に関する今回の県庁、県会、及び山梨同志会等へ左記の陳情書を提出せり」として、日川氾濫の状況として、明治40年、43年の時の被害状況を示し、堤防が決壊し、寺、民家、畠などが流され、飲用や灌漑のための用水路は崩壊したと述べ、根本の治水策として河身改修が必要であるとしている。

明治43年11月11日付、「治水問題の現状（下） 水害復旧工事の要件 治水策：河水のこと復旧のみにて安ずべからず政府は治水調査会を開き刻下大に研究中なるが同会の経過又は特別委員の意見は今日迄大要左の如し：内務省にて調整せる全国重要河川135の内より50河川を選抜し更に其内より12河川を選定す 北上川、最上川、雄物川、岩木川、富士川、阿賀野川、神通川、大和川、加古川、揖斐川、緑川、荒川 該当川の水害区域は21万5602町とす上記の分に規定の直轄8個を入れ20河川を直轄工事とし第1期計画とす元来直轄工事は去る40年に始まり來たる56年を以て完了すべき計画なるが委員の意向は経費を増加し年限を短縮し明治50年にて完了を告ぐべき考案多きも当局は技術上の調査材料の買い入れ関係等あり52年度より短縮する能はずとのことなり爾後経費の支出等に調査の歩を進むべしと／砂防工事：該費額は20万円にて愛知、兵庫、岡山県に大部は交付されあり砂防費用も勿論治水と連関するを以て充分研究を要す」

明治43年12月22日付、「治山と治水（沖野工学博士談） 県民大会常務委員手塚代議士並びに各新聞代表者が一昨日沖野博士に会見して治水に関する県民側の希望を陳述したるに対し博士の為したる談話の要領左の如し。この中で砂防工事について「数年来県が国庫の補助を得て毎年施工し来れるが中央政府も亦別に相当工事を施工する考なり砂防工の効果は直に挙るものにあらず将来長きに亘りて徐に其能力を發揮するものなれば一方河川の改良と共に忽せにずべからず本県に対する政府の工事は国家主として是に当たるか若しくは補助を与えて県の施設とする乎は未定なり而して是に要する経費の財源は既に決定せるが故に方法さへ定まらば議会の協賛を経次第着手し得る訳なれども是に従事する技術家其人を得ること困難なれば是が為工事着手の時期に多少の遅延を來すべき虞あり」

明治44（1911）年4月23日付、「砂防施工地調査 予て本県より申請せる砂防施工箇所調査の為め内務技監沖野博士は此の程来峠目下橋爪土木課長及び岩下工手等の案内にて実地踏査中なるが今回は主として笛吹川関係流域に対する調査をなすにあり既に重川、日川等の踏査を終わり昨日は金川の視察を為したるが本日は多分大石川を踏査し明日は一先づ帰京するに至るべしと云う」

明治44年5月8日付、「富士川砂防工事 内務省にては本年度に40万円の国費を投じて砂防工事に着手するはずなるが該工事は主として水源の涵養、土砂流失防止等の目的にして今年度は利根、荒川外10カ川の上流地を視察し実地地域を確定するに由実際工事は富士川の上流を完全に施工する事に内定せりと」

明治44年5月11日付、「南部技師の視察 政府直轄事業として本年度より施行せんとする富士川上流砂防工事のため状況視察として土木局東京出張所技師南部常二郎氏一昨日来峠し昨日岩下県技手の案内にて釜無川の上流を実地視察したるが滞在約1週間の予定なり」

明治44年5月17日付、「砂防災害工事視察 政府直轄工事として施行すべき富士川上流砂防区域調査の為め来峠中なりし内務省の南部技師は予定の如く一昨日迄に調査を了え昨日帰京したるが施工箇所は追って決定する筈にて実際工事の着手は来年度となるべしとか（後略）」

明治44年5月19日付、「直轄砂防工事 政府直轄事業として本年度より施行せんとする県下砂防工事に関しては此の程内務省より南部技師来峠し実地視察の結果として本年度に於いて施行せんとするは日川の上流及び重川上流の2カ所と決定し目下東八代郡日影村に仮出張所を置き内務省の技手測量しつつあり尚明年度において施行の区

域等も近く決定する筈なりと云」

明治44年9月4日付、「砂防模範工事 内務省直轄工事として工費7万5千円を以て本年度内に施行せんとする日川上流砂防工事は既に設計済みとなりし由なれば遠からず工事に着手することならんが該工事は模範工事として施さるものなれば従って内務当局も亦其の設計に苦慮し実地調査の如き口々に入念のものなりしとのことなり」

明治44年10月8日付の記事には、日川水制が施工される地域を砂防施行区域と発布し、同地域が砂防設備土地に指定されたとある。

明治44年10月13日付、「日川砂防工事着手 予て国庫金7万5千円を以て行うべく決定せられし内務省直轄東山梨郡日川砂防工事は愈今回着手する筈にて内務省土木局東京出張所技師南部常次郎氏昨日来県し県官と打ち合わす所あり内務技手荒井三七氏同工事出張所長たる筈にて同技師と同伴したりと云う」

大正3（1914）年9月11日付「出水と砂防工 今回の出水にて本県の継続施行に係る金川大柳川流域等の砂防工事には聊か被害なかりしのみならず却って好影響を来せるを実験せるが唯内務省直轄施行に係る日川砂防工事は祝橋上に於いて初年及び次年の施行に係るもの大部分流失したり此の損害約一万円位なるべし其以下の砂防には何等被害なく出水の実験に見たる経過は甚だ良好なり併し同地方一部の者は日川の出水被害を今回の如く大ならしめたるは日川砂防の決潰が因を為せるものなりとて非難するものあるも右は理由無き見解にて具眼者は砂防の効能を認め内務省が日川の一番締切を限って砂防工事を打切を為さんとするも尚下流数十間に施行せられんことを申請せんとし居る程にて大体より観て結果何れも良好なりと云う」

大正3年11月8日付、「日川水源地視察 日川沿岸の勝沼菱山日川の各町村長並びに有志者十数名は中村林業課長岩下工手の同行を乞い去る4日より6日迄3日間日川水源地を視察したるが（中略）所によれば40年水害後新たに崩壊したる所なきも当時崩壊の箇所は益々崩壊して拡大せられ居ればかかる箇所に対しては適当の工事を施すの必要あるを認めたり尚一般林相は40年水害時に比すれば殆ど見違える程に整いたるを以て崩壊地に対し適当の設備を為すにおいては今後水害を軽減し得るに至るべきかと視察員は語れり」

大正3年11月8日付『峡中日報』より、「日川重川水源 ▲砂防工事の急務 如何に堤防工事を施せばとて積んでは流し流して又積む賽の河原の石積の如く水源を治めざる場合は単に一種の姑息的なる治水策を施すの外なし日川及び重川沿岸の有力者は深く感ずる所あって中村林務課長に東道を依頼し両流域の水源地視察を試み四日よりも六日迄深く水源を跋\_して其流れ狂ふ山澤を調査されたるが中村課長の踏査談を聞くに ▲一行 は日川村長小野義太郎有志小野元兵衛、雨宮作甫、古山岩之助、芦澤保、小野美太郎、長坂丈左衛門、勝沼町長富田景義、有志原孝平、菱山村長三橋亮二郎、初鹿野村長佐藤嘉兵衛の諸氏及び中村課長等にして四日初鹿野停車場に集合し日川の水源を遡り笛子川を辿りて其水源地崩壊現況林相等を具に視察し引返して日川の本流を遡り水源かどい澤を跋\_し土砂の押流した荒廃の現況を視察して同夜は田野に一泊し、翌日は大藏澤、焼山澤等の日川水源を踏査し嵯峨鹽の温泉場に下りて一泊、六日日川の上流より下日川峠を攀ぢ日川重川の分水流地を進み上流文殊川佐野川の視察を為して塩山に帰る、此の間行程三日の間村有志等は何れも數度の災害口辛き経験を嘗めたれば熱心なる視察を遂げたり踏査した處にては ▲林相 は何れも四十年水害以後驚く可き程整ひ恩賜林其他若松雜木等二間より三間の長けに繁茂し全く隔世の感あり治水の将来として甚だ喜ぶべき結果をもたらしあるも傾斜の急なる崩壊個所は依然旧態を存し荒廃意の儘となり居り同砂防工を施さざるに於いては近き将来到底復旧の見込みなしと云ふの外なし、目下水源流にて盛んに ▲点石 の採取を為し居るが此の採取は河床を掘下げ山澤の傾斜を急となし水勢を自然に激発し河床随って落付かず年々其流域を変する様の結果を招きて治水上甚だ面白からざる結果を招來し居り此は最も研究を要すべく今回の水害に徴するも山岳崩壊に依る個所は少なく其大原因是所謂河床の変動に依り流域ならざる流域を造りし結果に依るもの多く即ち自然的に水石相打ち其結果水勢を弱めらるが如き事なく急傾斜をひた走りに流下すれば一朝の降雨にも忽ち激勢となりて流下し新流域を造り惨害を呈するに至る治山治水上の最急要件として水源の砂防工を施し水源を治める事最も必要なり云々」

大正3年11月15日付「内務技監の視察 内務省沖野技監中原東京土木監督署長南部技師及び隨員両三名は砂防工事視察の為明日来峠午後二時勝沼駅に下車し日川の砂防工事を視察したる上同夜は談露館に一泊し翌十七日は

北巨摩郡に出張小武川、甘利澤川、日城川、豎澤川等を視察する筈にて十六日は県庁久保田土木課長中村林務課長三戸管理課長田中林務技師及び岩下砂防主任等出迎え又は案内として出張し十七日は添田知事も亦同行する由」

大正3年11月18日付『峡中日報』より、「沖野技監の一行 内務省土木技監沖野氏の一行は一昨日入峡氏同日は日川勝沼の砂防工を視察して入市談露館に投宿し（後略）」

大正3年11月22日付「直轄砂防工事 沖野内務省技監の一行は既記日割に依り昨日は大武川小武川の視察を為したるが添田知事も亦同行視察の上一同夕刻帰市したり一行は本日県庁に立寄り多分十二時十分発にて帰京するならんと今回視察の目的は前年来日川上流勝沼祝の地籍に施行しつつある内務省直轄砂防工事打切後引続き之を御勅使若しくは釜無川の上流に施行せんとするの下調査にあるもの由聞く處に依れば日川の直轄砂防工事は本年の出水にて大なる被害を受けたれば之が復旧及び地続きに来年度に於いて同様七万五千円（県納付金二万五千円を含む）を以て工事を施し一先づ同流域の工事を打切らんとするものなれば今回調査せるものに対しては大正五年度より施行せらるるに至らん」

大正3年11月27日付「直轄砂防工事 頃日沖野内務技監の一行に加わり大武川小武川釜無御勅使川の水源を視察したる某氏は曰く、技監一行の視察の目的は日川同様政府直轄砂防工事を施さんとするの下調査なるも日川に対する砂防工事は明年度も引き続き施工するや否研究中にあるか如し、（中略）日川に次いでの直轄砂防工事は或いはこの辺に施工さるるに至らんかと」

大正4（1915）年9月5日付「直轄砂防工事 東八代郡祝村大字岩崎字千足、同柿ノ木平、同柿ノ木田、大字日影字梯場、同長柿、長柿居村、上之山、東山梨郡初鹿野村字横吹、観音澤、火打石、桜ノ木、塚ノ東、塚ノ西、勝沼町字道下の各地内は明治三十年法律第二十九号砂防法第二條に依り砂防設備を要する土地に指定され内務省直轄にて本年より砂防工事を施行すべく四日の官報を以て告示されたり」

大正4年9月27日付「土木局長来峡 小橋内務土木局長は砂防及笛吹第二改修工事視察の為め本日午後二時二十九分勝沼駅にて下車同地方に於ける内務省直接砂防工事其他を視察して入市談露館に投宿し明日笛吹改修地を視察の予定なりと」

大正4年9月29日付「土木局長一行 砂防工事及笛吹川第二改修工事其他河川視察の為二十七日に来峡せる小橋土木局長南部博士池田技師の三名は予定の如く午後二時三十分勝沼駅に下車同地方に於ける内務省直轄砂防工事を視察したる上入市（後略）」

大正5（1916）年2月2日付「直轄砂防工事 国庫金五万円に県納付金二万五千円を合せたる七万五千円を以て去る明治四十四年度より毎年施行し来れる内務省直轄の日川通り東山梨郡勝沼町地内に於ける砂防工事は本年度を以て完了する筈にて目下盛に施工中なるが施工区域は祝橋以下約四町に及べりと」

大正5年2月19日付「内務技師の視察 内務省東京土木出張所長中嶋貞三郎内務技師工学博士南部常次郎両氏は本県砂防工事視察の為め一昨夜来峡談露館に投宿したるが昨日は県庁に出頭土木課に就き砂防工事現況を聴取したる上東山梨郡勝沼町に於ける内務省直轄砂防工事視察として出張したり」

大正5年3月12日付「政府直轄砂防 新に釜無上流に施設 金七万五千円「内金五万五千円県納付金」の予算を以て継続施工し来れる日川通り東山梨郡勝沼町地内に於ける政府直轄砂防工事は本年度を以て打切りと為し大正五年度よりは更に釜無川通り北巨摩郡鳳来村アスミドウ附近を起点として（中略）尚本年度に於て打切となるべき前記日川砂防工事は工事進捗し略竣工したるも完了迄には来月一杯を要すべきか又今回新に施行せんとするものは四月早々着工するに至らんかと云ふ」

大正5年4月8日付、「直轄砂防工事 本年度に於いて施工せんとする内務省直轄に係る釜無川上流北巨摩郡鳳来村地内砂防工事実地調査は荒井内務省東京土木出張所技手10日より出張着手する事となりたるが同技手は勝沼町地内日川砂防工事着手以来実地監督の任にありたる人なりと」

大正5年6月26日付「内務技師の視察 内務省東京土木出張所在勤技師中川吉造氏を初め技師八名廿三日来峠南部博士の案内にて目下施工中なる日川筋内務省直轄砂防工事たる第一の石堰堤を視察し同日馬車にて当市に來り談露館に一泊の上富士川改修及直轄砂防工事施工箇所等を視察して帰京」

大正5年12月24日付「直轄砂防工事 内務省にては直轄砂防工事として御勅使川入中巨摩郡芦安村地内に本年度より同工事を起すべく予て準備中なりしが從来施行し來れる日川流域東山梨郡勝沼地内の同直轄工事の關係上着工する能はざりしが今回南部内務技師来峠調査の結果明年匆匆より着手の事（後略）」

大正6（1917）年3月8日付「南部博士の視察 内務技師南部工学博士は一昨日日川流域東山梨郡勝沼町に於ける内務省直轄砂防工事視察の上夕刻入市談露館に投宿したるが昨日は午前県庁に出頭久保田土木課長と面談の後御勅使川流域に於ける中巨摩郡芦安村の同直轄工事視察として出張したり」

大正6年4月20日付「内務技師帰京 去る16日来峠松浦県工師の案内にて御勅使川入中巨摩芦安村地内の内務省直轄工事及び南巨摩郡五開村大柳川に於ける砂防工事を視察したる清水内務省技師は昨日県庁に出頭砂防に関する調査を為したる上日川流域東山梨郡勝沼町地内の直轄砂防工事視察として出張したるが同夜は勝沼町に一泊本日同駅発二番列車にて帰京すべしと云」

(注) 以上の年月日は、新聞記事のままで誤記ではない。

## 第7章 まとめ

### 第1節 日川水制について

明治44（1911）年度より昭和6（1931）年度まで行われた日川流域における直轄砂防工事は、山間部の堰堤群と盆地に流れ出た箇所に建設された水制とに大別することができる。まず初めに水制が祝橋の上下流約3kmに建設されたが、その目的は「濫流ヲ強制シ水流ヲ一定シ河岸山脚ノ崩壊ヲ防禦シ併セテ流出砂礫ノ一部ヲ抑留スル」（内務省土木局「富士川流域砂防工事」『明治四十四年度直轄工事状況』 大正2（1913）年2月）ことであり、具体的には水制、護岸及び浚渫の各工事を行った。初年度に竣工した水制はひとつもなかったが、翌大正元（1912）年度の進捗状況では「本砂防工事ハ僅カニ前年度ヨリノ起工ニ屬スルヲ以テ未タ一部局ノ施工ニ止マルモ竣工ノ結果ニ徴スルニ施工箇所ハ流身一定シ從來ノ如ク水勢山脚河岸ヲ衝テ之ヲ缺潰シ岩塊砂礫ヲ放流シ亂流ヲ極ムル等ノコトナキニ至レリ」（内務省土木局「明治四十五年度大正元年度富士川流域砂防工事」『明治四十五年度大正元年度直轄工事状況』 大正2年12月）と記されているように、水路が一定になり土石が流出することもなくなるなど、一定の成果が上がっていたものと思われる。

しかし、大正3（1914）年8月の出水によって状況は一変した。このときの出水は明治40（1907）年以来といわれ、東八代郡日川村（現山梨市上栗原）周辺では激流のために堤防が決壊したほか、祝橋上流に位置する水制は16カ所で被害を受けた。流出した土石の量は非常に多く、施工区域や下流一帯に堆積し、水制の破損や流失、あるいは浚渫箇所の埋没が各所で確認された。祝橋の下流については「浚渫箇所及掘鑿箇所ヲ埋没セラレタルヲ除キ何等被害ナカリキ」（蒲孚「日川砂防工事」『土木學會誌』第八卷第五號 大正11年10月）とあり、『山梨日日新聞』（大正3年9月11日付）にも「（祝橋）以下の砂防には何等被害なく出水の実験に見せたる経過は甚だ良好なり」とあるが、既設工事の補修による対応とともに土石の流出を防止する新たな対策を講じる必要性が生じた。その結果、「上流土砂ノ流下ヲ防止セシメン」（「自明治四十四年度至昭和六年度 富士川流域日川筋砂防工事報告」）として水制施工区域の上流に勝沼堰堤を建設し、さらに上流域に12基の堰堤を建設した。

これらの建設により、日川流域の流れは穏やかになった。「水制工ハ本箇所ノ如キ河床勾配四十分ノ一位」の「激流箇所」に施工することは「效果ヲ危ブム」という討議（中村猪市「日川砂防工事ニ就テ」『土木學會誌』第九卷第二號 大正12年4月）に対し、「上流ニ澤山堰堤ガ出來タ結果水制箇所ノ水流ハ大變穩ニ」（蒲孚「日川砂防工事」『土木學會誌』第九卷第三號 大正12年6月）なったとあるように、山間部に位置する堰堤群と盆地に流れ出た箇所の水制が一体化されて水流が穏やかになったと考えていることがわかる。水路を一定にする工事を先にして堰堤の建設を後にした直轄砂防工事の順序に関しては、「法線内浚渫ハ規則正シ且平均六、七尺ノ深サニ施行セラレタルモ竣工後數次ノ出水ヲ受ケタル結果流來セル土石ハ該部ニ堆積シ断面ハ不規則トナレリ是レ亦當然ノ歸結ニシテ寧口浚渫ハ之ヲ最小限度ニ止メ水制竣工後始メテ著手セル勝沼堰堤工事ヲ水制工著手前又ハソレト同時ニ起工シ流下土石ヲ扦止スルニ努力スルノ勝レルヲ思ハシム」（蒲孚「日川砂防工事」『土木學會誌』第八卷第五號 大正11年10月）という考え方を示しているが、山間部の水源から平坦部の本流に合流する箇所に至るまでひとつの大きな計画に基づいて行うことが肝要であることを示しているものと思われる。

また、工法の技術的な側面から見ると、日川流域の直轄砂防工事では従来の工法と新しい技術が混在している様子をうかがい知ることができる。「砂防工事ノ現況」（『土木學會誌』第一卷第六號 大正4年12月）によると、大正4（1915）年度の内務省直轄の砂防工事は淀川流域、富士川流域、吉野川流域の3カ所と記されており、淀川流域は明治40（1907）年度からの継続事業で「専ラ禿山ノ崩壊ヲ防止スルモノニシテ積苗工、積石工、苗木植附、土堰堤、崖法切、石堰堤、床固等ノ工種ヲ施行」し、吉野川流域は大正4（1915）年度からの事業で階段状に石堰堤を築くものであった。これに対し、富士川流域では水制の頭部に「こんくりーと使用ノ築石工」を施し、勝沼堰堤では「同川ノ著シク凸出セル部分ニどらいめーそんりーノ築立ヲ川ヲ横切りニヶ處」に施工するというものであった。すなわち、淀川流域や吉野川流域の砂防工事が従来の工法を中心に行われたのに対し、富士川流域砂防工事では新たな技術としてコンクリートを使用していることがわかる。セメントは明治初期より生産が開始

されたが、砂防工事は「邊隙ノ地ニ於テ施行セラレタル關係上材料ノ運搬ニ莫大ナル經費ヲ要シタリシヲ以テ殆ンド例外ナク空積ノ工法ニヨリ施行」（蒲孚「日川砂防工事」『土木學會誌』第八卷第五號 大正11年10月）されているのが現状であった。その結果、「世人ハ砂防堰堤ト言ヘバ必ラズ流失スルモノ」（蒲孚「日川砂防工事」『土木學會誌』第九卷第三號 大正12年6月）という認識が生じたものと思われる。御勅使川筋においても明治16（1883）年から内務省による直轄砂防工事を施工した経験を持つが、「總て空積を以て施行せられたるに加へ維持を怠りたる」（蒲孚「富士川支川御勅使川砂防工事」『土木學會誌』第十四卷第三號 昭和3年6月）ために原形をとどめることはなかった。これらのことから、急勾配の河川における砂防工事では従来の空積による工法ではなく、コンクリートを使用する工法の可能性を探ったのではないかと思われる。そのような中で明治44（1911）年度から水制建設が開始されたが、頭部についてはコンクリートを施工する一方で幹部については従来の工法である空石張を施工するなど、新たな技術の導入と従来の工法の双方をみることができ、転換期の様子をうかがい知ることができる。

竣工以降の補修工事に関しても同様にコンクリートを使用しての工法が導入されはじめた。「現場附近ニ於テ多量且ツ容易ニ採集シ得ル轉石砂利及砂ヲ利用シ相當ノ深サアル粗石混擬土根固ヲ築造スル方工費モ少ク且ツ永久的ナル利益アリ今後流失又ハ腐朽スペキ木床ニ對シテハ右ノ工法ニヨリ修繕ヲ施ス方針ナリ」（蒲孚「日川砂防工事」『土木學會誌』第八卷第五號 大正11年10月）とあるように、急勾配の河川で頭部根固として使用した木工沈床の限界とコンクリートを使用しての工法の有益性について述べている。大正12（1923）年に左岸第7号水制では「試験的」に捨石を行ったが、多額の工費を要したために交通至便でセメント運搬に費用がさほどかかる場所では「粗石混擬土ノ根固ガ一番永久的デ且經濟的」（蒲孚「日川砂防工事」『土木學會誌』第九卷第三號 大正12年6月）と判断し、右岸第10号水制では木工沈床の代わりに玉石コンクリートを使用した。

また、「急流河川ニ施工シタ水制ハ常ニ頭部ノ維持ニ惱マサレルカラ兩岸水制ノ頭部ヲ床固ニ依リ連絡スルヲ以テ良策ナリ」とし、「本年度以降栃木縣日光町地先ノ稻荷川合流口附近（水面勾配十三分ノ一）ニ施工セラルゝ水制ニ於テハ其ノ頭部ヲ床固デ連結スル方針」（蒲孚「日川砂防工事」『土木學會誌』第九卷第三號 大正12年6月）とあるように、日川流域での成果を稻荷川砂防工事に応用しようとしている様子がわかる。反対に、富士川改修工事で設置した鉄筋コンクリート製の聖牛を参考にし、大正10（1921）年に右岸第9号水制の上流に4組設置した。大正10年6月に策定された第二次治水計画には河川改修費や調査費とともに研究費が含まれており、原田貞介は土木学会総会での会長講演で「議會ヲ通過セバ特ニ河川ヲ撰ビ試験的ノ工事ヲ施シ實際ノ經過及結果ヲ關係各方面ヘ示シ参考ニ供シ廣ク治水ニ應用セラルゝヲ希望シテ居ル又試験ノ成績ハ冊子ニ編纂シ頒布セント欲ス」（「河川工事特ニ地方河川工事ニ就テ」『土木學會誌』第八卷第一號 大正11年2月）と述べている。これらのことから、砂防工事や河川改修工事で得られた成果を詳細に分析し、他の河川の工事に反映させているのではないかと思われる。

昭和11（1936）年8月、赤木正雄は衆議院議員、貴族院議員とともに前年に水害を被った山梨県を訪問した。砂防事業の存在が治水に与える影響を明らかにすることが目的で、砂防工事を施工した河川と施工していない河川を視察したが、祝橋の上から見た景色は「整然たる一条の流路とその両岸数十ヘクターに亘る見事な葡萄畠と変貌している姿」（赤木正雄『砂防一路』昭和38年7月）であったという。コンクリートという新しい技術が導入され分析されるとともに、山間部の堰堤群と盆地に流れ出てからの水制がひとつの砂防事業として展開された結果、流路が一定になったものと思われる。砂防に関する予算が帝国議会で審議されたとき、赤木正雄は山梨県を例に挙げて砂防の重要性を説明し予算の増額に努めたが、その原点となった工事が富士川流域砂防工事であり、その中でまず行われたのが日川流域における水制の建設である。

## 第2節 勝沼堰堤と上流堰堤群について

### ● 「論説報告 日川砂防工事」中の図と発掘調査の成果

勝沼堰堤を建設した時の設計図は現存していないが、「論説報告 日川砂防工事」には、平面図と縦断面図（第

5図)が掲載されている。これが現存する最も古い図面である。縮尺は不明であるが、平面図と縦断面図の縮尺は統一されていない。また、平面図には大正6(1917)年から7(1918)年に行われた工事の記載がないが、縦断面図には記載されている。この図中には、堰堤・土砂埋立石張・川裏石垣・水通・溝・隧道入口・隧道出口という文字があり、あとは、岩盤を表す記号や元の川の流れ、何らかの施設を示す線が書かれている。

発掘調査によって得られた図面と重ね合わせてみると、ほぼ一致することがわかった。川表石垣の馬踏部、旧左岸の不整6角形の形、溝の位置、旧右岸の石張範囲、現左岸の護岸範囲、水通しの形などである。隧道入口は砂礫で埋まつたためか現在は見えず、隧道出口は、竣工後の水流によって削られたことにより無くなっている。祇園の滝と呼ばれている部分に、穴が開口しており、現在の隧道出口となっている。この隧道出口より下流の川の中に岩盤が見えるが、これは本来の隧道出口を形成していた名残であろう。また、水通しは『富士川流域日川筋砂防工事』によると、大正11年8月1日に修繕を着工し、岩盤が露出していた箇所(附図8参照)にも石張を行い、同年9月29日に竣工した。これにより水通し部分全てが石で覆われたのである。後から石張を行った部分の石は、不定形な場所を埋めたために以前より小さいことと並びがやや不規則なために、今回の平面図ではその範囲が明らかになった。祇園の滝の下流に石張の破片があるが、これは、水通しの現左岸際が一部落下したものである可能性が大きい。

#### ●県会議史よりみる内務省への運動と水害について

明治14(1881)年9月暴風雨災害。

明治15(1882)年3月の県会において「地方税を以て治水費を支弁する河川区別法案」として、富士川、釜無川、笛吹川、塩川、早川、荒川、日川、御勅使川、桂川が地方税支弁の河川とされ、その他は町村費の負担となつた。これは、明治14年度から土木費国庫下度金が廃止されたことによるものである。また明治15年9月28日から10月2日は「風雨激しく諸河川暴漲して希有の大洪水」となり、それを受け同年12月の臨時県会では、建議案の中に「治水費に向かって国庫補助を請うの議」が出され、「富士川、釜無川、笛吹川の3川に係る治水費に向かって毎年特別補助を支給せらるる事」を総員起立で可決した。明治16(1883)年4月の県会でも、同様の主旨で建議案が出され、内務卿宛に提出された。

「明治16年9月編 地方巡察使質問条項答案 全」では、富士川筋の砂防工事が、本年度から内務省土木局の直営で、国庫支出によって起工されることとなったという達しが内務卿よりあった。

明治18(1885)年6月29日から7月1日には、大水害で釜無川流域が特に酷く、また同年8月には各地で出水があったとある。これを受けて9月の臨時県会では建議案として「臨時土木費補助の建議」が可決され内務卿宛に提出された。明治19(1886)年11月の県会では、明治20(1888)年から26(1893)年度にかけて富士川、釜無川の改修計画が樹てられた。これは、堤防の改修と危岩破碎、流線の変更などで、通船の便利を計ることが目的であった。これは、内務省の設計により、国庫補助を受けて行われるが、県でも25万円の支出をしなければならぬために、議論が沸騰したが、やや減額しその分を沿岸市町村が負担することで可決した。

明治22(1889)年9月10日から11日に暴風雨が起こった。

明治24(1891)年の11月県会では、「治水の儀に付建議」として明治16年から富士川流域に於いて河身改修を設計し、明治20年起工した事業も来年には竣工予定であるが、これだけでは、一部のみの改良でまだまだ不完全である。また、県費のみでは賄えきれないでの、「富士・釜無・笛吹・塩川の四大川」を内務省直轄で施工してもらいたい。特に急を要する箇所については、今行われている釜無川改修工事に継続して施工してもらいたい。以上の内容で内務大臣宛に建議を提出した。

明治25(1892)年7月22日に水災。同年の11月県会では、「治水の儀に付建議」を前年度と同じ内容で内務大臣宛に提出した。その後、明治26(1893)年から30(1897)年までは、毎年この内容の建議が提出された。この間明治27(1894)年8月1日に日清戦争が始まり、同年8月10日から12日にかけては風水害、明治29(1896)年7月と8月には、大水害に見舞われた。

明治31(1898)年9月には、未曾有の大水害があった。同年11月の県会では、河川法が明治29年に制定された

ことにより「河川法実施の議に付建議」と名称が変わるが、内容は以前のものと変わらず、富士、釜無、笛吹、塩川4川の国費による改修実施の促進を政府に要望するように求めたものである。

明治32・33（1899・1900）年の県会では、「災害土木費国庫補助規定の改正を請う建議」が内務大臣宛に提出された。

明治36（1903）年7・9・10月には大水害があり、明治37（1904）年2月10日に日露戦争が開戦され、同年5・7・9月に水害が起こった。明治38（1905）年7月日露戦争は終結した。明治39（1906）年7月には未曾有の大水害が起きた。

明治40（1907）年8月下旬には、大風水害が起こった。同年11月の県会ではこの水害を受け「三川国庫支弁に関する建議」として富士・釜無・笛吹の3川を国庫支弁に移すように内務大臣に意見書を提出した。

明治41（1908）年にも風水害があり、明治42（1909）年11月県会では、明治40年の建議と同じ内容の建議を可決したが、その後起草が上程されずに未審議で終わった。

明治43（1910）年8月にも水害に遭い、同年11月の県会でも、「富士川、笛吹川、釜無川を国庫支弁に移すの建議」が内務大臣宛に提出された。質疑の中では、内務省が山梨県の治水対策にどのような方針をもっているのかと言う問い合わせに対して、知事が「富士川改修に重点を置いているようである。近々、高等技術官、博士等が視察する予定である。」と言っている。

大正元（1912）年11月の県会では、「砂防工事地方分担納付金」についての記述があり、前年度比3万円増の5万5千円となっている。これは内務省直轄事業である砂防工事地方分担金が、前年度より増額となっているが、異議なく可決した。これが初めて、日川砂防工事に関わる記述である。

大正3（1914）年8月に第一次世界大戦へ参戦し、同年8月29日に水害があった。同年11月の県会では、「富士川改修に関する意見書」では、帝国議会で協賛を得て、大正4（1915）年度から測量に着手する予定であるが、計画通りに遂行されることを望むというので、内務大臣宛に提出された。

大正5（1916）年11月の県会で「砂防工事地方分担納付金」で、内務省直轄砂防工事の現況についての質問があり、「直轄砂防工事は明治45年に始まり第一に着手したのが日川の勝沼、祝両村に跨る祝橋である。両岸から水制を出して河身の流路を一定し、上流から流出する土砂を阻止することと、流路を維持して土砂の堆積を防止すること、この2点を目的として大正3（1914）年度に完結した。ところがそれだけでは効果が少ないことが判明したので、大正4年度は柏尾山附近の川が非常に屈曲している地点を利用して、そこに土砂止堰堤と流路を一定させための水掛けを設ける工事を実施した。」と県の技師が答えている。

以上のことから、明治40（1907）年8月22日から24日までの3日間の降雨総量が312mm余という大水害、明治43年8月の水害、またこれ以前にもたびたびの水害に見舞われていた山梨県は、明治24（1891）年から毎年のように国に対して「治水之儀二付建議」として富士・釜無・笛吹・塩川の四大川を内務省直轄工事として行って欲しいということを決議している。また明治40年の水害後には「三川国庫支弁二関スル建議」として、富士・釜無・笛吹の三川を国庫支弁に移すようにと意見書を提出している。その結果、明治44（1911）年から日川において、内務省直轄の砂防工事が施行されるようになった。しかし、県会議史からは、山梨県が日川の砂防工事を切望していたとは考えにくい。また、これらの砂防工事に対する評価も殆ど、明らかではない。そして、日川砂防工事が終わりに近づいた大正3（1914）年には、「富士川改修」を計画通りに実施して欲しいと内務省に意見書を提出している。このことから、県は富士川の本川の治水工事を国に施行して欲しいと思っていたのに、国では、支川の日川に最初に着手したことがわかり、それによって、県内での日川砂防工事の評価があまり高くなく、『勝沼町誌』や山梨県の砂防誌などにも記述が見られなかったり、誤りがあつたりするのではないかとおもわれる。

### ●勝沼堰堤上に祀られた「祇園渕大竜神」について

旧左岸の物見台状の上には、水通しである滝に向かって石碑が祀られている。正面中央に「祇園渕大竜神」の文字があり、その上には「ソ」を現す梵字が彫られている。向かって右に「大正七年」、左に「十月十日」とあり、裏面には「建立（不明）中」とある。佐藤正氏より聞いたところ、氏神様である五所大社では、8月1日に祇園祭

が行われており、昔は御神輿が祇園の滝の下まで降りて雨乞いを行っていたという。また、滝の下へ降りる道は柏尾発電所に下る道の突端にあったが、現在は無いということである。竜神は雨乞いと深い関係にあり、この石碑は、現在は忘れ去られつつある信仰を今後に伝える貴重なものである。

#### ●勝沼堰堤の設計者について

(社) 全国治水砂防協会 昭和48(1973)『砂防ダム大鑑』、山梨県土木部 1980『山梨の砂防』(社) 全国治水砂防協会 平成2(1990)『日本の砂防』、山梨県教育委員会学術文化財課編 平成9(1997)『山梨県の近代化遺産』は赤木正雄の計画によるとなっている。しかし、『富士川流域日川筋砂防工事報告』によると「工事の設計実施の監督に当られし内務技師」は、南部常次郎・安達辰次郎・蒲孚の3名であるとあり、従務期間は書かれていな。『富士川流域日川及御勅使川筋砂防工事概況報告』によると、この3名の従務期間は、大正5(1916)年11月から大正7(1918)年1月・大正7年1月から大正7年5月・大正7年5月から大正13(1924)年7月となっているが、南部常次郎は、新聞記事によると明治44(1911)年5月から大正6(1917)年3月までしばしば登場する。ただ、実際の現場責任者である出張所長は内務技手荒井三七であり、南部他二名は、常勤せずに、機会あるごとに来県して、視察をするだけであったと思われる。『内務省直轄土木工事略史 沖野博士傳』の中の赤木正雄(昭和32(1957)年)「思い出」の中に、大正3(1914)年に大学を卒業し、沖野技監に採用願いの面接試験を受けるために内務省に行った時のこととして、「技監の机の上を見るに、山梨県日川筋の水制による砂防工事の計画を自ら作成して居られるのに気がついた。」とある。しかし、『砂防一路』では、「山梨県笛吹川支流日川の砂防工事の計画図面が拡げられていた」とあり、ニュアンスが異なっている。実際は、大正3年には、すでに水制工事が始まって3年目となり、また藤井肇男 平成16(2004)年『土木人物事典』によると内務技監になる前から、「全国の主要な土木工事は、ほとんど沖野の裁断を仰いだ」と記されているくらいであるから、内務技監になってからも、各工工のことについては研究していたものと考えられる。それよりも、明治43(1910)年12月22日付の山梨日日新聞にある沖野工学博士の談によると、山梨県に砂防工事を国のお金でやることは決定しているが、技術家を得ることが困難なために施工時期は遅れるかもしれないと言っていることと、明治44(1911)年5月11日の記事に初登場をする南部技師との関連から、沖野の求めていた技術家は南部常次郎と考えられる。このことは、また南部常次郎の来歴が、明治44(1911)年に内務省東京土木出張所に入ったことや、それ以前は宮城・兵庫・鳥取県の技師や東京市土木課築港係長などの経験があることからも言えるのではないだろうか。

#### ●柏尾発電所について

『勝沼町誌』によると甲府電力株式会社が、大正10（1921）年11月22日に着工し、大正12（1923）年3月に電気の供給を開始した。佐藤正氏によると、現在、勝沼堰堤の川裏石垣西側にある平坦地（字道下3467）に社宅があったという。『旧土地台帳』では大正12年1月25日付で、それまで、畠の地目であったものが宅地に変わり、所有者が甲府電力株式会社となっている。昭和17（1942）年12月9日付で関東配電株式会社の所有となり、昭和27（1952）年10月24日付で東京電力株式会社に変更されている。昭和12（1937）年9月発行の『水利と土木』第10巻第9号の口絵には、勝沼堰堤の写真が掲載されているが、そこに、甲府電力の社宅の一部が写っている。甲府電力株式会社は、明治31（1898）年に設立し、その後、昭和17年に関東配電株式会社に統合され、昭和26（1951）年に東京電力株式会社となる。よって柏尾発電所は現在、東京電力株式会社の所有である。

●勝沼堰堤上にブドウ畠が作られたのはいつか。

前記の『水利と土木』第10巻第9号の口絵では、堰堤上面の石張部の石は露出しており、川裏石垣下部の溝の石も写っている。佐藤氏（前掲）と勝沼堰堤の近所に畑をもつ方の話からは昭和22・23（1947・1948）年頃の台風の時に社宅が浸水したので、堰堤状に現在も残っている鉄製蛇籠を甲府電力株式会社が設置し、その後昭和30（1955）年代にブドウ畑になったという。

## ●上流堰堤群の中に於ける水通しの拡大について

水野田堰堤、門井澤堰堤は、昭和5（1930）年に、「水通しの可及的増大」の方針のもとに、拡大工事が施工され、棚小屋澤堰堤は昭和6（1931）年に、「水通し幅を拡大して落下水勢を減殺するの方針」に従って左右の袖壁

を取り崩した。横吹堰堤は、昭和8（1933）年に「水流の集注を避けるために水通しの切り下げ」を行った。この4堰堤で行われた工事の目的は同一のものであろうか。棚小屋澤と横吹に関しては、同一のもと言えるであろう。昭和5年に「水通しの可及的増大」の方針があったことが解る直接の資料は見つからなかったが、眞田秀吉 昭和7（1932）「砂防堰堤雑感」には、「水通しの幅を拡げて、其の深さを減じ、水叩き部に強く落下せしめざるを良とす」とある。そして、これに掲載されている付図には、水通し幅を拡大した堰堤がいくつかあり、その補修後の年代をみると、昭和5・6年である。以上のことから、水野田・門井澤堰堤も目的は同じだったと推測される。

#### ●勝沼堰堤と上流堰堤群の銘板について

勝沼堰堤の銘板は、旧左岸の物見台状の側面、水通しに面して、設置されている。内容は、起工・竣工年月日、標高、総工費、施工者などで文になっており、堰堤名は刻まれていない。上流堰堤群は12基あり、現在までに駒飼堰堤の銘板は発見されていない。形態は、大きく2つに分けることができ、一つは堰堤の上、または、脇に独立して建てられた独立型と堰堤の袖部に嵌め込まれた一体型の2つに分けることができる。独立型は更に石塔形と自然石形に分類が可能である。石塔形には横吹・長垣・鶴瀬堰堤があり、記載内容は、横吹・長垣堰堤は堰堤名と施工者のみで、鶴瀬堰堤には、堰堤名と起工・竣工年月日、工費、標高、施工者が記載されている。自然石形には、水野田・矢方平堰堤があり、記載内容は堰堤名と施工者のみである。一体型は初鹿野・丸林・棚小屋澤・一之畠・山口・門井澤堰堤で、初鹿野・丸林・棚小屋澤・一之畠・山口堰堤には、堰堤名、起工・竣工年月日、施工者堰体があり、門井澤堰堤は、堰堤名、竣工年月日、標高、施工者が彫られている。

横吹・長垣堰堤、丸林・一之畠・山口堰堤、門井澤・棚小屋澤・初鹿野堰堤はそれぞれ、銘版の形が同じであるが、これらは、竣工年が横吹・長垣堰堤が、大正12・13（1923・1924）年、丸林・一之畠・山口堰堤が昭和2（1927）年、門井澤・棚小屋澤・初鹿野堰堤が昭和4（1929）年とほぼ同年であることから、年代による違いであるようだ。鶴瀬堰堤は、大正11（1922）年の竣工であり、勝沼堰堤の時期に一番近いことから、記載内容も近いのである。駒飼堰堤は大正10年竣工であるから、銘版がこれから発見されたとしたら、独立型で、鶴瀬堰堤に近いものである可能性が大である。

（田口明子）

#### 【引用・参考文献】

- 蒲孚 大正11（1922）年 「論説報告 日川砂防工事」『土木學會誌』第八卷第五號  
原田貞介 大正11（1922）年 「河川工事特ニ地方河川工事ニ就テ」『土木學會誌』第八卷第一號  
中村猪市 大正12（1923）年 「討議 日川砂防工事ニ就テ」『土木學會誌』第九卷第二號  
蒲孚 大正12（1923）年 「討議 日川砂防工事」『土木學會誌』第九卷第三號  
眞田秀吉 昭和7（1932）年 『日本水制工論』 岩波書店  
眞田秀吉 昭和7（1932）年 「砂防堰堤雑感」『水利と土木』第5卷第1号  
内務省東京土木出張所 昭和9（1934）年 『富士川流域日川筋砂防工事報告（自明治四十四年度至昭和六年度）』  
（国土交通省関東地方整備局富士川砂防事務所所蔵）  
内務省東京土木出張所 昭和9（1934）年 『富士川流域日川及御勅使川筋砂防工事概況報告（自明治四十四年度至昭和八年度）』  
（国土交通省関東地方整備局富士川砂防事務所所蔵）  
眞田秀吉 昭和34（1959）年 『内務省直轄土木工事略史 沖野博士傳』  
勝沼町役場 昭和37（1962）年 『勝沼町誌』  
赤木正雄 昭和38（1963）年 『砂防一路』 （社）全国治水砂防協会  
富士川砂防工事事務所 昭和40（1965）年 『砂防施設台帳 御勅使川、日川、大柳川、小柳川』  
（国土交通省関東地方整備局富士川砂防事務所所蔵）  
(社) 土木学会 昭和40（1965）年 『日本土木史 大正元年～昭和15年』  
山梨県議会編 昭和45（1970）年 『山梨県議会史 第1巻 明治10年県会～明治23年県会』  
山梨県議会編 昭和48（1973）年 『山梨県議会史 第2巻 明治24年県会～明治44年県会』

- (社) 全国治水砂防協会 昭和48（1973）年 『砂防ダム大鑑』
- 山梨県議会編 昭和49（1974）年 『山梨県議会史 第3巻 大正1年県会～大正15年県会』
- 山梨県議会編 昭和50（1975）年 『山梨県議会史 第4巻 昭和2年県会～昭和11年県会』
- 山梨県議会編 昭和53（1978）年 『山梨県議会史 第5巻 昭和12年県会～昭和22年県会』
- 山梨県土木部 昭和55（1980）年 『山梨の砂防』
- (社) 全国治水砂防協会 昭和56（1981）年 『日本砂防史』
- (社) 全国治水砂防協会 平成2（1990）年 『日本の砂防』
- 地域開発研究所 平成4（1992）年 『平成3年度富士川砂防歴史調査業務報告書』
- 地域開発研究所 平成4（1992）年 『平成4年度富士川砂防歴史調査業務中間報告（資料編）』
- 地域開発研究所 平成5（1993）年 『平成4年度富士川砂防歴史調査業務報告書』
- 地域開発研究所 平成5（1993）年 『平成4年度富士川砂防歴史調査業務報告書（資料編）』
- 山梨県 平成7（1995）年 『山梨県史 資料編14 近現代1 政治行政I』
- 高村直助編 平成8（1996）年 『道と川の近代』 山川出版社
- 「山梨県砂防史」編集委員会 平成9（1997）年 『山梨県砂防誌』
- 山梨県教育委員会 平成9（1997）年 『山梨県の近代化遺産～山梨県近代化遺産総合調査報告書～』
- 勝沼町文化協会編 平成10（1998）年 『写真で見るふるさと勝沼』
- 山梨県 平成15（2003）年 『山梨県史 通史編5 近現代1』
- 藤井肇男 平成16（2004）年 『土木人物事典』

表1 日川水制

左岸	頭部	幹部	着工	完成	補修	備考	「日川砂防工事」蒲字より
1	廃工						
2	10.9	5.4	M44	T1			
3	10.9	9.0	M44	T1			
4	10.9	17.2	M44	T1			
5	12.8	30.8	M44	T1			
6	16.3	49.8	M44	T1			
7	16.3	66.1	M44	T1	T7、T11、S4、S5	T 7 木工沈床流失、前方に深さ 9 尺の石枠増設	
8	16.3	71.5	M44	T1			
9	16.3	70.6	M44	T1			
10	16.3	27.2	M44	T1	T3	T3 木工沈床洗い去られた	
11	12.7	15.4	T1	T1	T3、S5	T3 木工沈床洗い去られた	
12	12.7	13.6	T1	T1	T3、S5	T3 木工沈床洗い去られ、頭部沈下破損	
13	16.3	27.2	T1	T1	T3	T3 木工沈床洗い去られた	
14	16.3	62.4	T1	T1	S1、S4		
15	16.3	72.4	T1	T1			
16	16.3	47.1	T1	T1			
17	16.3	21.7	T1	T1	S4、S5		
18	16.3	29.0	T1	T1	T3、S4、S5	T3 木工沈床洗い去られた	
19	16.3	57.9	T1	T1	T3、S4、S5	T3 沈床洗い去られ沈下により頭部・幹部の一部破壊	
20	12.7	31.7	T1	T1	T3	T3 幹部深掘により頭部沈下破損	
21	12.7	13.6	T1	T1		T3 幹部深掘により頭部沈下破損、修繕なし	
22	16.3	3.6	T1	T2			
23	16.3	20.8	T1	T2	T14		
24	16.3	55.2	T2	T3	S4		
25	16.3	133.9	T2	T3	S4		
26	12.7	170.1	T2	T3			
27	12.7	90.5	T2	T3			
28	12.7	90.5	T2	T3	S4		
29	12.7	90.5	T2	T3	S4		
30	12.7	90.5	T2	T3			
31	12.7	55.2	T3	T3			
32	12.7	57.9	T3	T4			
33	12.7	62.4	T3	T4	T7	T 7 木工沈床流失、前方に深さ 9 尺の石枠増設	
34	12.7	28.1	T3	T4	T7、T8、S4	T 7 木工沈床流失、前方に深さ 9 尺の石枠増設	
35	12.7	39.8	T3	T4	S1、S2、S3		
36	12.7	51.6	T3	T4	S4		
37	12.7	132.1	T3	T4			
38	12.7	68.8	T3	T4			
39	12.7	90.5	T3	T4	S4	T 7 木工沈床流失、前方に深さ 9 尺の石枠増設	
40	12.7	76.9	T3	T4			
41	12.7	80.5	T3	T4	S4		
42	12.7	57.9	T4	T4			
43	12.7	39.8	T4	T4			
44	12.7	9.1	T4	T4			
右岸	頭部	幹部	着工	完成	補修	備考	「日川砂防工事」蒲字より
1	12.7	9.1	T1	T1		T3 大破	T3 木工沈床・幹部洗い去られる、修繕なし
2	12.7	10.9	T1	T1		T3 大破	T3 木工沈床・幹部洗い去られる、修繕なし
3	廃工						
4	12.7	10.9	T1	T1		T3 大破	T3 木工沈床・幹部洗い去られる、修繕なし
5	12.7	2.7	T1	T1		T3 大破	T3 木工沈床・幹部洗い去られる、修繕なし
6	12.7	9.1	T1	T1		T3 大破	T3 木工沈床・幹部洗い去られる、修繕なし
7	12.7	8.1	T1	T1			
8	12.7	22.6	T1	T1		T3 大破	T3 木工沈床・幹部洗い去られる、修繕なし
9	12.7	11.8	T1	T1	T10、T11、S4		T3 木工沈床・幹部洗い去られる、修繕なし T10 幹部練積にし裏込にコンクリートで復旧
10	12.7	9.1	T1	T1	T10、T11、S4		T3 木工沈床・幹部洗い去られる、修繕なし T10 幹部復旧
11	12.7	10.0	T2	T3			
12	16.3	16.3	T2	T3			
13	16.3	51.6	T2	T3			
14	16.3	82.4	T2	T3			
15	16.3	57.9	T2	T3			
16	16.3	48.0	T2	T3			
17	12.7	84.2	T2	T3			
18	12.7	90.5	T2	T3			
19	12.7	147.5	T2	T3			
20	12.7	146.6	T2	T3			
21	12.7	124.9	T3	T4			
22	12.7	90.5	T3	T4			
23	12.7	67.0	T3	T4			
24	12.7	50.7	T3	T4			
25	12.7	77.8	T3	T4	T7、T8	T 7 木工沈床流失、前方に深さ 9 尺の石枠増設	
26	12.7	95.0	T3	T4			
27	12.7	55.2	T3	T4			
28	12.7	25.3	T3	T4	S4		
29	12.7	22.6	T4	T4	T7	T 7 木工沈床流失、前方に深さ 9 尺の石枠増設	
30	12.7	15.4	T4	T4	S4		
31	12.7	10.9	T4	T4			
32	12.7	10.0	T4	T4			

※ 備考までは室伏氏が作成

表2 日川・初鹿野床固 諸元値

## 日川床固

所在 地		東山梨郡勝沼町大字等々力・東八代郡一宮町大字相與字地先		
砂防指定地告示		明治45年1月25日付	着工	昭和5年4月16日
		内務省告示 第8号	竣工	昭和6年1月25日
天端標高	本床	347.0m	床固工	高さ 長さ
天端幅	本床	12.9m		— 38.5m
河床勾配	元	1/40	天端処理	
	計画	—	水通し	長さ 高さ
工事費		7,493円		31.0m 1.0m
保存状況		—	基礎	硬赤土層
破損状況		現存しない	銘板の位置	—

『砂防施設台帳』にある砂防指定地告示は第8号とあるが第48号の誤記と思われる。

『砂防施設台帳』には昭和10年度の工事となっている。

## 日川第2床固

所在 地		東山梨郡勝沼町大字等々力・東八代郡一宮町大字相與字地先		
砂防指定地告示		明治45年1月25日付	着工	昭和5年12月16日
		内務省告示 第48号	竣工	昭和6年6月30日
天端標高	本床	344.0 m	床固工	高さ 長さ
天端幅	本床	12.8 m		3.2 m 29.0 m
河床勾配	元	1/37	天端処理	
	計画	—	水通し	長さ 高さ
工事費		6,672円		62.0 m 1.0 m
保存状況		—	基礎	硬赤土層
破損状況		現存しない	銘板の位置	—

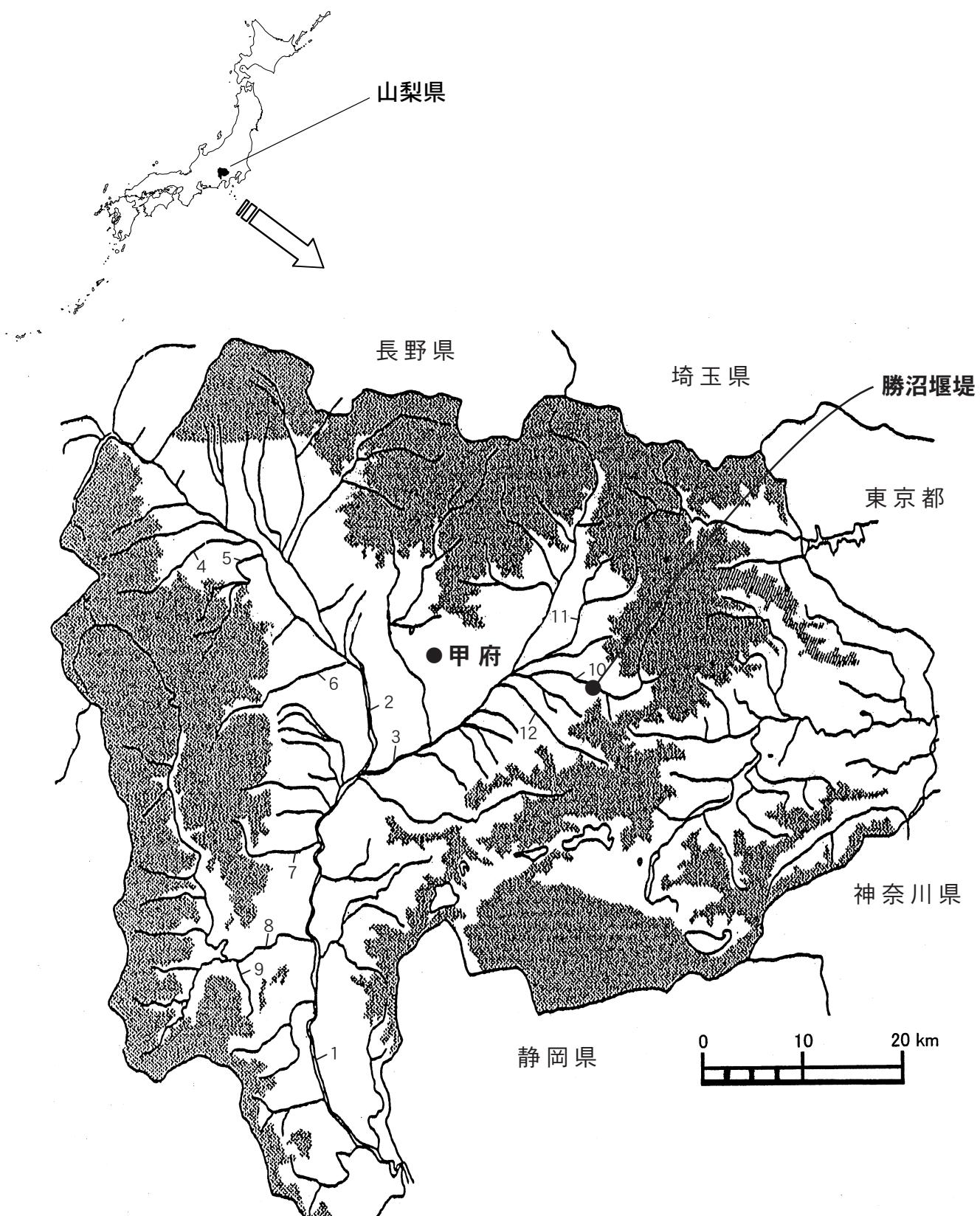
『砂防施設台帳』には昭和10年度の工事となっている。

## 初鹿野第一・第二床固

所在 地		東山梨郡大和村大字初鹿野字地先		
砂防指定地告示		大正9年6月17日付	着工	昭和5年12月15日
		内務省告示 第49号	竣工	昭和6年7月15日
天端標高	第一	613.0m	河床勾配	元 計画
	第二	610.8m		— —
天端幅	第一	—	第一床固	高さ 長さ
	第二	—		3.5m 43.2m
法勾配	表 第一	5分	第二床固	高さ 長さ
	第二	5分		3.0m 76.0m
	裏 第一	0	天端処理	
	第二	0	水通し	張石 第一 31.0m 第二 62.0m
工事費		8,521円		第一 1.0m 第二 1.0m
銘板の位置		—		第一 左岸のみ着岩 砂礫層 第二 右岸のみ着岩 (一部)
保存状況		—		
破損状況		—	基礎	
補修状況		—		

『砂防施設台帳』には昭和10年度の工事となっている。

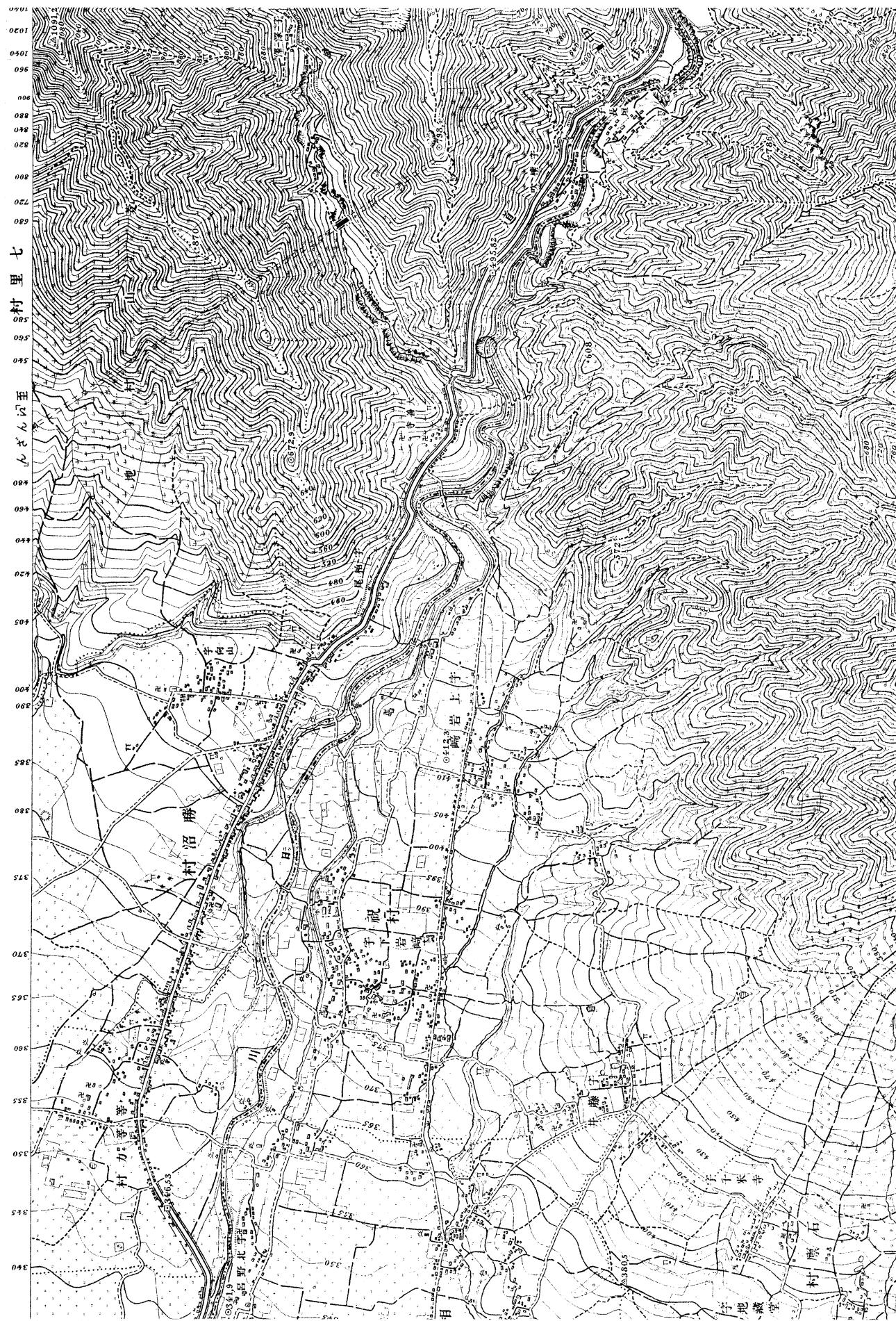
法勾配と第一・第二床固の高さ、長さは『富士川流域日川筋砂防工事報告』による。



- |        |         |        |        |
|--------|---------|--------|--------|
| 1. 富士川 | 2. 釜無川  | 3. 笛吹川 | 4. 大武川 |
| 5. 小武川 | 6. 御勅使川 | 7. 大柳川 | 8. 早川  |
| 9. 春木川 | 10. 日川  | 11. 重川 | 12. 金川 |

第1図 山梨県内富士川流域河川図

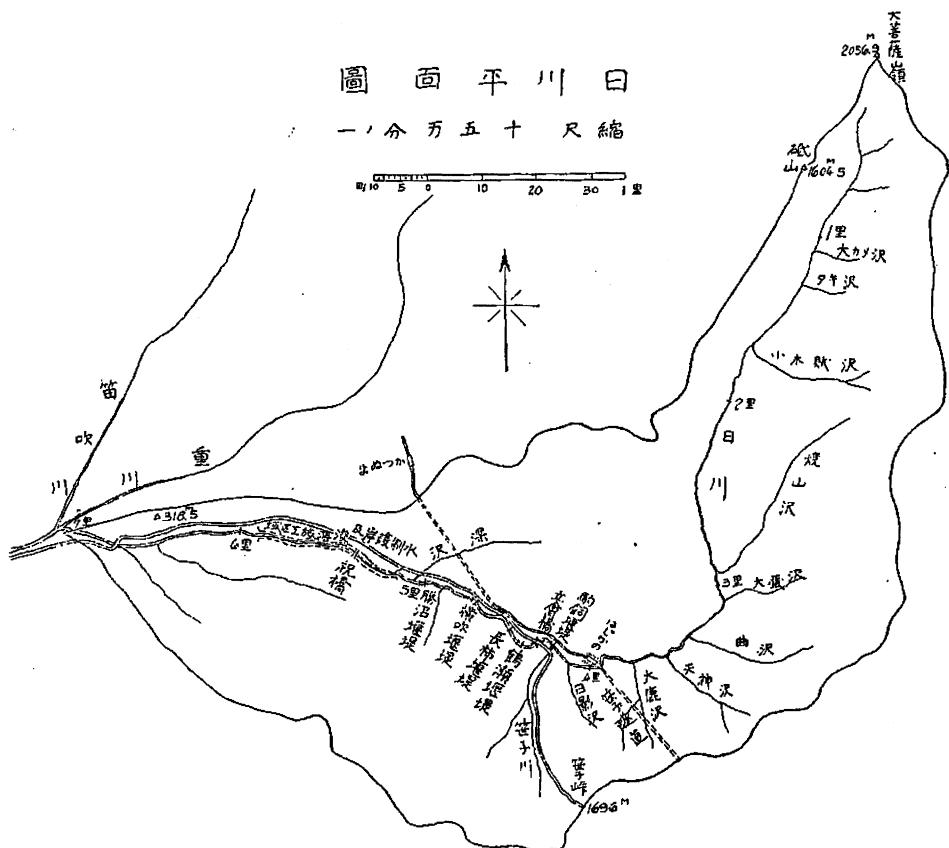
第2図 大日本帝国陸地測量部 明治21年測図 43年改版 2万分の1地形図 「勝沼」 勝沼分より



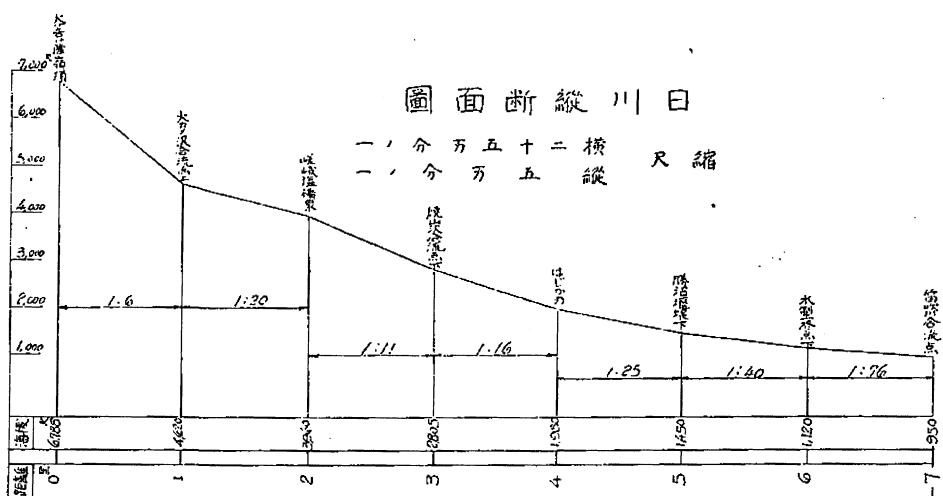


第3図 日川水制 現況図（甲州市教育委員会）

第一圖

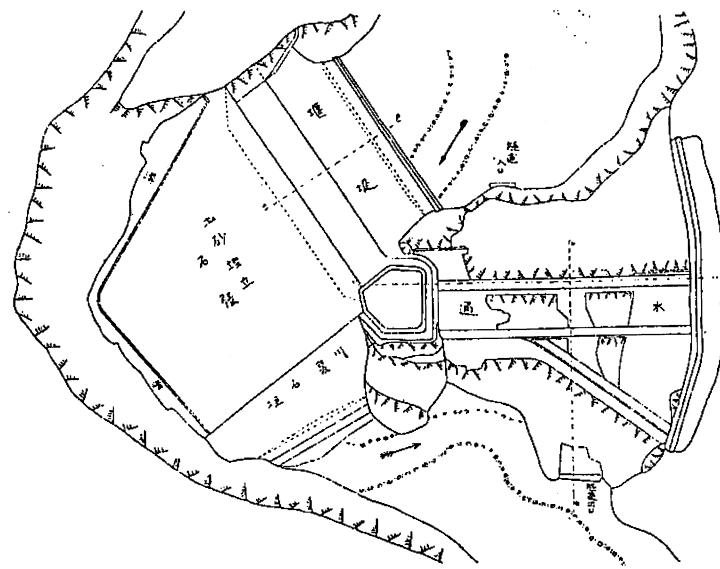


第二圖

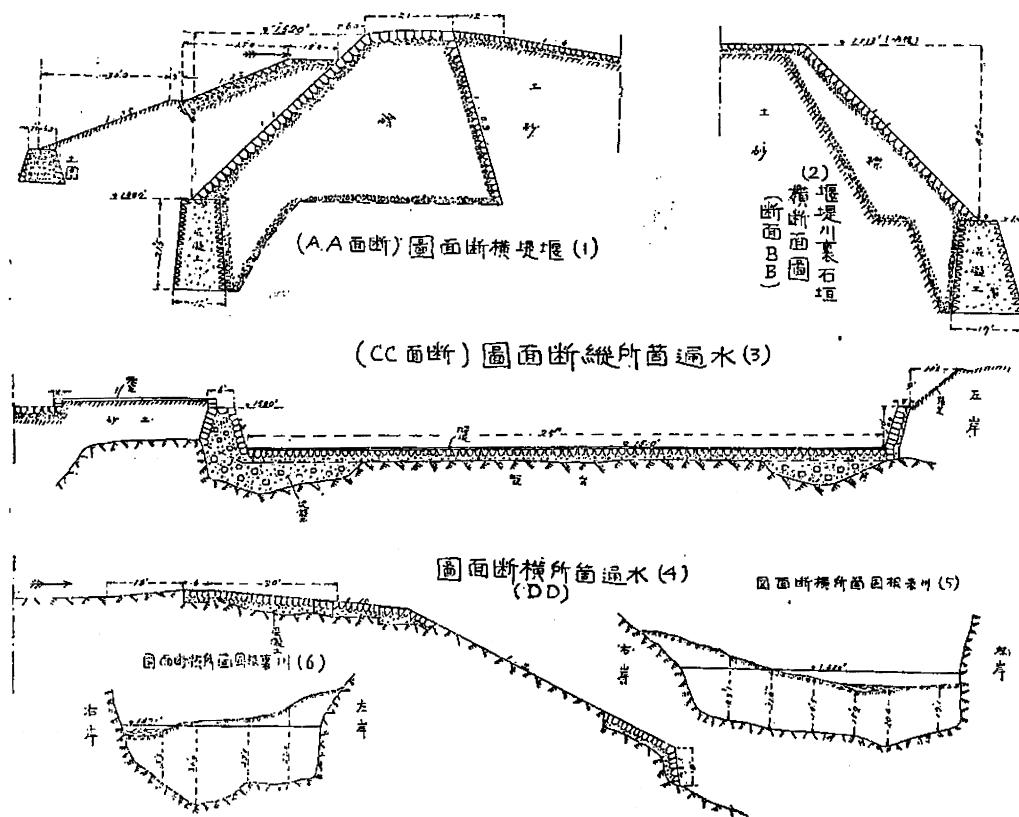


第4図 日川平面図 縦断面図（蒲孚 大正11年「論説報告 日川砂防工事」  
『土木學會誌』 第八卷 第五號より）

附圖第三 勝沼堰堤平面圖

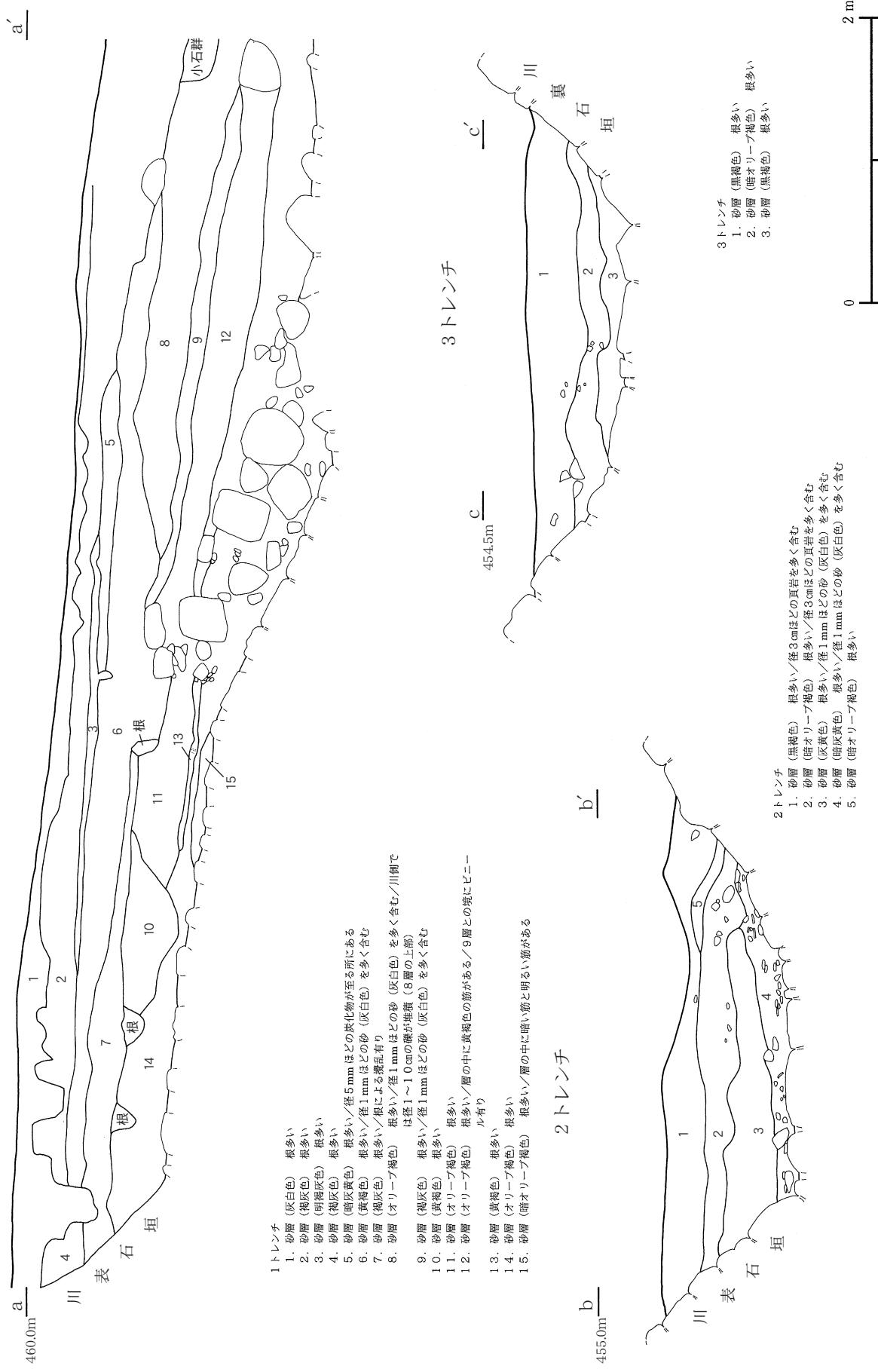


附圖第四

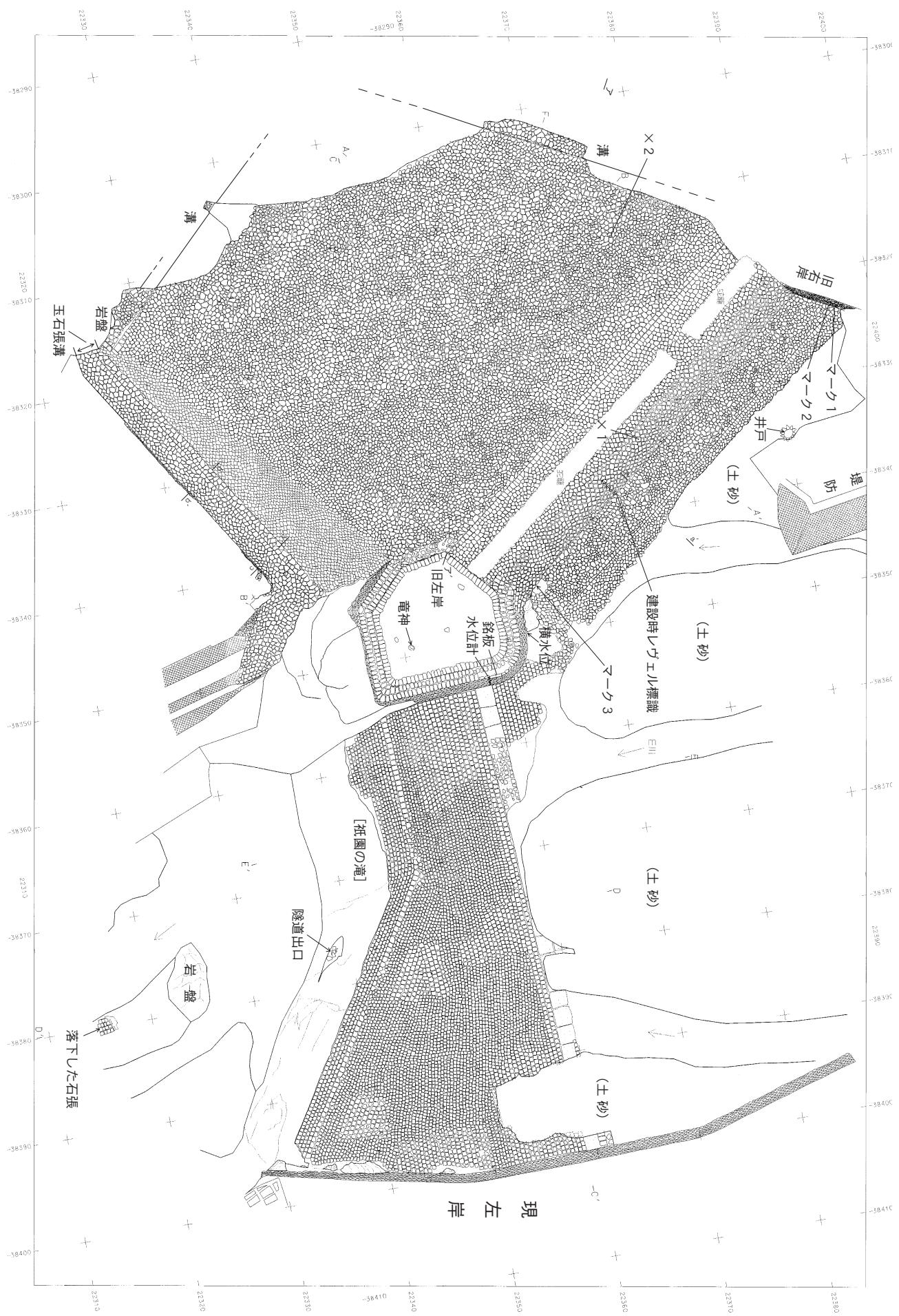


第5図 勝沼堰堤 平面図・断面図 (蒲孚 大正11年「論説報告 日川砂防工事」  
『土木學會誌』第八卷 第五號より)

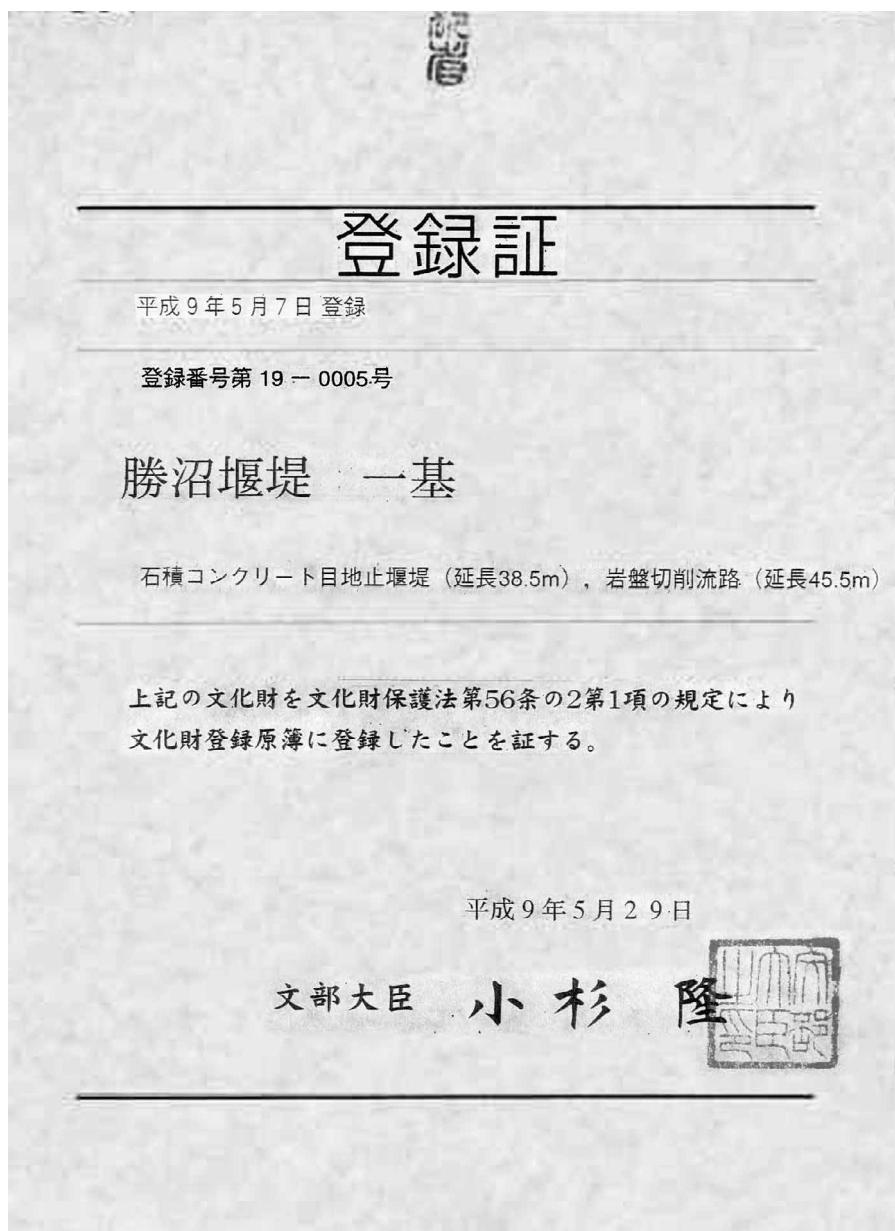
1 トレンチ



第6図 1~3トレンチ土層図 (S=1/40)



第7図 勝沼堰堤平面図 (S=1/500)



図版2 下流から全景（ラジコンヘリコプターにより2004.10.16撮影）



1. 下流から全景（ラジコンヘリコプターにより2004.10.16撮影）



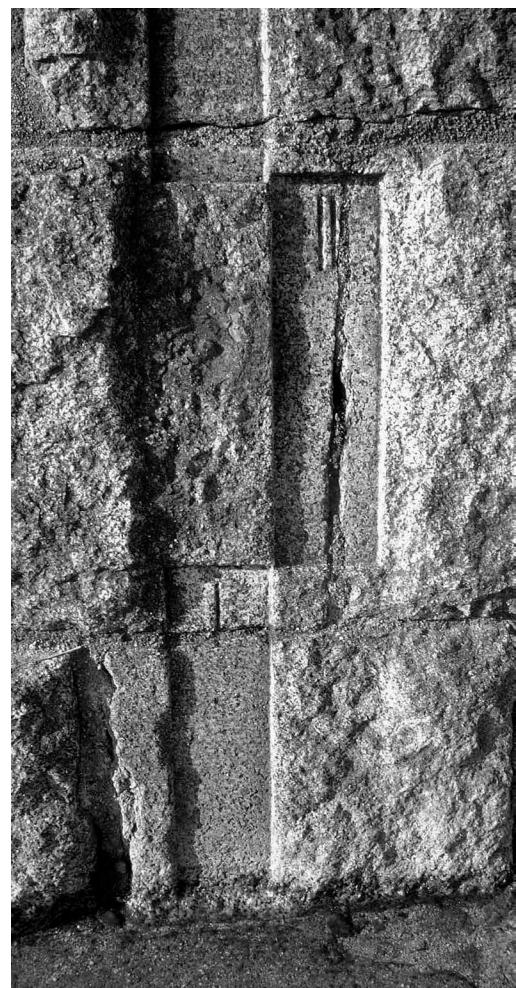
2. 祇園の滝下に落ちた張石



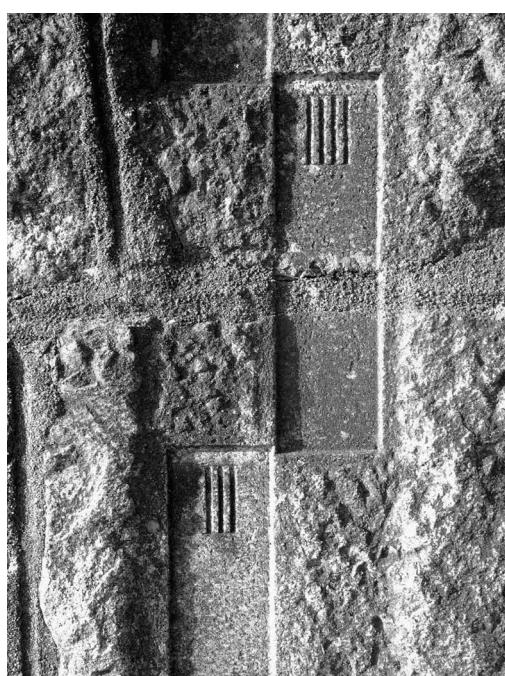
1. 銘板と水位計



2. 水位計 (VIIIからX)



4. 水位計  
(IからII)



3. 水位計  
(IIIからIV)

図版4 建設時レヴェル標識・竜神



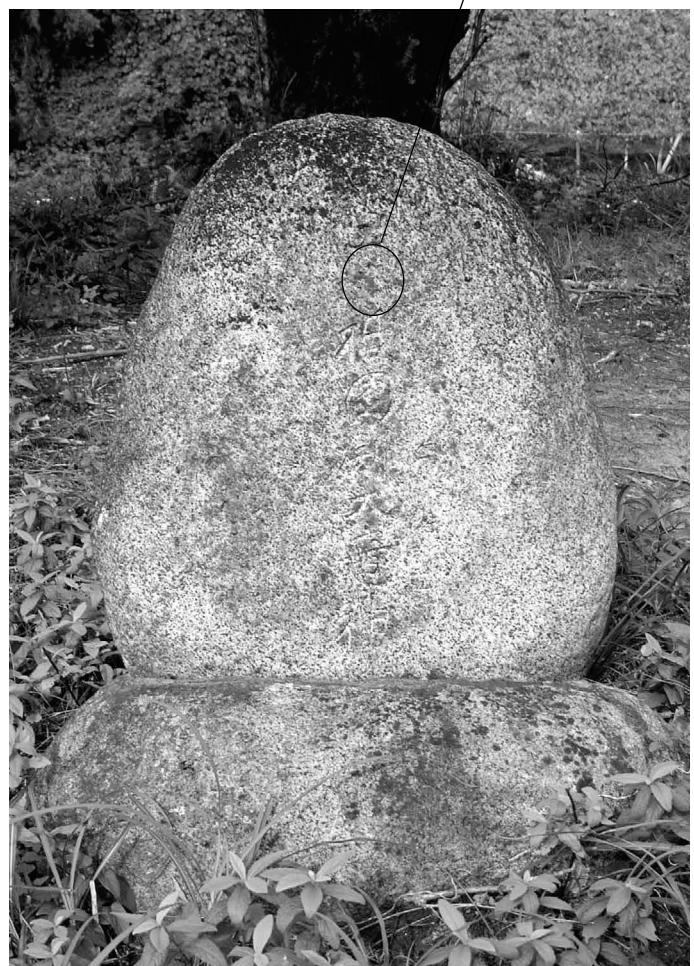
1. 建設時レヴェル標識



2. 「XL」



4. 梵字「ゾ」



3. 祇園渕大竜神の石碑



1. 川裏石垣



2. 北西溝（西端）



3. 北西溝（真上から）

図版6 溝・川裏石垣下部溝



1. 北東溝（ラジコンヘリコプターにより2004.10.16撮影）



2. 川裏石垣下部溝



1. 水通し（1）現左岸側より



2. 水通し（2）現右岸際下流側



3. 水通し（3）  
現右岸際上流側



4. 水通し（4）  
現左岸際上流側

図版8 左岸護岸・旧川右岸（川表石垣の東端）





1. 川表石垣と  
下部玉石張 (1)



2. 川表石垣と下部玉石張 (2)

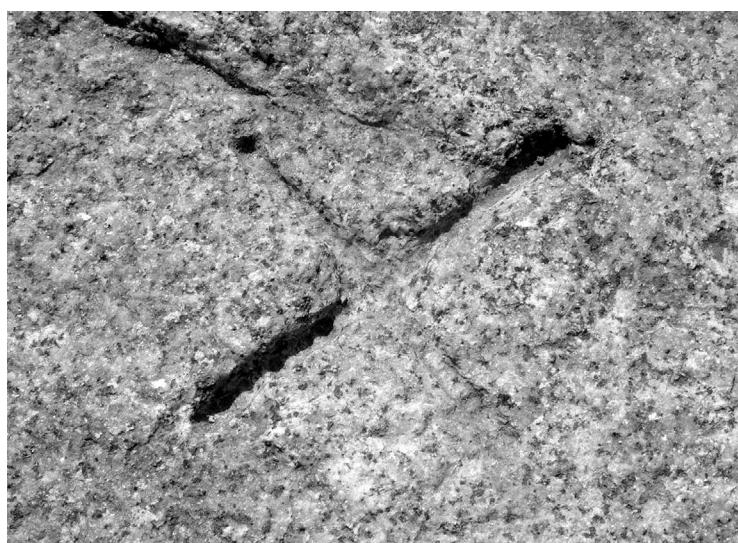
図版10 横水位計・×・ドリル痕・矢穴



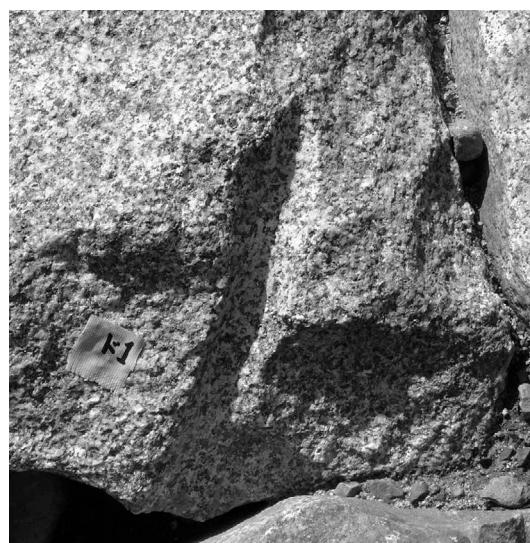
1. 横水位計



2. ×2号



3. ×1号



4. ドリル痕1号



5. ドリル痕3号



6. 矢穴



1. 日川水制空中写真1『勝沼町道路台帳空中写真』昭和60（1985）年12月5日撮影（甲州市教育委員会）より



2. 日川水制右岸第26号

図版12 日川水制（2）



1. 日川水制空中写真2『勝沼町道路台帳空中写真』昭和60（1985）年12月5日撮影（甲州市教育委員会）より



2. 日川水制左岸第5号（右）・6号（左）



1. 横吹堰堤 正面



2. 横吹堰堤 銘板



3. 横吹堰堤 水抜き穴 (右: 小、左: 大)



4. 横吹堰堤 水通し

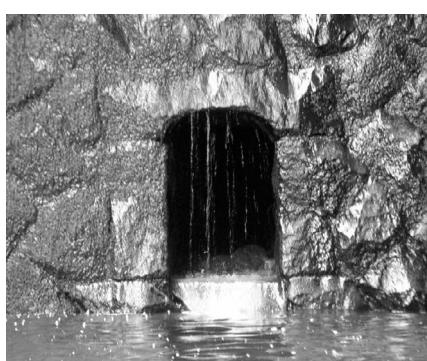
図版14 長垣堰堤



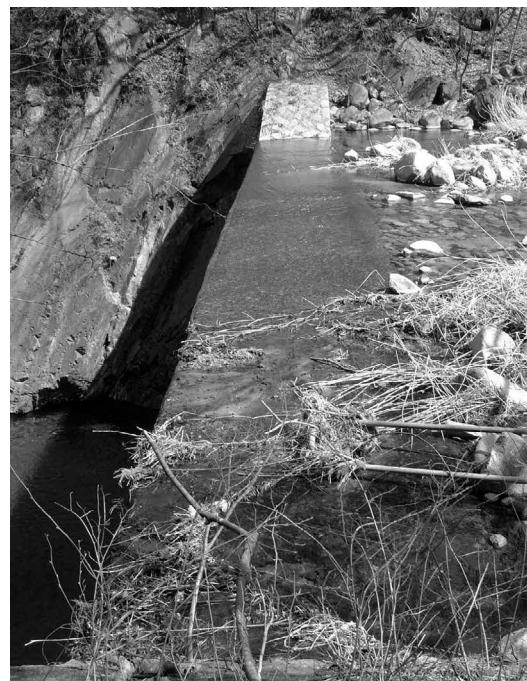
1. 長垣堰堤 正面



2. 長垣堰堤 銘板



3. 長垣堰堤 水抜き穴



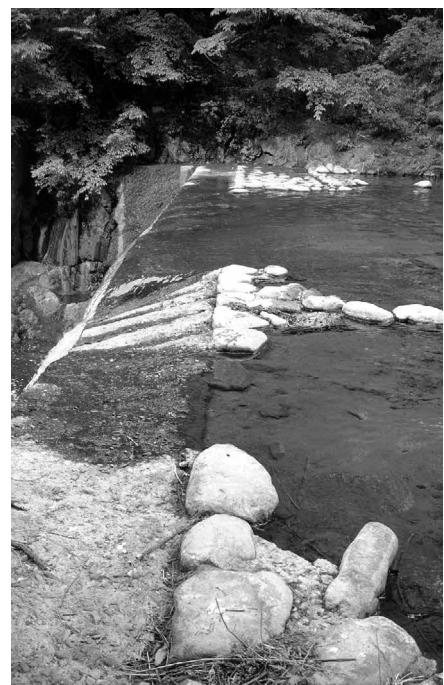
4. 長垣堰堤 水通し



1. 鶴瀬堰堤 正面



2. 鶴瀬堰堤 銘板



3. 鶴瀬堰堤 水通し

図版16 駒飼堰堤



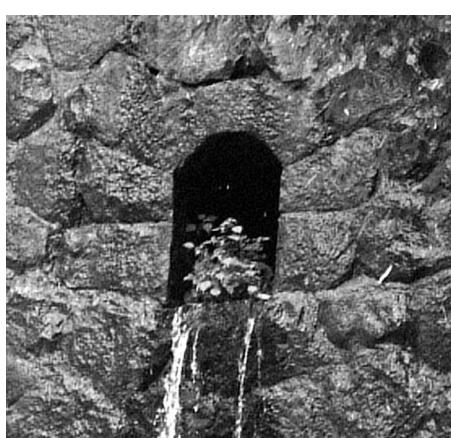
1. 駒飼堰堤 正面 (1)



2. 駒飼堰堤 正面 (2)



4. 駒飼堰堤 水通し



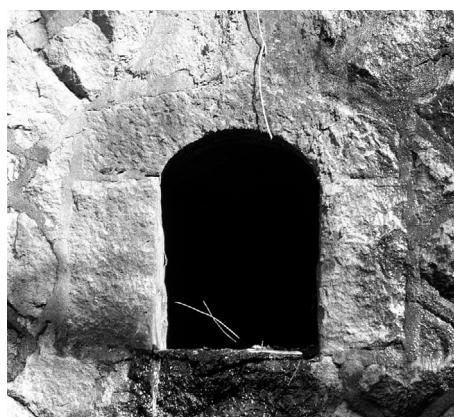
3. 駒飼堰堤 水抜き穴



1. 初鹿野堰堤 正面



2. 初鹿野堰堤 銘板



3. 初鹿野堰堤  
水抜き穴



4. 初鹿野堰堤 水通し

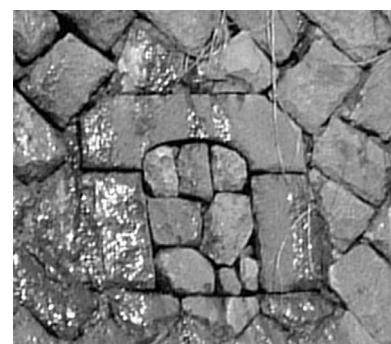
図版18 丸林堰堤



1. 丸林堰堤 正面



2. 丸林堰堤 銘板



3. 丸林堰堤 水抜き穴



2. 丸林堰堤  
先固工 銘板



5. 丸林堰堤先固工



1. 水野田堰堤 正面



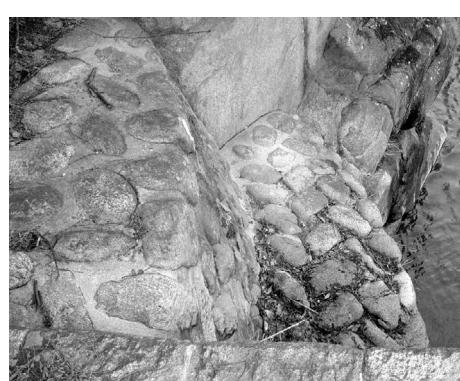
2. 水野田堰堤 銘板 (1)



4. 水野田堰堤 水抜き穴



3. 水野田堰堤 銘板 (2)



5. 水野田堰堤 左岸護岸 (真上から)



6. 水野田堰堤  
左岸護岸 (正面)

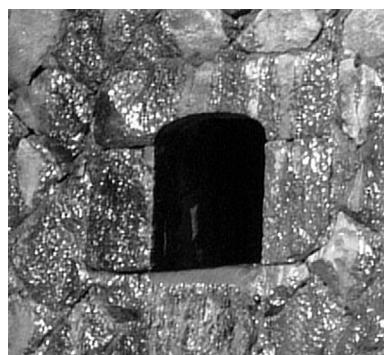
図版20 矢方平堰堤



1. 矢方平堰堤 正面



2. 矢方平堰堤 銘板



3. 矢方平堰堤 水抜き穴



4. 矢方平堰堤 水通し



1. 一之畠堰堤 正面



2. 一之畠堰堤 銘板

図版22 山口堰堤



1. 山口堰堤 正面



2. 山口堰堤 銘板



3. 山口堰堤 水通し



1. 門井澤堰堤 正面



2. 門井澤堰堤 銘板



3. 門井澤堰堤 水抜き穴

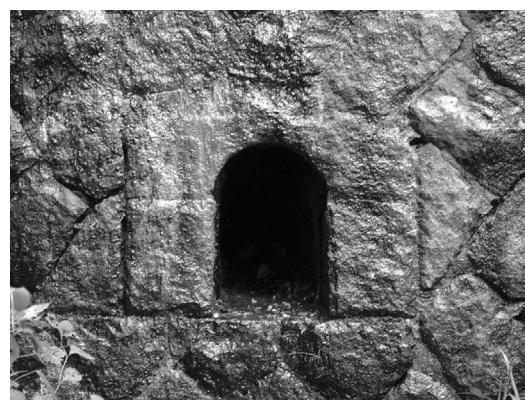
図版24 棚小屋澤堰堤



1. 棚小屋澤堰堤 正面



2. 棚小屋澤堰堤 銘板



3. 棚小屋澤堰堤 水抜き穴 (1)



4. 棚小屋澤堰堤 水抜き穴 (2)

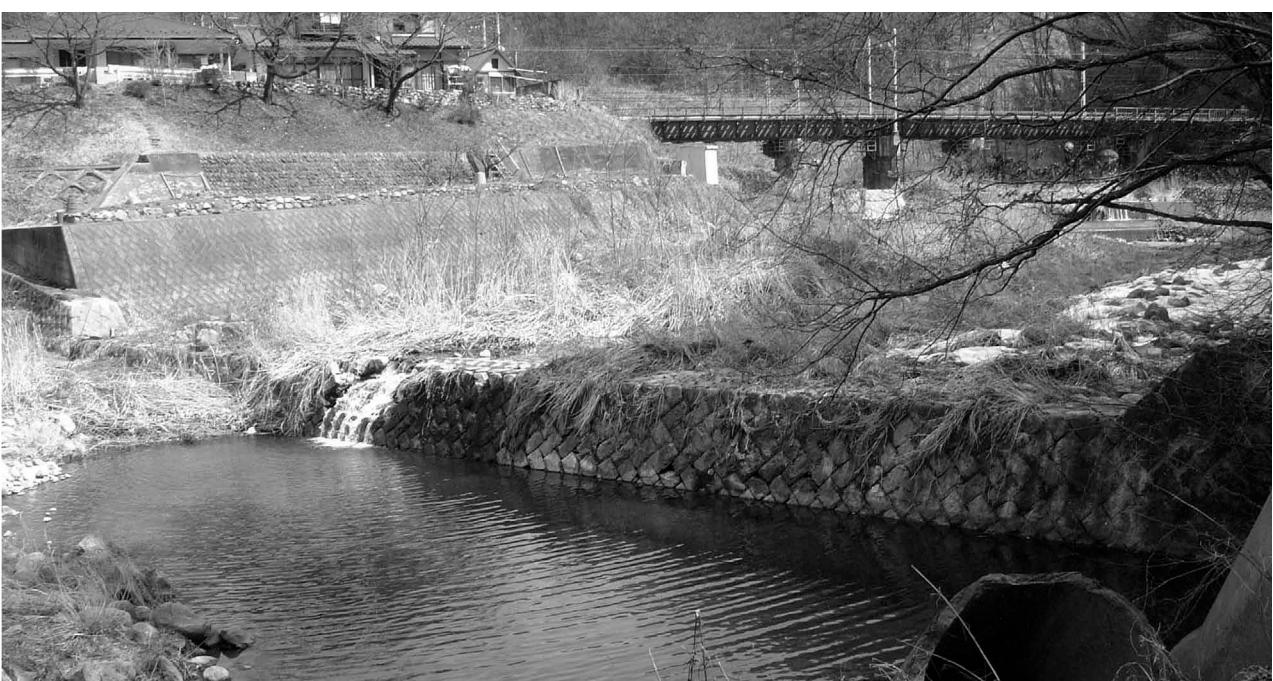


1. 初鹿野第一床固 正面



2. 初鹿野第一床固  
右岸袖

3. 初鹿野第一床固  
左岸袖



4. 初鹿野第二床固 正面

図版26 (社) 土木学会附属 土木図書館所蔵写真 (1)



1. 山梨懸東八代郡祝村地先・東山梨郡勝沼町地先 富士川流域日川筋砂防工事左岸水制第十號ヨリ上流ヲ望ム  
(大正二年九月十五日撮影)



2. 山梨懸東八代郡祝村大字下岩崎地先 富士川流域日川筋砂防工事左岸水制第三十號木工沈床工事中ノ状況  
長七間幅二間  
(大正二年九月十六日撮影)



1. 山梨懸東山梨郡勝沼町地先 富士川流域日川筋砂防工事右岸水制第十號頭部築石及混凝土工作業中ノ状況  
(大正二年三月十三日撮影)



2. 山梨懸東山梨郡勝沼町地先 富士川流域日川筋砂防工事右岸水制第九號頭部築石及混凝土施工中ノ状況  
(大正二年九月十五日撮影)

図版28 (社) 土木学会附属 土木図書館所蔵写真 (3)



1. 山梨懸東山梨郡勝沼町字夏秋地先 富士川流域日川筋砂防工事右岸水制第十號ヨリ上流ニ築造セシ水制ヲ望ム  
(大正四年八月二十五日撮影)



2. 山梨懸東山梨郡勝沼町地先 富士川流域日川筋砂防工事左岸水制第十六號ヨリ上流ヲ望ム  
(大正四年三月十五日撮影)



1. 山梨懸東山梨郡勝沼町地先 富士川流域日川筋砂防工事右岸水制第十號ヨリ下流ヲ望ム

(大正三年十一月十三日撮影)



2. 山梨懸東山梨郡勝沼町地先 富士川流域日川筋左岸水制第十二號ヨリ下流ヲ望ム

(大正四年八月二十四日撮影)

図版30 (社) 土木学会附属 土木図書館所蔵写真 (5)



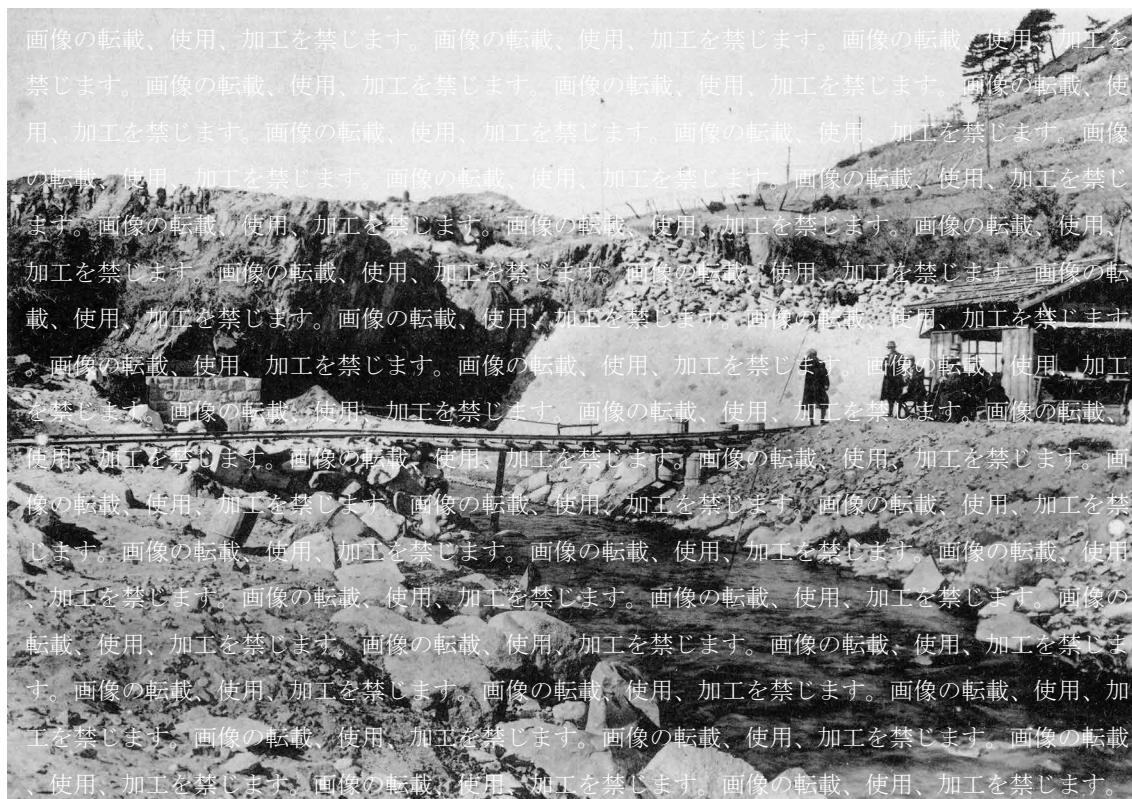
1. 山梨懸東山梨郡勝沼町地先 富士川流域日川筋砂防工事右岸水制第十九號ヨリ上流ヲ望ム

(大正三年五月十二日撮影)



2. 山梨懸東山梨郡勝沼町字柏尾 富士川流域日川筋砂防工事堰堤築造假設工事施工前ノ全景

(大正四年八月二十三日撮影)



1. 山梨懸東山梨郡勝沼町字柏尾地先 富士川流域日川筋砂防工事堰堤築造假設工事隧道取入口ノ状況

(大正五年二月九日撮影)



2. 山梨懸東八代郡祝村字上岩崎 富士川流域日川筋砂防工事堰堤築造竣工ノ状況

(大正六年三月二十五日撮影)

## 報告書抄録

ふりがな	とうろくゆうけいぶんかざい かつぬまえんてい
書名	登録有形文化財 勝沼堰堤
副書名	勝沼堰堤公園整備事業に伴う発掘調査報告書
シリーズ名	山梨県埋蔵文化財センター調査報告書
シリーズ番号	第234集
著者名	田口明子・鶴田博
編集機関	山梨県埋蔵文化財センター
所在地	〒400-1508 山梨県甲府市下曾根町923 TEL: 055-266-3016
発行者	山梨県教育委員会・山梨県土木部
発行日	平成18年3月31日

ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積 (m <sup>2</sup> )	調査原因
		市町村	遺跡番号					
かつぬまえんてい	やまなしけん こうしゅうし かつぬまちょう かつぬま			35° 39'	138° 44'	平成16年 8月2日 ～ 11月30日	2,200	勝沼堰堤公園 整備事業
勝沼堰堤	山梨県 甲州市 勝沼町 勝沼3466-2外	192139		15"	49"			

所収遺跡名	種別	主な時代	特記事項
勝沼堰堤	砂防堰堤	大正	富士川流域砂防工事の一環として大正年間に内務省が建設した砂防堰堤。コンクリートの基礎の上に建てられた石垣や溝などを露出したほか、水位計や銘板が刻まれている。

山梨県埋蔵文化財センター調査報告書 第234集

## とうろくゆうけいぶんかざい 登録有形文化財 勝沼堰堤

勝沼堰堤公園整備事業に伴う発掘調査報告書

平成18年3月25日印刷

平成18年3月31日発行

---

編集 山梨県埋蔵文化財センター

〒400-1508 山梨県甲府市下曾根町923

TEL: 055-266-3016 maizou-bnk@pref.yamanashi.lg.jp

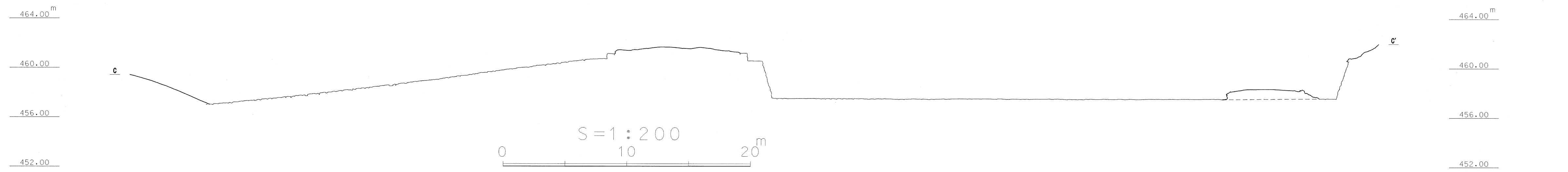
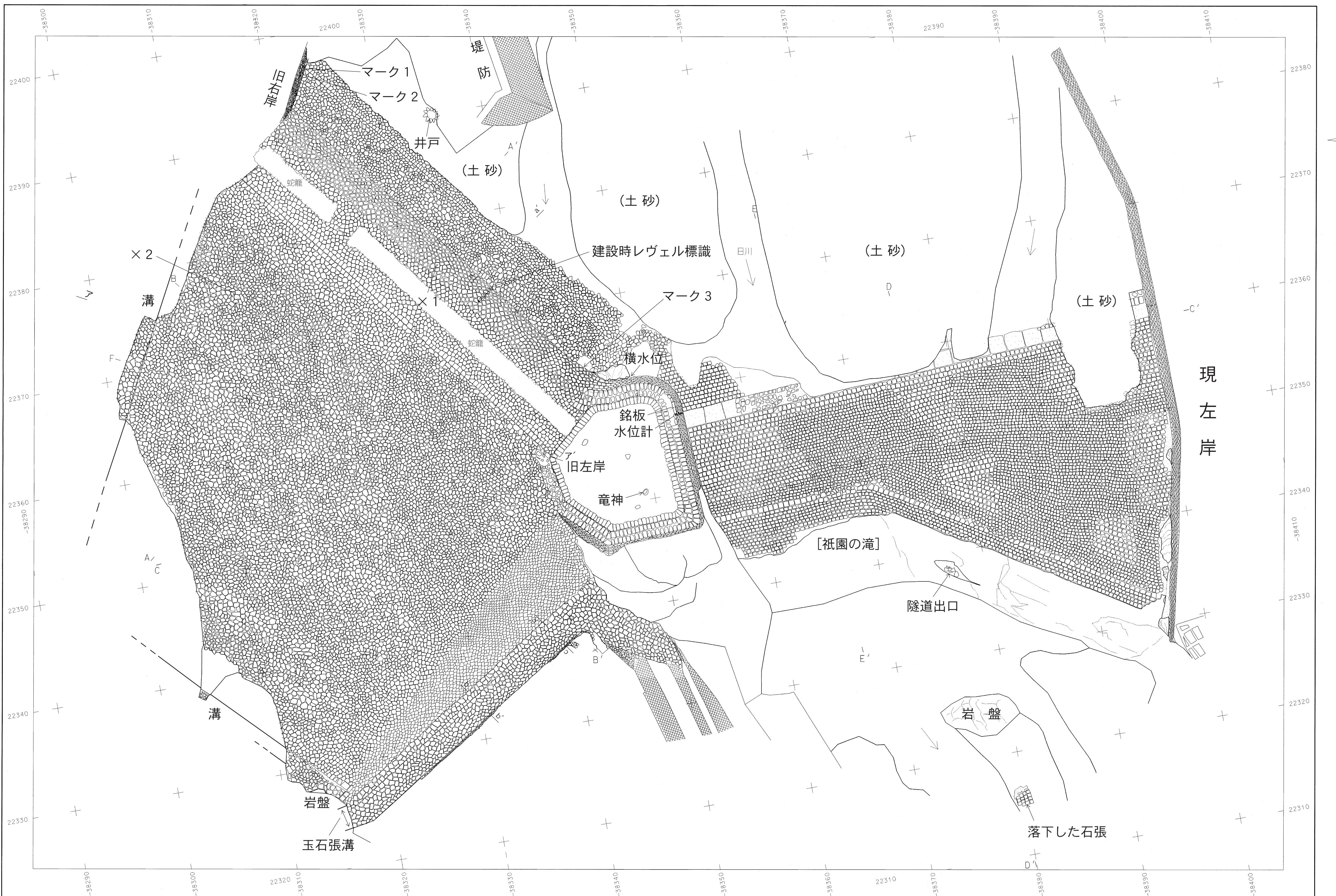
発行 山梨県教育委員会

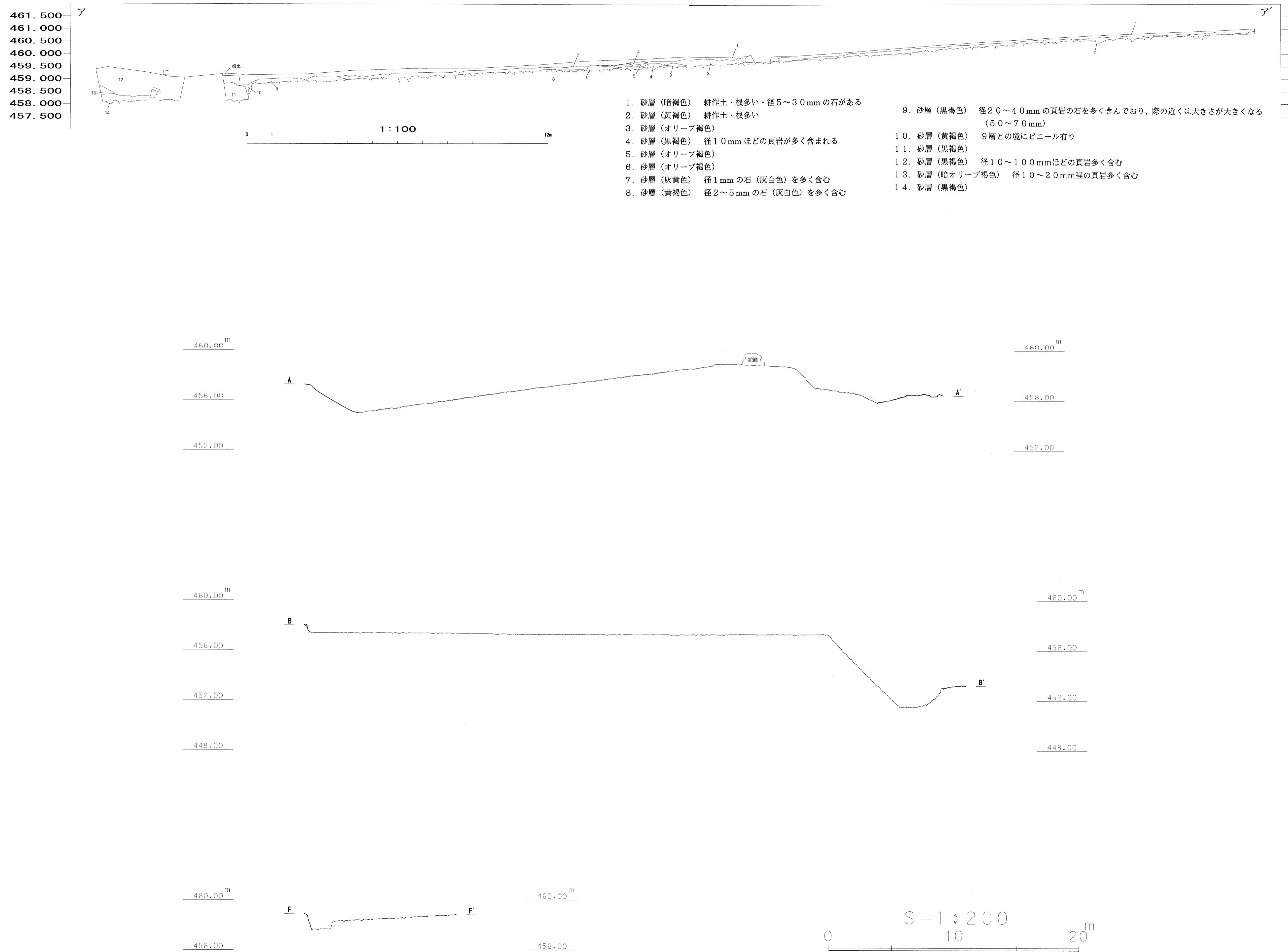
山梨県土木部

印刷 株式会社 峡南堂印刷所

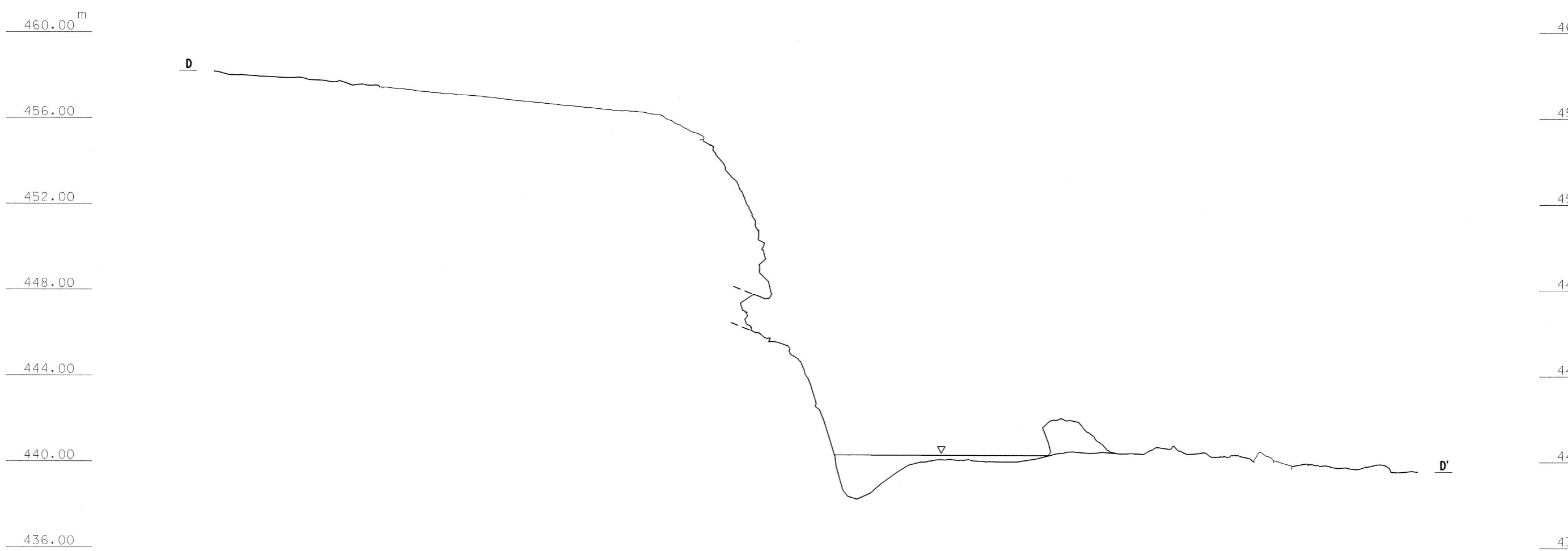
## 図1

## C-C'の断面図・平面図



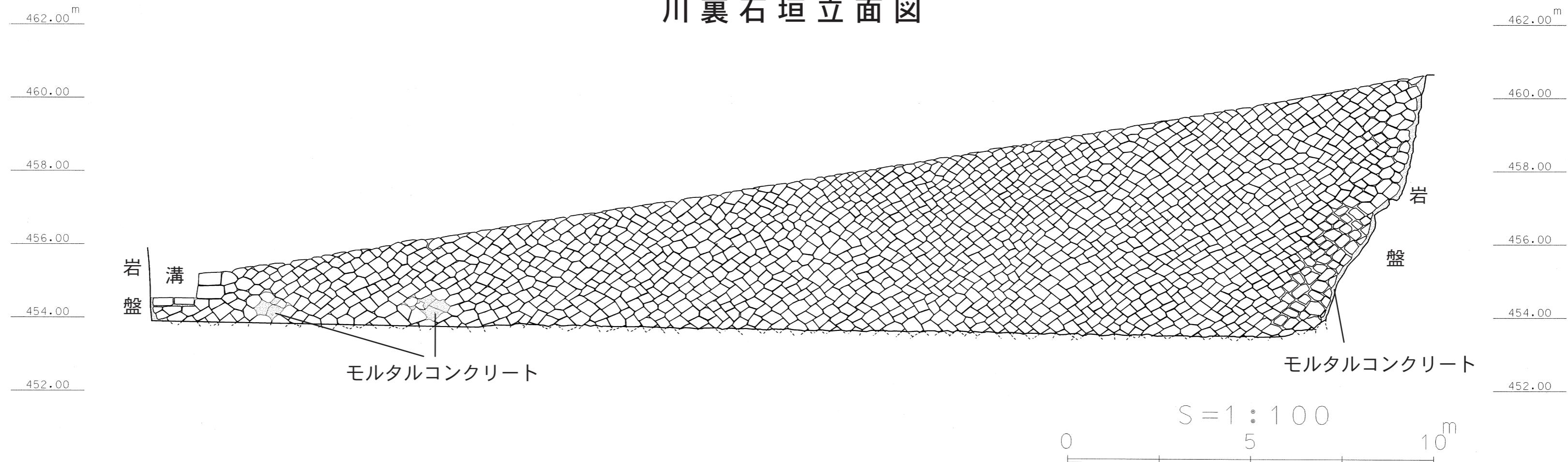


附図2 勝沼堰堤 土層図アーア'、断面図A-A'・B-B'・F-F'

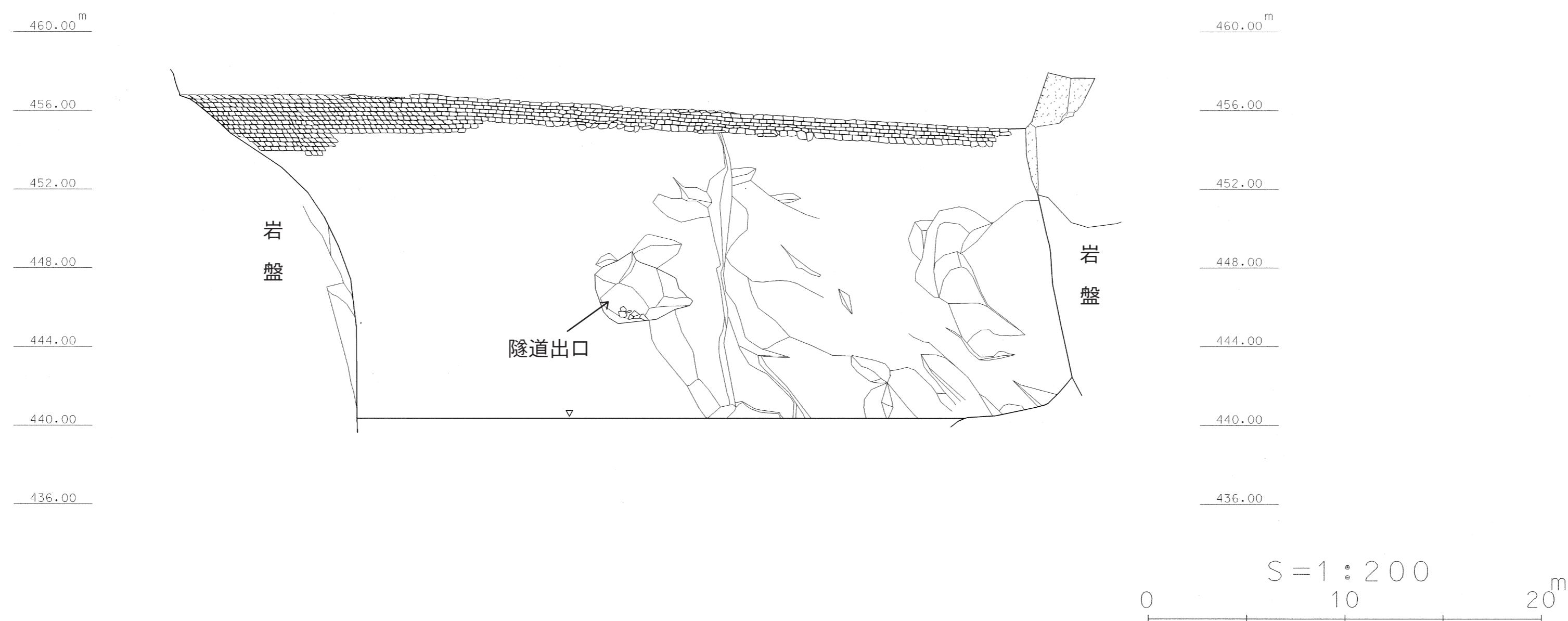


附図3 勝沼堰堤 断面図D-D'・E-E'

## 川裏石垣立面図



## 水通し立面図



附図4 勝沼堰堤 川裏石垣立面図・水通り立面図

# 銘板と水位計

462.00 m

462.00 m

461.00

461.00

461.00 m

460.00

460.00

460.00

459.00

459.00

459.00

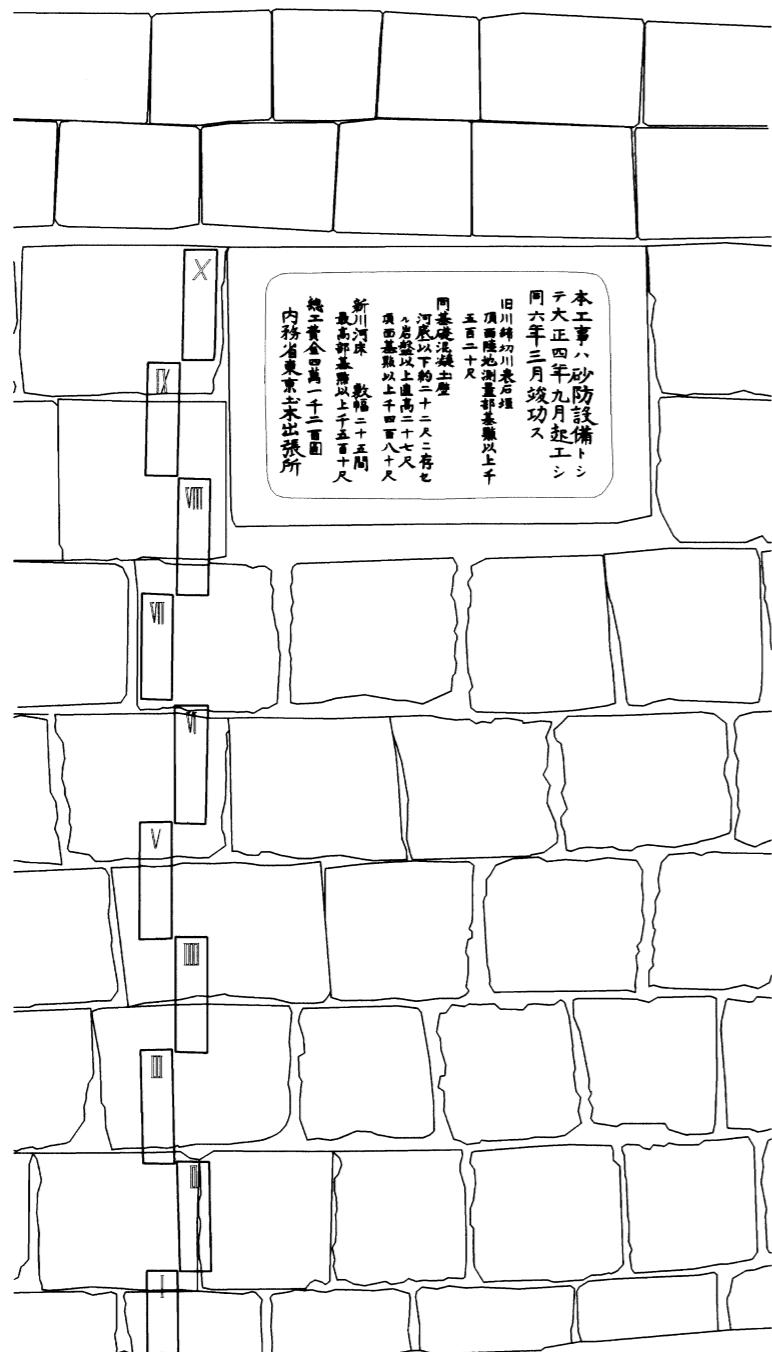
458.00

458.00

458.00

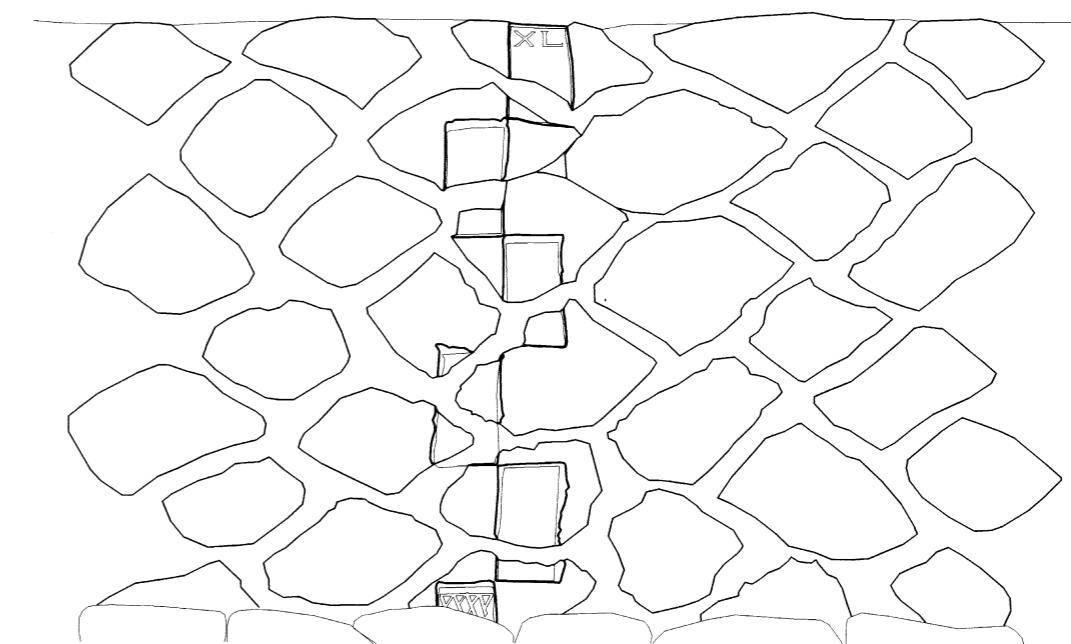
457.00

457.00



## 建設時レヴェル標識

461.00 m

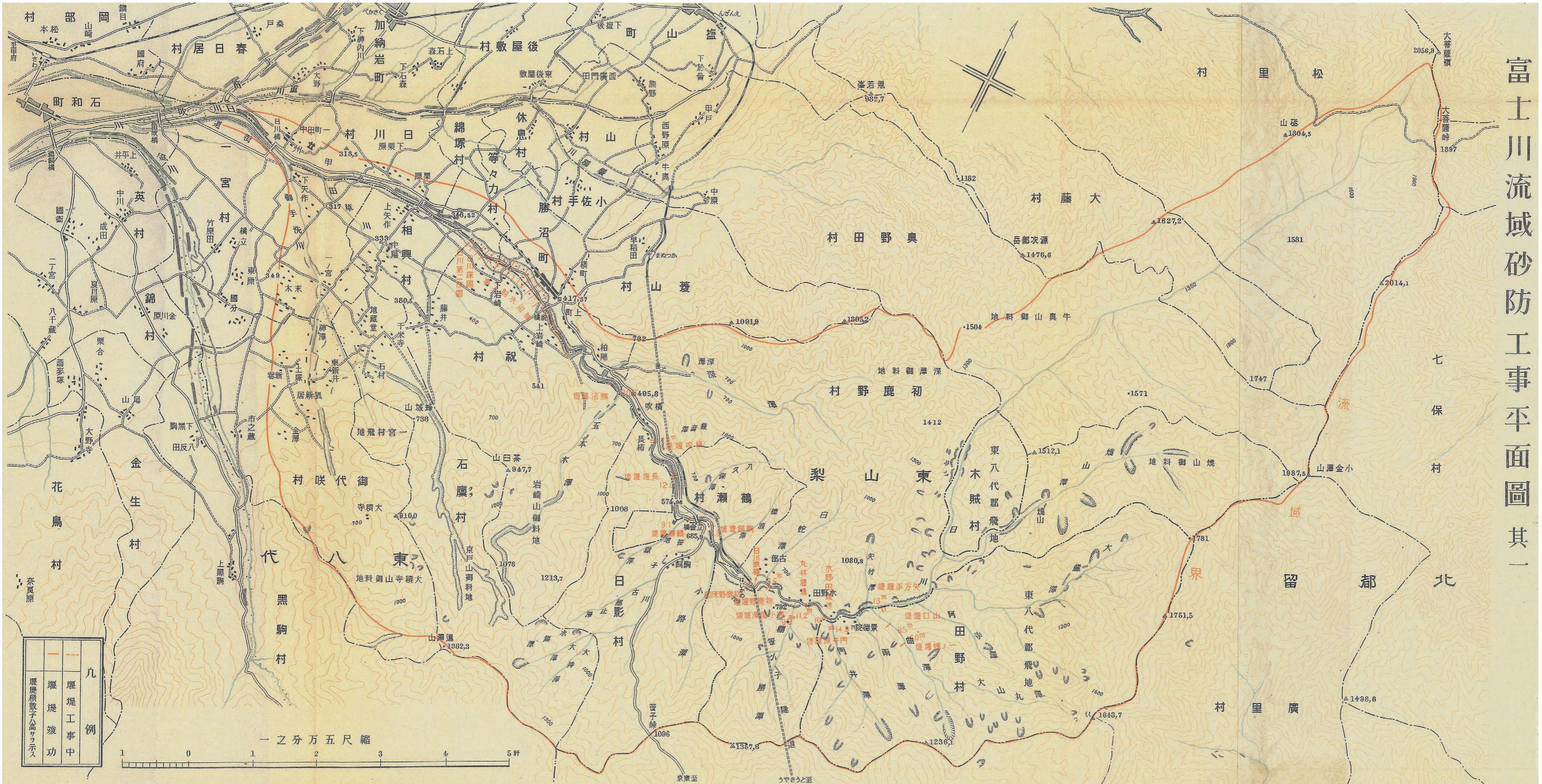


S = 1 : 20

0 1 2 m

附図 5 勝沼堰堤 銘板と水位計・建設時レヴェル標識

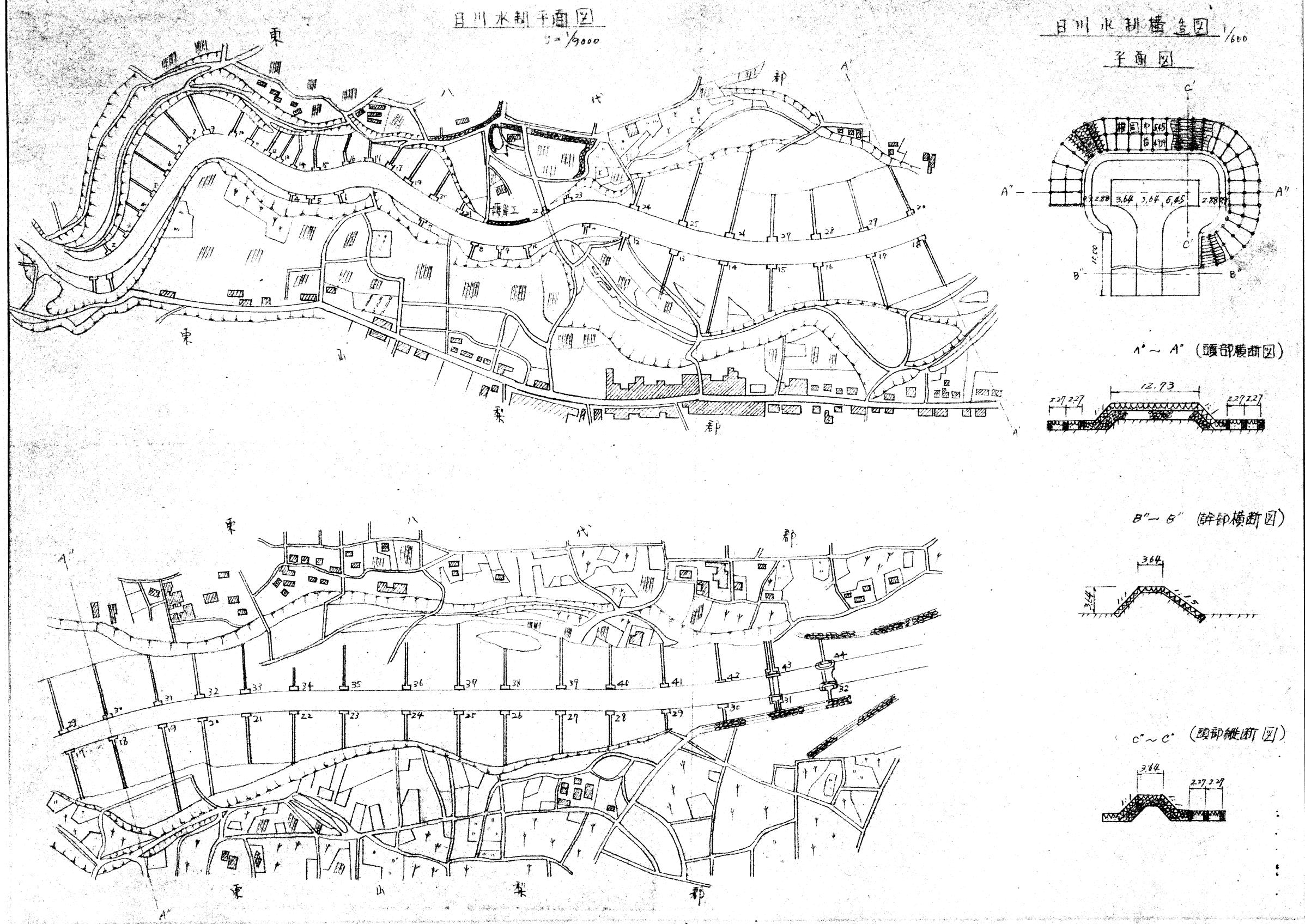
富士川流域砂防工事平面圖 其二



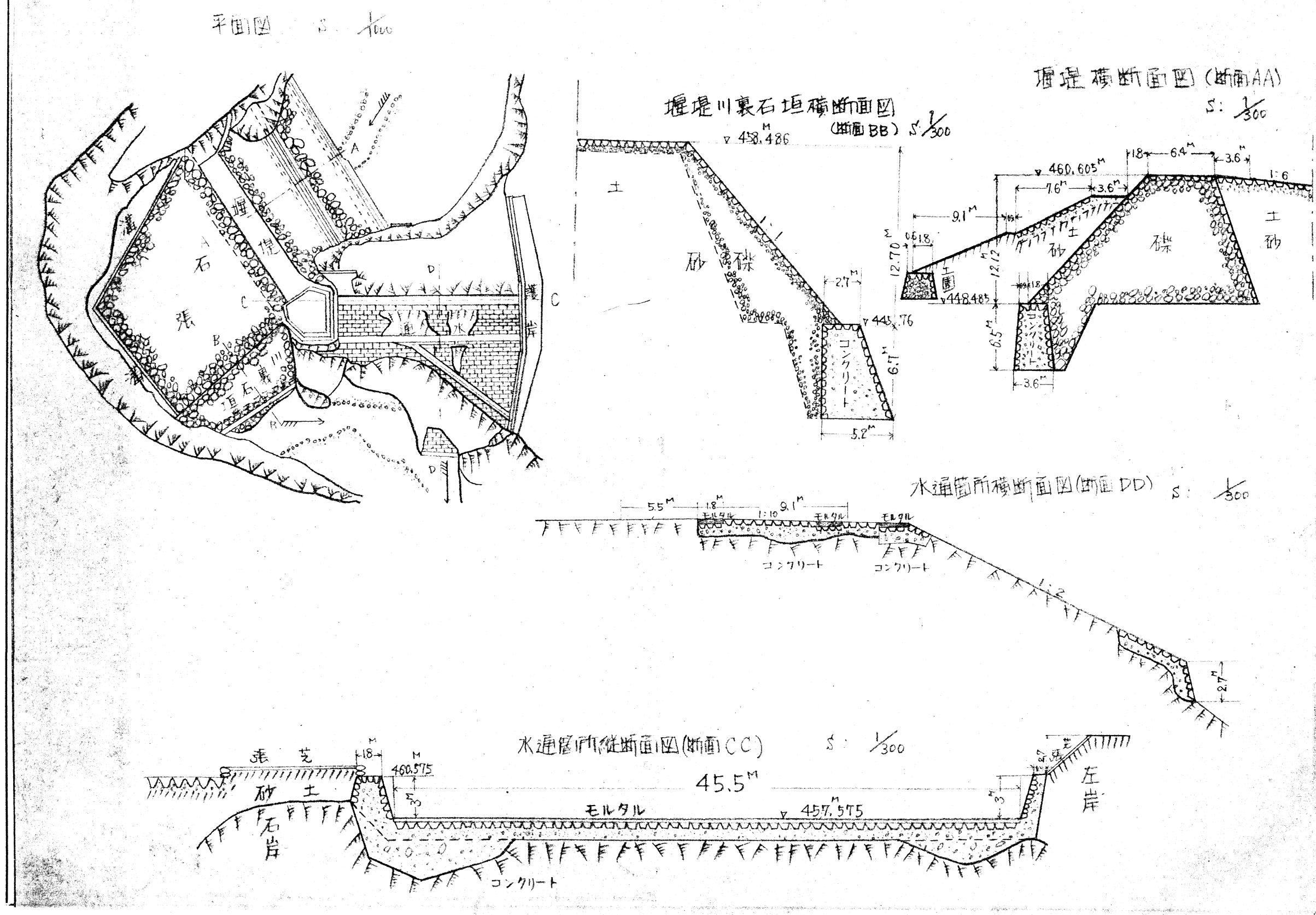
附図 6 富士川流域砂防工事平面図 其一 (内務省東京土木出張所 昭和9年『富士川流域 日川筋砂防工事報告 (自明治四十四年度 至昭和六年度)』より)

工事名 日川水制工.

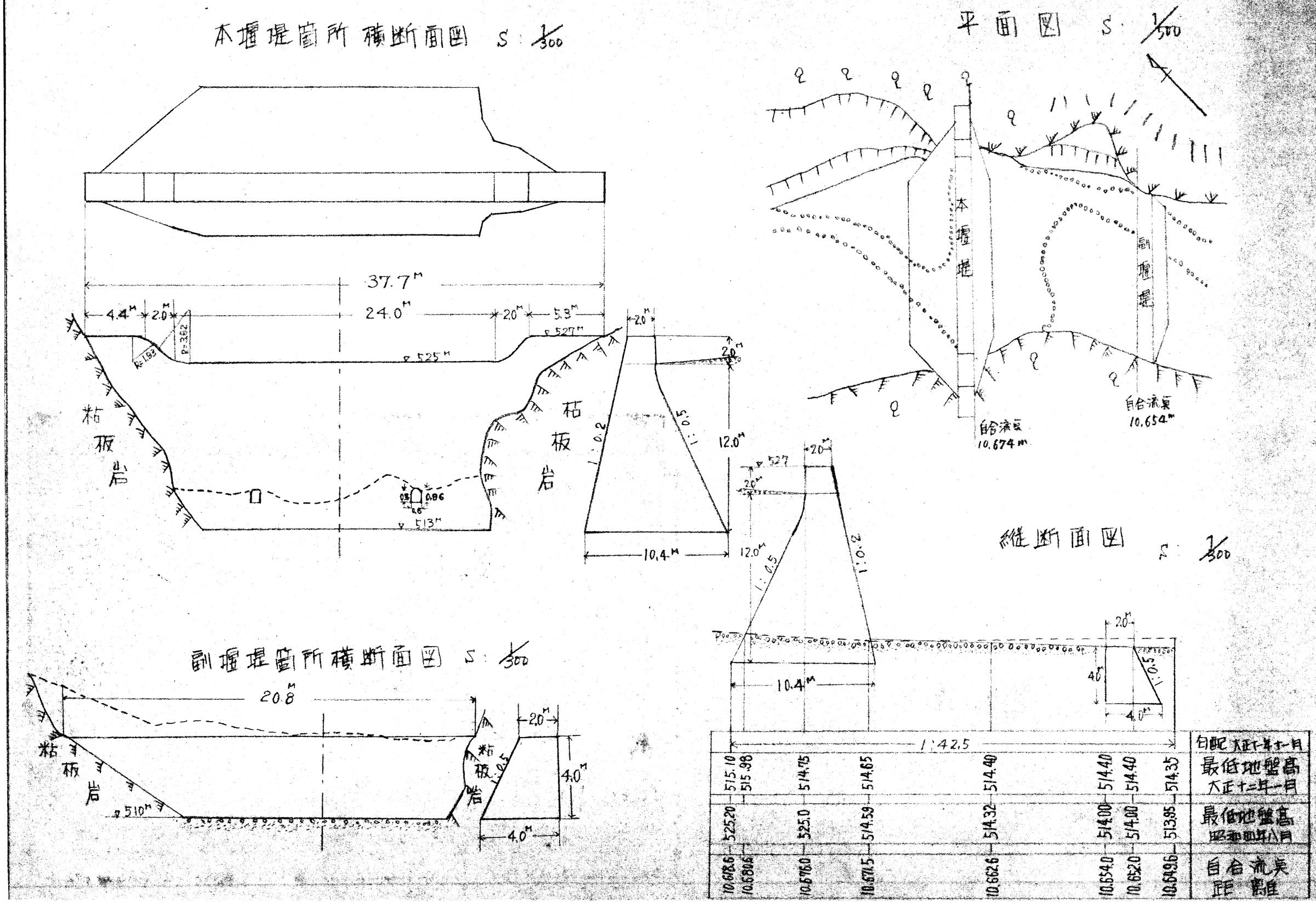
図面対照番号 1



附図7 日川水制 (『砂防施設台帳 御勅使川、日川、大柳川、小柳川』富士川砂防工事事務所より)



附図8 勝沼堰堤（『砂防施設台帳 御勅使川、日川、大柳川、小柳川』富士川砂防工事事務所より）

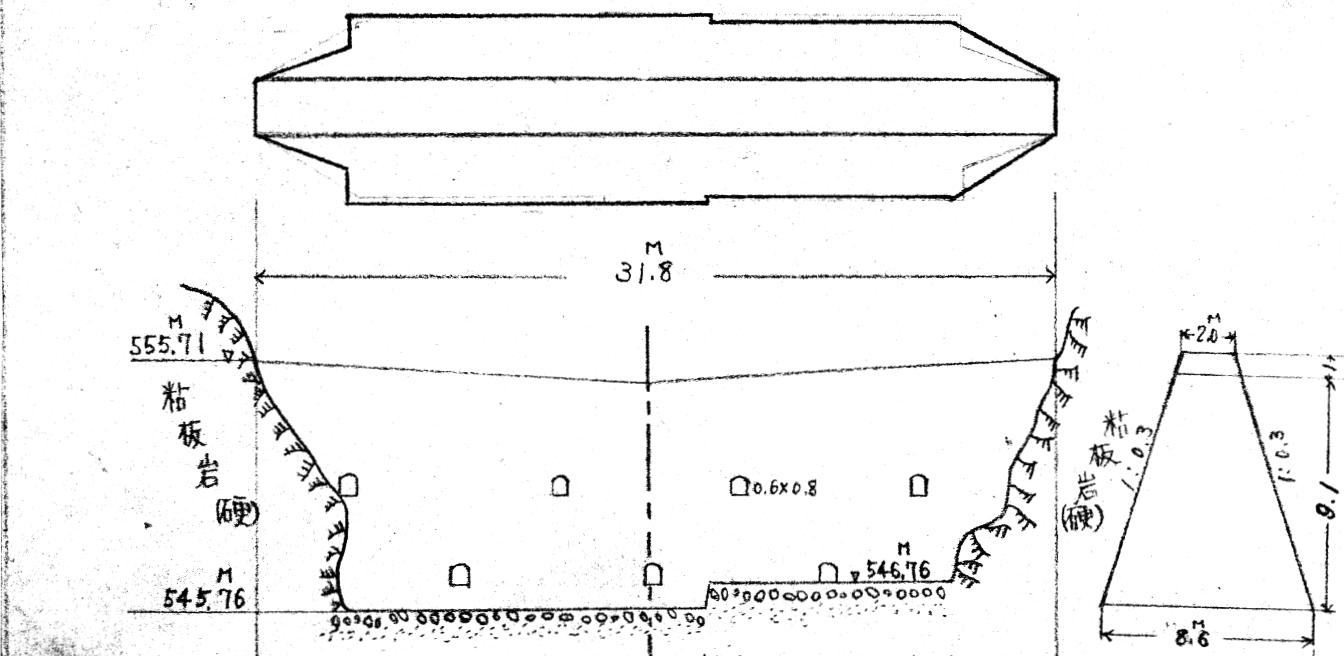


附図9 長垣堰堤（『砂防施設台帳 御勅使川、日川、大柳川、小柳川』富士川砂防工事事務所より）

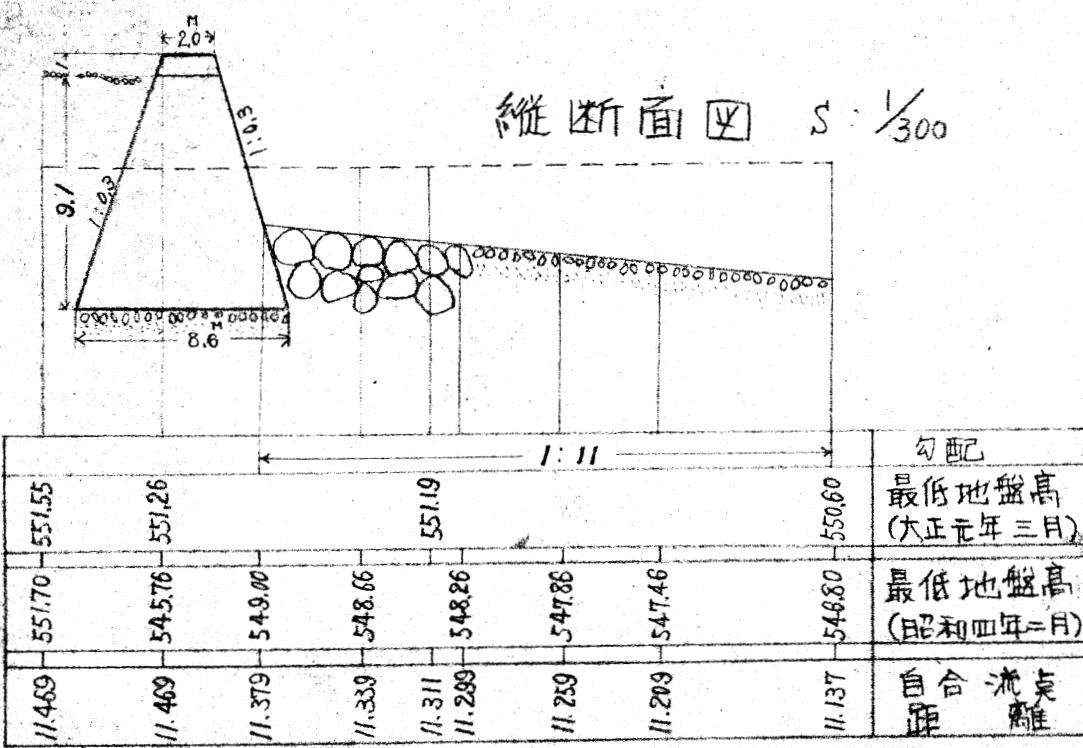
工事名 鶴頬堤

対号番面照

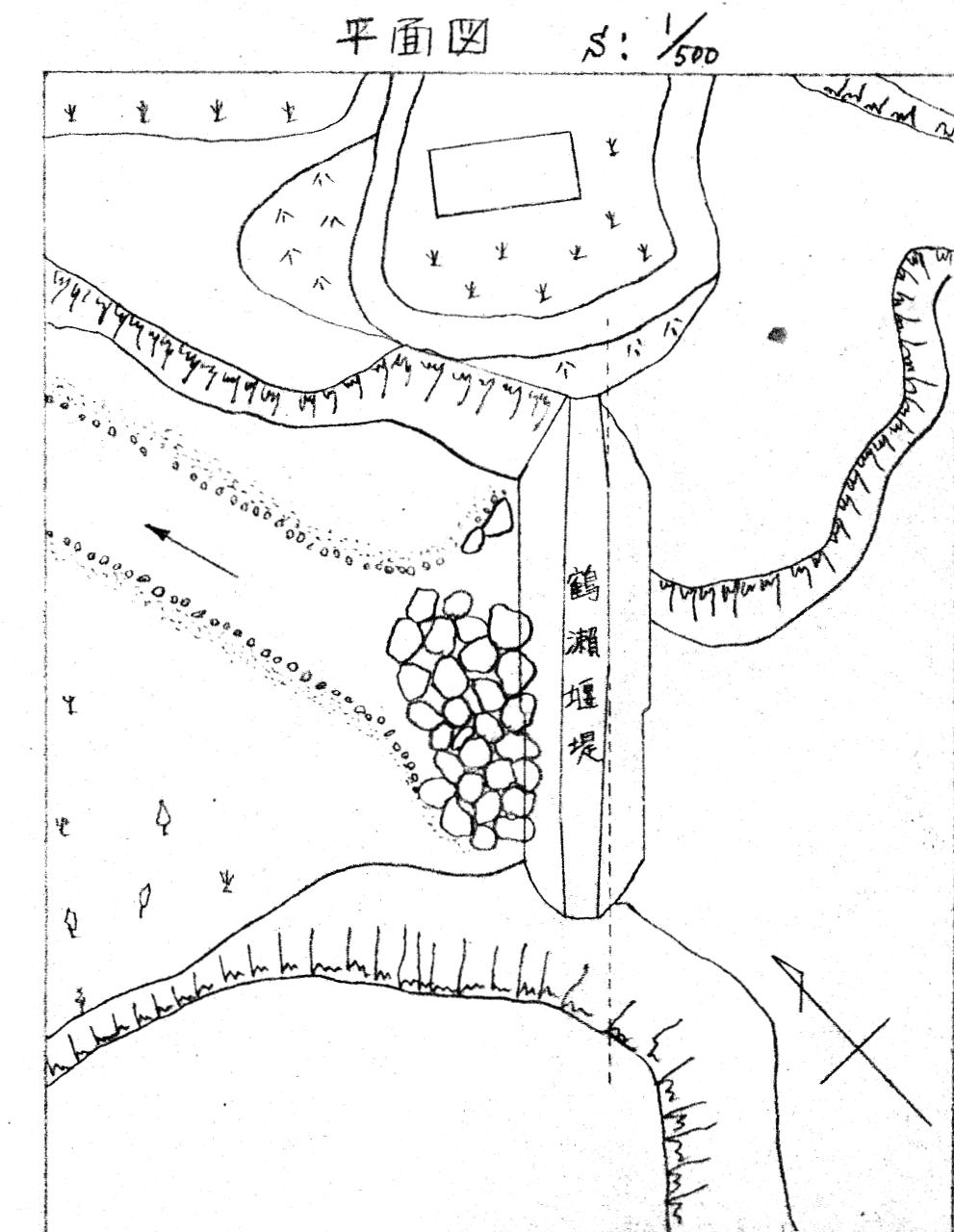
4



横断面図 5 : 1/300



縱断面図 S: 1/300



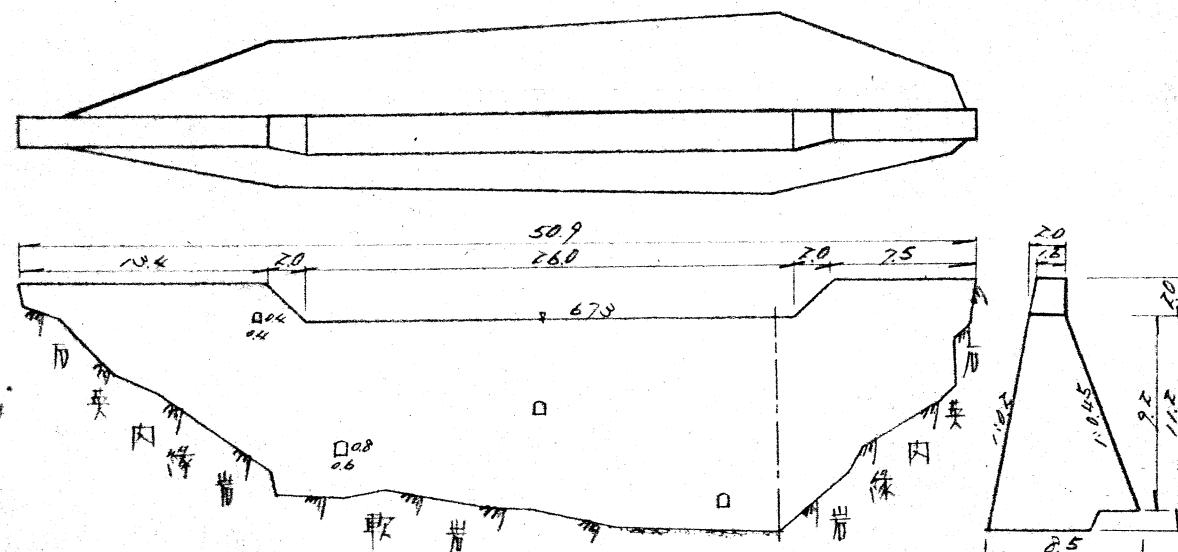
附図10 鶴瀬堰堤（『砂防施設台帳 御勅使川、日川、大柳川、小柳川』富士川砂防工事事務所より）

工事名 九林堰堤

対号面番

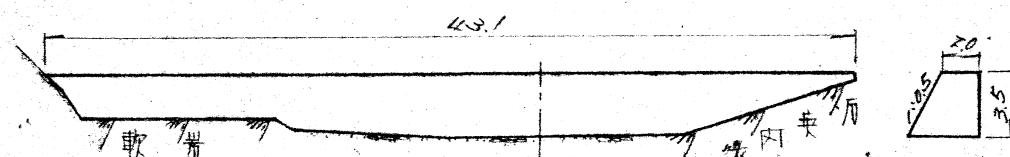
5

平面 正面 側面图 5-400

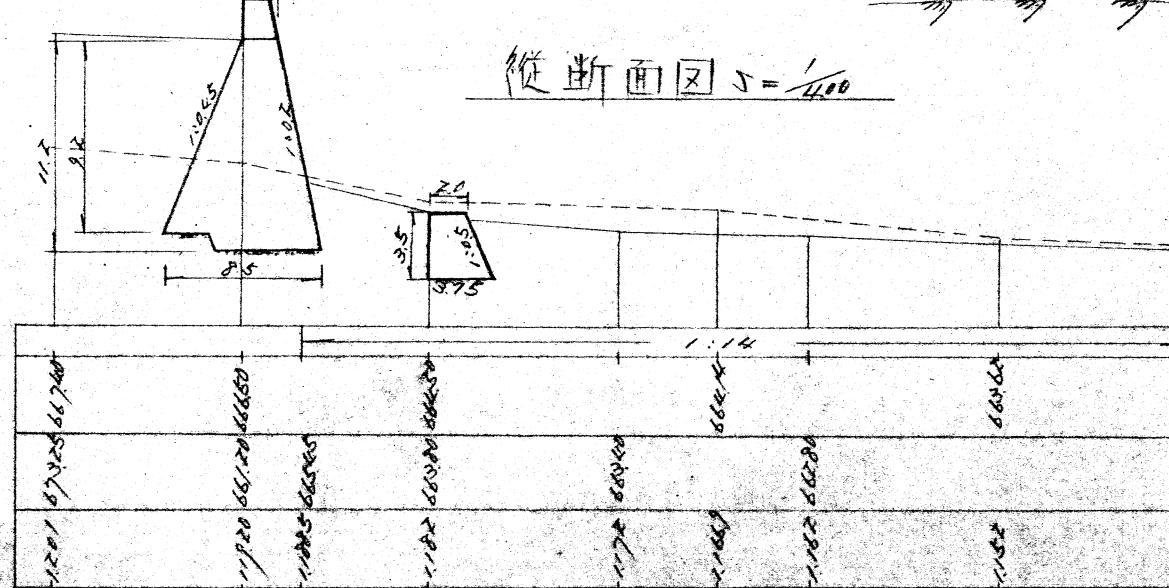


平面图  $\text{S} = \frac{1}{500}$

副坝堤正面图



縱断面图  $S = \frac{1}{400}$



四 面	最 低 地 盤
大 正 15 年	
	最 低 地 盤
	形 物 峰
	日 11 鉄 道
	上 端 平 ヨ

附図11 丸林堰堤（『砂防施設台帳 御勅使川、日川、大柳川、小柳川』富士川砂防工事事務所より）

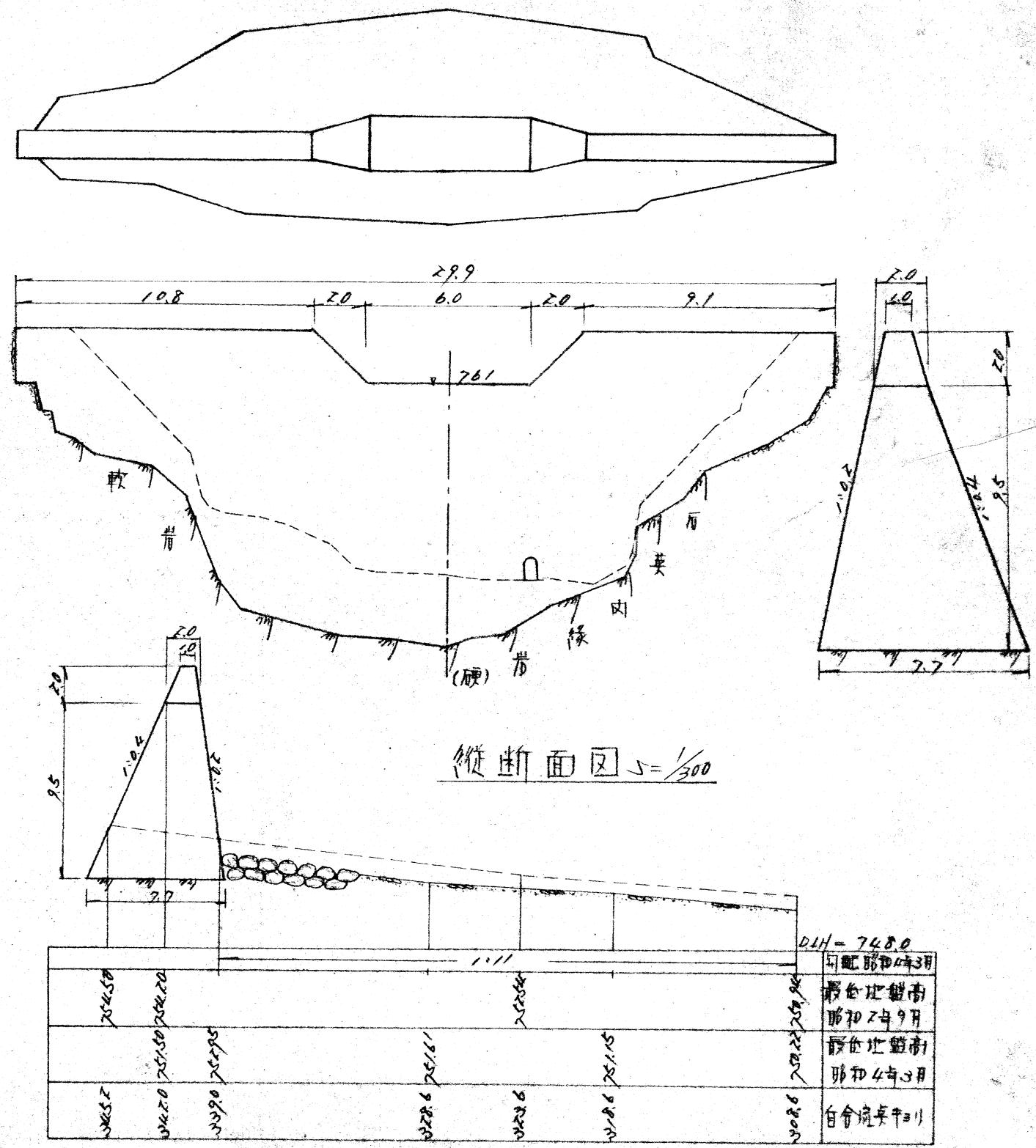
### 工事名

四  
照  
面  
番  
對  
號

8

$$\text{平面图} S = \frac{1}{1000}$$

平面 正面 倒|面图  $S = \frac{1}{200}$

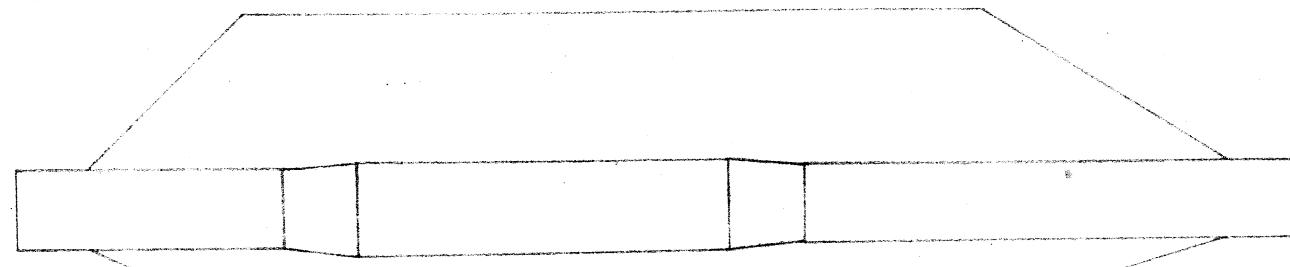


附図12 山口堰堤（『砂防施設台帳 御勅使川、日川、大柳川、小柳川』富士川砂防工事事務所より）

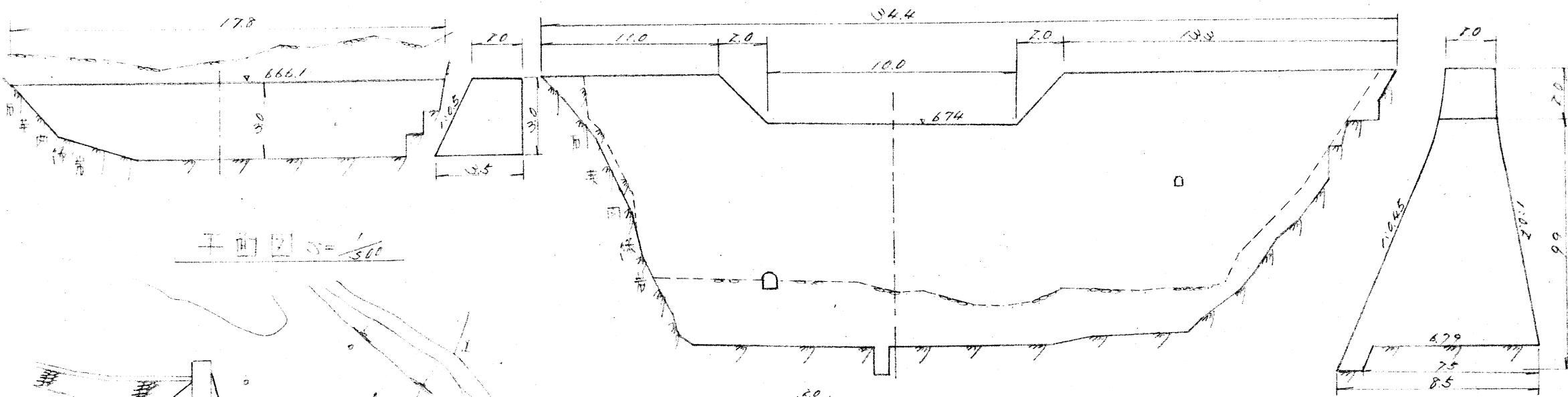
工事名 棚小屋沢堰堤

図面番号 7

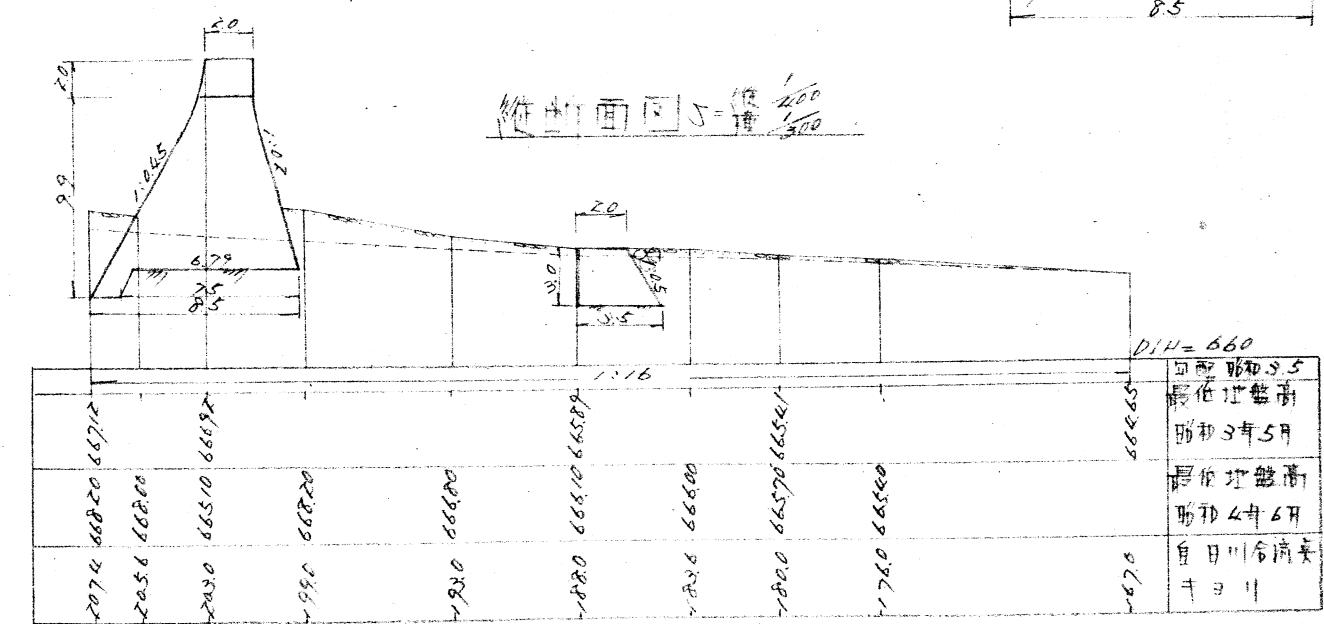
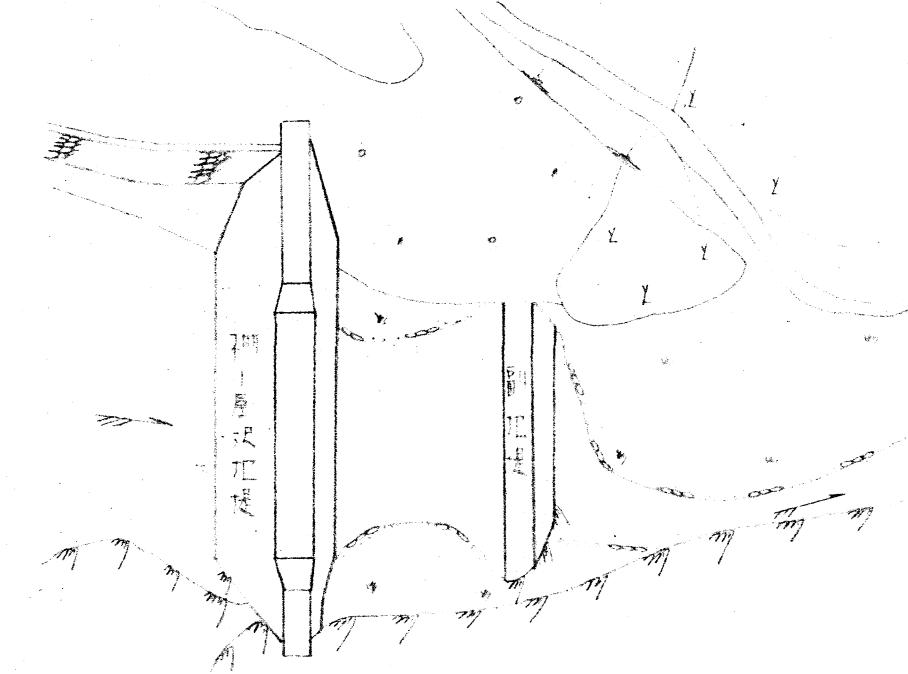
平面、正面側面図 D=500



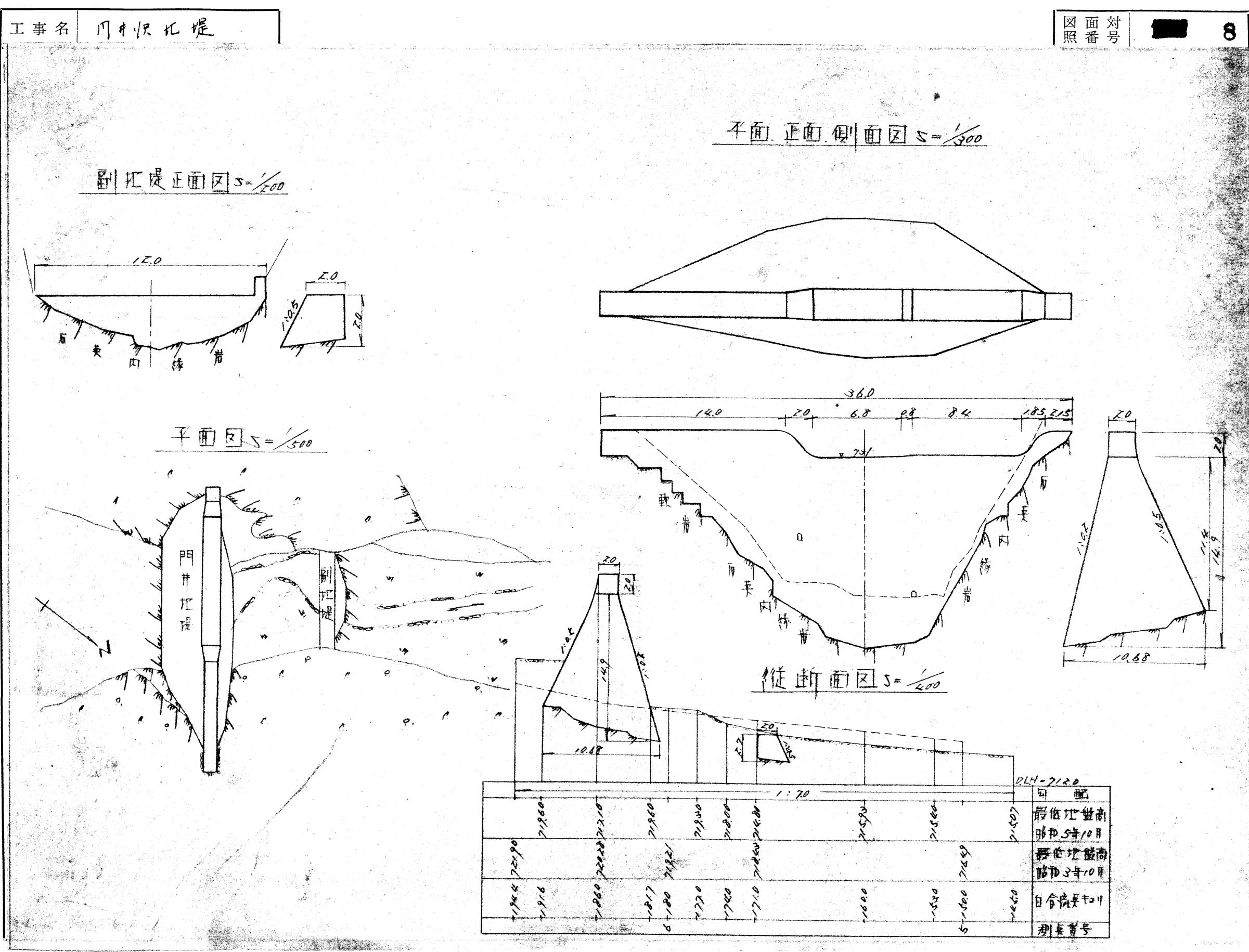
側面図正面 D=500



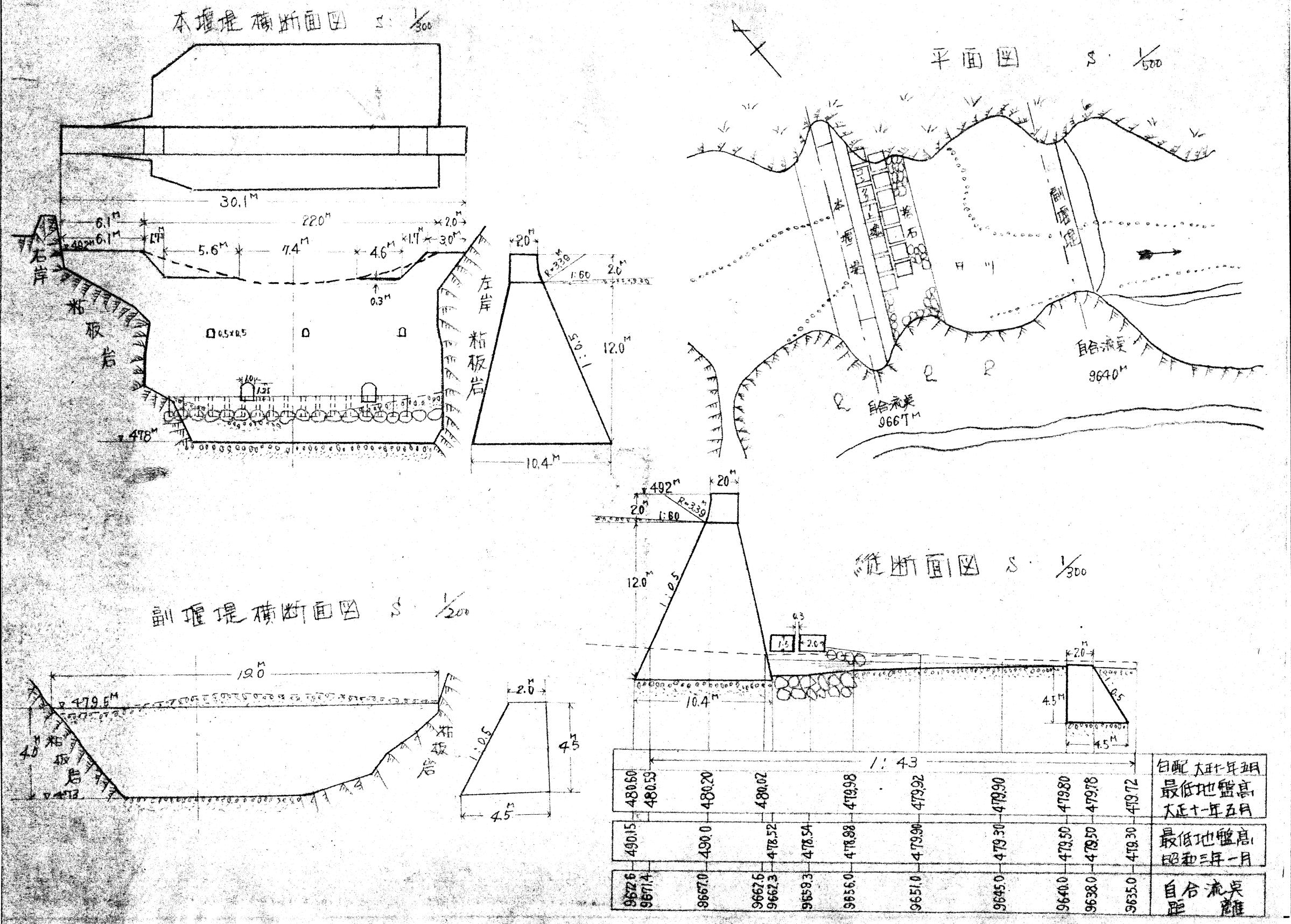
正面図 D=500



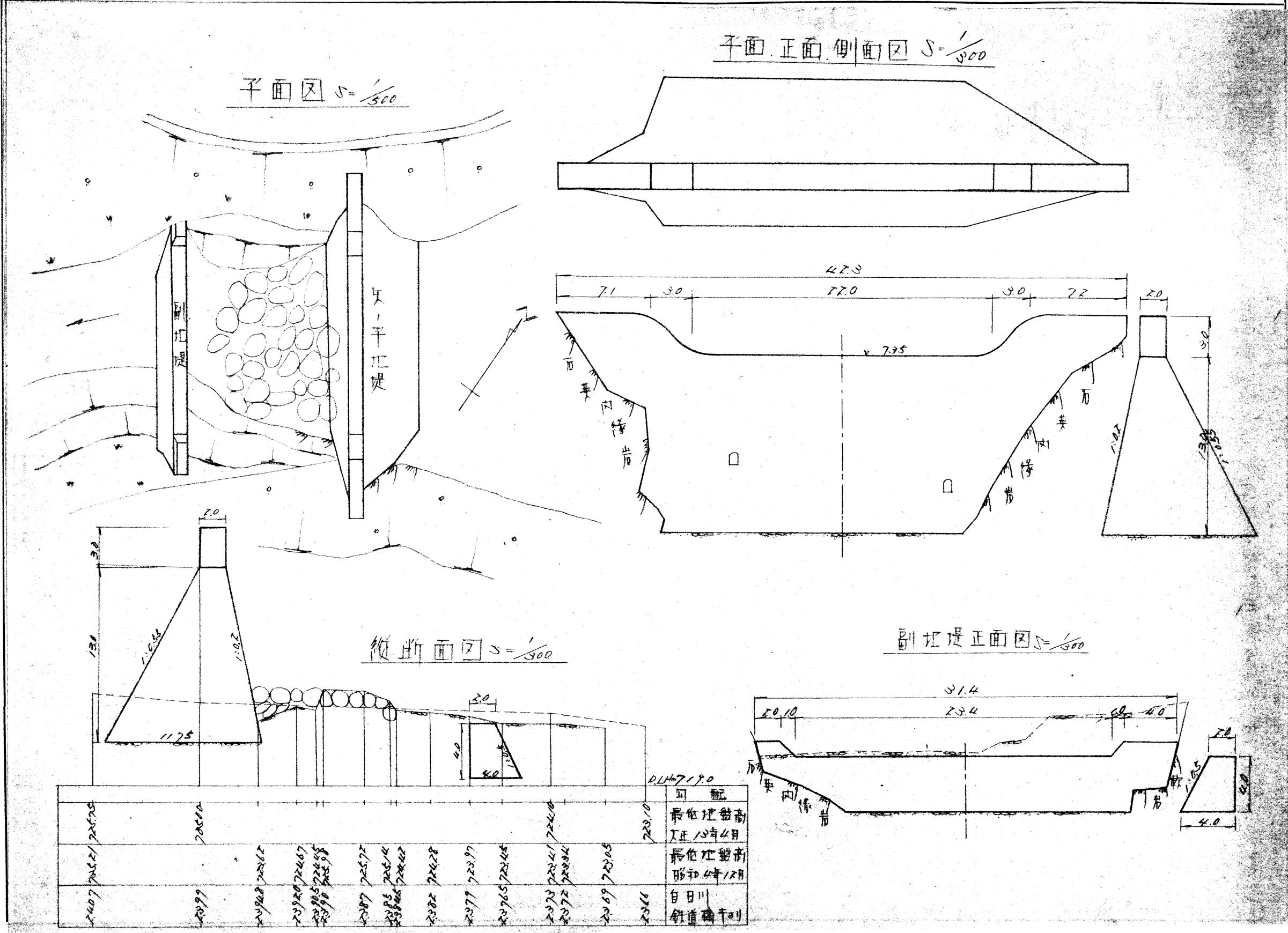
附図13 棚小屋沢堰堤（『砂防施設台帳 御勅使川、日川、大柳川、小柳川』富士川砂防工事事務所より）



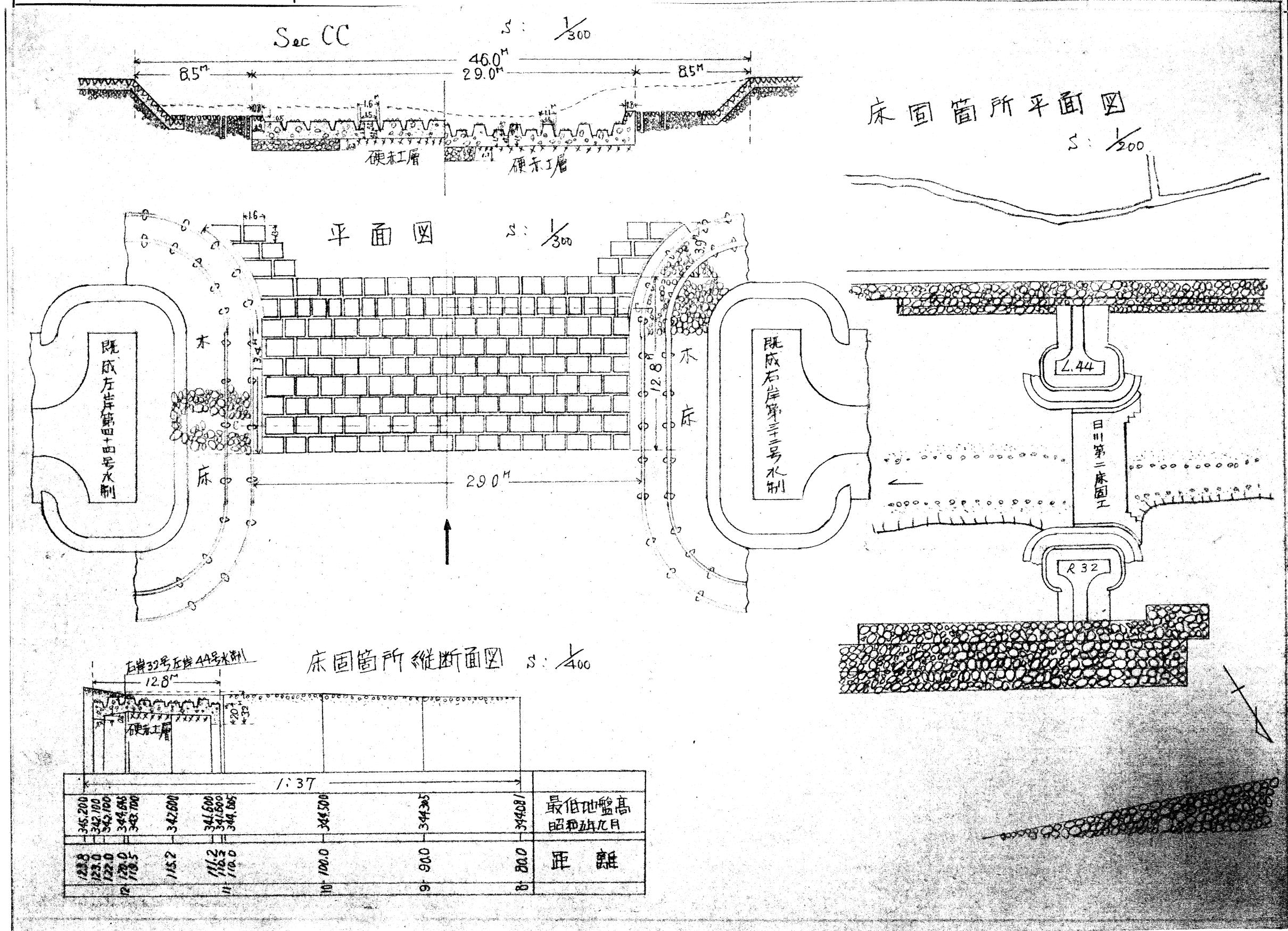
附図14 門井沢堰堤（『砂防施設台帳 御勅使川、日川、大柳川、小柳川』富士川砂防工事事務所より）



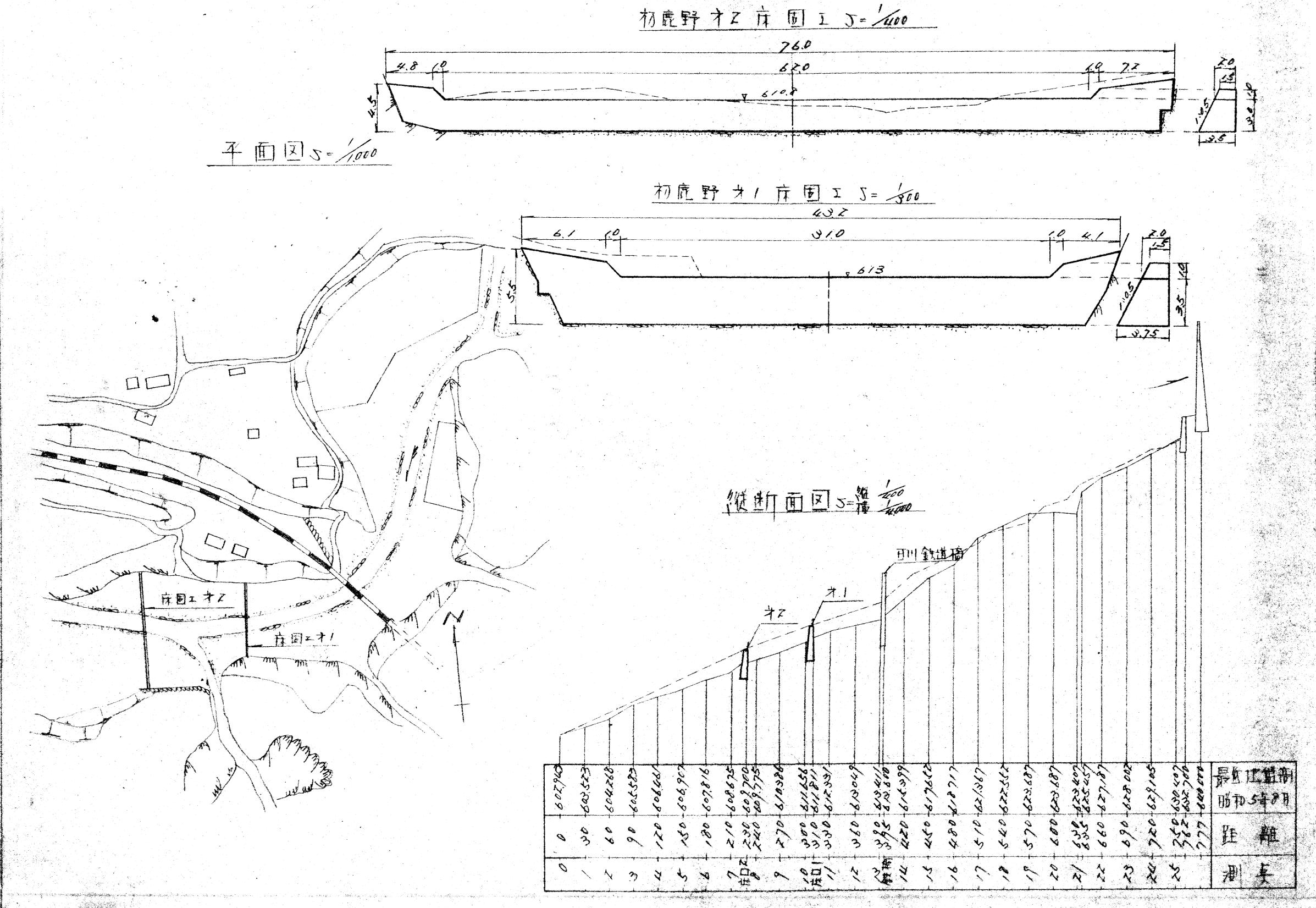
附图15 横吹堰堤 (『砂防施設台帳 御勅使川、日川、大柳川、小柳川』富士川砂防工事事務所より)



附図16 矢方平堰堤（『砂防施設台帳 御勅使川、日川、大柳川、小柳川』富士川砂防工事事務所より）



附図17 日川第2床固（『砂防施設台帳 御勅使川、日川、大柳川、小柳川』富士川砂防工事事務所より）



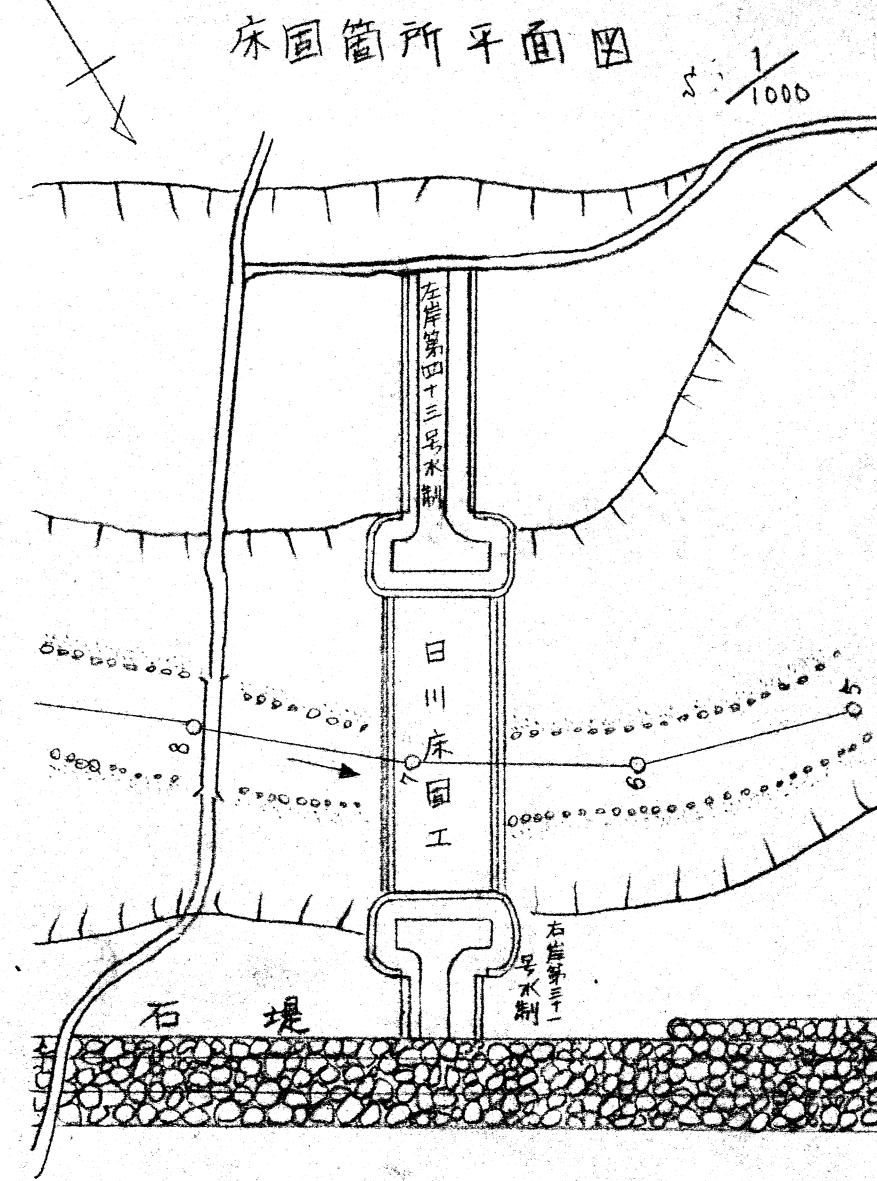
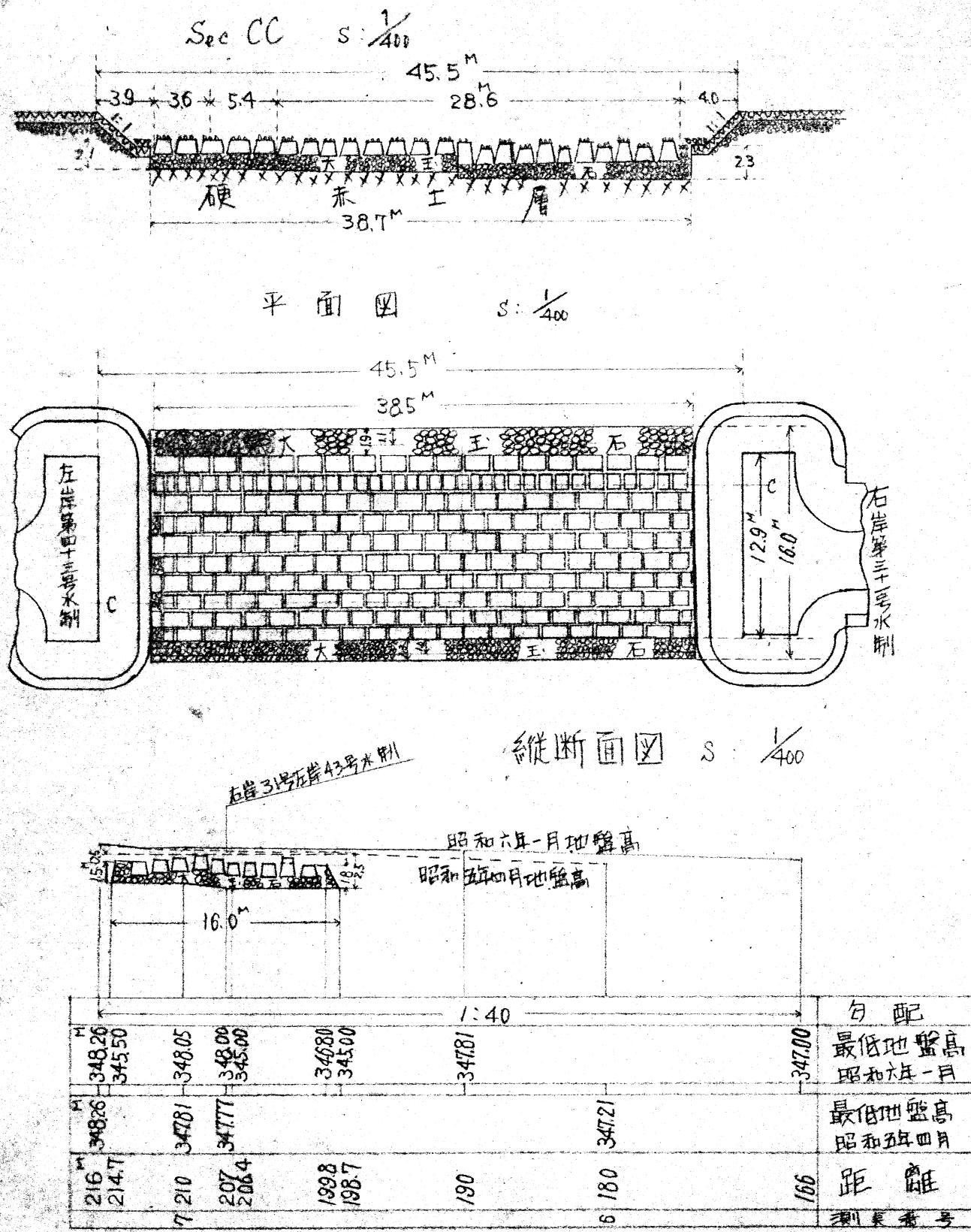
附図18 初鹿野第一・第二床固（『砂防施設台帳 御勅使川、日川、大柳川、小柳川』富士川砂防工事事務所より）

### 工事名

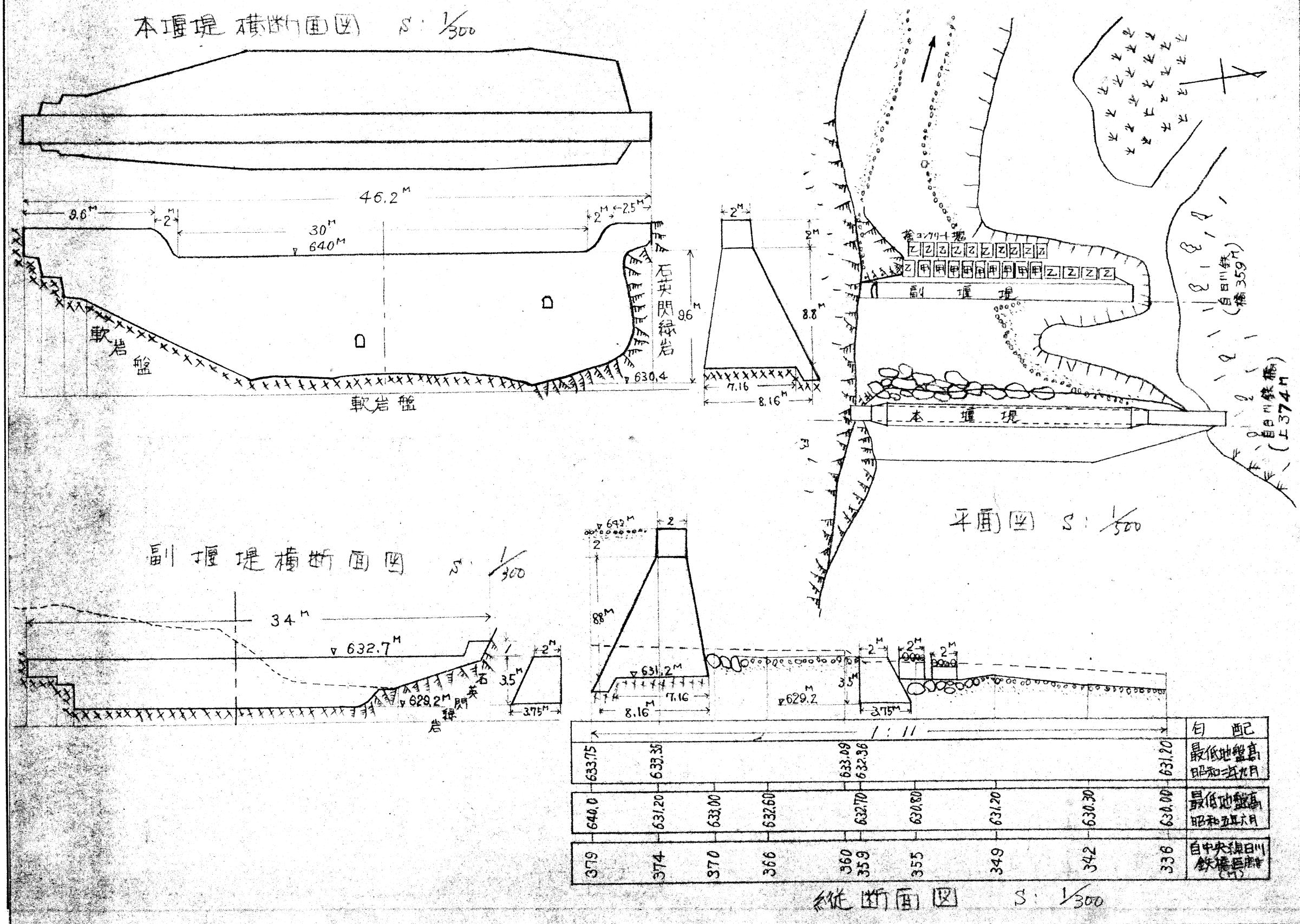
日川府圖

対号  
面番

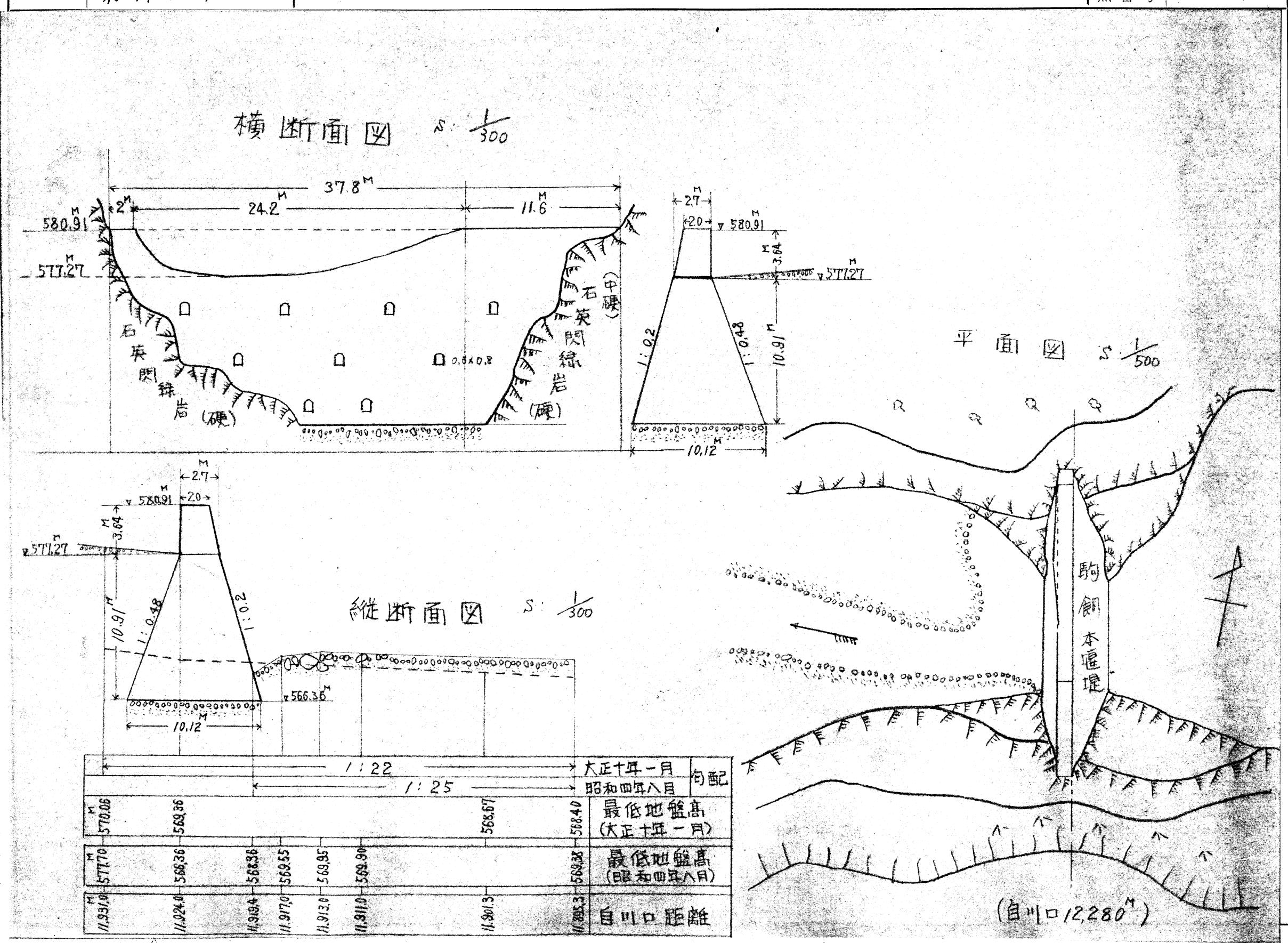
19



附図19 日川床固（『砂防施設台帳 御勅使川、日川、大柳川、小柳川』富士川砂防工事事務所より）



附图20 初鹿野堰堤 (『砂防施設台帳 御勅使川、日川、大柳川、小柳川』富士川砂防工事事務所より)

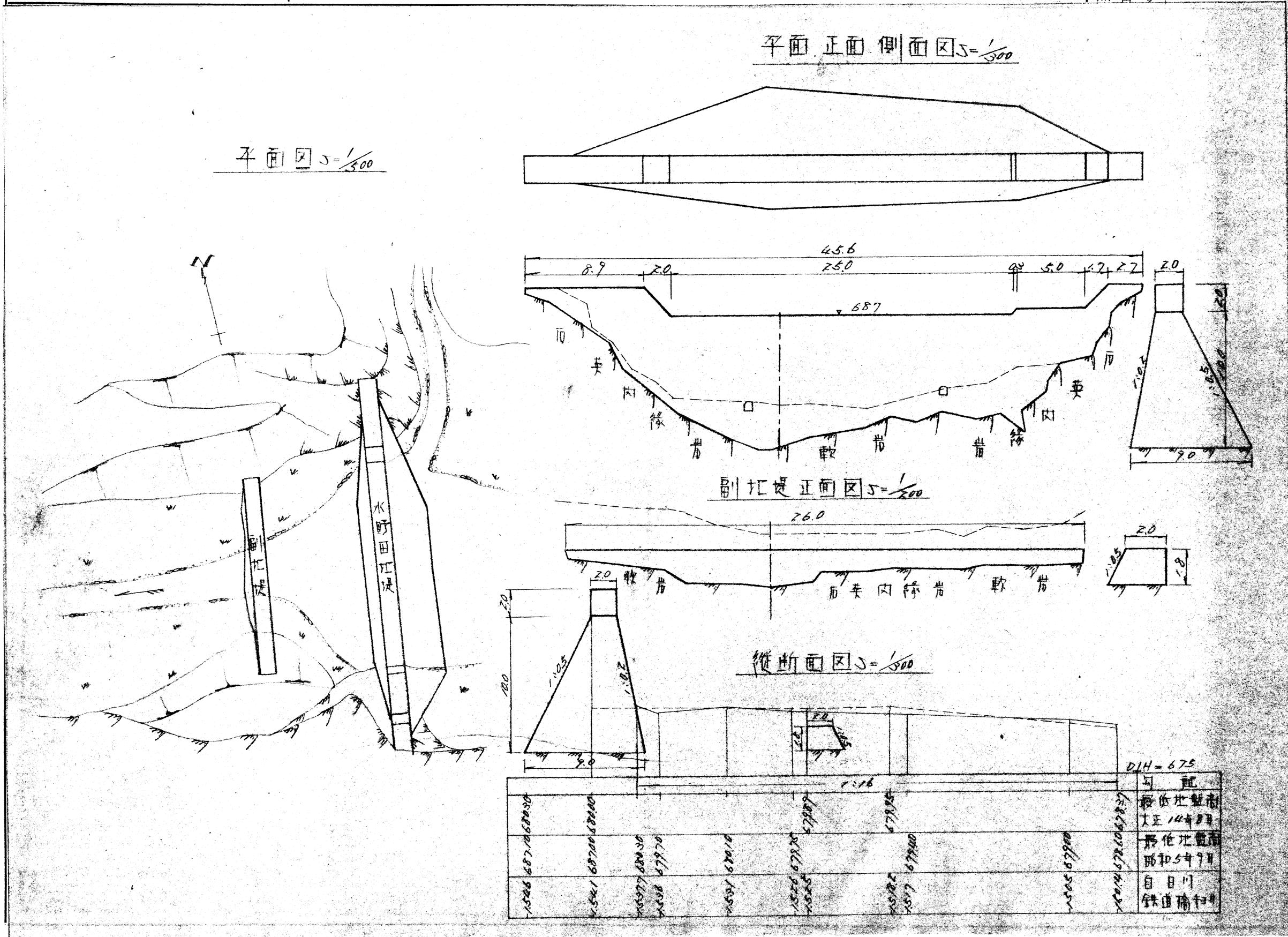


附図21 駒飼堰堤 (『砂防施設台帳 御勅使川、日川、大柳川、小柳川』富士川砂防工事事務所より)

工事名 水野田北堤

对号番面照

16



附図22 水野田堰堤（『砂防施設台帳 御勅使川、白川、大柳川、小柳川』富士川砂防工事事務所より）

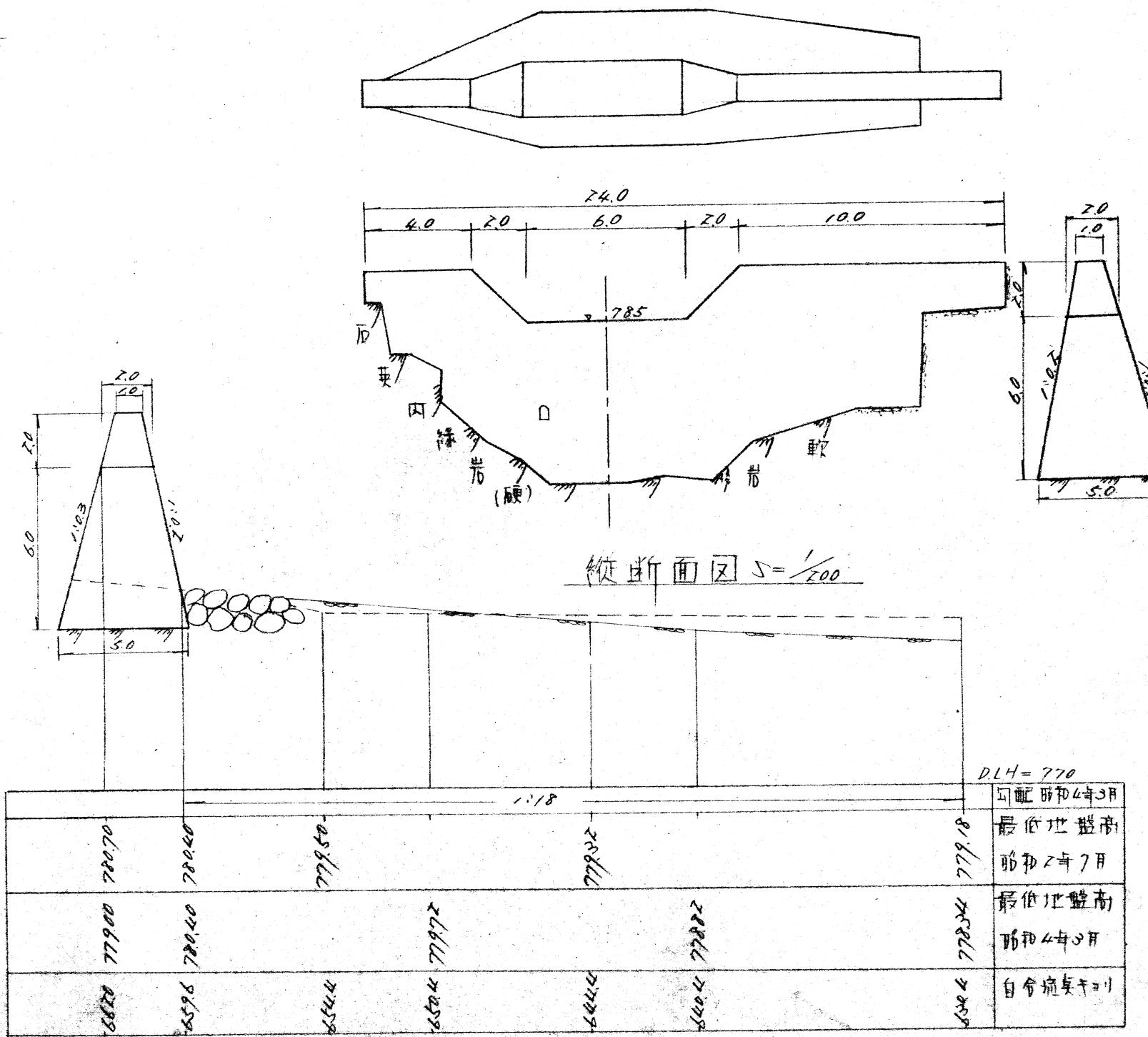
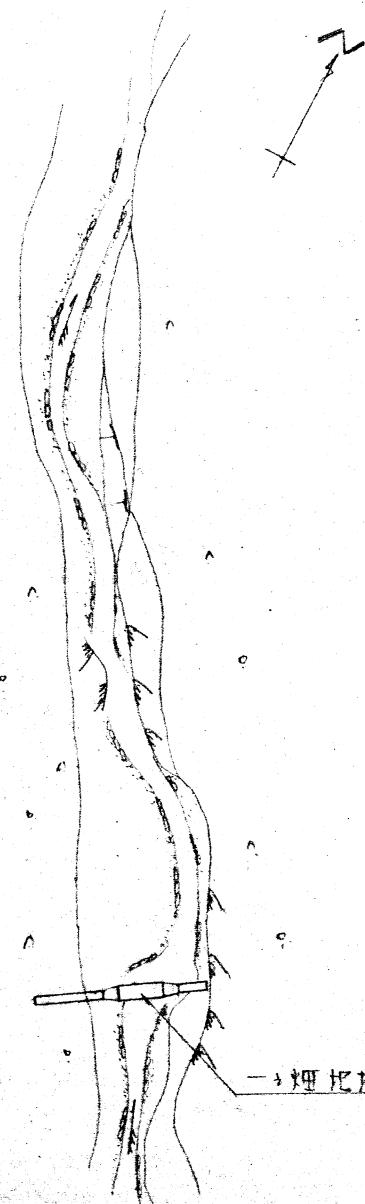
工事名 一之畠堀堤

図面対 17

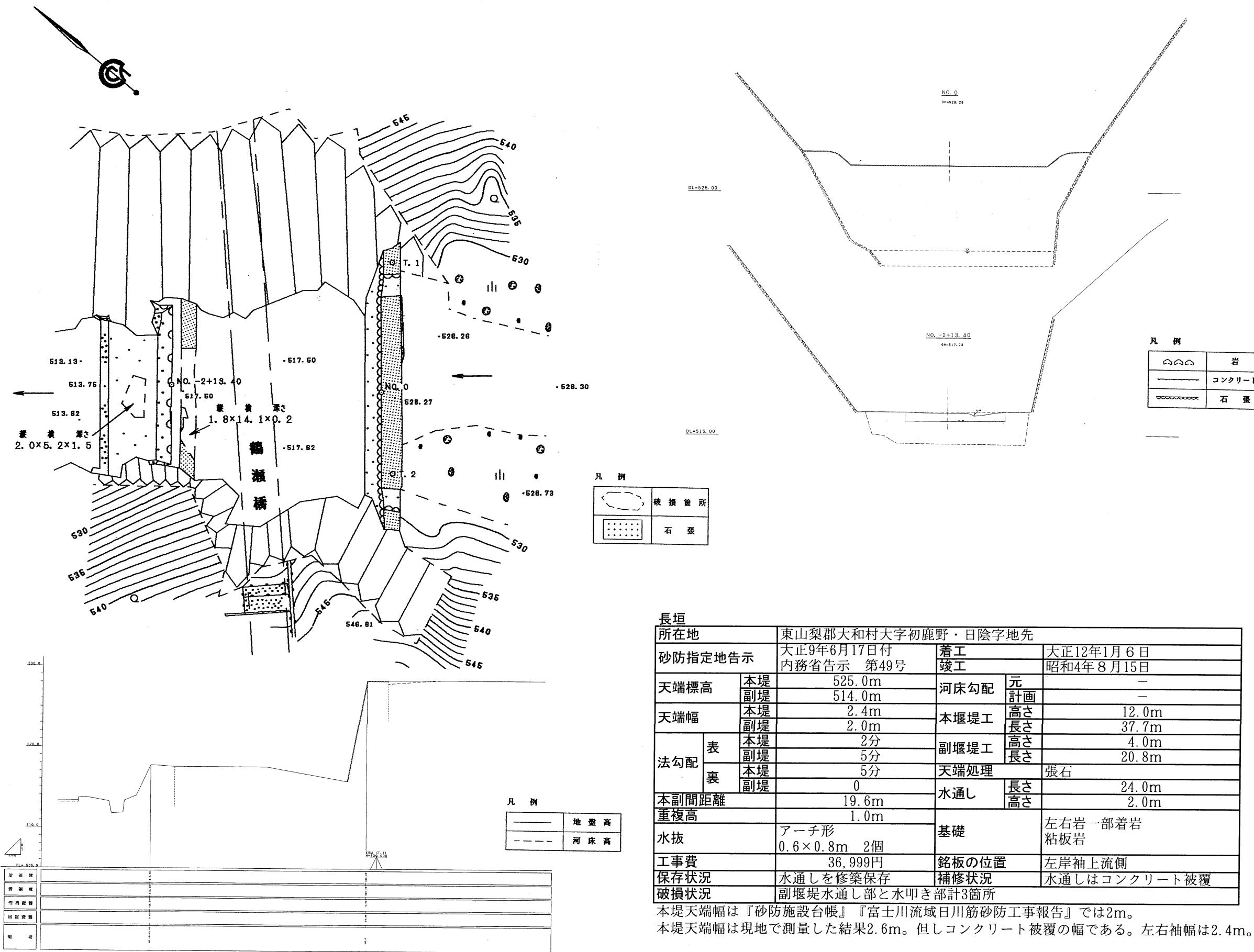
17

平面 正面 側面图  $S = \frac{1}{200}$

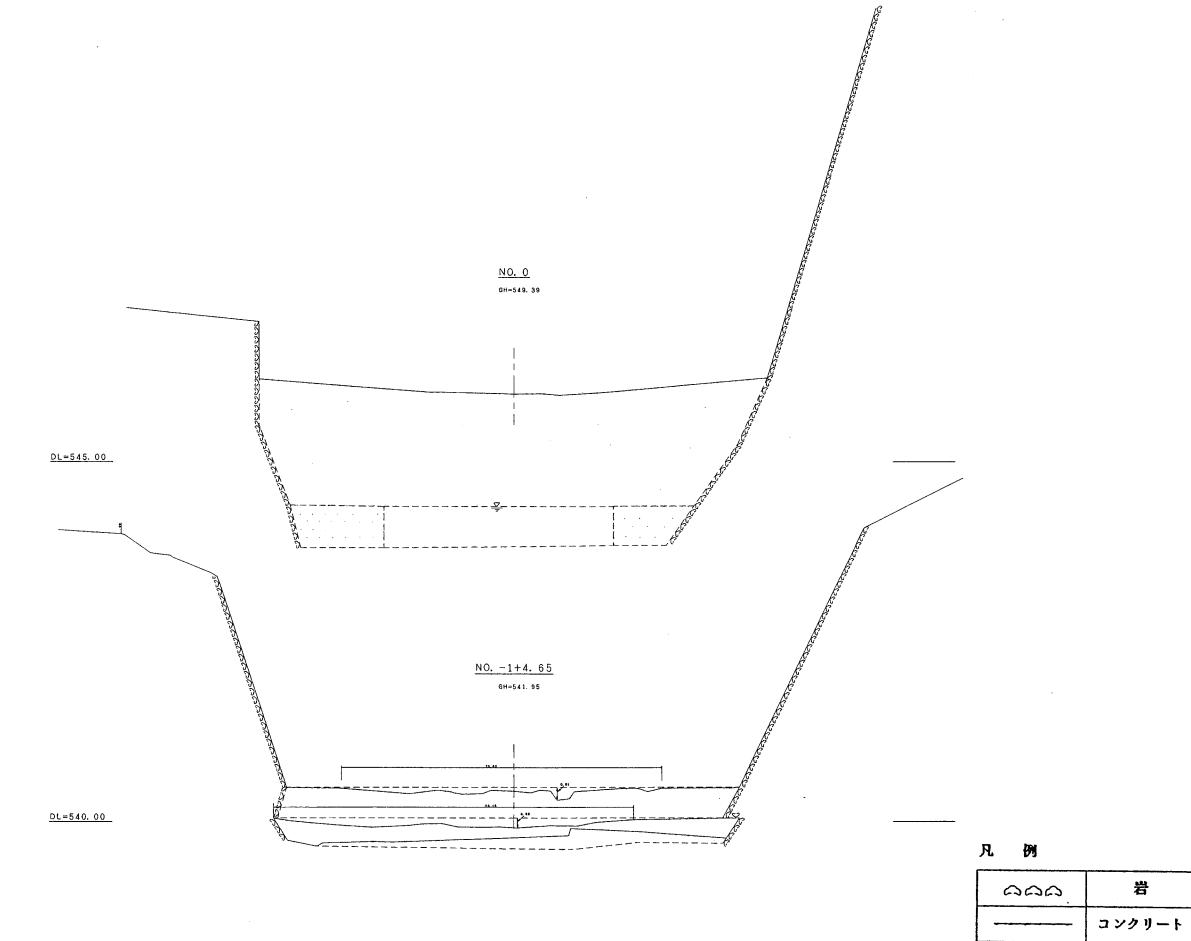
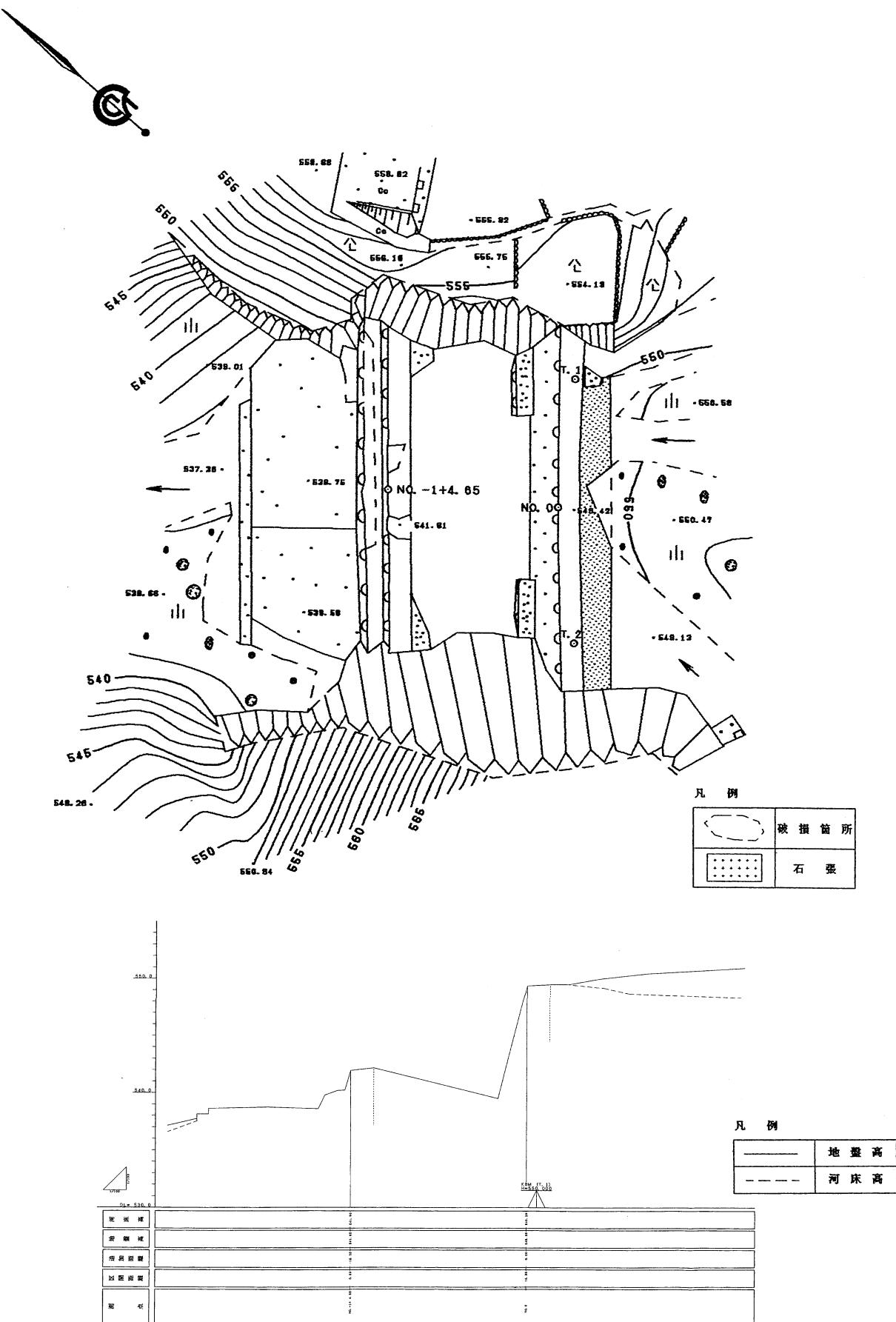
平面图  $\propto S = \frac{1}{1000}$



附図23 一之畠堰堤（『砂防施設台帳 御勅使川、日川、大柳川、小柳川』富士川砂防工事事務所より）



附図24 長垣堰提 現況図



### 鶴瀬

所在地		東山梨郡大和村大字鶴瀬・日陰字地先		
砂防指定地告示		大正9年6月17日付 内務省告示 第49号	着工 竣工	大正9年10月1日 昭和4年1月31日
天端標高	本堤	555.71m	河床勾配	元 計画
	副堤	—		1/11 1/20
天端幅	本堤	2.0m	本堰堤工	高さ 長さ
	副堤	—		9.1m 31.8m
法勾配	表	3分	副堰堤工	高さ 長さ
	裏	—		— —
本副間距離		3分	天端処理	張石
重複高		—	水通し	長さ 高さ
水抜		アーチ形 0.6×0.8m 7個	基礎	左右岩 粘板岩 (硬)
工事費		26,020円	銘板の位置	右岸上
保存状況		コンクリートで前面被覆	補修状況	法面がコンクリート被覆
破損状況		堰堤前面のコンクリート部分2箇所		

本堤天端幅は『日川砂防工事』は9尺、両岸取り付け箇所は7尺2寸。

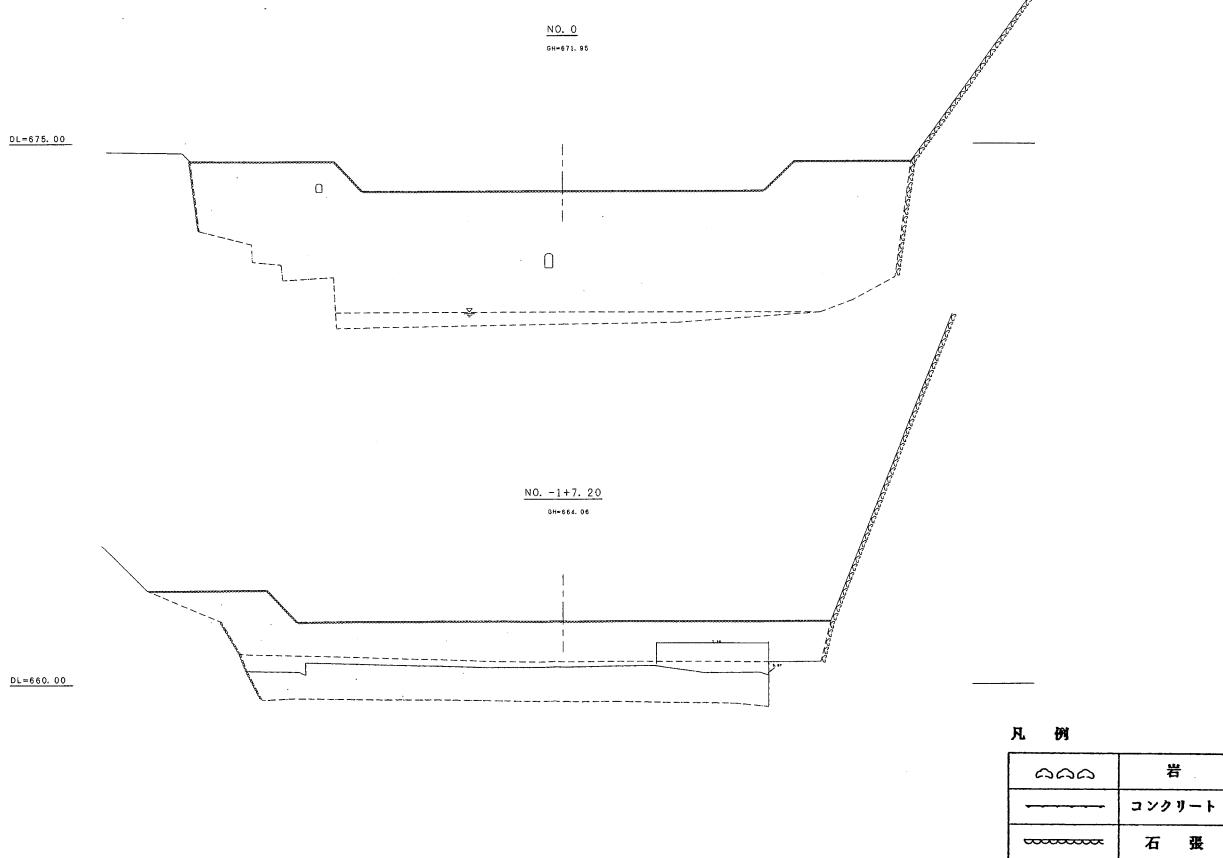
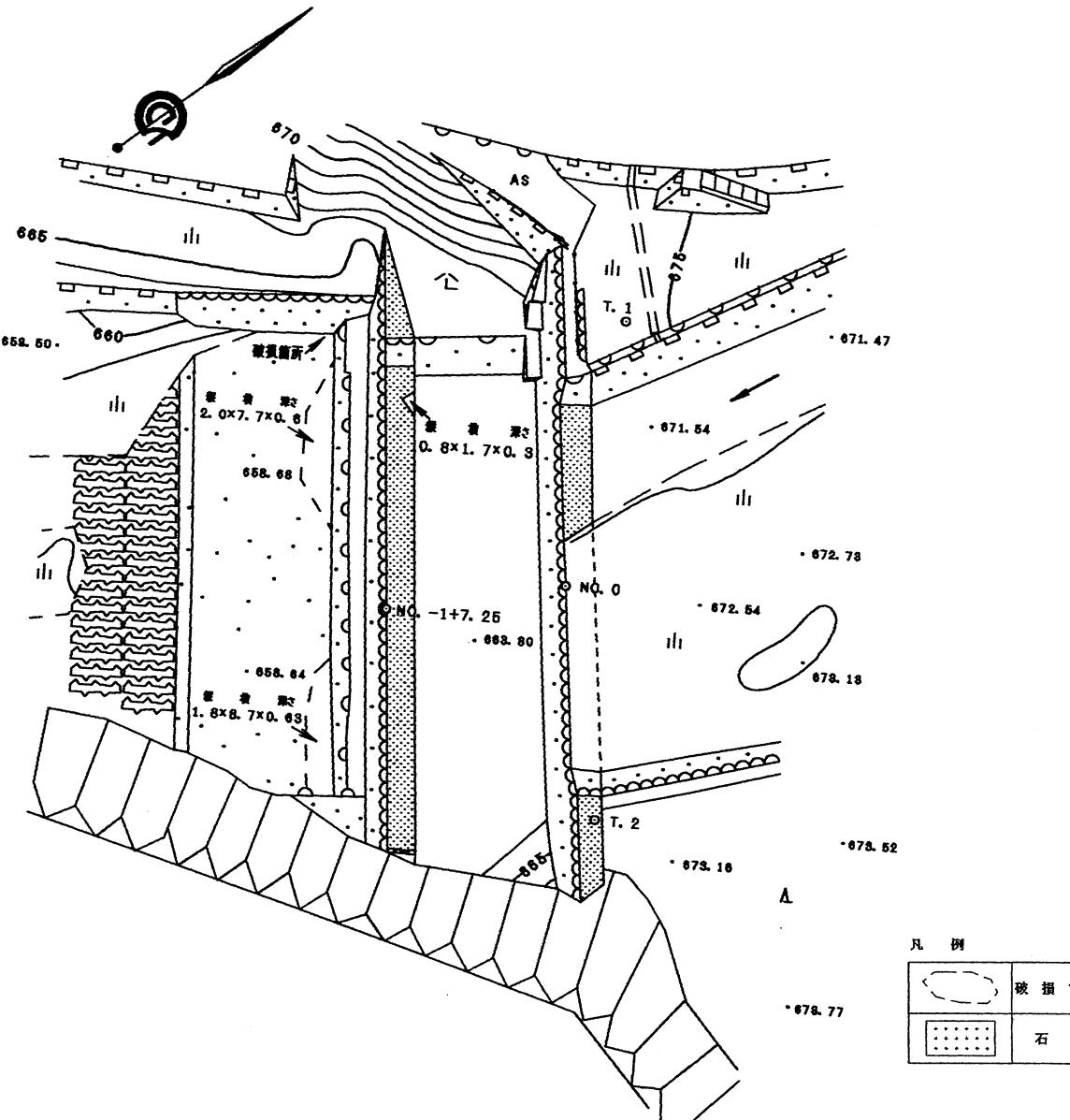
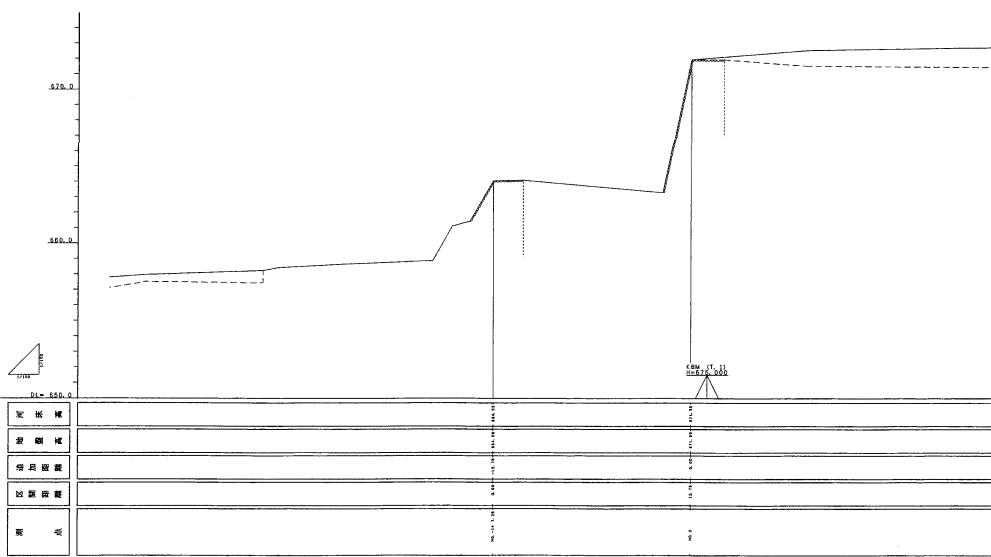
本堤天端幅は『富士川流域日川筋砂防工事報告』は2.7m。

本堤長さは『日川砂防工事』では20間。

本堤天端幅は現地で実測した結果、中央部の石張部は2.7m、左右袖部は2.4m。

前面コンクリート被覆の幅は2mであるため、現在は中央部で4.7m。左右袖部で4.4m。

附図25 鶴瀬堰堤 現況図



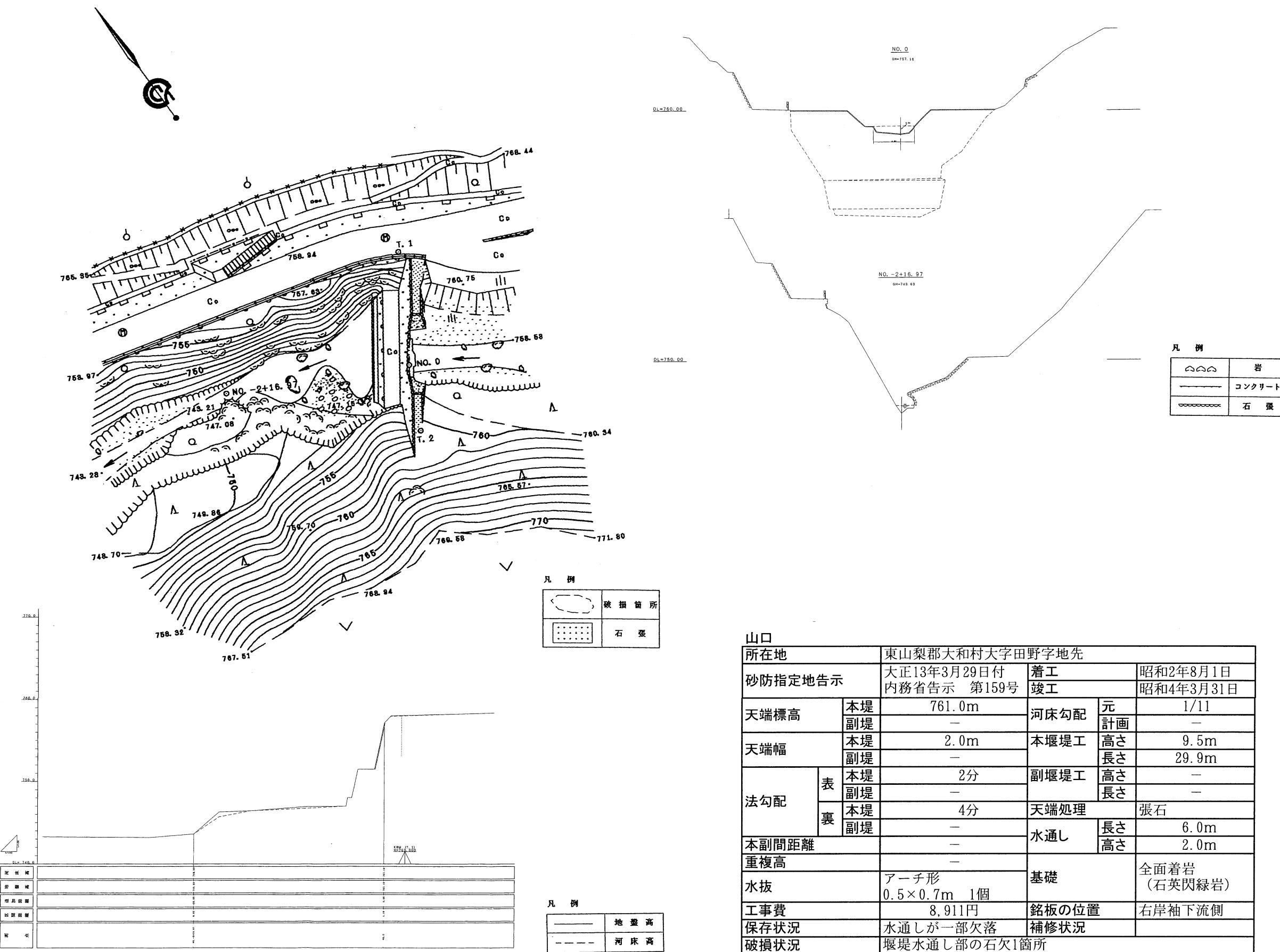
凡例	
△△△	岩
—	コンクリート
~~~~~	石張

### 丸林

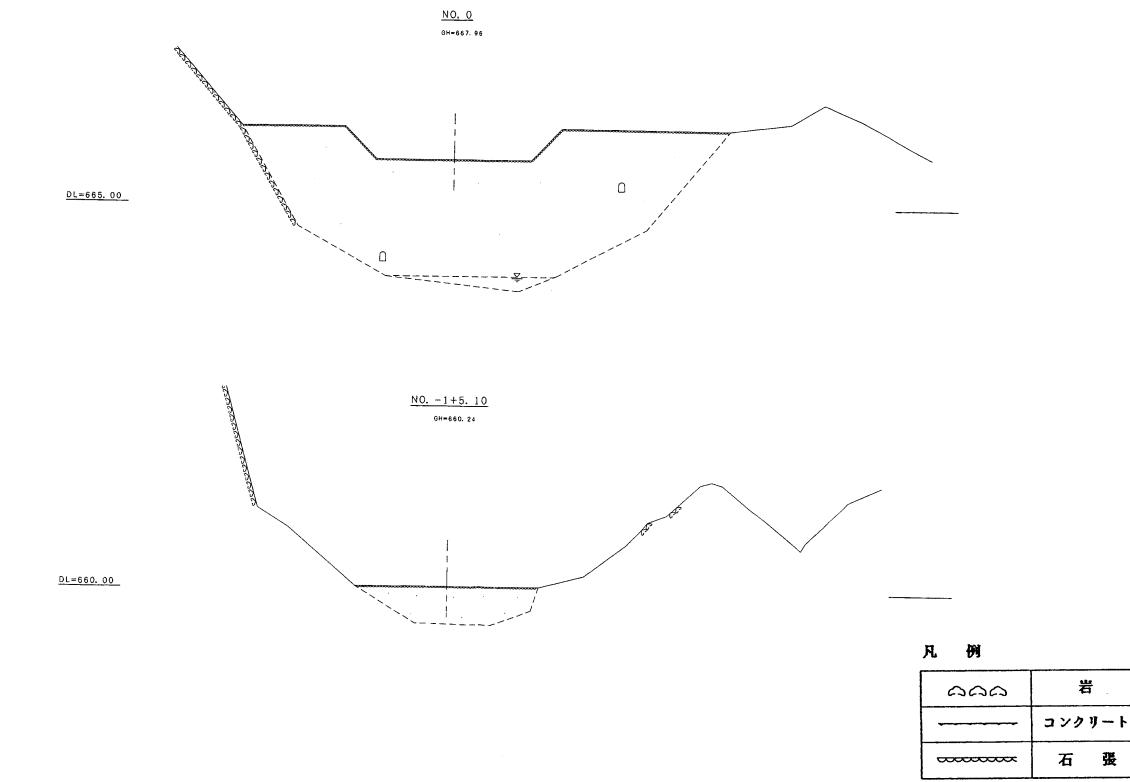
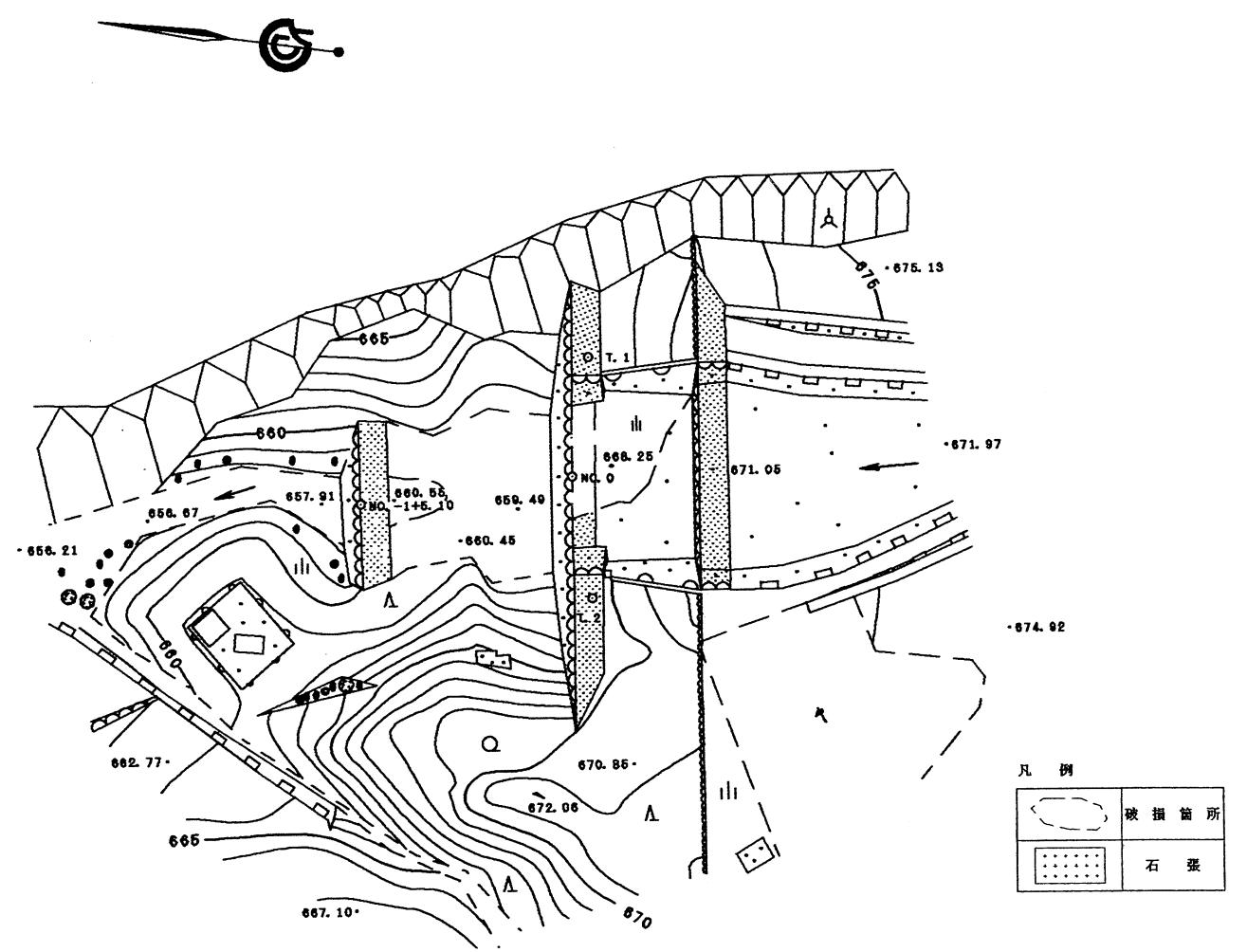
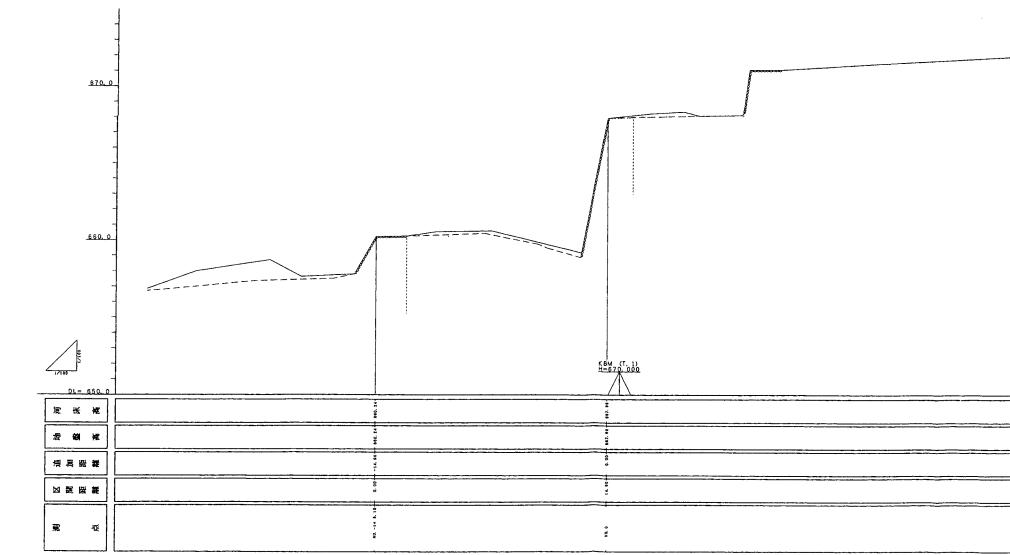
所在地	東山梨郡大和村大字初鹿野字地先		
砂防指定地告示	大正13年3月29日付 内務省告示 第159号	着工 竣工	大正15年9月10日 昭和5年5月31日
天端標高	本堤 673.0m 副堤 664.0m	河床勾配 計画	1/14 1/20
天端幅	本堤 2.0m 副堤 2.0m	堰堤工 長さ	11.2m 50.9m
法勾配	表 2分 裏 5分	副堰堤工 高さ 長さ	3.5m 43.1m
	本堤 4.5分 副堤 0	天端処理 長さ	張石 26.0m
本副間距離	8.0m	水通し 高さ	2.0m
重複高	2.8m		
水抜	アーチ形 0.4×0.4m 1個 0.6×0.8m 3個	基礎	左右岩 (一部着岩) 石英閃綠岩
工事費	34,790円	銘板の位置	右岸袖下流側
保存状況	良好	補修状況	副堤の一部コンクリート被覆
破損状況	副堰堤水通し部と水叩き部、副堰堤下流右岸護岸の石垣計5箇所		

重複高は『砂防施設台帳』図面と『富士川流域日川筋砂防工事報告』では2.2m。

附图26 丸林堰堤 現况图



附図27 山口堰堤 現況図

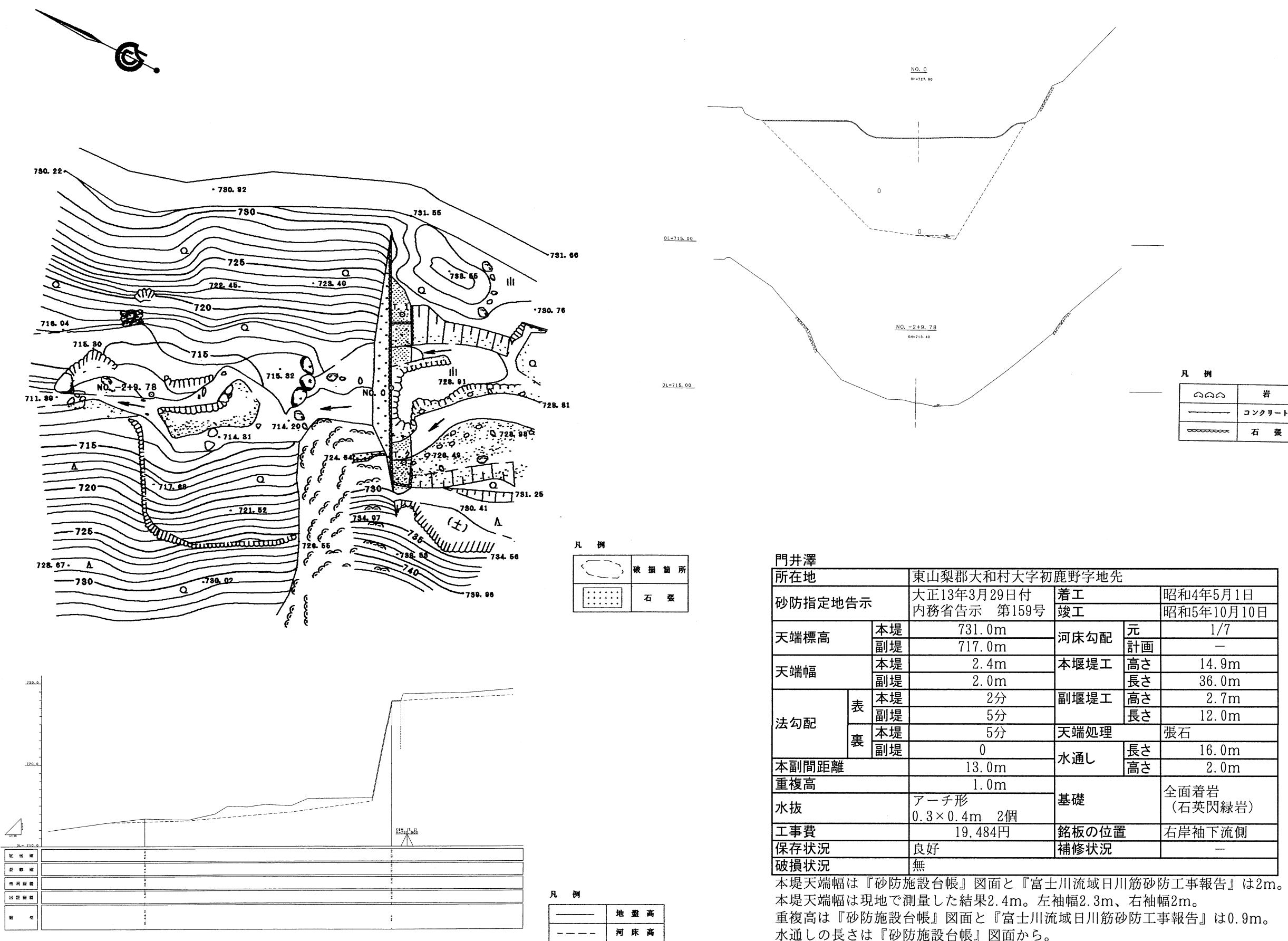


### 棚小屋澤

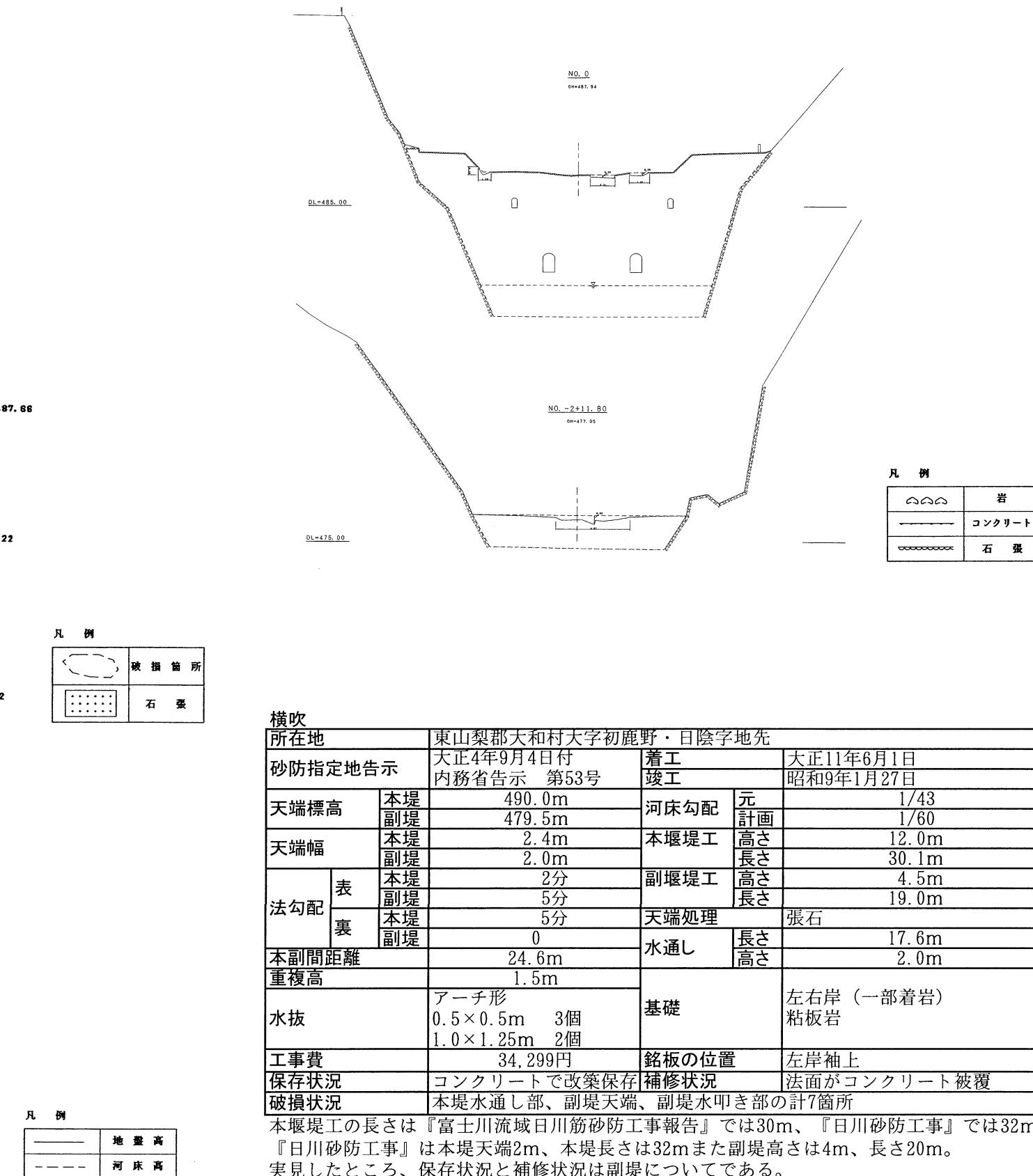
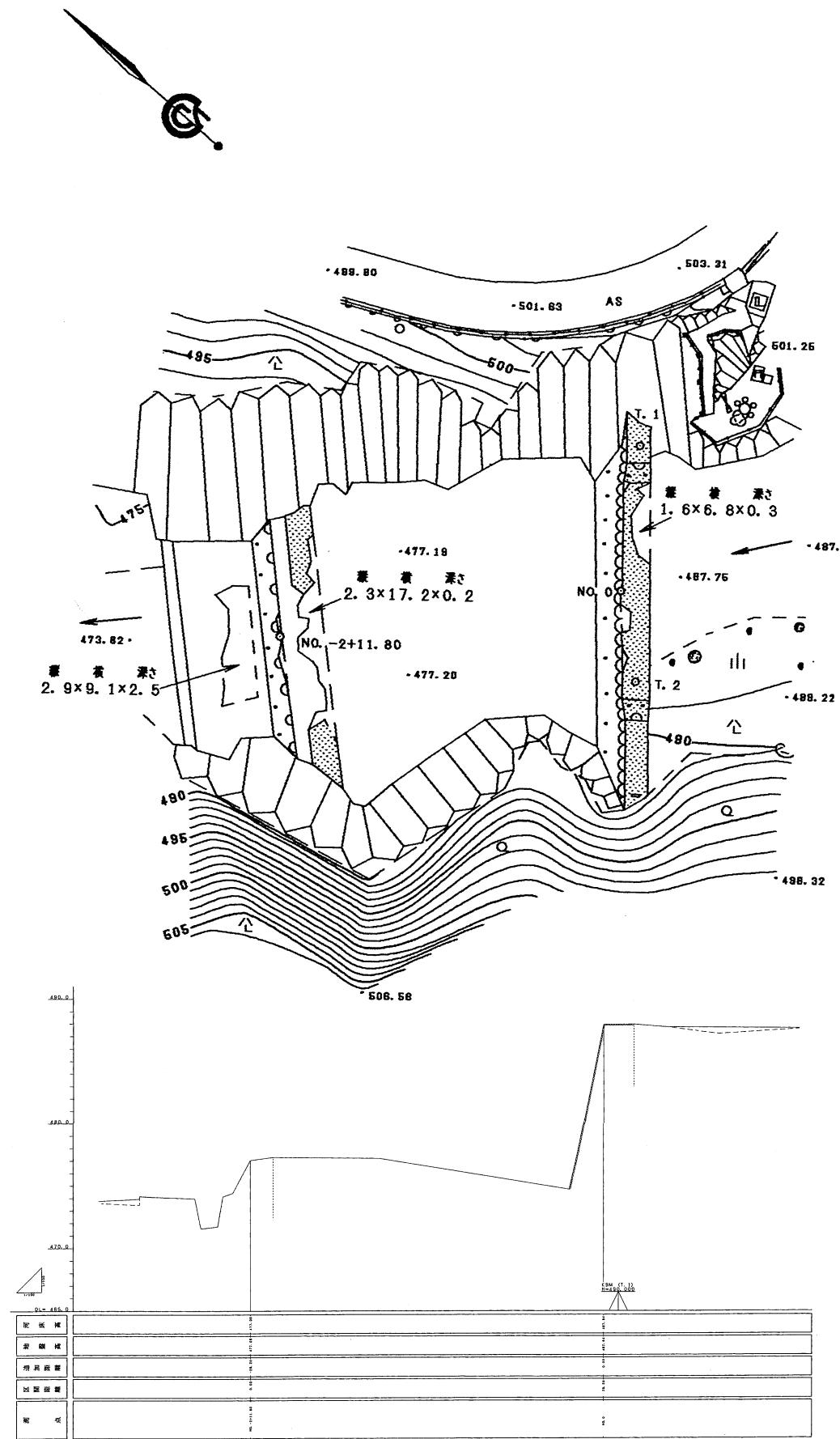
所在地		東山梨郡大和村大字初鹿野字地先			
砂防指定地告示		大正9年6月17日付 内務省告示 第49号	着工 竣工	昭和3年6月1日 昭和6年6月15日	
天端標高	本堤	674.0m	河床勾配 元	1/16	
	副堤	666.1m	計画	—	
天端幅	本堤	2.4m	本堰堤工 高さ	9.9m	
	副堤	2.0m	長さ	34.4m	
法勾配	表	本堤	2分	副堰堤工 高さ	3.0m
		副堤	5分	長さ	17.8m
	裏	本堤	4.5分	天端処理	張石
		副堤	0	水通し 長さ	10.0m
本副間距離		13.0m	高さ	2.0m	
重複高		2.0m	基礎	右岸一部着岩 (石英閃綠岩)	
水抜		アーチ形 0.3×0.4m 1個 0.5×0.5m 1個			
工事費		20,337円	銘板の位置	左岸袖下流側	
保存状況		良好	補修状況		
破損状況		無			

本堤天端幅は『砂防施設台帳』図面と『富士川流域日川筋砂防工事報告』は2m。  
本堤天端幅は現地で測量した結果2m。

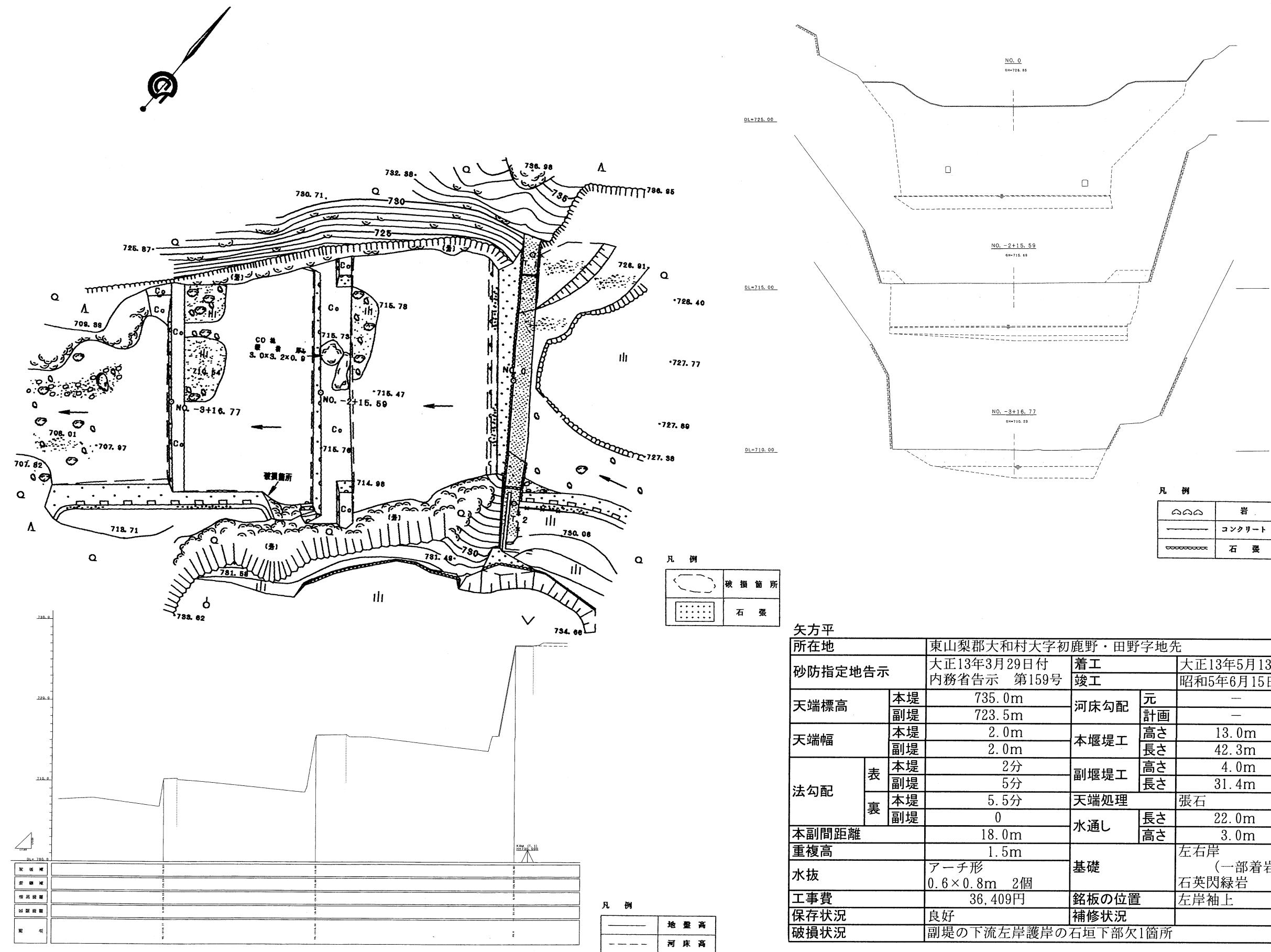
附图28 棚小屋澤堰提 現况图



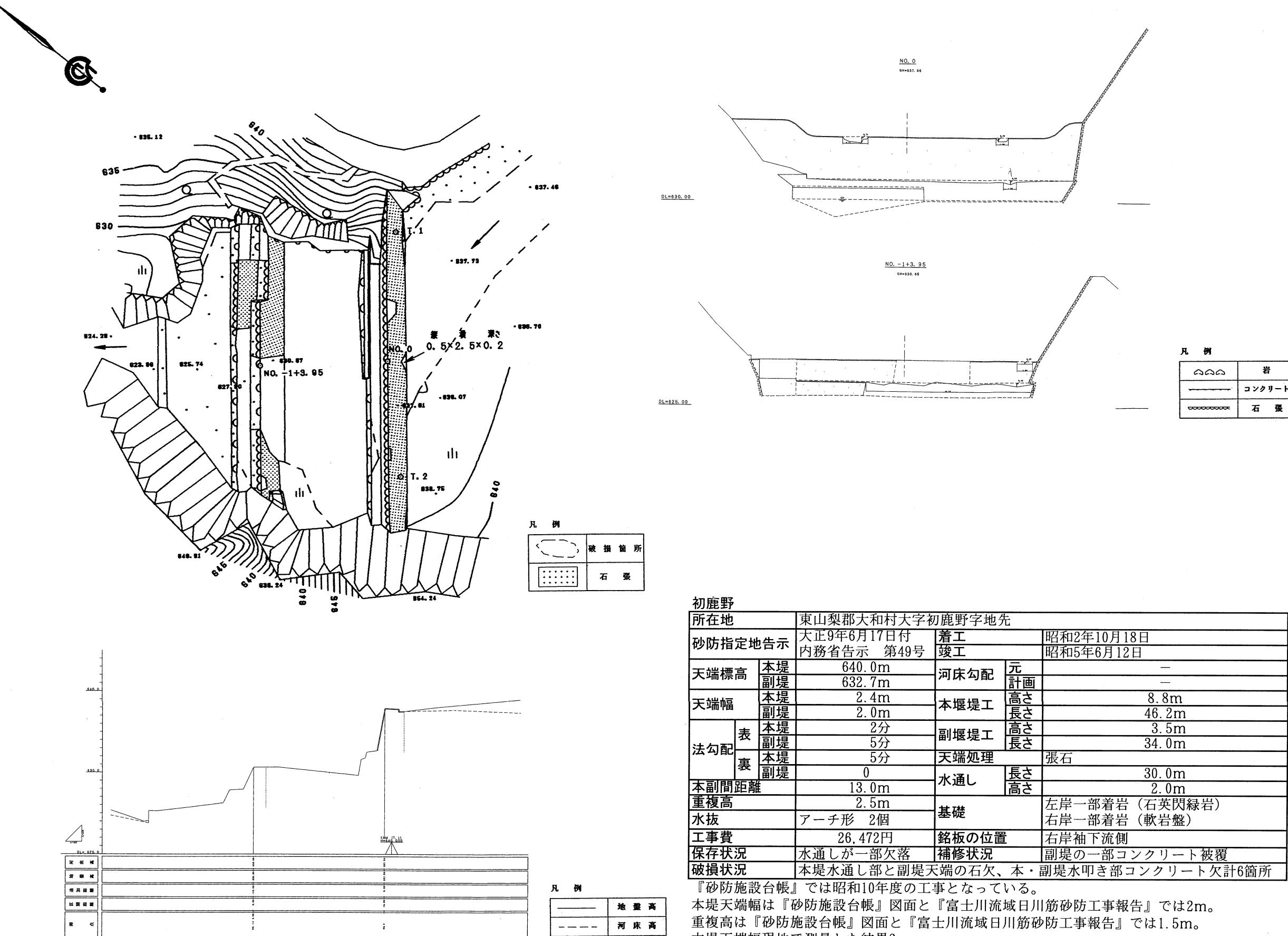
附图29 門井澤堰提 現況図



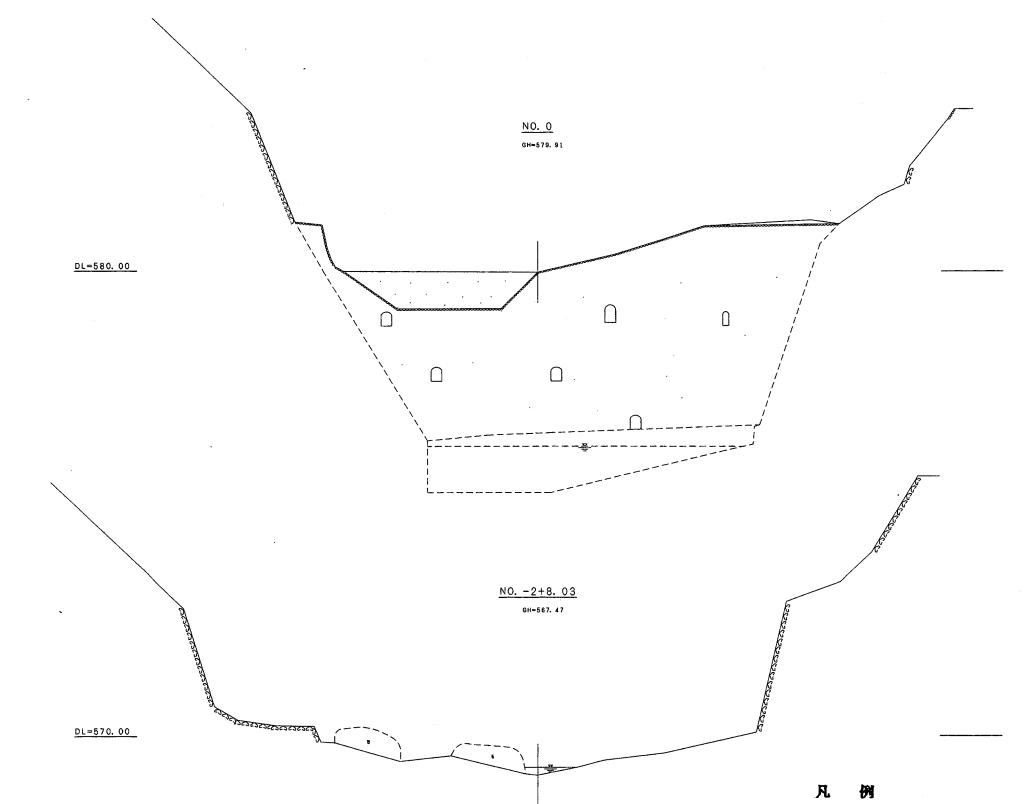
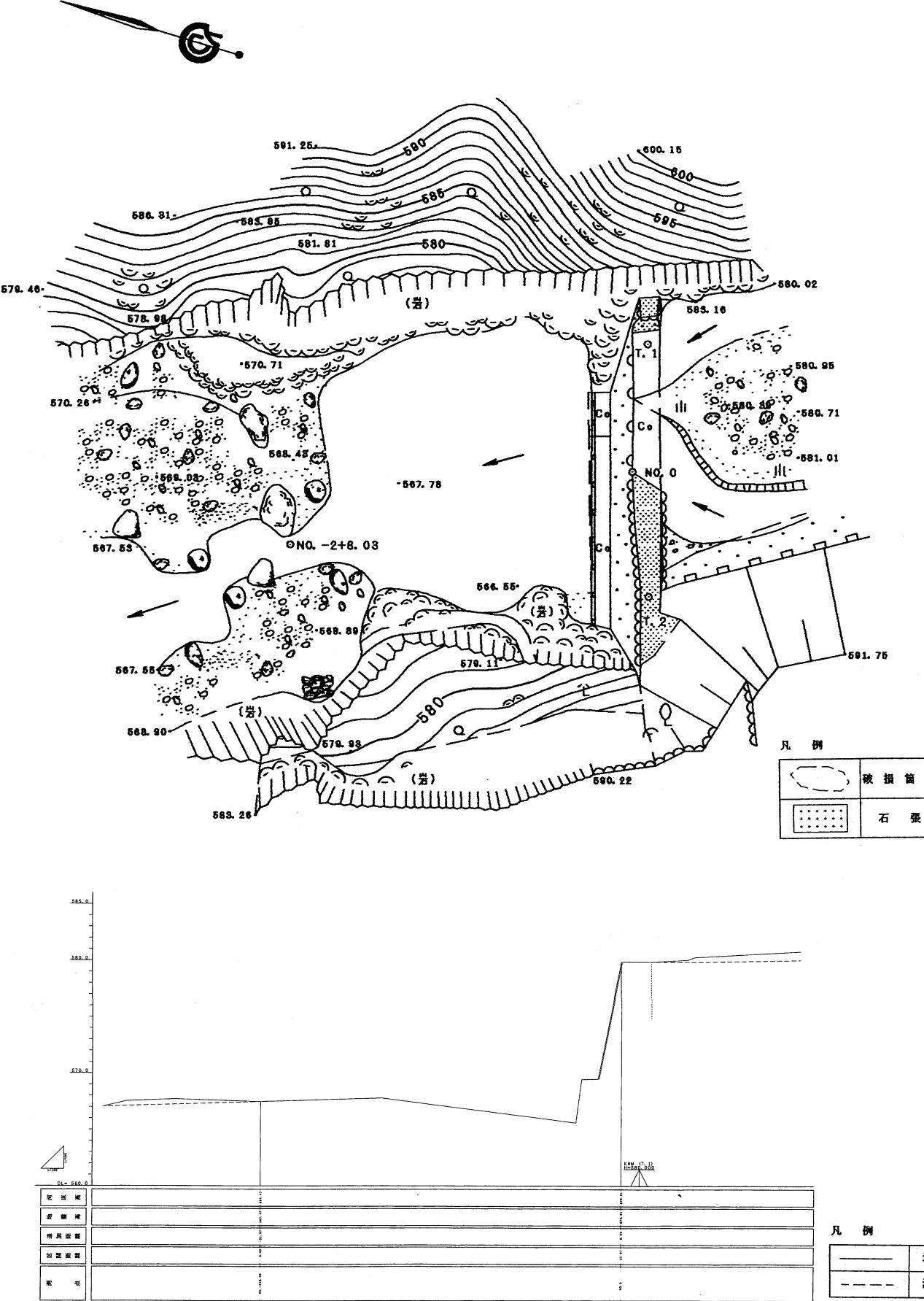
附図30 横吹堰提 現況図



附図31 矢方平堰堤 現況図



附图32 初鹿野堰 現況図



凡例

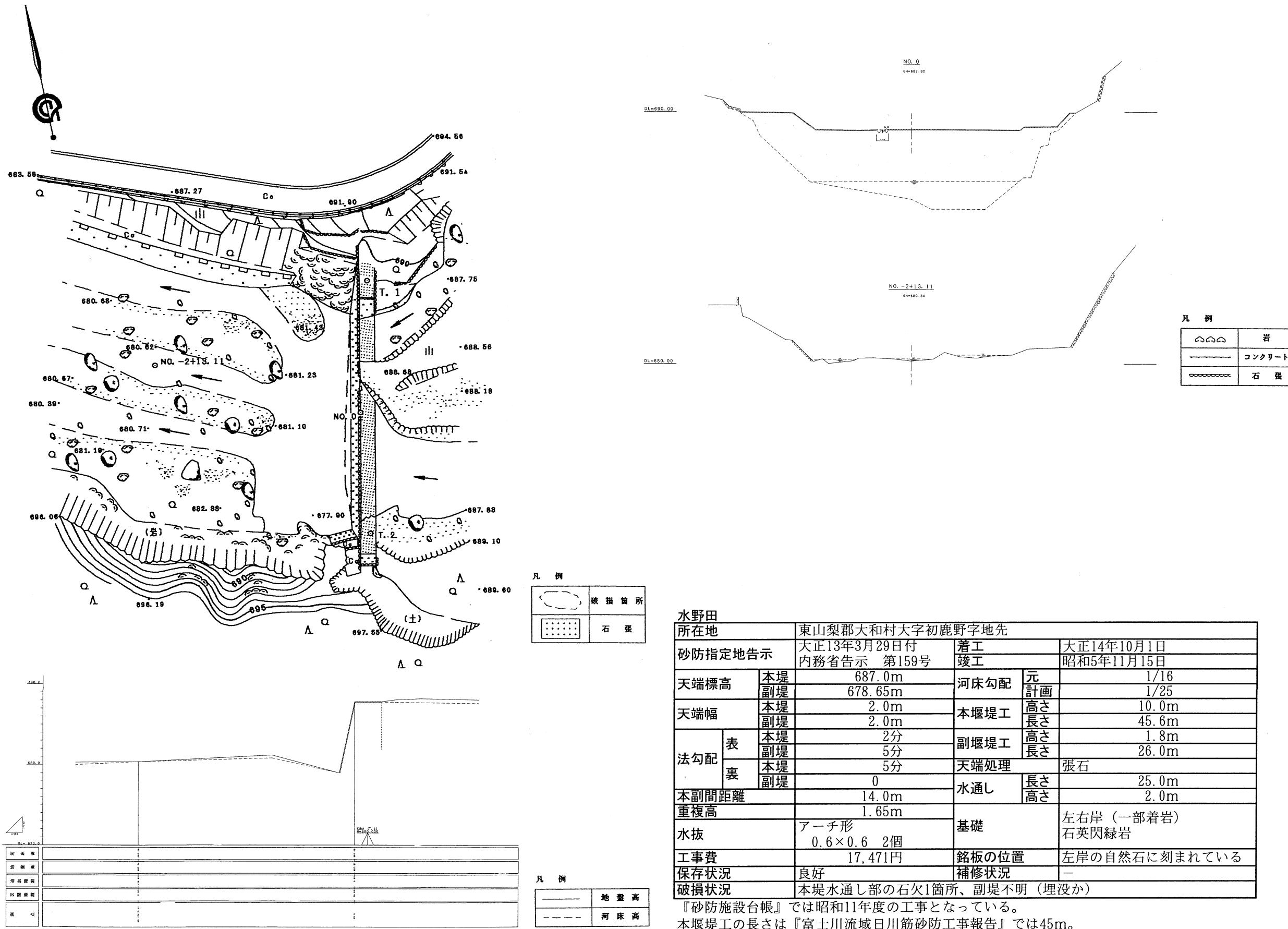
△△△	岩
——	コンクリート
~~~~~	石張

### 駒飼

所在地	東山梨郡大和村大字鶴瀬・日陰字地先		
砂防指定地告示	大正9年6月17日付 内務省告示 第49号	着工 竣工	大正9年3月1日 昭和6年6月30日
天端標高	本堤 577.27m 副堤 —	河床勾配 元 計画	1/22 1/30
天端幅	本堤 2.7m 副堤 —	本堰堤工 高さ 長さ	10.91m 37.8m
法勾配	表 2分 副堤 —	副堰堤工 高さ 長さ	— —
裏	本堤 4.8分 副堤 —	天端処理 張石	—
本副間距離	—	水通し 長さ 高さ	24.2m 3.64m
重複高	—	基礎	全面着岩 (石英閃綠岩)
水抜	アーチ形 0.6×0.8m 9個	銘板の位置	不明
工事費	26,851円	保存状況	水通しを修築保存 補修状況
保存状況	水通しを修築保存	水通しを水平のコンクリートで被覆	
破損状況	無		

『砂防施設台帳』では昭和11年度の工事となっている。  
着工は、『富士川流域日川砂防工事報告』では、大正9年10月1日、『論説報告日川砂防工事』  
大正10年2月となっている。  
本堤長さは『日川砂防工事』で20間。

附図33 駒飼堰堤 現況図



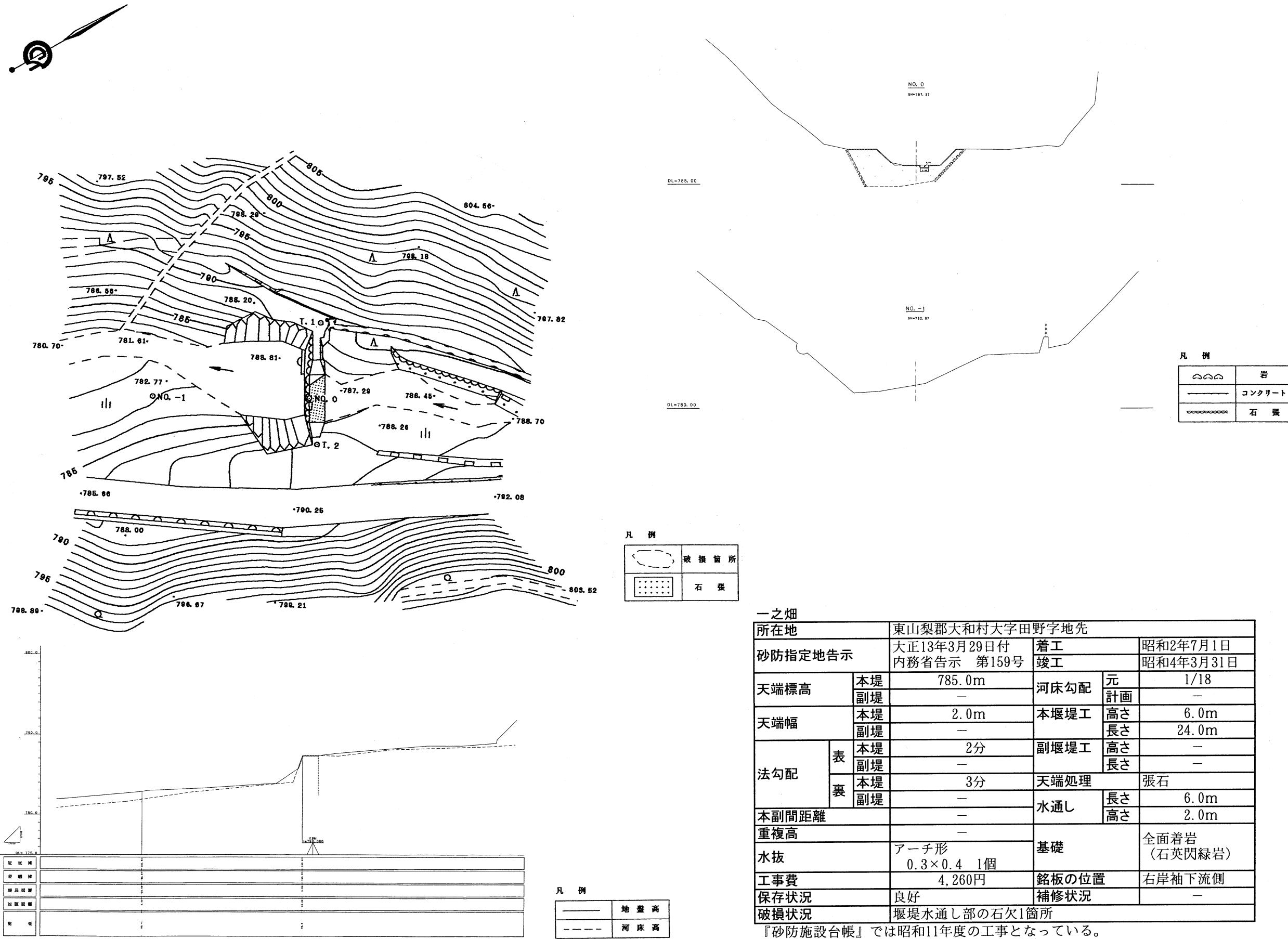
### 水野田

所在地	東山梨郡大和村大字初鹿野字地先		
砂防指定地告示	大正13年3月29日付 内務省告示 第159号	着工 竣工	大正14年10月1日 昭和5年11月15日
天端標高	本堤 687.0m 副堤 678.65m	河床勾配 計画	元 1/16 1/25
天端幅	本堤 2.0m 副堤 2.0m	本堰堤工 長さ	10.0m 45.6m
法勾配	表 2分 副堤 5分	副堰堤工 高さ 長さ	1.8m 26.0m
裏	本堤 5分 副堤 0	天端処理 水通し 長さ 高さ	張石 25.0m 2.0m
本副間距離	14.0m		
重複高	1.65m		
水抜	アーチ形 0.6×0.6 2個	基礎	左右岸(一部着岩) 石英閃緑岩
工事費	17,471円	銘板の位置	左岸の自然石に刻まれている
保存状況	良好	補修状況	—
破損状況	本堤水通し部の石欠1箇所、副堤不明(埋没か)		

『砂防施設台帳』では昭和11年度の工事となっている。

本堰堤工の長さは『富士川流域日川筋砂防工事報告』では45m。

附図34 水野田堰堤 現況図



附図35 一之畠堰堤 現況図